

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

都道府県等における次期社会的養育推進 計画の策定推進等に向けた調査研究

報告書

令和6（2024）年3月



早稲田大学

目次

要旨	1
第Ⅰ章 調査研究の概要	2
1. 背景・目的	2
2. 実施内容	2
3. 実施体制	3
4. 結果の公表方法	4
第Ⅱ章 地域の実態把握や見込み量の算出方法等の整理	5
1. 概要	7
2. 有識者インタビュー調査結果	8
3. 小括	5 0
第Ⅲ章 現行計画に基づく取組状況の評価・検証（令和4年度分）	5 3
1. 概要	5 3
2. 都道府県社会的養育推進計画に基づく取組状況調査結果	5 4
3. 児童相談所の強化等に向けた取組に関するデータ	1 8 0
第Ⅳ章 計画策定に向けた意見交換会の開催	1 9 2
1. 概要	1 9 2
2. 実施結果	1 9 4
3. 小括	2 0 0
第Ⅴ章 総括 —「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標等の取りまとめ—	2 0 1
第Ⅵ章 総合考察	2 4 2
第Ⅶ章 資料編	2 4 8
1. 措置解除統計シート	2 4 8
2. 現行計画に基づく取組状況の評価・検証（令和4年度分）：調査票	2 5 0
3. 次期社会的養育推進計画の策定に向けた意見交換会：配布資料	2 7 0
(1) 行政説明	2 7 0
(2) 新たな策定要領の各項目に関する施策・取組	2 7 8
(3) 新たな策定要領の重要項目に関する講義	2 9 3

要旨

各都道府県等は、国が示した策定要領に沿って社会的養育推進計画を策定し、令和2年度から計画に基づいて施策・取組を推進している。本調査研究は、次期社会的養育推進計画の策定において都道府県等の取組をより推進するための「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標や留意事項を検討するとともに、現行計画に基づく取組状況の評価・検証、策定時及びその後の取組に必要となる自治体担当者間のネットワーク形成や先進自治体の好事例の紹介等を行うことを目的として実施した。

第II章「地域の実態把握や見込み量の算出方法等の整理」では、「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標や留意事項について、有識者等へのインタビュー調査を実施した。数多くの指標や留意事項が語られたことに加えて、「予防的支援による家庭維持」、「家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念」など基本となる理念に基づいて一体的に施策を推進することや、資源整備については量的側面のみならず質的側面の確保が重要であることも指摘された。

第III章「現行計画に基づく取組状況の評価・検証」では、令和4年度分の現行計画に基づく各自治体の取組状況の実態把握を目的としてアンケート調査を実施した。社会的養育推進計画策定済み自治体（合計78箇所）へ調査票をメール送付し、得られたデータを集計して取りまとめた上で、策定要領における各記載項目ごとに評価・検証に関する総括を記した。また、児童相談所強化に関する項目は、こども家庭庁からの提供データをもとに、同様の取組状況の評価・検証を行なった。

第IV章「計画策定に向けた意見交換会の開催」では、各都道府県等の計画策定担当者等へ、次期計画策定の際に必要な担当者間の横のつながりを作る場の提供や次期策定要領の重要項目に関する講義、現状の取組状況や課題等を話し合う場の提供等を目的として実施した。東京会場、大阪会場、福岡会場で各1回ずつ開催し、49自治体から82名の参加を頂いた。プログラムでは、先進的な自治体の取組の共有や次期推進計画の策定に関する講義、各自治体の現状や課題に関するグループワーク等を実施した。理念としてのパーマネンシー保障の重要性が各自治体の計画策定担当者に理解された点が開催の意義として挙げられるが、今後の計画策定に向けては各自治体へさらなるサポート体制が必要であることも示唆された。

第V章「総括」では、「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標や留意事項について、有識者インタビューや自治体アンケートの結果や検討委員会における協議等、多様な関係者による意見を踏まえて取りまとめを行なった。

第VI章「総合考察」では、各調査や委員による議論を踏まえてまとめた結果を計画策定に活かすため、各章の理解や活用方法について示した。また、社会的養育推進計画の軸となるパーマネンシー保障についての理解をさらに深めるとともに、各項目に関連した留意事項について今後各地・ケースでの議論に役立つようまとめた。今後策定される社会的養育推進計画を「こどものために」で終わらせず「こどもとともに」へ繋げるために必要な、こどもの声を聴き反映させることと、成果を客観的に評価することについては、その必要性が策定要領にも示されており、各自治体の実践に期待する。

第 I 章 調査研究の概要

1. 背景・目的

平成 28 年改正児童福祉法に子どもが「権利の主体」であることと家庭養育優先原則が明記され、その理念の実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標を示す「新しい社会的養育ビジョン」が平成 29 年に取りまとめられた。また、令和 4 年改正児童福祉法において新たに意見表明等支援事業や妊産婦等生活援助事業、親子再統合支援事業等が法律上位置づけられ、市区町村の家庭支援強化、さらに里親支援センターの創設、社会的養護経験者等に対する支援が明確にされた。この間、各都道府県等において国が示した策定要領に沿って社会的養育推進計画が策定され令和 2 年度から実践が始まった。令和 6 年度に期末を迎え、令和 7 年度から 5 年間の次期計画が各都道府県等で策定される。

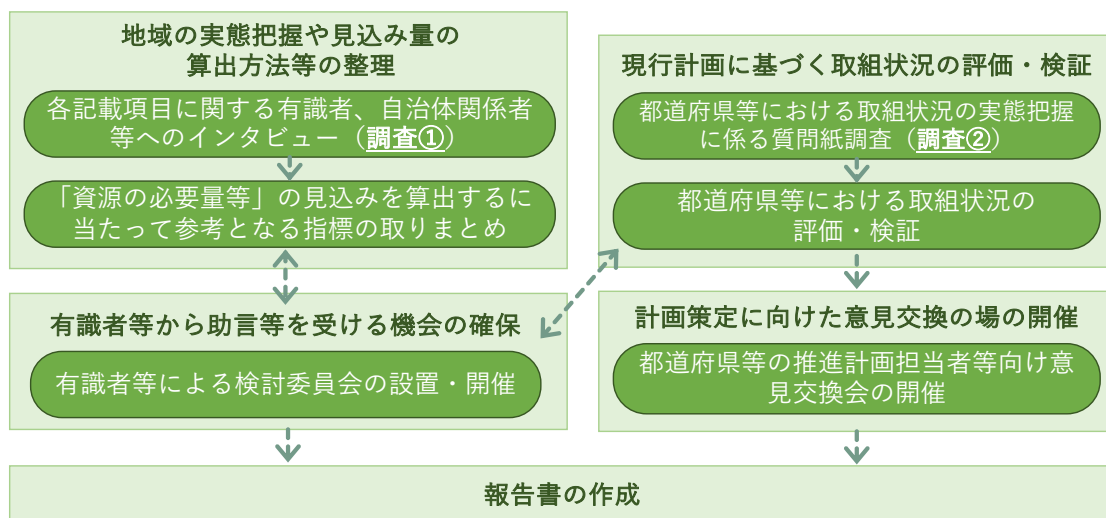
昨年度、本学が実施した調査研究では、現行の社会的養育推進計画に基づく取組の実態を分析・評価し、各自治体の実情も踏まえて、次期社会的養育推進計画の記載内容や指標の在り方を検討した。調査結果では、現行の里親数や施設数に加えて、児童家庭支援センターや里親支援機関等の設置数、子どもの権利擁護事業量や市区町村における家庭支援事業量など多様な整備目標が示されており、これらの項目について各地域の実態に則した見込み量の算出が課題となっている。また昨年度同様の調査研究で実施した自治体担当者へのアンケート調査では、社会的養育推進計画の策定における担当者間の横のつながりの形成や助言・コンサルテーションが求められるなど、都道府県等への充実したサポート体制の必要性が示唆されている。

このため、本事業では、次期社会的養育推進計画の策定において都道府県等の取組をより推進するための「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標や留意事項を検討するとともに、現行計画に基づく取組状況の評価・検証、策定時及びその後の取組に必要となる自治体担当者間のネットワーク形成や先進自治体の好事例の紹介等を行うことを目的として実施する。

2. 実施内容

本調査研究は、各調査を以下の流れで実施した。

図表 I - 1 本調査研究の実施フロー



(1) 地域の実態把握や見込み量の算出方法等の整理（調査①）

次期社会的養育推進計画において計画的な整備方針を定めるために必要となる、地域の実態把握や見込み量の算出方法等について、次期策定要領に示される各記載項目の知見を有する有識者、自治体関係者等へインタビュー調査を行った。そして、調査結果を踏まえて、各記載項目間の関連性も考慮しつつ、社会的養育推進計画の全体を通して「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標や留意事項の取りまとめを行った。

(2) 現行計画に基づく取組状況の評価・検証（調査②）

厚生労働省子ども家庭局が実施した「都道府県社会的養育推進計画に基づく取組状況調査」を参考に、調査の継続性や回答者の負担感軽減に留意しつつ、現行計画に基づく各自治体の取組状況の実態把握を行った。そして、調査結果を集計データとして取りまとめた上で、後述する検討委員会での協議等を踏まえて、都道府県等における取組状況の評価・検証を行った。

(3) 計画策定に向けた意見交換会の開催

各都道府県等が次期社会的養育推進計画の策定の際に必要な、担当者間の横のつながりを作る意見交換の場の提供や策定要領の重要事項に関する講義の実施、現状の取組状況や課題等を話し合う場の提供等を目的として、各地域に分かれた意見交換会を行った。

(4) 有識者等から助言等を受ける機会の確保

各調査の方法論、実施内容、結果の分析・評価等に関して専門的な観点から助言を受けることを目的として、学識経験者、社会的養護経験者および自治体関係者等による検討委員会を設置・開催した。

(5) 報告書の作成

上記の調査結果や意見交換会の開催報告を取りまとめる報告書を作成した。

3. 実施体制

(1) 検討委員会の設置・開催

学識経験者、社会的養護経験者および自治体関係者等による検討委員会を設置・開催し、調査や分析等に関する助言を頂いた。

【構成委員（敬称略・五十音順）】

- 相澤 仁 大分大学福祉健康科学部
- 河野 洋子 大分県こども・女性相談センター
- 澁谷 昌史 関東学院大学社会学部
- 永野 咲 武蔵野大学人間科学部
- 畑山 麗衣 NPO 法人 IFCA、NPO 法人 Giving Tree
- 福井 充 福岡市こども未来局こども家庭課
- 藤林 武史 西日本こども研修センターあかし

- 安留 昭人 山梨県中央児童相談所
- 三輪 清子 明治学院大学社会学部

(2) 検討委員会の開催概要

検討委員会に関しては、以下の流れで開催した。

図表 I-2 開催概要

回・日時	主な議題
第1回 8月24日	・委員会の目的、趣旨、調査研究のスケジュールの共有 ・調査②(アンケート調査)における調査項目案の検討
第2回 11月27日	・調査①(インタビュー調査)の対象者の検討 ・調査②(アンケート調査)の実施スケジュールの確認 ・調査③(意見交換会)の開催概要の検討
第3回 2月26日	・調査②(アンケート調査)の結果報告および評価・検証コメントの検討 ・調査①(インタビュー調査)、調査③(意見交換会)の実施状況の報告
第4回 3月7日	・調査①(インタビュー調査)の結果報告および見込み量の算出方法等の検討 ・調査②(アンケート調査)の評価・検証コメントの再検討 ・調査③(意見交換会)の開催報告

(3) 調査研究の実施体制

本調査研究の実施に関しては、早稲田大学社会的養育研究所が担当した。なお、こども家庭庁家庭福祉課の担当者には検討委員会、有識者インタビュー調査など、調査研究全体を通してオブザーバー参加を頂いた。

【調査研究実施主体：早稲田大学社会的養育研究所】

上鹿渡 和宏	早稲田大学社会的養育研究所	所長
中村 豪志	早稲田大学社会的養育研究所	研究助手
佐藤 まゆみ	早稲田大学社会的養育研究所	客員上級研究員
西郷 民紗	早稲田大学社会的養育研究所	客員次席研究員
上村 宏樹	早稲田大学社会的養育研究所	客員次席研究員
横幕 朋子	早稲田大学社会的養育研究所	研究補助者
若森 映枝	早稲田大学社会的養育研究所	研究補助者
半沢 まどか	早稲田大学社会的養育研究所	研究補助者
加藤 綾乃	早稲田大学社会的養育研究所	研究補助者

【オブザーバー：こども家庭庁支援局家庭福祉課】

金子 真路	こども家庭庁支援局家庭福祉課	課長補佐
末武 稔也	こども家庭庁支援局家庭福祉課	分析評価指導専門官（社会的養護専門官）

4. 結果の公表方法

本調査研究の結果については、当研究所ウェブサイト (<https://waseda-ricsc.jp>) において公表する。

第Ⅱ章 地域の実態把握や見込み量の算出方法等の整理

1. 概要

(1) 目的

国が次期社会的養育推進計画策定要領で示した各記載項目のうち、算出が求められる「資源の必要量等」が記載されている項目について、「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標、算出する際の留意事項、各自治体が整備を進める上での留意事項、について具体的に聴取することを目的として実施した。

<留意事項>

※各調査時点において確認できる資料（こども家庭庁「社会的養育・家庭支援部会」第3回資料1、第4回資料4、次期社会的養育推進計画策定要領等）を参照しながら、可能な限り新しい資料に基づいて有識者インタビューを実施した。そのため、一部調査内容が最終的に発出された次期社会的養育推進計画策定要領と異なる点があることに留意する。

(2) 対象者

国が次期社会的養育推進計画で示した各記載項目のうち、算出が求められる「資源の必要量等」が記載されている項目について、知見を有する有識者、自治体関係者等を対象とした

図表Ⅱ－1 有識者インタビュー対象者表

記載項目	対象者名（敬称略・五十音順）	
(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組 (意見聴取・意見表明等支援等)	浦弘文（奈良市子どもセンター） 中村みどり（Children's Views & Voices）	
(3)市区町村の こども家庭支援 体制の構築等 に向けた都道府 県の取組	①市区町村の相談支援 体制の整備に向けた都 道府県の支援・取組	澁谷昌史（関東学院大学社会学部） 橋本達昌（全国児童家庭支援センター協議会、児童家庭支 援センター一陽）
	②市区町村の家庭支援 事業等の整備に向けた 都道府県の支援・取組	牧戸貞（桑名市子ども総合センター）
	③児童家庭支援センタ ーの機能強化及び設置 促進に向けた取組	
(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向 けた取組	赤尾さく美（全国妊娠 SOS ネットワーク） 福井充（福岡市子ども未来局こども家庭課こども福祉係）	
(6)一時保護改革に向けた取組	茂木健司（江戸川区児童相談所一時保護課）	
(7)代替養育を 必要とするこ どものパーマ ネン	①児童相談所における ケースマネジメント体 制の構築に向けた取組	福井充（福岡市子ども未来局こども家庭課こども福祉係） 安留昭人（山梨県中央児童相談所処遇指導課）

シー保障に向けた取組	②親子関係再構築に向けた取組	久保樹里（日本福祉大学社会福祉学部） 鈴木浩之（立正大学社会福祉学部）
	③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	藤林武史（西日本こども研修センターあかし）
(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等	長田淳子（社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院） 中野ひとみ（大分県中央児童相談所里親・措置児童支援課）
	②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	三輪清子（明治学院大学社会学部）
(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	①施設で養育が必要なこども数の見込み	河野洋子（大分県こども・女性相談支援センター）
	②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	
(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組	①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握	畑山麗衣（NPO 法人 IFCA、NPO 法人 Giving Tree） 永野咲（武蔵野大学人間科学部）
	②社会的養護経験者等の自立に向けた取組	
(11)児童相談所の強化等に向けた取組		安部計彦（西南学院大学人間科学部）

(3) 聴取事項

各項目に記載されている各資源に関して、定量的資源は①～③、定性的資源は③について意見や考えを聴取した。

- ①「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標
- ②算出する際の留意事項
- ③各自治体が整備を進める上での留意事項

(4) 実施方法

オンライン形式による半構造化インタビュー

(5) 実施期間

令和5（2023）年11月～令和6年（2024）年3月

2. 有識者インタビュー調査結果

(1) 浦弘文氏：項目2（当事者であるこどもの権利擁護の取組）

■社会的養育に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施件数

○こどもを対象とした、こどもの権利の啓発プログラムの実施

- ・ こどもの権利に関するこども自身への啓発プログラムは、こどもの年齢や発達に応じた内容のもとで、一時保護時や施設入所・里親等委託措置（以下「3号措置」という）時において、基本的に全件実施すべきである。「月に1回、一時保護や3号措置されているこどもを対象に実施する」といった運用では、短期間で退所する一時保護児童等が抜け落ちてしまう危険性があるため、一時保護後、3号措置後速やかに実施すべきである。加えて、3号措置されているこどもについては、繰り返し定期的に（少なくとも年1回は）行うべきである。さらに、可能な限り、児童福祉司等指導（以下「2号措置」という）を行っているこどもに対しても、啓発プログラムを実施すべきである。
- ・ そのため、実施件数の指標としては、一時保護件数及び2号措置・3号措置件数を基準とした上で、これらの件数と啓発プログラムの実施件数の比較により評価・検証を行うことが考えられる。
- ・ なお、啓発プログラムの内容については、一時保護所や施設等内の取組みやルール等に留まるものであってはならない。すなわち、意見箱の設置や意見表明等支援事業の内容だけでなく、こどもの権利条約に基づき、意見表明権は当然のことながら、その他にも虐待されない権利、宗教・信仰の自由、表現の自由なども含めてこどもが理解できるように伝えることが必要である。あくまで、関係職員等が「管理」しやすいように実施するものではなく、こどもの権利擁護の観点から実施するものである点に留意する必要がある。
- ・ 啓発プログラムは、一時保護所や施設等のルールなどを説明するインテークなどとは異なる機会において、「権利教育」という時間を設定して、こどもの権利に特化した面接を個別に実施すべきである。
- ・ こどもに対して意見表明等支援事業に関する説明を行う際も「事業の仕組み」に終始するような説明（例えば、「月に〇回、児童相談所や施設とは関係のない外部の第三者が気持ちを聴いてくれて、それを必要に応じて代弁してくれる。」「伝えてほしくないことは伝えないし、秘密はきちんと守ってくれる」程度の説明）は極めて不十分である。少なくとも「意見表明権」という権利があること、その中の保障の在り方の一つとして「意見表明支援制度」があるという説明をすべきである。すなわち、意見表明等支援員に話を聴いてもらえる、ということだけでなく、自分が同意した部分に限って自分の意見を児童相談所や施設等の関係機関に正確に伝えてくれること、伝えられた自分の意見が正に尊重されること、その後は児童相談所や施設等の職員から自分の意見がどのように考慮されたかのフィードバックを受けることができること、といった（制度自体の説明だけでなく、）意見表明権そのものについての説明を行うことが必要不可欠である。また、権利教育の際には、意見表明権に限らず、広く「こどもの権利」全般についての説明も行うべきである。

○関係職員を対象とした、こどもの権利の研修の実施

- ・ 少なくとも年度当初の異動や新規職員に対する研修（1回／年）だけでなく、2年目以上の職員に対しても研修（1回／年）を、さらには所長や施設長等においても2～3年に1回は研修を受講すべきである。なお、年度当初の新規職員等に対する研修と中堅職員以上に対する研修は兼ねても差し支えない。

- ・ 研修を受講した特定の職員が理解するだけでなく、児童相談所や施設などの関係機関内でこどもの権利を保障するという考え方・組織風土が広まることが重要である。特定の職員が改善を図ろうとしても関係機関の長を含めた他の職員の理解が不十分なままだと、関係機関全体としてこどもの権利を保障することは困難である。そのため、可能な限り関係職員全員が研修を受講すべきである。その際には、職員の全員が一斉に参加することによって現場における通常業務に支障が生じることも想定されるため、複数回を分けて研修を実施し、分散して参加できるようにすることを積極的に検討すべきである。
- ・ 研修内容は、関係職員がこどもから意見を聴くことだけでなく、聞いた意見をどのように受け止め・フィードバックするのかについても含める必要がある。身近な大人である一時保護所職員や施設職員・里親等が誠実にこどもの声に耳を傾け、その意見を正當に尊重し、こどもの最善の利益を第一次的に考慮して決定し、決定後には、こどもの意見がどのように取り扱われたのかについてこども本人が十分に理解・納得できるように適切なフィードバックを行う必要があることを理解するための内容でなければならない。そして、このようなこどもへの向き合い方は、こどもが職員等に直接口頭で意見表明した場合、意見箱等の紙に書いて意見表明した場合、意見表明等支援を通じて意見表明した場合とで異なるところはないことも含めるべきである。
- ・ 研修については、一方的な講義で終わるのではなく、双方向での議論、模擬ケースを用いたシミュレーション（シミュレーションは、意見表明等支援員がこどもから話を聴く場面だけでなく、それを職員に伝える場面、さらには施設内や児童相談所内でその意見を正當に尊重して、こどもの最善の利益を第一次的に考慮して検討・決定する場面、そして、こどもにフィードバックする場面をすべて取り入れた形で行う。）とそれに対する講評といった形の研修が有用であると考えられる。

■意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合

- ・ 意見表明等支援事業は、一時保護や3号措置だけでなく、2号措置中のこどもも対象となると考えられる。他方で、意見表明等支援事業を実施するすべての自治体が一時保護中・3号措置中・2号措置中の全てのこどもを対象に事業を開始することは少ないと思われる。本来は、すべてのこどもが利用できる事業であるべきだが、例えば、一時保護中のこどものみからのスタートとするなど、地域の実情に応じた形で開始し、その後徐々に対象を拡大していくという運用もあり得よう。
- ・ そのため、利用可能なこどもの人数を見込む際の指標としては、基本的には一時保護件数、2号措置・3号措置件数が基準となると考えられるが、地域の実情に応じて同事業を実施する場合には、対象となるこどもの数（例えば、一時保護所のみで事業を実施する場合には一時保護件数）が基準となることが考えられる。
- ・ 「利用可能なこどもの人数」・「割合」・「利用したこどもの割合」は、年齢別（5歳刻みなど）、生活場所別（一時保護所、施設（施設種別ごと）、里親・FH）、こどもの状態別（一時保護中、措置中、在宅支援中）に区分してそれぞれ算出すべきである。内訳としての各種別の利用頻度を可視化することで課題が見えてくるとと思われる。また、事業を利用するこどもの割合について、一時保護所と措置先とで異なる目標を設定する場合には、相応の理由が必要になるとと思われる。
- ・ 意見表明等支援事業も最終的な目的は「セルフアドボカシー」であることに鑑みると、「利用したこ

どもの割合」が高いことが必ずしも「良い」とは限らないことに留意する必要がある。

- ・ 意見表明等事業をこれから立ち上げる自治体であれば、制度設計に際しては一時保護や3号措置されているこどもの意見を取り入れた形で設計・構築していく必要がある（こども基本法11条、3条3号・4号）。
- ・ 意見表明等支援事業の導入は関係職員に少なからぬ動揺や不安を与える。そこには、実際に意見表明等支援員がどういう人で、児童相談所業務等についてどこまで精通しているのかが分からない、これまでの業務に対してどこまでの影響が生じるのかが分からない、という点もあると考えられる。そのため、導入に当たっては関係機関や意見表明等支援員が一堂に会した形での全体研修・意見交換会の実施が有用と考えられる。
- ・ また、関係機関等への説明の際には、基本的に意見表明等支援員が間に入ることでこどもの意見の重みについて何か大きなことが変わることはない、すなわちこどもが「直接意見を言うか」「第三者が代わりに意見を言うか」程度の違いしかなく、こどもが意見を表明するチャンネルが1つ増えるにすぎない、という説明が可能であるとする。これはすなわち、いずれの方法であったとしても「聴き取ったこどもの意見を正當に尊重する」ことに変わりはないのであり、こどもが直接職員等に意見表明した場合と意見表明等支援員が代わりにこどもの意見を代弁した場合とで、こどもの意見の尊重の重み、決定内容さらにはこどもへのフィードバック内容が変わることはあってはならない、という説明が必要になる。さらには、関係職員たちも自身が「フォーマルアドボカシー」の立場であることを十分に自覚し、かつ自信をもってもらいながら、こどもの権利を保障していくという説明になると思われる。
- ・ 意見表明等支援事業が開始された場合、一人のこどもが同じ内容の意見を何度も意見表明等支援員に伝えるということも考えられる。このような場合には、こどもにとって、関係機関・職員から適切なフィードバックを受けていないと感じている可能性がある。すなわち、そのような場合には意見表明等支援制度自体は活用されているが意見表明権が実質的に保障されていない蓋然性が高い。また、異なるこどもが同じような内容を意見表明等支援員に伝えている場合には、こどもの意見を正當に重視した上での組織全体としての改善が行われていない可能性があることにも留意すべきである。そのため、単に利用回数だけに着眼するべきではない。
- ・ 意見表明等支援事業の在り方として、定期的に訪問する形式（定期訪問型）とこどもが呼んだときにこどもの要請に応じて訪問する形式（要請応答型）という2つのパターンが考えられる。定期訪問型での実施が主流になると思われるが、意見を言いたいタイミングで言えなかったり、生活の場に入ってきた時に遠慮しがちなこどもが意見を言えなくなってしまうこともあるため、要請応答型も重要となる。いずれにせよ、こどもが意見表明等支援員に会いたいときに話ができる環境設定が必要であり、意見表明等支援員の量及び質の確保並びに関係機関の理解と協力が必要である。

■措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度、こどもの権利に関する理解度並びに日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備

- ・ 認知度・満足度・利用度については、定量的に示すことが可能であり、またそうすべきである。
- ・ こどもの権利擁護の取組について、取組の存在そのものの認知はしているが、使い方がわからないと

いうこどもが一定数いると思われる。権利についての啓発や権利教育を行い、アンケートの実施や意見箱の使い方、アドボケートの利用方法について知っているか等の定期的な確認を行うことが確認体制の整備に繋がる。

- ・ 利用度について、単に意見箱に意見が入ればいいというものでもなく、意見が叶わずに同じ意見を複数回入れているケースもあり、その場合には適切なフィードバックができていないということになる。全ての意見を叶える保証はできないが、叶えられない場合には適切なフィードバックが必要である。適切なフィードバックがなされていない（こども自身が関係機関の決定やその判断過程について理解・納得できる説明ができていない）と、同じ内容の意見表明が何度もなされたり、さらには、「意見を言っても何も変わらない。」という失敗体験に終わってしまう可能性がある。
- ・ こどもの認知度や満足度、理解度等はこども本人に聞かないことには把握できないため、一時保護や2号措置中・3号措置中のこどもを対象に、定期的（2週間～1か月に1回程度）にアンケートを実施することが必須となる。なお、アンケート結果については、こどもが真意に基づいて回答できるような工夫（施設入所中のこどもにとってはアンケート結果を施設職員が見ることに抵抗があるこどももいるため、例えば、「アンケートは無記名にしたうえで、統計として出てきたもののみを施設職員が確認する」といった運用を採り、なおかつそれをこどもに説明するなど）も必要になる。
- ・ 意見表明等支援事業の満足度及び日頃から意見表明ができるかという質問（特に、使いにくかった・意見表明できなかった・利用しにくかったと回答するこども）については、スケーリングクエスションのほかに、そのように回答したと考えられる項目をあらかじめいくつか挙げた上でチェックしてもらう方式（複数回答可）を取り入れつつ、その上で自由記載を求めて、なぜ使いにくい・しにくいと感じたのかを把握し、改善していく必要がある。
- ・ 意見表明権は「意見表明して終わり」ではないため、（自分自身で口頭で伝えた、紙に書いて伝えた、意見箱に入れた、意見表明等支援事業を利用した、いずれであったとしても）意見表明した後の職員等からのフィードバックについての納得感・満足感についても必ずアンケート項目に含めるべきである。
- ・ こどもの権利に関する理解度を測るための手段としては、権利ノートの内容・活用状況及びそれらのこどもの理解度についてのアンケートを行うことも有用と考える（例えば「児童相談所の第三者評価」では、こどもに対するアンケート項目の中に権利ノートの活用状況などが記載されている（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究 児童相談所における第三者評価 ガイドライン(案)令和3年3月」参照。）。また、そのような理解度を高めるためには、一時保護所や施設等のルールの説明などを行うインタークの機会とは別に、こどもの権利に特化した面接を個別に行うことが有用である。
- ・ 「権利擁護に関する取組み」のアンケート項目は、意見表明等支援事業だけでなく、意見箱の認知や利用度・満足度、児童福祉審議会等のこどもの権利擁護機関の存在、概要及びその利用方法の認知度などを含める必要がある。さらには、こどもが「利用できる」ものに限らず、児童相談所には意見聴取等措置の義務があること（＝一時保護時や2号措置・3号措置時には事前に丁寧な説明を受け、その上で意見を表明することができること）や、こどもの権利全般（意見表明権、最善の利益、表現の自由、私物や行動などを正当な理由なく制限されない権利など）について十分な説明を受けることができることなどについてこどもに対して説明を行うとともに、関係職員から自身の権利を保障するよ

うな関わりを受けていると感じるかといった項目も含めるべきである。

■児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備

- ・ こどもへの権利擁護機関への申立て件数、相談件数など、定量的に表すことが出来る部分もあり、項目によってはそうすべきと考えられる。
- ・ 児童福祉審議会の構成員は、多様な背景や属性の人で構成していく必要がある。児童相談所職員経験者、弁護士、学識経験者のみという構成ではなく、様々な属性の人が構成員となるように調整し、その中では社会的養護経験者も構成員として加えることも検討すべきである。
- ・ こどもの権利擁護機関については、児童福祉審議会による場合か否かに関わらず、児童相談所や施設等の関係機関からの独立性、調査権限、関係機関の調査協力義務（照会等の回答義務）、調査結果に基づく意見具申、意見具申の尊重義務、意見具申後の改善状況についての報告義務などを条例に明記して実効性をもたせることが必要となる。また、そのような機関・機能についてのこどもへの周知、こどもからのアクセス手段の確保、こどもが意見表明する際の適切な配慮といった利用者であるこども側からみた制度設計も必要不可欠となる。特にアクセス手段は、手紙や意見表明等支援員を通じてのみでは不十分であり、SNS や専用電話の設置なども積極的に検討されるべきである。
- ・ 権利擁護機関は、こどもからの申立てのみによって動くのではなく、何らかの形で一時保護所や施設等で不適切な環境や対応があったとの情報に接した場合には、個別の申立てがなかったとしても必要に応じて調査、意見具申できるような制度設計が有用である（いわゆる「自己発意」。例として、川西市オンブズパーソン（条例 11 条 3 項））。

■社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

- ・ 社会的養護施策策定の際の検討委員会のメンバーに、社会的養護経験者を含めることは有意義だと考えられるが、実際に当該都道府県等においてケース管理している一時保護児童や被措置児童の「当事者」を対象としたヒアリングやアンケートの実施を優先して行うべきである。またアンケート等を行うにあたっては、現状の生活、ケアワーカーや職員等との関わりなども含めた広範囲な項目を設定し、年齢や性別、生活場所（可能であれば主訴別）に区分して行うことが望ましい（内閣官房こども家庭庁設立準備室「こども基本法説明資料」20-21 頁参照）。
- ・ 社会的養護施策（案）が策定された場合には、パブリックコメントを行うことが多いと思うが、特にヒアリングやアンケートに協力してもらったこどもに対しては、丁寧なフィードバックを行うとともに（令和 4 年 11 月 14 日内閣官房こども家庭庁設立準備室「こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映について」（Q11）参照）、フィードバックに対するさらなる意見聴取を行った上で、施策策定の際に正当に重視されるべきである。
- ・ アンケートやヒアリングの実施に関しては、自分が自由に意見を記入し、封をして、誰にも見られないといった安心してアンケートやヒアリングに応えられる体制が必要である。一時保護所や児童相談所への第三者評価においても、一時保護や 3 号措置されているこどもや在宅指導中のこどもに対するヒアリングやアンケートを行うこともあり、同様の手法を採ることも検討すべきである。

(2) 中村みどり氏：項目2（当事者であるこどもの権利擁護の取組）

■社会的養育に関わる関係職員及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施件数

- ・ 社会的養育に関わる初任者への研修では、多くがこどもの権利擁護に関する研修が含まれている。他の例として、福岡市では、「こどもの権利ノート」を新たに作り、活用するために児童相談所職員、施設職員、里親、支援機関等と合同の研修を年に2回ほど実施している。
- ・ 研修について年に1回程度、各自治体で実施していると考えられるが、年に1回が十分であるのかという点は挙げられる。上半期下半期で1回ずつ実施するといったことが指標として考えられるのではないか。
- ・ 意見表明等支援事業を実施している、もしくは実施する予定であるという自治体であれば、子ども向けの啓発プログラムもセットで行うことが必要である。
- ・ 児童相談所職員向けの研修については、社会的養育の子どもたちの声が聞かれていない状況があるということや、意見表明等支援事業の必要性について講義している。なぜ権利擁護が必要なのか、社会的養育に置かれている方々の声を紹介できると良いのではないか。
- ・ 現行計画策定からの課題として、こどもの権利擁護の取り組みが不十分であったこと、こどもの声を聴取できていない自治体が多かったため、この点に取り組むことで研修にも活用できるのではないか。各自治体の子どもたちの声が、実施される研修に含まれる形になると良いのではないか。
- ・ 一時保護所や児童養護施設に意見箱が設置されていることが多いが、十分に利用されていない実態もある。こどもの声を聞いてみると、一時保護所職員や施設職員が意見箱の意義・活用方法を十分に理解していないことも考えられる。設置されているだけで、理解、活用、普及がなされていない実態があり、意見箱のあり方の見直しや、理解を促す研修もあると良いのではないか。
- ・ 子どもに対する啓発プログラムはあまり実施されていない現状が考えられる。こどもの権利ノートを配布はしているが、活用方法については多くの自治体が説明していないことも考えられ、活用度合いの確認や自治体主導の啓発プログラムの実施が求められる。
- ・ 子どもが保護されてすぐの段階と、長く措置されている子どもたちでは、状況も異なっている。また、障がい児や外国籍または外国語使用児童については集団での説明に限界があるため、個別の機会を設けるのが良いのではないか。

■意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合

- ・ 社会的養育（児童養護施設・里親等）の当事者だけでなく、障害児入所施設、母子生活支援施設、自立援助ホームの児童も含むのかなど、各自治体で意見表明等支援事業の利用者対象者を定めている。どの子どもを対象として開始するかを踏まえることで、見込み量は算出しやすいのではないか。
- ・ 大都市圏で要保護児童数や措置児童数が多い場合には、部分的に開始する例もある。開始当初から全ての子どもを対象とすることは大都市圏では困難であることも想定され、年度ごとに目標値を定めるというケースもある。児童養護施設から開始して乳児院へ拡大していくなど、段階的に実施することも考えられる。（分母設定を初年度から全措置児童等にしてしまうと、難しい面もある。目指すべき方向性は全措置児童ということになるが、現実的には年度ごとに段階的に分母を設定していくのが良

いのではないか。)

- ・ 最終的には児童相談所が関与している子どもたちに対しては、全てのケースで利用可能にしていくことが目指すべき目標なのではないか。自立援助ホームについても児童相談所が少なからず関与しているケースであるので、対象外にはできない。
- ・ 利用頻度・時間などは、子どもによって個人差がある。一見ニーズがないように見える子どもに対しても、機会が等しく保障されることが重要である。機会が保障された上で、子ども本人が利用をすらかしないかを決められるような整備をしていくのが良いのではないか。初めから意見表明等支援事業を必要としない子どもがいる前提に立ってしまうと、目標を立てるときに排除されてしまう子どもが出てしまう懸念がある。
- ・ 「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」(こども家庭庁 2023)との整合性が取れるように、独立性があるか等の項目を盛り込んでおくべきである。
- ・ 子どもたちの状況やニーズに応じた方式(集団か個別か等)を選択できるようにすることを留意事項に入れた方が良い。
- ・ 最低1回は実施する等の指標を入れておくことで、より自治体の取組が進むことも考えられるため、ベースの数値目標を明記することが必要である。

■措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度、こどもの権利に関する理解度並びに日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備

- ・ 被措置児童等虐待も年間かなりの数起こっており、こども自身や関係各所からの通告によって発覚した際に、子どもたちが長期間虐待を受けていたケースもある。こども自身も権利について理解をしていないとSOSを誰に出していいのかわからない、そもそも権利があること自体を理解されていないこどもが圧倒的に多い状況があるのではないか。
- ・ そのため、現在の体制の見直しが必要であり、こども自身にアンケートなどで聴取する取組や、関係者へのアンケートや聞き取り、研修の報告書等で理解度を測るといったことが必要なのではないか。その際には、実施するための適切な人材が必要であり、担当部署や担当者についても明記する必要がある。
- ・ 児童相談所職員、本庁職員、施設職員や里親など、実施する大人の役割によって確認体制の整備は記載が異なってくるのではないか。関連する大人全てが意義を理解するなど、子どもたちの認知度や満足度を確認する共通認識が必要になる。
- ・ 多様な背景を持つ社会的養護の子どもたちに対してアンケートを取る際に、文字を書けるこどもでないとアンケートを取ることが難しい。実践の場において、臨機応変な対応が提供できないと、実際に指標を作成しても測定できない事態になる可能性がある。こどもの状況に応じた、個別性に合わせた取り組みには留意する必要がある。
- ・ 児童相談所、施設職員は一定程度取り組んでいるが、家庭養育を推進し、里親家庭にいるこどもが増えている中で、里親にもこどもの権利を理解してもらう必要がある。関係者として記載する際には、里親が溢れがちであるため、里親も明記するべきである。
- ・ アンケート調査で特に満足度を聴取する際に、利害のある人が項目や内容を説明する場合、こどもは

答えづらくなる。第三者がサポート・説明をすることが必要であり、体制整備においてもその視点が重要となる。

- ・ その際には、社会的養護経験者の中でも自治体と関わりのある人が一定数いるため、その人たちを巻き込んでいくのが良いのではないか。また、こども関連の実践者や大学教員等に第三者として関わってもらうことも考えられる。
- ・ 今後、各自治体が意見表明等支援事業を展開していく中で、第三者性も含めた人材確保が必要となり、計画上も地域の適任者を見込んだ上で記載することが必要となる。

■児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備

- ・ こどもの権利擁護に関する専門部会について、大都市であれば里親審査会やこどもの権利擁護委員会、被措置児童等虐待に関する委員会などに紐づいているところもあれば、全部一括でやっている自治体もある。重要なことは、このような機関が必要であると十分に理解することや、設置していない地域では整備をすることである。
- ・ 児童福祉審議会は、児童養護施設の施設長や里親会の会長など、こども自身と利害関係のある関係者が多い。被措置児童の立場からすると、利害関係のある大人が審議会の委員になっているという状況はよくないということは従来から指摘されている。こどもたちと利害のない大人が審議する場が必要であることを留意事項として改めて記載することが必要である。従来のような体制ではなく、改めてこどもの権利擁護に関する部会などの設置の際には、利益相反のない委員の選出を行うことが求められる。
- ・ 児童福祉審議会をこどもへどのように説明するかということも、こどもの権利擁護や意見表明等支援事業の大きなテーマである。こどもに説明しにくい状況や、こどもが説明されていない状況で設置をしても利用することは難しい。こどもの権利とセットで説明するのが良いのではないか。
- ・ 意見表明に関する利用経路が多いとこどもたちは混乱するので、利用方法と利用経路を整理すると良いのではないか。また、意見表明等支援事業を利用しているこどもがいるのであれば、その経路から申し立てが可能であることも説明することが良いと考えられる。
- ・ 意見表明の窓口に関しては、本庁が担当となることが多い印象がある。児童福祉審議会は、特に本庁が窓口を持っていると思うが、平日の日中は、こどもたちは学校に登校している。学校を休んで申立をすることになってしまうため、より相談しやすい放課後の時間帯や学校のない土日に窓口を設定しなければならない。こどもたちにとってアクセスしやすい方法を考えることも、重要な視点である。また、窓口について、担当者がこどもたちの申立に十分に対応できる(多忙等で後回しにしない)人員体制などの整備が必要である。

■社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

- ・ 委員を経験した印象では、夕方や平日に開催される会議にこどもが参画するのは難しく、社会的養護経験者が参画をしていた。経験者に入っていただいた方が、枠組みだけの話に留まらず、質も含めた議論になり内容的にも深まりやすい。

- ・ 基本的には社会的養護経験者に委員として参画してもらいたいが、都市部や自治体によっては、選定が難しいこともあるかもしれない。そういった場合に、今生活しているこどもの声を、ヒアリングとアンケートで聞くことが必要である。ヒアリングとアンケートは両方してほしい。アンケートは文字を書けるこどもしか対象にしないため、より幅広いこどもの声も聞いてほしい。
- ・ アンケートとヒアリングはどの自治体も必ず実施してもらい、実際に社会的養護で生活している人たちがどういった想いを持っているのか、どうして欲しいのかをしっかりと盛り込んで欲しい。実施した内容は、しっかりと計画の中身にも反映させなければならない。盛り込むことが難しい点についても、こどもの実際の声と、現実的な進め方について十分に検討をするべきである。
- ・ なぜ社会的養護経験者の声を聞かないといけないのか、なぜ生活しているこどもの声を反映させなければならないのか、という意義を計画担当者が十分に理解する必要がある。
- ・ 国の調査研究にも社会的養護経験者が入っているが、提案されたものをこどもがわかりやすい文章に変えている。親や保護者という書き方は社会的養護のこどもたちは混乱するため、誰を保護者とするのかを明示した方が良いという助言をしたこともあった。
- ・ また、検討会の委員に社会的養護経験者が入っていると、こどもへのヒアリングを手伝ってくれることもある。同じ経験をしている人に社会的養護で暮らすこどもたちも話をしやすいこともあり、経験者を委員として入っていただくことにより、計画策定が良い方向に進むのではないか。
- ・ 自治体の委員を担当するに当たって、当事者の立場としてよく聞かれるのは、権利擁護と自立支援についてであるが、基本的には利用していくこども・若者たちに聞いてもらうことが良いと思っている。計画策定も、社会的養護のこどもたちを取りこぼさない計画にしてほしい。大人だけで作ってこどもたちに押し付けるのではなく、こどもたちも参画した計画になれば良いと切に願っている。

(3) 澁谷昌史氏：項目3（市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組）

■市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

○こども家庭センターの設置数

- ・ 各市区町村が設置することになる。市区町村こども家庭総合支援拠点がまだ整備されていない自治体もあるが、実施要領を踏まえ体制を整えることになるだろう。
- ・ 市内に1か所設置する自治体もあれば、数か所設置する自治体もあり、設置のあり方は多様になることが予想される。子育て世代包括支援センターに児童福祉機能を整備する場合は設置数が増えることが予想され、各自治体でどのような考えのもと設置されたかという点を考慮した上で設置数を捉える必要があるだろう。
- ・ 母子保健側の体制において、母子保健だけではなく他の領域も含めた地区担当制を導入している場合と、母子保健業務に特化している場合では、こども家庭センターにおける業務量が異なってくる。同様に、こども家庭総合支援拠点に配置されているソーシャルワーカーも、相談支援だけでなくその他の事務手続きを兼務していることが多い。両専門職の人員配置にあたっては、兼務の考え方について今後精査する必要がある。
- ・ こども家庭センターの実施状況については、今後、量的な整備状況とともに、様々な体制の事例を収集して多様なあり方を示していく必要がある。ある程度分類ができることにより実態が見えてくるのではないか。

○こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数

- ・ こども家庭センターの設置にあたっては、都道府県が積極的に人材育成を担うことが求められる。在宅指導措置等を念頭に置きながら、市区町村の中で専門家を育成していく必要がある。都道府県は、キーパーソンになれる人をどれだけ確保し育てていくことができるか、ビジョンを持たなければいけない。都道府県から職員を派遣して人材育成の型を作っていくことも考えられる。
- ・ 研修の実施回数で見えるものは限られる。研修の実施方法が、演習形式なのか座学形式なのか、また対面なのかオンラインなのか、あるいは単発で終わらず、シリーズで実施することも考えられる。単に実施回数だけを見ても、人材育成の進捗は評価しづらい。
- ・ 受講者数については、こども家庭センターの職員だけでなく民間事業者の参加も重要であるが、まずはこども家庭センターの職員に求められる役割をしっかりと果たすための研修が必要になる。
- ・ 研修の内容としては、ソーシャルワークの展開過程を軸にしたものが必要ではないか。現場では、「ヤングケアラー」「児童虐待」等、相談内容がカテゴリで分類され支援方法が決まるわけではない。現場で求められるのは、個別対応の中でのアセスメントであり、ソーシャルワークを軸に置いた人材育成が重要だろう。

○都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備

- ・ 都道府県と市区町村の人材交流は重要であるが、実施にあたっては、ルールの確認が必要である。

○こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

- ・ サポートプランの作成にあたっては、まず関係機関がニーズをキャッチし、それをこども家庭センターに適切につなぐことが前提になる。ニーズ量の把握の前に、ニーズのキャッチ自体がどのくらい行われるかという点がある。
- ・ 医療機関や妊娠相談窓口、学校、経済困窮者支援の部署等で支援を必要とする子どもやその家庭を把握したときに、どこにつなげばよいのかを関係機関全体に周知することが最初の段階として必要である。
- ・ 障害児支援の文脈でも計画相談支援が行われている。障害児やグレーゾーンの子どものみが学校で落ち着かないケースがあるが、誰がどのような形でサポートしていくのか見えていないケースも多い。保護者も疲れている様子が見えるにもかかわらず診断がつかない場合等は、うまく支援につなげることができていない。学校では必要性に気づいていても、支援につながっていないケースがあるということである。
- ・ こども家庭センターでは、気になる子どもをすべて把握して、サポートプランの作成対象に位置付けなければ、支援から抜け落ちてしまう子どもが出てくる恐れがある。
- ・ 最初は体制に合わせてサポートプランの作成数が定められるのではないか。
- ・ サポートプランの作成にあたり、どのような機関が関わっているか（どこでニーズをキャッチしたのか、どこで支援をしていくか）を把握・検討することは重要である。学齢期は特に学校の大きな役割が果たされているが、例えば、放課後児童クラブが活用されているということが分かれば、そうした関係機関に補助を行う等、次の施策につなげることができる。

■市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

○市区町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

- ・ 小規模市区町村において家庭支援事業の確保方策を考えることが必要。特に親子関係形成支援事業については全ての市区町村で提供量を確保することは現実的ではないため、都道府県のサポートが必要になるだろう。
- ・ また、ペアレント・トレーニングについては障害児支援の文脈でも実施しているため、家庭支援事業としてどの範囲まで含めるのかは論点の1つになるだろう。
- ・ 実施要綱が出されている家庭支援事業以外の類似事業との関係の整理については他の事業も同様であり、例えば子育てひろばについても、地域子育て支援拠点事業の枠組みでやっているひろばに限らず、民間団体が手弁当でやっているひろば事業も社会資源に含まれる。
- ・ 訪問事業や児童育成支援拠点事業、宿泊機能を有する事業も同様である。
- ・ なお、家庭支援事業の見込み量の算出にあたっては、事業の利用申し込みがあっても断った件数を取っていくことが重要ではないか。ニーズがあっても社会資源の配置がうまく行かず支援につながらないことがありうる。あるいは、支援を必要とする子どもや家庭が市町村につながっても、例えば、施設が使えず隣の地区に行くなどたらい回しになってしまうケースもありうる。

○市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

- ・ 里親やファミリーホームについて、市町村のショートステイのリソースとして捉えるのか、養子縁組里親のリソースとして捉えるのかは論点の1つになる。里親数に限りがある中でうまくすみ分けられるとよいが、ショートステイの委託数が伸びてきた場合に、本来の委託業務と取り合いにならないかはやや懸念される。
- ・ 都道府県の役割としては、まず里親数の確保を前提とした上で、市町村への在宅指導措置を出す方針が明確に出されれば、地域での家庭支援において里親に活躍してもらおうというコンセプトがはっきりして、都道府県と市区町村の足並みをそろえやすいのではないか。

■児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

○児童家庭支援センターの設置数、児童相談所からの在宅指導措置委託件数

- ・ 児童家庭支援センターは、元々家庭児童相談室に代わるものという想定があったが、こども家庭センターの機能が充実してきたときに、トレードオフにならないよう、すみ分けや関係性の整理が今後必要になるのではないか。例えば、児童家庭支援センターは1つの市町村に限らず広域的な支援を中心に担う、ハイリスク層の支援は児童家庭支援センターが中心となる等の整理がつくとよい。
- ・ 在宅指導措置委託については、件数だけではなく、地域の中で在宅指導措置の受け皿をどのようにして作っていくかをあわせてみていくべきだろう。

(4) 橋本達昌氏：項目3（市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組）

■市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

○こども家庭センターの設置数

- ・ こども家庭センターの設置数は市町村数と一致することになるが、福祉事務所が設置されていないような人口1万人以下の町村等については、広域組合や広域連合での設置等も考えられる。
- ・ 市町村の人口規模によって、こども家庭センターの役割や重点化する内容は異なるため、設置後の

次のステップとして検討していく必要がある。

○こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数

- ・ 小規模自治体では専門職の確保が難しい中で、行政職員への研修の機会は重要になる。
- ・ 研修に関しては、児童福祉司の任用にあたり、一定の実務経験を有する場合に受講する指定講習会の実施回数を増やすことが有用なのではないか。実施している自治体は少ないが、要対協の機能や児童福祉の全体像を理解できる枠組みになっている。
- ・ 研修の実施件数については、指定講習会の件数も含めた上で、それを民間団体にも開くことが重要である。

○都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備

- ・ 研修実施にあたり、民間団体が参加できるスキームの構築が求められることと同様に、人材交流においても、都道府県と民間団体、市町村と民間団体間の人材交流も重要ではないか。互いの業務を理解することが役割分担や協働につながる。

○こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

- ・ サポートプランの作成にあたっては、当該自治体に、子育て世帯訪問支援事業や子育て短期支援事業等が一定量ないとプランの作成が難しいのではないか。その意味で体制整備にあたっては社会資源の量が重要になる。

■市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

○市区町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

- ・ 家庭支援事業のうち、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業、子育て世帯訪問支援事業等が1つ以上ないとサポートプランを作ることが難しいのではないか。その意味では、児童育成支援拠点事業の事業者数や子育て世帯訪問支援事業の事業者数、あるいはホームヘルパーの人数、ショートステイの総定員等を市町村ごとに把握することが重要だろう。
- ・ その際、実績値だけではなく、ニーズを満たすことができなかつた層がどの程度いるのか、すなわち潜在的なニーズを把握する必要がある。事業者に対して、申込があつたうち断った割合等を各自治体が把握していく必要があるのではないか。

○市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

- ・ 里親ショートステイを実施する場合、市町村が里親やファミリーホームと直接契約している数は少ないのではないか。里親が実親と直接関わるのではなく、間に児童養護施設や児童家庭支援センターが入ることで動きやすくなる。すなわち、市町村が児童家庭支援センターと契約して、児童家庭支援センターから近隣の里親に声掛けをしてショートステイを実施することがある。留意事項として、直接契約している数だけではなく、児童家庭支援センター等が仲介している場合も含む旨を記載できるとよい。

■児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

○児童家庭支援センターの設置数、児童相談所からの在宅指導措置委託件数

- ・ 児童家庭支援センター数および指導委託件数の設定にあたっては、各市町村における一時保護数が

前提になる。正確には、一時保護数から里親委託または施設措置をした子ども数を引いた数字が在宅支援の子どもの数となり、市区町村あるいは児童家庭支援センターが支援を担う対象となる。

- ・ 児童家庭支援センターでは措置解除後の子どもの支援も行っているため、里親委託解除や施設措置解除後の子どもの数は見込み量を算出するための指標になる。
- ・ その他、要対協ケース数や健診で支援が必要とされた親子、不登校児童数やヤングケアラーの数も指標に含まれるのではないか。
- ・ 上記については、5年程度の期間で数値を確認する必要がある。丁寧な関わりが必要になるケースは指導委託、そうでないケースは児童家庭支援センターで一般的に対応するケースになってくる。
- ・ また、児童家庭支援センターでは里親支援の役割（未委託里親のスキルアップ支援、委託解除後の里親のグリーフケア等）も担っているため、未委託・委託解除後の里親も含まれるよう、里親委託数ではなく、里親登録者数も見込み量の算出の際に参考になるのではないか。
- ・ 児童家庭支援センターは、従来、児童相談所のランチ機能を担っており、裏を返せば、児童相談所を設置している市町村には児童家庭支援センターを設置しないという考え方があった。他方で、今後は、市町村をバックアップする役割が大きくなることを考えると、児童相談所が設置されている市町村にも児童家庭支援センターが設置されることが求められる。
- ・ 人口10万人以下の市町村では専門職の確保が難しい。そうした場合は、近くの社会的養護施設や児童家庭支援センターに相談支援業務そのものを委託することも必要になる。その際、個人情報の取り扱いがハードルになる可能性があるため、在籍出向等の枠組みを使い、情報共有を円滑に進めることも手段の1つとして考えられる。
- ・ 児童養護施設に複数配置されている自立支援担当職員や家庭支援専門相談員、心理療法職員等が市町村に出向することで、市区町村の相談支援にかかる専門性を強化することができるのではないか。
- ・ 施設退所後、里親委託解除後の子どもについては、いきなり地域に帰るのではなく指導委託を一定期間つけて継続的に支援を行うべきではないか。そのため、施設退所児童、里親委託解除後の子どもの数を指導委託の数が上回るようになるべきではないか。
- ・ また、児童家庭支援センター運営等事業のスーパーバイズ加算（児童相談所OB等によるSVの配置）や弁護士配置による加算を市町村がどの程度活用しているのかも指標の1つになるかもしれない。在宅指導措置にあたり、児童家庭支援センターに弁護士や児童相談所OBがいるとなると、市町村のバックアップ機能としても心強いだろう。

○市区町村から子育て短期支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

- ・ 本来であれば、児童家庭支援センターに限らず、ショートステイの受け皿を開拓・確保していくことが求められる。

○その他

- ・ 市町村の家庭支援事業の促進にあたっては、都道府県による財政補助も重要である。
- ・ また市町村と都道府県がそれぞれ管轄する、予防と措置解除後の支援を接続することは非常に重要である。令和6年度より社会的養護自立支援拠点事業が新設されるが、地域に戻ってきたときの支援において重要な社会資源となることを考えると、都道府県から、市町村内の関係機関と顔の見える関係をつくるための働きかけを行うことが必要ではないか。
- ・ 一方で、社会的養護自立拠点事業が県に1か所しかない場合、わざわざそこまで足を運ぶかは懸念

が残る。地域のコミュニティにしていくためには、サテライトの設置等も視野に入れて都道府県が工夫していく必要がある。

- ・ 児童家庭支援センターの設置を進めていくにあたっては、都道府県が民間団体のスタートアップを支援することが重要。最近では、NPO等の多様な法人が児童家庭支援センターを開始することが増えてきたが、当面は支援が必要になる。
- ・ 全国児童家庭支援センター協議会としてもインキュベーション支援を進める予定であり、協議会と都道府県が連携していく方向性もありうる。
- ・ 児童養護施設等への附置ではなく、単独設置で人員体制上宿泊機能を持つことが難しい児童家庭支援センターにおいては、里親やファミリーホームとの連携も考えられる。

(5) 牧戸貞氏：項目3（市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組）

■市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

○こども家庭センターの設置数

- ・ こども家庭センターの設置数は、市町村数がベースとなるが、自治体によってはランチの設置もあり得る。また政令市の場合は行政区ごとに設置する場合もあるため、「設置数」のカウントには留意が必要。

○こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数

- ・ こども家庭センターの体制整備にあたっては、西日本こども研修センターあかしと子どもの虹情報研修センターが都道府県担当者向けの研修を実施している。それを踏まえて各都道府県が管内市区町村を対象に研修を実施することになるが、市区町村による支援の質の標準化については都道府県が主導していく必要がある。
- ・ 実施回数等のプロセス指標だけではなく、アウトカム目標値が立てられるとよい。研修をしたことで何を獲得したかという観点も重要だろう。
- ・ 研修内容については、パーマネンシーの保障に向けて、市町村が家族を支えるためにどうすればよいかという観点から研修を行うことが重要ではないか。
- ・ また、市町村の人材育成においては、要対協との合同研修や、市町村職員が外部研修に参加することで得られるものも大きい。
- ・ こども家庭センターとの関連では、児童福祉部門と母子保健部門の合同研修の実施状況を捕捉していくことも重要だろう。

○都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備

- ・ 児童相談所側が市町村のケースワークを知る機会が減ってきている。介入が中心となり、支援の視点を踏まえたケースワークが難しい職員も増えているのではないか。
- ・ 市町村側はベテランの児童相談所職員に来てもらい、現場のケースワークの質向上につなげたいというニーズがあるが、児童相談所は業務繁忙により余裕がほとんどない状況にあるため難しい。
- ・ 都道府県と市区町村の人材交流だけではなく、民間団体との人事交流も重要だろう。

○こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

- ・ 児童相談所が主担当となるケースについては、措置解除後や一時保護解除後に市町村が中心となり子どもを支援することになるが、そこで、児童相談所から市町村にきちんとバトンタッチすること

が重要。その際、都道府県が市町村の資源を把握した上で、地域に戻った後に必要となる支援を検討し、サポートプランに反映させることが求められる。児童相談所から市区町村に対するサポートプラン作成時の支援や連携が重要だろう。

- ・ サポートプランが形だけにならないよう、社会資源の整備やアセスメント力の向上が重要である。社会資源が不足している場合はサポートプランの内容が充実しない。また、単にサービスをコーディネートするだけでなくその背景をアセスメントしてプランに落とし込んでいく力が必要になる。
- ・ 桑名市ではアセスメント力向上会議という研修を実施しており、児童精神科医等を招いて、医療の観点からのアセスメントも含めて知識をつけている。
- ・ 電話での聞き取りや、ケース会議などから情報を集めサポートプランを作成することは市町村の役割だが、時間的な手間がかかる。桑名市における要対協ケースは400件程度だが、こどもや家庭と一緒にサポートプランを作るにあたっての信頼関係の構築はなかなか難しく、初年度は要対協ケースの1割程度についてサポートプランを作成すると見込んでいる。
- ・ サポートプランはあくまで手段であり、作成件数を目標値として設定してしまうと形だけになってしまう恐れもある。作成したことによる満足度の向上等をアウトカムとして測れるとよいが、なかなか難しい。

■市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

○市区町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

- ・ 社会資源の整備・確保において、都道府県が主導し、それぞれの市区町村が、要対協の場などを活用し、要対協構成機関と共同で資源の不足等を洗い出すなどの地域診断を行うことが求められる。ただ、実施にあたっては、都道府県が市区町村の地域診断を支援しながら、都道府県内市区町村の標準化を図る必要がある。
- ・ 地域診断の手法のひとつとして、共通の地域評価表を作成し、それに基づいて診断する方法がある。地域評価表上で「子どもの居場所がない」等のチェックが付けば、地域資源を開拓する流れにつながる。そうした地域診断の結果をもとに要対協等で地域の課題について話し合うことも重要である。
- ・ 社会的養育推進計画と市区町村子ども・子育て支援事業計画の接続は重要であるが、事業計画に記載されている家庭支援事業以外のメニューを増やしていくことも重要である。例えば、保育所への送迎等、既存の支援では対応しきれないニーズに対応するためには、事業計画に記載されているメニューだけを充実させておけばよいというわけではない。市区町村が子どもや保護者のニーズに応じて、随時事業を整備していく必要がある。
- ・ また、市区町村子ども・子育て支援事業計画に記載される事業と同様の機能を有している事業を実施している場合がある。
- ・ 例えば、児童育成支援拠点事業は週3日以上開所するという要件があるが、桑名市で活動している子ども食堂は週1～2日程度の開所となるため、居場所機能を有していても児童育成支援拠点事業の枠組みを活用できない。また、児童育成支援拠点事業が対象とする児童及び保護者以外にも幅広く対象層を設定している（対象児童のスティグマとならないよう、誰でも来られる場として居場所を設定した上で、支援を必要とする子どもや保護者も含んで支援している）場合もあり、単に、事業計画における家庭支援事業のみを量的に確保すればよいというわけではないため、留意が必要だろ

う。

- ・ また、親子関係形成支援事業等は一市町村で整備することが難しく、広域での実施等も検討する必要があるため、適宜都道府県からのサポートが必要になる。
- ・ そもそも、家庭支援事業を担える事業者がいるという情報自体が市町村に入っていない場合もあるため、都道府県が社会資源の情報を市町村に提供することも重要である。

○市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

- ・ 児童養護施設がハブになって里親ショートステイの利用調整を行う等、必ずしも市区町村が直接里親ショートステイを委託しているわけではない点には留意が必要。
- ・ 桑名市では、元々児童養護施設等でショートステイを実施していたが、受け皿の不足により里親ショートステイを開始した。児童養護施設がハブ機能を担ってくれたことで、希薄だった施設と市区町村職員との関係性構築にもつながっている。

■児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センター以外の担い手も含めて全体としてショートステイの提供量が増えることが重要である。
- ・ 各自治体で児童家庭支援センターがどれだけ機能しているのかという点はある。児童家庭支援センター自体の質・量の担保も必要。また、地域に力のある児童家庭支援センターがあったとしても、支援を丸投げして市区町村側のスキルアップがおろそかにならないよう、市区町村と児童家庭支援センターが一緒に進化していくことが重要だろう。

(6) 赤尾さく美氏：項目4（支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組）

■妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

- ・ 市町村が捕捉している特定妊婦にあたらぬ妊娠届出前の潜在的なニーズを把握するためには、民間団体が運営する妊娠葛藤相談窓口（にんしん SOS）における相談件数を把握することが必要。妊娠葛藤相談窓口（にんしん SOS）は365日、夕方以降や土日でも開設されていることが望ましく、週数日、数時間のみ開設となると相談件数は大幅に減少してしまうため、当事者のライフスタイルに合った相談体制を取れる妊娠葛藤相談窓口（にんしん SOS）を設置した上で相談件数をカウントすることが理想的。
- ・ 他方で、妊娠葛藤相談窓口（にんしん SOS）では匿名での相談も受け付けているため、各自治体の住民に限定してニーズを把握する必要があるのであれば、SNS やメール相談の際に居住地に関する設問を設けることも考えられる。ただし、相談の中には、妊娠不安に関する相談や、同じ相談者から複数の窓口で相談しているケース、いたづら等も含まれるため、相談件数のみに着目すると実態にそぐわない可能性もある。また SNS 相談を実施している団体も多いが、SNS は相談件数としては増えるものの、匿名の単発相談で終わり、同一人物の把握すら困難であり、直接的な支援にはつながりにくいいため、単一的な集計には留意が必要である。
- ・ 「特定妊婦」は母子健康手帳発行後に分類されることが多いが、多くのケースでは母子健康手帳発行前に困難な状況に置かれている。どの段階で何の数値をとるのかという点は検討の余地がある。

飛び込み出産もあるため要対協にかかる時間がないという場合もある。

- ・ また困っている妊婦ほど住民票のある自治体から移動しており、広域での支援が必要になるため、要対協への登録といったときに、今の居所がある自治体なのか、住民票がある自治体なのかという論点もある。そのため、実態としては要対協の登録数よりも困っている妊婦は多い可能性が高く、そのすべてを指標に含めた方がよい。
- ・ 同様に、児童相談所が対応するケースは、生後社会的養護下に置かれることが前提のケースが大半である。実際には市町村の母子保健部門が妊娠期からフォローしているケースが多くあり、支援を必要とする妊産婦等の実態に即しているのではないかと。
- ・ 妊産婦への相談支援や居場所支援にあたっては、妊産婦等生活援助事業だけではなく、若年妊婦等支援強化加算や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」による財源を支出元としている場合があり、数に入れる必要がある。単に妊産婦等生活援助事業の実施事業所数のみをカウントしてしまうと、自治体内の妊産婦等への支援の実態とはかけ離れてしまう可能性がある。
- ・ 社会福祉法人では医療職が確保できず妊産婦等への居場所提供に二の足を踏む場合があるが、その際に近隣の助産師等が運営する法人など、若年妊婦等支援事業の文脈で支援を実施している団体と連携して、相談機能と居場所機能を確保するといった事例もある。妊産婦支援については、児童福祉、母子保健、女性支援新法等、様々な文脈から支援が提供されており、児童福祉だけで支援することが難しいことも多い。複数の他分野の法人による連携支援も数に含め、むしろそうした連携を推奨していくことが必要ではないかと。
- ・ 管内の母子生活支援施設や婦人保護施設（女性自立支援施設）を実施事業所数にカウントしてしまうと、量的には支援が充実しているように見えてしまうが、質の担保も重要である。精神・知的・発達の課題を抱え、経済的に困窮し、孤立した妊婦の産後の自立までを視野に入れた、専門性の高い支援が伴っていることが前提となるべきである。
- ・ 妊産婦等生活援助事業の事業委託先として母子生活支援施設を想定している自治体は多いが、母子生活支援施設では DV 被害者を受け入れる一時保護施設としての役割も有していることから、外出制限やスマートフォンの利用制限等があり、妊産婦のニーズとはかけ離れている場合もある。新しい妊産婦等生活援助事業では、DV 被害者への支援とは全く異なる当事者目線の妊産婦支援となっていることは着目したい点である。
- ・ また、妊産婦等生活援助事業を活用した事業では、都道府県にケースを報告し入所の可否を判断するプロセスをはさむ必要があり、即時的な対応が難しい場合もある。支援の機動力をあげるためにも従来の一時保護とは別のプロセスを踏んで支援を提供することが求められる。そのため、妊産婦等生活援助事業を都道府県負担で行う場合、予算は出しても実際の支援の提供については現場の裁量に任せることも重要ではないかと。
- ・ 他方で、市町村が生活保護費等の費用負担をするスキームとすると、たまたま事業を実施する法人が立地する市町村の負担が大きくなってしまい、市内で事業を受託させないという方向や、支援が必要な相談者をその市町村に転入させない等の方向に働いてしまう懸念がある。「困窮した妊産婦が来ると経済的な負担が大きく厄介」という認識になることは避けなければならない。かえって、元々住民ではなかった妊産婦を受け入れた市町村が、母子の人命と将来を優先する自治体として高く評

働されるような策定要領となるとよい。

- ・ そのためには国と都道府県が財源を負担し、柔軟な支援の方法は現場の裁量に応じることが必要である。今日寝るところがないのに、週明けの会議開催まで入所の可否の判断を待たなければいけないとなると支援が成り立たない。
- ・ また困っている妊産婦ほど居所を移動する傾向にあり、広域の支援体制が重要。
- ・ 居場所の整備にあたっては、妊娠期、産後期、自立期を分けて一貫して支援を行える居場所が求められる。単身妊婦は婦人保護施設、出産後は母子生活支援施設といった制度上の断絶があったところは、母子生活支援施設に妊娠期から短期一時保護ではなく入所できるようになると支援が充実する。
- ・ 妊娠週数や出産後の意向による支援の切れ目も発生している。例えば、妊娠後期にならないと施設に入所できないため、妊娠週数が経過するまでネットカフェにいたり、特別養子縁組に子どもを託したら退所しなければいけないといった施設もある。その時々で行く場所がない妊婦に、いつでも入所でき、自立するまでいられる居場所を提供することが望ましい。
- ・ 施設単体での支援ではなく施設間の連携が進むと支援の幅が広がる。例えば、大規模法人や自治体が動きにくい場合に、規模の小さな民間団体が一時的な居場所を相談者に提供し、中長期的な支援に向けては社会福祉法人が引き継いで支援を行う。その際に、社会福祉法人側に医療職がおらず受け入れ困難なのであれば、民間団体側の助産師と連携しフォロー体制を整えるといった体制の構築も考えられる。
- ・ なお、妊産婦等生活援助事業については規模の小さい NPO 法人等も実施事業者として想定されているが、これまでの支援実績や内部の体制・人材を正當に評価した上で事業者を選定することが大手法人と同様に重要である。

■助産施設の設置数

- ・ 助産施設や生活保護費で分娩を受け入れている医療機関では、満期未受診や飛び込み出産等も多く、対応するケースのリスクも費用負担も大きい。一方で、助産制度による分娩費の補助や生活保護の出産扶助は、通常分娩費よりも低い設定となっており割に合わない。その部分を改善しなければ設置数は増えない。
- ・ 地域の助産施設の情報、困っている妊婦が最も必要としている情報だが、多くの自治体では、助産施設の一覧が HP で公表されていない。助産施設への財源を増やし、設置数を増やしつつ、随時きちんと HP 等に情報を掲載する体制がとられるとよい。
- ・ 助産施設が各都道府県に数か所、もしくは皆無のところもあるが、いざ陣痛が来た時に物理的な距離があり現実に利用できないこともある。
- ・ 助産施設の設置数が増えないのであれば、助産制度や出産扶助による分娩を受け入れた医療機関には、通常分娩費以上に加算して補助し、その人命優先の尽力が評価される仕組みを作るとよい。それらを含めた上で「設置数」にカウントできるとよいのではないかと。

■特定妊婦への支援に関係する職員等への研修の実施回数

- ・ 職員等への研修に関しては、妊娠相談窓口の実施事業者や行政の児童福祉部門の担当者だけでなく、産科医療機関、保健師等に対する研修も重要。

- ・ 産科医療機関が特定妊婦を受け入れることに否定的な意識は根深く残っている。妊婦本人の自己責任によらない背景があるということを研修等で理解し、児童福祉の視点も持つ必要がある。
- ・ 産科医療機関の他にも、妊娠相談窓口、生活保護課、保健師、居場所支援を実施している団体、ハローワーク、養護教諭等の多機関・多職種が妊産婦等支援に携わっている。妊産婦に関わる全ての人が、妊産婦を批判しないこと、傾聴するだけで終わらず利用できる制度を理解すること、本人の意思を尊重した支援計画を見据えたソーシャルワークをすることが重要。
- ・ 一般社団法人全国妊娠 SOS ネットワークが主催する研修では、国の動きや、妊産婦支援に関わる体制、相談窓口や居場所の立ち上げに関する内容のほか、当事者の背景の理解、制度に関する理解、特別養子縁組、自立支援等について取り扱っている。また基礎編を終えた人に向けた、より実践的なアドバンス編の研修も提供している。
- ・ 研修に関しては実施回数だけではなく、各施設で「1 年目ではこれを学ぶ」「2 年目ではこれを学びこれができるようになる」といった全職員のスキルアップを体系化・見える化することも重要ではないか。
- ・ 都道府県のバックアップ体制として重要なのは、人材育成に関わる財源を担保することであり、支援に必要な具体策については現場が主導することが重要である。

■その他（評価指標等について）

- ・ 妊産婦等支援にあたっては、他自治体からの相談者を断らず、むしろどの程度受け入れたか等を加算対象として評価していくべきではないか。
- ・ 医療機関についても、満期未受診や飛び込み出産等のハイリスクなケース、制度利用が必要な困窮者を受け入れたことをきちんと評価していくべきである。「受け入れたら損」ではなく「母子の人命を優先した功績」として評価していくことが重要ではないか。

(7) 福井充氏：項目4（支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組）

■妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

- ・ 市町村の母子保健部門が継続フォローを行っているケースを捉えるにあたり、近い数字としては、妊婦健診の未受診フォローをしている件数、妊娠届出（母子健康手帳交付）時のスクリーニングで要支援とされたケース数等が考えられる。妊産婦のスクリーニングの基準は市町村間で異なるが、スクリーニングの方法を例示した上で（サポートの有無、産婦の EPDS 値等）、市町村から何らかの支援が必要とされた妊産婦の数を見込み量の算出に活用することが考えられる。
- ・ それに加えて、妊娠週数 20 週以降の妊娠届出数を把握するとハイリスクの妊婦を捉えやすくなる。自治体によって設定に違いはあるが、福岡市では、11 週以内、12～19 週以内、20～27 週以内、28 週以上の 4 段階と分娩後交付（飛び込み出産等、出産後に初めて把握したケース）の 5 分類で届出数を把握しており、20 週以降に妊娠届出に至った妊婦はリスクが高い層と捉えている。
- ・ また、産後ケア事業の利用者数、産前・産後ヘルパー派遣事業の利用者数を把握することも考えられる。これらの事業の利用者は、何らかの支援を必要としており、かつ周辺のサポートが少ない人と想定され、対象層を検討する際に参考になるだろう。
- ・ そのほか、相談窓口等における相談件数を見込み量の算出に活用する際は、行政の窓口だけではな

く妊娠 SOS 相談窓口など民間団体で把握している件数を含める必要がある。また、児童相談所が対応した妊婦の件数を参考にする場合は、妊婦だけではなく、出産後 1 年以内に児童相談所が対応したケース（1 歳未満の子どもの相談受案件数）を把握すると、困難を抱える妊産婦の実態に近くなるのではないかと。

- ・ 算出する際の留意事項として、相談支援のニーズと居場所支援のニーズはそれぞれ把握し、両者の最大値を考えた方がよいのではないかと。相談件数の見込みを立てて必要な相談員数や時間数を設定するのは別に、居場所が必要な世帯数を見込んだうえで、それに対応できる部屋数と人員数を決めていく。相談機能と居場所機能は、同施設内で提供されると円滑な支援が実現するが、算出にあたっては一旦別々に見込んだ方がよいかもしれない。
- ・ 両方の機能を有する事業所を見込めるかは自治体内の資源の状況によるが、居場所機能を有する母子生活支援施設や乳児院はあっても、その施設が妊娠相談をやっていないといった状況も多いと考えられる。各自治体の状況によっては、両機能を別の事業者へ委託したり、再委託する等の方法がありうるだろう。

■助産施設の設置数

- ・ 見込み量を算出するための指標等について、数は限られるが、生活保護申請をしている妊婦数は参考になるかもしれない。また無保険の妊婦数を把握できるとよいが、妊娠届出時に把握していないかもしれないと、数をとることが難しい。
- ・ そのほか、家庭児童相談室等の窓口における助産制度に関する相談件数、出産場所に関する相談件数等が考えられる。それらの相談があったにもかかわらず、助産制度を提供できないという状況を避けるためには、その数以上に受け皿を確保する必要がある。
- ・ なお、見込み量の算出にあたっては、当該地域に助産を担える医療機関があるかという地域の状況は考慮せずに、ニーズから整備すべき施設数を算出する必要がある。助産を担える地域資源から見込み量を逆算してしまうと受け皿の確保につながらない。
- ・ また実際に整備を進める上では、助産施設が偏在しないよう利用者の利便性に留意した上で数を確保することも重要。
- ・ 助産施設の周知に関しては、妊娠を確認したタイミング、妊産婦等生活援助事業での相談時、妊娠届出時に、助産制度も含めた情報提供が重要になる。
- ・ 妊娠を確認した医療機関で情報提供できるよう医療機関に依頼することや、母子手帳へ情報を掲載することのほか、妊婦健診をどこで受けるか、出産場所をどこにするかを定めるタイミングで情報提供をしていくことが求められる。
- ・ 妊産婦等生活援助事業の相談窓口で相談者に情報提供したり、生活援助事業のHPにて助産制度の案内を掲載しておくことができると、妊娠届出前に助産制度を知ることにつながり、選択肢が広がるだろう。

■特定妊婦への支援に係る職員等への研修の実施回数

- ・ 研修の実施回数は受講人数を踏まえて検討する必要があるが、都道府県下の妊婦にかかわる医療機関や行政機関、民間団体（妊産婦等生活援助事業の事業者を含む）の職員、中高の養護教諭等が対象

となるだろう。

- ・ 医療機関をはじめとする民間機関と行政機関で共通理解を持っていないと、情報提供を受ける妊婦が混乱したり、支援につながりにくくなることもある。齟齬が生じないようにするためには、行政職員だけではなく、最前線で妊婦に接する機関の職員が専門的な関わり方を習得する必要がある。そのため、行政以外の民間機関の職員も含めて、年に1回以上は全員が研修を受けることができるよう実施回数を見込めるとよい。
- ・ なお、養護教諭は、若年妊娠をした生徒に接する機会も多く、包括的性教育の担い手である場合も多いため、研修の対象者として位置づけられるとよい。
- ・ また、「研修」の中にはSVを受ける回数も含めた方がよいのではないかと。座学研修だけではなく、実際の支援の中で生じた疑問に答えるといったSVの機会も重要である。1つの産科医療機関でスーパーバイザーを確保することが難しい場合は、例えば、妊産婦等生活援助事業所のスタッフが複数の産科医療機関でSVを行う等の連携も考えられ、人員確保につながる。
- ・ そのほか、同じ職種同士の意見交換会等も含められるとよい。妊産婦等生活援助事業の活用方法や助産施設へのつなぎ、行政との連携などについて情報交換できる機会を研修に含めることで、「研修の実施回数」のとらえ方が広がる。全体研修を年数回実施するよりも、定期的に集まり、日ごろの課題の意見交換や事例検討などを通じて認識や情報を共有していく場をこまめに設定していくことが職員のスキル向上にもつながる。

■その他

- ・ 計画の策定にあたっては、整備すべき見込み量を算出するだけではなく、各自治体の地域資源の現状を把握する必要がある。
- ・ また、計画を策定・遂行していくにあたっては、事業整備後の評価も重要であり、策定要領の「ウ 評価のための指標」の例示や解説も重要である。
- ・ その際、評価指標としては、妊産婦等生活援助事業を実施している事業所数だけではなく、妊産婦等生活援助事業の利用者数（相談件数、居場所の利用者数）や利用相談件数（利用断り件数含む）の推移を把握することで、整備の必要や進捗を把握できる。
- ・ また、項目4のテーマが「支援を必要とする妊産婦等への支援」であることを踏まえると、資源量の算出や実施後の評価にあたっては、妊産婦等生活援助事業だけではなく、妊婦に対する支援全体を捉える必要がある。
- ・ そのため、評価の際も妊産婦等生活援助事業だけではなく、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、産前・産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業、妊婦訪問支援事業等の利用者数を踏まえ、量的に妊婦を支援できているかを評価するべきではないか。

(8) 茂木健司氏：項目6（一時保護改革に向けた取組）

■一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

○一時保護所の定員数

- ・ 年間の一時保護実施件数が定員数を求める際の考え方になるが、同じ人口規模の自治体でも3倍ほど開きがあるのではないかと。都市部では、一時保護せざるを得ない身柄付き通告が多い（東京都では7,8

割ほど) 一方で、地方部では0に近いところもある。そのため都市部では、身柄付き通告件数を、一時保護実施件数を見込む際の指標として考える必要がある。

- ・ 人口当たりの社会的養護措置先の定員数と一時保護所の2ヶ月越えの件数は明らかに(負の)相関関係がある。一部の自治体では社会的養護の受け皿が少ないために、一時保護所に子どもが滞留している実情もある。一方で、社会的養護の受け皿が充実すれば、短期間で確実に措置先に繋がっていただけるので、一時保護所の入所率や定員数も抑えることができる。数を見込む際には、一時保護所の保護件数だけでなく、社会的養護の定員数も考慮する必要がある。
- ・ 自治体ごとの差もあり、年間平均入所率が100%を超える一時保護所が全体の19%もある一方で、入所率10%未満の一時保護所も実数で6件ほどある。経験的目安としては、年間平均入所率が70%を超えると、1年間のうち何日間か100%を超えてしまう。
- ・ 特に、行動上の特徴が強い児童・発達の偏りがある児童については、一時保護所に滞留しやすい傾向にある。施設の地域小規模化が進んでいるが、本体施設からのバックアップ体制が弱いと受け入れが難しいとも考えられる。
- ・ 平均入所期間も一時保護所の定員数を考慮する上で、重要な指標となる。長期化している場合には、一時保護所に滞留している児童も多くなるため、より措置先の定員数を充実させる必要がある。ただ、入所期間の長短は自治体ごとにも異なり、2週間を限度にしている児童相談所もあれば、2週間は生活に慣れ始める期間として2ヶ月間まで一時保護を行う箇所もある。その背景には、措置先の定員数も関係しており、2週間で措置を行える自治体の児童養護施設は比較的定員数に余裕があることも考えられる。一時保護に関しては、年間の延べ日数の方が、実人数よりも指標になり得る。
- ・ 子育て支援サービス(ショートステイ・トワイライトステイなど)の有無も指標となる。自治体でショートステイ事業を実施していないところでは、一時保護所で子どもを受けざるを得ない。管内にショートステイ事業を実施している市区町村がどの程度あるのかも一つの指標となる。
- ・ また、一時保護をアウトリーチ的に踏み込んで行い、一時保護所における子どもの短期指導や、一時保護中のアセスメントなどを積極的に行う場合には、必要定員数も増えることになる(予防的対応を考えれば、将来的にはこの方向を目指すべき)。
- ・ 保護されている子どもの生活の質を向上させることも重要であり、その一つとして小規模ユニット化が挙げられる。特に、都道府県に一時保護所が1箇所のみの場合には、概して大規模化しており、学校への通学支援においても困難がある。計画に基づいて整備や建て替えを行う際には、合併を通じた大規模化ではなく、地域分散化する必要がある。

○ 一時保護専用施設、里親・FH、児童養護施設等への一時保護委託

- ・ 地域分散化のために、里親や児童養護施設等への委託も考えられるが、バックアップ体制が弱い点も懸念される。特に里親への一時保護は、受け入れ可能な児童が限られることが多く、一時保護が必要な児童数に対して10倍程度の里親数を確保する必要がある。計画を立案した際に、必要な里親数の確保が難しい場合には、一時保護所の定員数を増やしていくほうが確実な計画になる。
- ・ 一時保護専用施設については、児童養護施設等の敷地内や隣接地域に整備する形が想定される。一方で、都市部と地方部では施設数や一時保護件数も異なり、地域に密着した一時保護を考える上では一時保護専用施設の偏在化に注意する必要がある。

■一時保護施設職員の研修受講者数

- ・ 一時保護所も、児童養護施設等も、任用資格を満たしていない職員が配属されていることがあるため、子どもに直接関わる職員は全員、児童指導員の任用資格を満たしている、または保育士有資格者であることが大前提である。満たしていない場合には、資格を満たしている職員と一緒に職務に就く必要がある。
- ・ 研修を受けやすいと考えられる自治体の一時保護所職員であっても、体系的に学ぶ研修機会を確保している自治体は多くないと考えられる。また、児童養護施設等はまだ厳しい状況も考えられ、年間の研修日数よりも、職員が配属された際に必要な研修が確保されているのかが必要な指標となる。
- ・ また、中堅職員・SVにも年間1,2日ほど知識をアップデートする研修が必要であり、研修の中身については、日本総合研究所(2023)「一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究 報告書」、日本総合研究所(2022)「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック」が参考になる。
- ・ 丁寧な職員育成のためには、半年間は初任者として、メンター等によるOJTの中でスキルアップを図っていく。質を確保するためには、OJTが大切と考えられる。一方で、OJTにも危険な側面があり、反面教師から不適切なスキルを身につけてしまう可能性もある。計画策定する中では、各施設の中核的な職員が適切な支援に関する知識・スキルを持っており、新任職員がそれを学べる環境であるかどうか重要な視点となる。
- ・ 一時保護所職員の異動は、自治体によってかなり異なる印象を持つ。少なくとも、策定が予定されている一時保護所の設備・運営基準の施設管理者要件（5年以上の実務経験）を満たす職員が確実にいることが重要。また、児童相談所からの人事異動についても、相談業務と生活ケア業務それぞれの視点を持てることが非常に重要である。

■第三者評価を実施している一時保護施設数

- ・ 社会的養護関係施設は3年に1回の第三者評価が義務付けられており、一時保護所もその期間で受ける認識は広がってきている。一方で大切な点は、評価を受けた後でどのようにPDCAを回していくかである。評価を出発点として課題が浮き彫りになるため、受審するだけでなく、どのように活用していくかを考えてほしい。

(9) 福井充氏、安留昭人氏：項目7の1（児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組）

■こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にこなって長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備

- ・ 体制整備に関しては、人員のみならず、パーマネンシープランの様式、パーマネンシープランの見直し(進行管理)会議の開催など、ケースに関わる進行管理を丁寧に行う体制や仕組みが含まれる。特に低年齢であれば見直し会議の開催頻度を増やすなどが求められるが、基本的には年2～4回の開催が必要である。
- ・ また、専門チームの設置の有無だけでなく、専門チームの具体的な役割がポイントとなる。施設入所

児童や里親等委託児童のケースワークを一定数直接担当する形か、それとも各ケースの副担当的な立場で間接的に進行管理に関わる形か、それとも両方か、専門チームの定義づけも行うべきである。

- ・ 間接支援の形式であれば、担当者一人当たりで50～60ケースほど担当できる可能性もあるが、直接支援の形式であれば、担当者一人当たり30ケースほどが限界となってくる。
- ・ 専門チームが全く無い状況からの体制整備を行う自治体に向けて、ステップ1、2など整備の段階を示すことも必要ではないか。整備初期には間接支援の形式に関わりつつ、人員が充実するにつれて、直接支援(子ども本人や家族・親族の面接・訪問等のケースワーク)を担当する形などが、挙げられる。
- ・ 各都道府県・政令市等においても、家庭移行支援に関わる専門チームの設置が進みつつある。各児童相談所の既存の係(措置係、親子支援チーム、再統合支援チーム等)の役割・目的を再編して、体制の移行を行える自治体もあるのではないか。
- ・ 措置児童全体について措置当初からパーマネンシーを目的とした進行管理を重視するチームを作るためには、まず人材確保が必要であり、対象ケース数を増やしていくための体制充実が必要となる。前述の直接支援を通じて家族との困難なケースワークを直接担当すること、家庭復帰や里親委託、養子縁組など子どもの人生を左右する重大な判断に関わることから、正規職員での配置が望ましい。
- ・ 体制整備に関わる評価指標として、プラン見直し(進行管理)会議の開催回数、地区担当ケースワーカーとの協議回数、実親と子どもの交流回数(面会、外出、一時帰宅)、子ども・家族・親族と児童福祉司の面接回数、措置・委託児童の家庭復帰率(措置解除数全体のうち家庭復帰した児童数の割合)、再措置率、各措置・委託先ごとの平均措置期間などが挙げられる。
- ・ 専門チームでの取組を進める中で、パーマネンシー(永続性)について各職員の意識が深まり、地区担当ケースワーカーと措置中の子どもの面会回数や養子縁組成立件数が増えることがあった。いくつかの指標によって、取組の評価が可能になるのではないか。
- ・ 親族里親制度の活用数、親族による養育里親への委託児童数なども評価の指標となる。支援計画を考える際に十分にパーマネンシーを検討したのかを確認するためには、具体的にパーマネンシー保障のための支援の選択肢を推進計画や児童相談所の内規において明示しておく必要がある。家庭復帰支援、親族等養育支援、養子縁組成立支援、家族交流や再統合を支援しながらの里親等養育など、児童相談所運営指針の相談援助の原則等も参考に、網羅的に記載がなされるべきである。
- ・ パーマネンシープランの対象児童として、基本的には措置・委託児童の全員が考えられる。子どもの措置後にパーマネンシープランをしっかりと作成し、プランに基づいた親子交流を促す児相側、施設側などからの具体的な親子へのアプローチなどの取組を記載する必要がある。そういった取組により、実親との面会回数の増加や家庭復帰件数の増加が結果として見込まれる。
- ・ 各自治体で既に実施している再統合プログラム(家庭復帰支援ケース限定)とパーマネンシープラン(措置ケース全体)の位置づけや手順の整理も必要である。プランの書式や現状把握、評価に関しても、具体的に指標を示すことが必要である。

(10) 久保樹里氏：項目7の2(親子関係再構築に向けた取組)

■親子再統合支援事業について

- ・ 「親子再統合支援」という言葉では、親子分離した後に家族が一緒になるための支援というイメージを持ちやすくなる。その際に、一緒に暮らしているが親子関係に課題のある家族への支援イメージが

入りにくいいため、「親子関係再構築支援」という言葉の方が良いのではないか。また、「再」という言葉に関して違和感を感じる声もあり、今後しっかり定義することが必要ではないか。

- ・ 大阪市子ども相談センター（児童相談所）でこの目的で実施した際には、家族回復支援事業とした。それは、財政部局や福祉分野でない方にも、親子分離ケースだけでなく、在宅で一緒に暮らしている親子にも活用して欲しい事業であることを分かりやすくするためであり、あえて再統合という言葉を使わなかった。当時は予算的には家族療法事業やファミリーグループカンファレンス事業を活用した。

■親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備

- ・ 専門チームの配置に関しても、児童相談所の規模による側面がある。大規模自治体で専門チームを作れるところは、個別ケースを持たずに、地区担当者に寄り添いながらケースに入っていく形式が可能である。一方で、小規模の児童相談所ではそういった副担当的なケースへの関わり方が難しいことも考えられる。

■児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備

- ・ 児童心理司が行うプログラムとして心理プログラムが想定されていると思われるが、全体を見る視点、生活を見る視点は、児童心理司・児童福祉司どちらにも必要である。もちろん、TF-CBT等の研修を児童心理司が受講してトラウマ治療を先駆的に行い、そういった専門チームの体制を整備出来る自治体も非常に良いと考えられる。TF-CBTに関しても、プログラム自体の実施だけでなく、この知識を持ってソーシャルワークに携わることが非常に重要と感じる。
- ・ 子ども・家族の状況という全体像や行動パターン、家族システムの力動など、ソーシャルワーク支援で抑えるべきポイントは複数あり、そういった観点は児童福祉司、児童心理司問わず共に持つべきである。児童心理司として心理面接や検査だけでなく、アウトリーチを行うことも大切であるという認識を持って頂きたい。
- ・ 専門性を上げていく仕組みの中で、米国では大学院と児童相談所にあたる機関が協働して実習生を受け入れながら、力量のあるソーシャルワーカーを育てていくプログラムもある。
- ・ 保護者支援については、地域によって該当する民間団体がない場合にも大学と協働して、より積極的にコラボレーションが出来れば良いのではないか。大学の教員が児童相談所等のフィールドを知って、現場とコラボしていくことは、教員の力量向上や研究成果にも繋がる。大学と現場の分断を埋める意味もあると考えられる。
- ・ ニュース等で報道される虐待事件について、もっと早く関わられたらと思う事案が多くある。しかし、具体的にどのように関われば良いか市区町村も含めて分からない中で、ぎりぎりになった段階で児童相談所がかかると親子関係の修復も非常に難しい。そういった事案が複雑化する前に支援を行う、より早く親が助けてと思う時に手を差し伸べられるための人材・社会資源が、より多く市区町村に必要である。
- ・ ショートステイも親子分離を予防する非常に重要なサービスと考えられる。土日だけ継続的に利用して、子どもの第二の家庭になる中で発達のチェックや親への働きかけを行うことも可能であり、このような親子関係維持の形もあり得るのではないか。

- ・ PCIT に関しては専用部屋の整備も必要だが、そういった整備とともに児童相談所に面接室がないなど、職場環境自体の改善が必要なところが多い。
- ・ プログラムによっては、児童相談所以外の場所で実施することもある。その場合、実施場所の確保も課題になる。プログラム実施や民間機関との共同にはさまざまな調整が必要となる。そのような仕事に関しても、担当者がいかにコミット感を持って取り組めるかが重要であり、そのプログラム自体の意義を十分に理解していないと継続的な事業実施が難しいと考えられる。
- ・ ライセンス取得に関しては、取得した担当者が異動することもあり、個人への資格付与に公的資金を使うことに対して財政当局から懸念が出され、事業が廃止した経緯もある。しかし、資格を取得した職員がまた児童相談所に戻ってきたり、別の職場で活用してくれることを踏まえれば、本来なら認めても良いのではないか。
- ・ また、児童相談所と本庁の担当者が十分に連携して、各自治体が子どもに対してどのような支援を届けるのかという全体像を持つことが必要である。その上で、必要な整備予算を財政部局へ伝えていくことも考えられる。

■保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

- ・ 先進的な自治体では財政的・人的にも非常に手厚くなっており、東京都や特別区などは外部機関への委託、外部機関に通うことや講師として来てもらうなど、様々な取組のバリエーションが行える。一方で、そういった外部団体が社会資源として少ない自治体では、委託先団体の不足に悩む声もたくさんある。
- ・ 国庫補助が半分得られるとしても、残りの半分为予算として取れない。本庁にうまく理解して頂けない場合もあり、本庁担当部局と児童相談所との連携が非常に大事である。
- ・ また、外部機関にプログラムを委託することや、プログラムを取り入れること＝親子再統合支援事業や親子関係再構築支援ではないことを深く理解して頂きたい。
- ・ 子どもの意見聴取も含めて全ての事業が繋がっており、当事者の子どもや保護者の声をどこまで聞いて、共に歩いていくという視点に基づいて、どのような準備が出来ているのか。保護者や子どもにプログラムをただ紹介するだけでは、プログラムありきの活用となってしまう。
- ・ そうならないためには、現場の関係者のアセスメント力が非常に問われ、またその際に当事者の方と共にやっていけるのかどうか非常に大事になる。その前提があって、どのような支援を選択するのかという話になり、親子再構築支援に関わる様々な心理療法や行動療法等のプログラムが選択肢として挙げられる。しかし、そういったプログラムだけでは当事者の生活には不十分であり、様々な社会的観点を含めて「バイオ・サイコ・ソーシャル」を担える支援が必要である。
- ・ 多角的なアセスメントが出来ていないと、プログラムの導入するだけに留まってしまい、実際の親子がプログラムの利用に応じてくれないという声が出てしまう懸念もある。
- ・ 活用できるプログラムが多くあることは重要である。
- ・ プログラム導入後の2、3年後には、財政部局等からどのような効果があるのか問われることが多い。その際に利用人数が少ないなど活用できていないと事業自体が無くなることもある。大阪市でも子どもの性加害に関わる親子の治療プログラムを、大学と共同して作り上げたが、現在は事業としてなくなってしまった。プログラム導入に関する当時の担当者の想い・意図がちゃんと引き継がれることに

加えて、そのプログラムにどのように導入するのか、プログラム活用に向けた力量がないと、有効なプログラムがいくつあっても活用されない懸念もある。

- ・ プログラムに参加しただけでは親子の変化は起こらないことも踏まえて、あくまでプログラムは一連のソーシャルワークの中にあるものだと理解して整備することが大事になる。
- ・ ソーシャルワーク支援の中にあるという前提で、民間機関との連携・協働を考える際には、地域に資源を作っていくことも必要となる。例えば、大阪市で家族回復支援事業を立ち上げた際には、様々な機関がどのようなプログラムを行なっているのか調べて、他分野でも活用できる社会資源を探してそこに直接連絡することも行なっていた。そのひとつとして、虐待加害男性への支援を研究されている立命館大学の中村正先生に父親の虐待という視点から力を貸してもらえないかと打診し、共同調査研究の中で「男親塾」というグループワークを始めた経緯がある。
- ・ このプログラムについては、大阪市だけではケースとして少ないため、大阪府と堺市にも声をかけて、共同で事業を実施する形式とした。事業を継続させるためにどのような形が必要か、ということも検討すべき視点である。
- ・ 事業を動かすためには、場所・人材・時間、そしてプログラム参加に関する対象者の選定と参加継続の管理、さらに民間団体は児童相談所とは考え方も異なるため、そういった考え方の相違を擦り合わせるためのマネジメントが大切となる。
- ・ 児童相談所としては、プログラムに参加しているから良いのではなく、どのような変化が起こっているのか見定めていく必要がある。例えば、保護者はプログラムへの参加は順調だが、親子関係自体や子どもへの虐待が続くならば良い取組になっているとは言えない。そのため、児童相談所と民間団体で適切に情報共有することが必要だが、保護者が民間団体にのみ話した内容についてセラピーとしての守秘義務もあり、その点のすり合わせも大事になる。
- ・ 東京都や特別区では、民間団体と共同でプログラムを実施しており、資格取得も積極的に行っている。人材や財政に十分な余裕がある場合には、そのメリットを活かして積極的に実施してほしい。そういった先駆的な自治体や新しいチャレンジを行う自治体から、そのエッセンスやアイデアを他自治体の児童相談所にも伝えてほしい。
- ・ 大学の研究者と結びついて、プログラムの効果検証も含めて、調査研究を共同で行う形も一つと考えられる。
- ・ 最近では、児童相談所職員が主催する地域ブロックごとの事例発表などの機会もなくなり、他の児童相談所の取組を知る機会が少なくなっている。親子再統合支援事業に関しても係長級の人たちが取組を報告する機会があれば、叡智が集まるのではないか。
- ・ 何かを生み出していく楽しさが、今の児童相談所に少ないと感じている。自分自身が家族再統合支援の際に当事者にいかに参画してもらうことが大切か思い知った。その取組を進めるために、当事者主体の包括支援システムとしてラップアラウンドの日本に合わせた導入を進めている。現在、いくつかの児童相談所でモデル的な実施を行っているが、単なるプログラムの導入に留まらず、支援の在り方自体を変えていく取り組みだと感じており、これを進めることはケースワーク全体を変えていけると考えている。
- ・ 人事のローテーションも非常に重要である。児童相談所でも数年で異動になるところがあるが、特に市町村では2年程度で異動が多いと聞いている。異動するとしても、児童相談所で一定以上の期間、

対人援助を担当した職員が本庁に異動して、現場の経験を活かして施策を作っていく、国も含めた全体的な動きや財政のことも知った上で、再度児童相談所に上席のポスト戻ってくるなど、循環していくことが良い。都道府県や市区町村も、子ども関係の担当課で数年知識をつけてから再度戻ってくるのが非常に少ない。そのような人事のローテーションがないと、経験が積み重ならないため、より高度な専門性が求められる現在の職務内容には対応が難しいのではないかと。

(11) 鈴木浩之氏：項目7の2（親子関係再構築に向けた取組）

■親子再統合支援事業による各種支援の実施件数

- ・ 親子再統合支援事業は必要なケースと必要でないケースではなく、児童福祉司・児童心理司が全てのケースに関わるように、基本的には全て必要なケースである。そのためには、親子再統合支援を行う専従チームを、各児童相談所に配置することが必要となる。
- ・ 実施件数については、自治体ごとに計上している・していないがあり、また事業の定義も自治体ごとに異なるため、各自治体が発表している事業概要等から正確には読み込めないのではないかと。
- ・ 親子再統合、親子関係再構築、家庭復帰支援など、用語の定義を整理することがまず必要である。家庭復帰支援も、一時保護所からの家庭復帰や、里親・施設等措置からの家庭復帰などかなり幅は広がる。
- ・ 親子関係再構築は必ずしも家庭復帰を目指さないとしても、措置されている子どもの9割以上は親がいることが想定され、交流のある親との関係支援も考えられる。また、交流していないとしても、子どもの心の中には親・家庭という存在があり、会えないが親との関係性をどうするのか考えていく支援も、広い意味では親子関係再構築支援となる。
- ・ そのため、社会的養護の対象となる子どもには、親子関係再構築支援がすべて必要であるという前提で考えていかないといけない。その中で細かく分岐しながら、支援のあり方や、実際に行なって難しかったケースなどが出てくる。必要量の見込み自体は全体を網羅する数になる。全てのケースに必要なであるという前提で、必要な体制を整備して欲しい。

■親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修等の実施件数

- ・ CARE、PCIT、トリプルPなど、各プログラムの研修だけでなく、親子関係構築支援のソーシャルワーク全体の意識が変わるような研修を行なって欲しい。研修で学びを得るだけでなく、実際のケース検討など、外部の専門家によるSVなども含めて行うことでより効果的となる。
- ・ 一方で、地方部と都市部では外部の専門家の支援体制も含めて、大きく状況が異なる印象もある。地方部では少ない研修をしっかりと増やすことが効果的な点も考えられるが、都市部では既に行われている研修の質やSV体制などを充実させる必要がある。数値目標として算出するのであれば、各児童相談所の事業概要で公表されている研修数から見込むことが想定される。

■親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備

- ・ 過去に在籍していた自治体では、親子支援チームという専門チームがあり、援助方針会議で親子支援を行う決定が出された。通常の地区担当など支援チームに伴走する形で関わり、家族ミーティングのファシリテーションや保護者支援プログラムなどが行われていた。

- ・ 一方で、各児童相談所に親子支援チームが1、2人程度であると、本当に必要なケースに自ずと絞られてくる。必要量を見込む場合には、実際に行った支援ケース数から算出するのではなく、あくまで全ての子どもに支援を届ける前提で考える必要がある。
- ・ 今後、親子再統合支援事業を展開していくには、専門チームを全国の児童相談所に設置して、必要な支援が行える体制を作って欲しい。親子関係支援の質的な力量を高めるためにも、人口数・措置児童数当たりで一定の専従チームが必要であり、それによってノウハウの蓄積も可能となる。
- ・ 理想と考えるのは、児童福祉司5人に対してSV1人が担当するチーム単位に対して、1、2名の専門チームが伴走できる形が最も望ましい。ただ実現可能性などを踏まえると、SV3人・児童福祉司15人に対して、2、3名の専門チームが可能ではないか。
- ・ 児童相談所の管轄人口に関しても、100万人いると機能不全が起こるため、30万人規模が現実的な理想だと考える。30万人規模の児童相談所に対して、親子支援チームが2チームほど対応する形が望ましい。

■児童相談所ケースワークにおける「支援」から「協働」への視点変革の必要性

- ・ 親子再統合支援事業は、予算を確保して保護者支援プログラムを実施するのみでは大きな変化は難しい。専門チームを配置することによって、ソーシャルワーク全体の質を変えることに繋がる。
- ・ 現在の子ども虐待対応は、危機介入を中心とした専門家によるパターンリズミ的指導・治療の枠組みであり、そういった関わりは結果的に家族を受動的な存在にしてしまい、主体性を削いでしまう懸念もある。今後は、当事者が主体的に変化を起こせるような形で虐待対応のパラダイムを変えていく必要がある。当事者が主体者として、子どもの安全を作ったり、家族自身が変わろうとする姿勢になれることが大切である。
- ・ 親子再構築支援の専門チームを整備し、介入初期の段階から担当ケースワーカーと並行して家族に関わっていく。それによって、子どもの安全は絶対に譲らないが、一方で家族の中で様々な困りごとや困難があったりする中で一緒に取り組んでいきたい、それを解決出来るのは家族自身しかいないというメッセージを伝えることで、家族との協働を主としたケースワークを展開していくことが可能となる。
- ・ 里親・施設措置から家庭復帰までの支援期間としても、3年など長期で取り組むことは子どもや親も見通しを考えることが難しい。子どもの安全が必ず守られる前提として、半年などの単位で考えていく必要がある。そうでないと、子どもの傷つきも深まり、親の取組に対する気持ちの維持も難しくなる。
- ・ 家庭復帰までの取組が長期になるのは、親の「変容」を目指しているからと考えられる。親の「変容」だけでなく、親の養育力を補うようなネットワークを作ることが必要。特にインフォーマル・ネットワーク(親族、友人、知人)によって、親が完全に変わったと言えなくとも、子どもの安全は守られる仕組みを作れる。そういった仕組みを作ることに注力すれば、措置の長期化も防げるのではないか。
- ・ そのためにも親子関係再構築の専門チームがノウハウ・ポリシー(支援よりも協働)を持って、ソーシャルワークを行うべき。体制を作ることによって考え方を「専門職主導から家族主体へ」、「支援から協働へ」、「変容だけでなく、安全のネットワーク・仕組みを作る」ことを意識して欲しい。

■児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備

- ・ スキルやライセンスを取得するにはどうしても時間がかかるので一定量確保していくことが必要。各プログラムに関しては、将来的には民間、施設、児相など誰がやっていくのか役割分担が今後出来てくると思われるが、児相の中でも一定量は必要である。また、必要に応じて民間団体への委託も必要だが、地方部と都市部で社会資源量も大きく異なり、その場合には児相が自前でやっていく必要がある。
- ・ 親のグループプログラム（MCG等）などを行なっていくスキルも親子関係支援チームのノウハウとしては必要になる。各児相で関心のある職員が繋がりを持ち、親支援チーム連絡会などを通じて、異動した際にも各所にノウハウが蓄積していくような形にできれば良い。

(12) 藤林武史氏：項目7の3（特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組）

■児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

○養子縁組が必要な子ども数の算出

- ・ 措置中の子どもの中で、親の死亡・行方不明、交流が途絶えているなど、再統合困難なケースを、現時点で何件あるのか数える必要がある。それら全てについて特別養子縁組が必要とは限らないが、少なくとも検討すべきケースではないか。
- ・ 検討すべきケースを挙げて、その中で、パーマネンシー保障の理念に基づくアセスメント、ケースマネジメントを行なった結果、養子縁組が必要な子どもの人数が出てくる。その中に、実親との関係を残したいケース・残さないケースが出てくる。残さないケースは特別養子縁組、残すケースは普通養子縁組になっていく。
- ・ 一方、児童相談所で新たに受理したケースの中に、上記のような養子縁組が必要なケースがどれだけ発生するか数えることが必要となる。過去数年間の統計をもとに算出することも必要だが、実際には児童相談所にパーマネンシー保障の発想がなければ、里親等・施設への長期措置児童数が多くなってしまう。今までの特別養子縁組成立数から算出される見込みに加えて、改めて養子縁組が必要な子ども数を把握することが必要となる。

○養子縁組が必要な児童に関する十分な検討の必要性

- ・ 算出する際の留意事項としては、「親の死亡や行方不明等になっているにも関わらず、里親等・施設養育を続けているケースを改めて検討し、家庭復帰や親族養育が難しい場合には、養子縁組を検討しなければならない」などを記載する必要がある。
- ・ 特に、年長児童について難しい点は、現在養育している里親に養子縁組を進めることが難しい場合もあり、また施設養育の児童であれば、年長で養子縁組前提の里親を見つけることはかなり難しい。そのため、養子縁組を検討して要件が当てはまるからといって、必ずしも養子縁組が実現できない可能性もあるが、少なくとも検討していく姿勢は必要である。
- ・ 従来から、児童相談所からの働きかけがなくても、意識の高い里親は子どもの意見を聞いた上で、普通・特別養子縁組を考えている方もいる。今までは、里親や子どもの意向があって初めて児童相談所が動くことが多かったが、今後は児童相談所からも里親へ働きかけることも必要となる。
- ・ 両親とも死亡したケースなど、従来までは漫然と里親等・施設養育を長期間行ってきたが、本来であ

れば、措置を始める段階から養子縁組を前提とした里親を探すことが必要。そのためには、児童相談所としての発想を大きく変えていくことが求められ、児童相談所職員がパーマネンシー保障の理念に関する研修を受講することも併せて必要となる。

■民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

- ・ 各自治体が民間あっせん機関を通じた特別養子縁組成立件数を正確に把握することは難しい側面もあるが、同居児童の届出等から児童相談所は可能とも考えられる。
- ・ 全国的には、家庭裁判所が把握した特別養子縁組成立件数から福祉行政報告例で児童相談所が把握した特別養子縁組成立件数を引いた数が、全国的な民間あっせん機関による成立件数になるのでは。

■親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備

- ・ 検討体制自体は各児童相談所にあるが、各ケースについて適格審判の申立をしようと思うかどうかの発想の面が十分ではないのではないかと。検討した上で、適格でないという判断があっても良いが、前提として十分な検討がなされる必要がある。
- ・ 策定要領(案)の項目⑦の1(児童相談所のケースマネジメント体制の構築)が十分に行われていれば、自ずと必要なケースについて、特別養子縁組の検討や実親等への相談・情報提供を行うことが出来る。その観点からは、項目⑦の1の発想が児童相談所に十分に定着しているのかが重要になる。

■里親支援センターやフォスタリング機関、乳児院、民間団体等による養子縁組の相談支援体制の整備

- ・ 養子縁組成立後、児童相談所運営指針等により半年間は相談支援を継続することとなっているが、半年経過後は支援継続が望ましいとされているものの、実質的に一般家庭と同じ扱いになる。
- ・ しかし、どの段階でも養子・養親への支援は必要であり、年長で養子縁組になった場合には、里親委託中と同様な程度に十分な支援が必要となる。また、自分の親を十分に認識出来ていない乳幼児の段階で養子縁組になった子どもには、ライフストーリーワーク、真実告知等の出自を知る権利に関する丁寧な支援が必要となる。こういった半年経過以降の支援の充実のためには、児童相談所の職員体制の整備も併せて必要となる。
- ・ このような成立後支援は、各自治体・児童相談所ごとに取組の差がある。例として、児童相談所が、養子・養親へ直接支援を行なっているところ、直接支援を行なっていないでも年1,2回の研修・グループ支援等を行なっているところ、研修業務やグループ支援をフォスタリング機関、NPO法人等に委託しているところなど様々である。また、民間あっせん機関が、各団体で成立した養子縁組家庭に対して支援を行なっていることも挙げられる。
- ・ そのため、各自治体で行なっている支援内容及び状況を把握することが必要である。その上で、相談支援の量としては、過去に成立した養子縁組件数のうち、養子・養親への支援・情報提供を児童相談所もしくは民間機関が担ったものとなる。

■各自治体の養子縁組に係る取組の評価指標

- ・ 妊産婦自身が特別養子縁組を希望しているケースは、児童相談所と民間あっせん機関それぞれへ流れ

る。一方で、妊産婦自身が特別養子縁組を希望していないような、虐待等により家庭復帰が難しいケースについては、制度説明や適格申立の申請など、児童相談所がどのように特別養子縁組に向けてケースワークを展開していくかが求められる。

- ・ そのため自治体としての取組は、どれだけ実親へ養子縁組の必要性を説明できるかが重要となる。具体的には、妊産婦から子どもを育てることが出来ないという相談があった際に、まず在宅で養育する方法や一定期間里親家庭で養育する方法等を伝える中で、特別養子縁組の選択肢も伝えることになる。
- ・ 取組の評価指標としては、そういった養育困難な妊産婦に対する相談支援・情報提供の件数が挙げられる。加えて、措置中の子どもへの取組評価として、代替養育に措置された子どものうち、パーマネンシー保障の観点から検討して養子縁組が必要とされた件数。また、成立後支援の観点からは、児童相談所・民間フォスターリング機関等が支援を行なった養子・養親の人数、養子・養親への研修回数、養親向けの交流会などのグループ支援の開催件数などが挙げられる。

(13) 長田淳子氏：項目 8（里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組）

■里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

○里親等委託率、登録率、稼働率に関して

- ・ 一時保護里親が増えているため、その分が稼働率の計算式に反映しづらいように感じる。一時保護里親に、どの程度の里親が尽力されているのかを考慮すると良いのではないか。また、一時保護が委託可能な里親数に関しては、一時保護所の入所率を考慮して、どの程度の数が必要か見込める可能性がある。
- ・ 「里親委託が必要な子ども数の見込み」の算式では、「行動上の課題が重篤な子ども等」の分は引いているものの、本来であればその中に里親委託可能な子どももいると考えられ、現実的な数値が出てこない懸念もある。「行動上の課題が重篤な子ども等」については、専門里親数を見込む際の指標に入れるべきだが、各自治体で専門里親の活用が十分でない状況もある。
- ・ 現行計画の策定では、新しい社会的養育ビジョンの数値目標に合わせて里親等委託率を記載している自治体も多くあったが、この 5 年間で達成が難しく現実との乖離が生じている。1 年単位で取組を検討し、実現可能な数値目標を記載することが必要である。
- ・ 稼働率を上げていくためには、里親登録のアセスメント段階で、実際の委託可能性が十分に検討されることが必要である。基準に合えば基本的に認定する形では、登録件数が増えていく中で、フォスターリング機関職員一人当たりの対応件数も増えていき、業務負担も増大する。研修等の受講により委託可能性が見える場合には登録を目指すことも考えられるが、難しい場合にはその趣旨を説明することも必要ではないか。
- ・ 児童相談所から提出された調査書を確認し、内容を精査した上で、必要であれば差し戻せるような審議会の体制作りも必要である。調査書の書式から検討することも必要であり、何段階かに分けて公的養育を担うことの適格性を確認できる仕組みが求められる。
- ・ 登録してから全くの未委託状態である里親数を把握して、研修等も含めて今後の活躍の仕方について十分に検討することが必要である。週末里親など方法はいくつかあるため、全く委託経験のない里親が更新だけしている状態は勿体無いと感じる。

○里親登録（認定）数、ファミリーホーム数

- ・ 資源の記載では、養育・専門・養子縁組里親となっているが、地域によって親族里親が多い自治体もある。子どもにとって一番良い里親が選択される必要はあるが、親族里親も入れた中での委託率を検討することも必要と考えられる。
- ・ 単身で養育里親を登録しているケースもあり、単身の場合であれば1人、家庭内に里親が2人いる場合には2人という数え方がある。他にも、家庭数で数える場合もあり、里親数のカウント方法については説明が必要と感じる。
- ・ 養育里親と養子縁組里親を重複で数えている自治体もあり、この点も整理が必要である。養子縁組の成立数は自治体によっても様々であり、どの程度の養子縁組里親数が必要かについては、成立件数から見込みを算出できる。
- ・ また養子縁組成立件数の他に、養子縁組の候補に上がった子ども数も考慮し、候補に上がった子ども数＝養子縁組里親委託数(もしくは養子縁組成立件数)となっているかの確認も大事である。候補に上がったが委託されない子どもも一定数いる場合、そういった子どもがどのようにすれば委託されるのか、数字を見た上で検討する必要がある。
- ・ 専門里親について、活用方法を各自治体で整理し、より広く活用されることが必要である。特に、心理治療施設や障害児入所施設に入所しており、長期に渡って家庭復帰が難しい子どもについて、一定数専門里親への委託が見込めるではないか。また、乳幼児で障害児入所施設に入所することは難しく、専門里親の活用によりアタッチメントの課題にも対応できると考えられる。
- ・ 里親数を見込む場合には、高齢で辞める方もおり、その数を見込む必要がある。例えば5年以内に辞める可能性がある、もしくは高齢で委託が難しいと考えられる里親数を考慮して全体の里親数を見込み、場合によっては一時保護・ショートステイなどの短期養育で活躍して頂くことも含めて、数を見込むことが必要である。
- ・ ファミリーホームに関して、その目的、他の里親種別との棲み分けを踏まえて、数を見込んでいくことが大事である。例として、子どもの出入りが多い中で低年齢の子どもを長期で委託するのは不向きに感じる部分もあり、中高生以降の委託が増えている印象もある。

○里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

- ・ 自治体の状況にもよるが、年2回程度だと登録に半年かかるため、3ヶ月に1回程度が理想と考えられる。差し戻されるケースもあるため、3ヶ月後に再度検討を行える観点からも、年3～4回程度は開催してもらいたい。

■里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

○里親支援センター、民間フォスターリング機関の設置数

- ・ 地理的観点からは、大まかに1時間程度で行ける範囲に設置することが目安になるだろう。
- ・ 里親支援センターに関しては、中核的な機関として多数必要というわけでないとしても、民間フォスターリング機関は実施内容によって、どの部分を委託するか・各機関がいくつ必要か、という算出方法が求められる。管轄エリア・人口、事業内容など、自治体により見込む基準は様々と考えられる。
- ・ 特に、管轄人口が影響を受けるのは、リクルートの広報活動費用である。一方、里親支援の量に関しては、里親数、里親希望者数、委託児童数が影響を与えると考えられる。
- ・ ワーカー1人が担当する里親数に関して、未委託・委託家庭の割合にもよるが、30～40家庭程度は

担当できるのではないか。(委託家庭ベースで見れば、20 家庭程度)

○必修研修以外の研修の実施数

- ・ 更新研修が5年に1回で、その間の4年間に何も研修を受講していないと情報も制度も変わってくるため、制度の変化や、委託に必要な課題別研修があると良いのではないか。
- ・ 二葉乳児院で行っている研修例として、未委託里親向けの子育て方法に関する研修、登録後研修、受託後研修などがある。また、乳幼児の委託に特化した研修、ライフストーリーワーク、インターネット・SNSの使い方、依存的なアタッチメントに対する課題など、子どもの今の課題を取り扱う研修を行うことにより、同じ悩みを持つ里親が集まることも出来る。子どもの年齢によっても課題が異なるため、多種多様な研修が必要である。

(14) 中野ひとみ氏：項目8（里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組）

■里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

○里親等委託率、登録率、稼働率

- ・ 稼働率に関しては、「施設にいても里親委託が可能な子ども」とは具体的にどういった子どもなのかなど、具体的に示されないと、各ケースワーカーの認識に左右される側面があり、数を見込むことが難しいと考えられる。
- ・ 子どもによって里親に求められる条件は多種多様であり、里親数に関しては多ければ多いほど良い。例えば、高校生であれば転校しなくて良い里親、外国籍の子どもに対してはその言語に対応できる里親など、委託率を上げていくためには、多様な里親数の確保が必要である。また、援助方針会議等で里親への委託を十分に検討するための、児童相談所職員の意識改革も必要である。
- ・ 具体的にどの程度の里親数が必要か、数で算出することは難しい。大分県の例からは、昨年度248組里親登録家庭があるうち委託は92組であったが、里親数として十分でないと感じており、もう50組ほど必要と感じている。稼働率も関係してくるが、分母が多い場合にも、実際の長期委託可能な里親は半数程度であり、残りの半数は短期養育の方となる。
- ・ ショートステイ里親に関しては、里親登録されていなくても市長が認定をすれば実施は可能であるが、大分県では認定研修を修了した方へ委託をお願いしている。今後は、特に児童家庭支援センターや児童養護施設が少ない地域において、里親が重要な社会資源と考えられる。
- ・ 専門里親に関しては、現状服薬をしている子どもも養育里親に委託しており、専門里親と養育里親の線引きは明確ではない。大分県では専門里親の委託に関する内規も定めているが、特に心理治療施設や児童自立支援施設を退所する子どもについて、専門里親への委託を活用できればと考えている。
- ・ 養子縁組里親は、現状では未委託の方も多く、委託自体は子どもの状況に左右される側面がある。大分県では、養育里親と養子縁組里親の重複登録は行っていない。

○里親登録（認定）数、ファミリーホーム数

- ・ ファミリーホームに関しては、障がい児を受け入れてくれる点が非常に強みである。例として、ダウン症を持つ子どもについても、一般的な養育里親では難しいが、障がい児入所施設ではなくファミリーホームへの委託が可能となる。情緒障害、発達障害の子どもの委託は現在も行なっており、今後は中度以上の障がいを持つ子どもが委託できるファミリーホームも必要と感じる。
- ・ 医療的ケア児の委託が課題となっているが、例えばファミリーホームに看護師が入り、対応できる体

制も良いと考えられる。里親に比べて大人の数が多い点が強みであり、養育者の疲労感も里親と比べてかなり異なるのではないかと。

- ・ 県内の課題として、里親もファミリーホームも平均年齢が上がってきていることが挙げられる。特に長期の委託が見込まれる際には、子どもが自立する際の年齢にも配慮が必要であり、委託する際の課題となる。
- ・ 数を見込む際には、要保護児童数と実際の委託可能な里親数が重要な指標となる。里親登録数だけでは難しく、実際の稼働率から考える点が重要である。一方で、色々な里親がいて、各々に委託の可能性はある点は考慮すべきである。

○里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

- ・ 大分県では昨年度まで年2回開催だったが、里親が登録を待っているような状況のため、年4回開催となった。逆に年4回以上になると里親登録の審議に関する調査報告の作成が間に合わないため、その程度が良いと考えられる。
- ・ 一方で自治体の実情に合わせて、開催回数を調整して良いと思われる。1回の審議会で3,4件ほどの審議を行っており、登録を希望する里親数が少ない場合には回数の調整も必要となる。数を見込む際には、里親の登録待機状況が指標となってくる。

■里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

○里親支援センター、民間フォスタリング機関の設置数

- ・ 大分県の規模からは、3箇所程度（2つの児童相談所+大分市）は必要と感じている。また、人口規模で考える際には、設置数よりも職員数が重要な指標となり、センター1箇所当たり何人の職員が必要という考え方が必要である。
- ・ また、里親支援センター、民間フォスタリング機関同士の連携が重要である。地域を跨いでの委託が生じるため、相談窓口は少ない方が理想ではあるが、現実的には難しい側面もあり複数設置が基本となる。
- ・ 特に、フォスタリング業務の中で開拓・リクルートに関しては、地域に根付いた取組が求められる。大分県では4市に家庭養護連絡員が配置されているが、その4市は地域資源を活用しながら良い形で広報啓発が行えており、市行政の広報啓発の効果は大きいと感じている。

○必修研修以外の研修の実施数

- ・ 大分県は現在年4回実施しており、加えて心理職によるトラウマ研修も、別に里親へ案内している。
- ・ 時代のニーズに応じた研修が必要であり、里親の要望に応じた研修に毎年取り組んでいる。例として、ゲーム依存、自立、真実告知、などが挙げられる。里親の要望は、里親会との意見交換や、里親の集いにおける意見集約、各研修後のアンケート等で把握している。

○児童相談所における里親支援体制の整備

- ・ 児童相談所における相談支援部署と民間の里親支援センター・フォスタリング機関との連携に関しては、かなり課題が大きいと考えられる。現在、児童相談所内の里親班がフォスタリング業務を行っているが、それでも担当ケースワーカーと対立することもある。児童相談所内では対等な立場であるから意見も言い合えるが、民間機関と児童相談所となると難しくなる懸念もある。

■特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

○民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

- ・ 現在、児童相談所を通じた成立件数と民間を通じた成立件数が同じくらいの数となっており、今後民間が増していくことも見込まれる。
- ・ 家庭状況から委託が長期になることが見込まれる子どもに関して、養育里親の中でも養子縁組里親の可能性のある里親へ委託し、実際に実親からの同意があった段階で養子縁組をしているケースもある。

(15) 三輪清子氏：項目8（里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組）

■里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

○里親等委託率、登録率、稼働率

- ・ 国の示す里親等委託率の目標値に関しては達成して欲しいが、無理にでも里親委託をしていくということではない点は強調されるべきである。
- ・ 里親数に関しては、子どものニーズに合わせることを考えたとき、その2,3倍の数が必要であることが研究上も指摘されてきた。最近では、委託できる里親がいないと語られる時に、今、今日、この瞬間に里親宅に委託したいが委託先がない、すぐに言っても受け入れてもらえる里親宅がない、あるいは乳幼児で手のかかるお子さんなど、の対応が求められている。そのためには多数かつ様々なタイプの里親が必要である。
- ・ 障害を持っている、乳幼児等、色々なタイプのお子さんに相性が合うような里親を考えた時、1、2つの選択肢では足りないと考えられる。海外の例を見ると、子どもがいくつもの里親宅と施設に見学をして、選択肢を示して子どもに選んでもらうことができている。子どもが自己決定した感覚を持つる良さもあり、その観点からも、現状より多くの里親数を確保していくことが求められる。
- ・ 目安としては、一人の子どもに対して3、4家庭あれば良いのではないかと。また、子どもが措置される際に、2、3つほど選択できる家庭があると良いだろう。見学が難しい場合にも、児童福祉司からその家庭に関する説明を行うことも考えられる。
- ・ 現在、各地で行われているショートステイ・一時保護・レスパイト等の里親は、取り組みやすく、より活用されることが求められる。里親にとっては、長期措置の子どもが来たときのイメージを持ちやすくなり、他の里親の子どもや地域の子どもに目を向ける機会になる。また、一般の要保護に至らない家庭にとっても、一時的にわが子の養育が難しくなった時のショートステイは、その後要保護に発展することを未然に防ぐことができる。保護された子どもが家庭復帰する際の地域資源としてもショートステイは重要である。家庭復帰後の親子関係の再構築は、支援がなければ難しい場合も多く、ショートステイなどでサポートできるとよいだろう。
- ・ 未委託里親に関しても、定期的にアセスメントを行い、委託が来ない理由を里親本人にお伝えすることが必要である。それにより、里親登録を考え直したり、委託されるよう調整したりすることもあり得る。
- ・ また、養子縁組里親に関しても、子どもを受け入れる中で養育里親へ考え方が変わる場合もあると聞いており、ショートステイ・一時保護・レスパイト等の短期委託を受けてもらえるといいのではないかと。

○里親登録（認定）数、ファミリーホーム数

- ・ フォスタリング機関が積極的にリクルートを行なっている自治体は伸びてきているイメージはあるが、最初一気に伸びて、その後の伸び悩み等もあるため、見込み数を出すのは難しいことも考えられる。里親数の確保に関しては焦ることなく、常に門戸を開き普及活動を行なっていくことが求められる。
- ・ リクルートについては、ホームページの充実等が有効である。一般の方々が里親と聞いたとき、養子縁組を思い浮かべることがまだ多いため、イベント開催やブース出展の際には、様々なタイプの里親を説明し、出来るだけ多様な里親自身が語れる場を作れると良い。
- ・ 専門里親に関しては数が少なく、本来専門里親が受け入れるような子どもを、養育里親が受け入れる場合もあり、十分に専門里親制度を活用出来ていないようにも感じる。
- ・ 養子縁組里親に関しては、未委託の問題が大きい。
- ・ 里親の立場からは、地域の里親同士で話せる機会も確保できるため、1つの中学校区に2、3人里親がいることが理想的と考える。

○里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数に関して

- ・ 地域の実情に応じて、開催を行うことが留意事項となる。開催件数が少ないと、里親登録を待たされる状況にもなるため、月に1回程度が望ましいとも考えられる。登録ケースが上がってこない場合には、開催を流すことも可能である。また、1回当たりの審議件数としては、2、3件が限度とも考えられる。

■里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

○里親支援センター、民間フォスタリング機関の設置数

- ・ 1つの児童相談所管轄内に1つの里親支援センターが目安と考えるが、実際には職員数とセンターが抱える里親数に左右される指標となる。
- ・ 職員配置に関しては、福祉専門職の雇用を一定程度考え、その他に民間の営業職で働いていた方等でリクルートから委託後支援までにコミットできる方などを求めていくと良いとも考えられる。
- ・ 民間の里親支援センターができた際には、児童相談所からのサポートが特に初期は大切である。

○必修研修以外の研修の実施数

- ・ 里親の立場からは、規定研修を受けた後の2～3年目になってくると、全く研修を受けない場合もある。様々な研修があると、自分の委託された子どもの問題にフィットする研修を選べるので良い。例として、真実告知・ライフストーリーワーク、乳幼児のお子さんを委託される方向けの訪問研修、オンラインゲーム・SNSに関する講義、思春期の問題・メンタルヘルスの講義など、が挙げられる。
- ・ 研修実施数について、地域の規模にもよるが、先駆的なフォスタリング機関だと年間5～6回は最低でもやっている印象がある。未委託里親向け、子どもの年齢（乳幼児、学齢児）、その他発達課題等に対応する様々な研修を考えると、5～6回は必要と感じる。

○児童相談所における里親支援体制の整備

- ・ 民間機関が里親支援センターを担う場合であっても、児童相談所において里親担当者の配置数は一定程度必要と考えられる。人口規模にもよるが、1人職場では厳しく、2人以上は常勤で必要ではないか。また、児童相談所が里親支援センターを担う場合には、里親担当者の異動についても気を遣っ

て欲しい。里親担当者が複数名配置されることによって、異動の時期をずらすことも可能である。

(16) 河野洋子氏：項目 9（施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能か・機能転換に向けた取組）

■施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

○小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数

- ・ 資源としての記載の仕方が非常に曖昧であるため、各自自治体でどのように読み取るのか相違が出る懸念がある。小規模化した施設数や、全てを地域小規模児童養護施設に変更した施設数、地域小規模児童養護施設を 1、2 箇所持つ施設数など、具体的に記載する必要がある。
- ・ 本来であれば、小規模かつ地域分散化した施設における入所児童数が、全体の措置児童の何割を目指すのかという観点が指標として考えられる。1 箇所の施設のみが地域小規模化しただけでは取組として足りなく、特に自立を目指す子どもたちが入所する場合なども考えると、全体の 5 割程度は必要と考えられる。
- ・ 小規模化かつ地域分散化だけに取り組むのではなく、あくまで地域における家庭支援事業等と繋がっていることを意識して取組を進めていくことが求められる。地域全体の状況を十分に踏まえて、施設数や定員数、入所児童数を算出していく。また、パーマネンシー保障の観点から、長期入所を防ぐ取組と併せて検討していくことが、留意事項となる。

○養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数

- ・ より具体的に、全ての養育機能強化のための専門職が揃っている施設数、もしくは複数配置(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員)を行なっている施設数を、数として見込んでいく必要がある。
- ・ パーマネンシー保障の観点からは、家庭支援専門相談員の複数配置が特に重要となる。児童相談所がパーマネンシーに関わる支援計画を作成し、施設と一緒に協働していく中で、家庭支援専門相談員の業務のあり方も変わってきており、今後より重要性が増してくる中で複数配置を目指すことが実践の肝となる。

○養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数

- ・ 各施設で幾つの事業を実施しているのか、1つの事業を実施している施設数、2つの事業を実施している施設数などの算出が必要であり、計画上にはどの程度の事業を施設に行ってもらうのか、記載する必要がある。

○一時保護専用施設の整備施設数

- ・ 一時保護改革の項目と併せて検討する点が留意事項として考えられる。

○児童家庭支援センターの設置数

- ・ 設置数全体を見込んでいくと共に、特に宿泊機能を持つ施設の設置数を数として見込む必要がある。

○里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数

- ・ 目標値としては、令和 6、7 年度に各自自治体で 1 箇所となっているが、従来のフォスタリング事業との関係もあり、移行が難しいケースもあると考えられる。そのため、里親支援センターとフォスタリング事業の実施施設数を分けるよりも、最初はまとめて算出する方が良いのではないかと。
- ・ 包括的ではなく、実施事業ごとにフォスタリング事業を行なっている箇所もあり、切り分けて算出す

ることも必要である。

○妊産婦等生活援助事業の実施設数

- ・ 実施施設数だけでなく、要保護児童対策地域協議会に登録されている特定妊婦数およびその割合について、目標数値を出す必要がある。
- ・ 一方で、市区町村ごとに特定妊婦の捉え方が様々であり、大分県全体では要対協ケースの中の3.4%ほどになるが、母子保健部門と児童福祉部門が積極的に情報共有する市町村だと8%くらいまで割合が上がる。特定妊婦の登録数をまず把握して、妊産婦等生活援助事業の対象数として見込んでいくことが必要であり、要対協における特定妊婦数は算出の指標となる。
- ・ 実施施設数に関しては、特定妊婦数や割合から数を見込めるのではないかと。1箇所で行なっているから十分というわけではなく、遠方の市町には使いつらいということも考えられる。市区町村と産科医療機関の連携が密であり、特定妊婦の間口を広く捉え、要対協のケースとして積極的に掲載して支援体制を構築している市区町村の特定妊婦の割合を参考に、数を見込んでいくことが良いと考えられる。

○市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

- ・ 「事業ごと」となっている点は良く、具体的な事業ごとに列挙して記載することが必要である。例として、支援対象児童等見守り強化事業など、有効な事業をいくつか挙げて、アウトリーチ型・施設利用型など区分に分けて、目標値を定めると良い。
- ・ 各施設がどの程度多機能化しているかという指標になるため、都道府県ごとに確認することも必要である。また、NPO 法人等が事業を担うことも考えられ、地域差が出ることも考慮すべきである。
- ・ 計画を立てる際に、県のグランドデザインを描くことが基本であり、各都道府県の実情を踏まえて必要な事業を考えた上で、各施設に担当してもらおう形が良いのではないかと。事業の委託を施設側に提案することによって、施設自体の機能転換の理由となっていく。
- ・ 具体的な事業として、支援対象児童等見守り強化事業、児童育成支援拠点事業（子ども第三の居場所）、養育支援訪問事業、産後ケア事業、子ども食堂(事業ではないが)などを、児童養護施設や乳児院に担ってもらおうことが良いのではないかと。特に、国が今後開始する家庭支援事業については、計上すると良い。

○全体を通して

- ・ 項目⑨は、目標値を数として示しやすく、全施設を網羅する形で計画上記載できるところであるため、計画上数として計上したもの、実際には実施できず不足に陥らないような工夫が必要である。
- ・ 各自治体に何が足りないのか、優先順位をつけて、一番叶えたい内容を厚く計画上で記載すべき。計画に記載されていることが、取組を進める上で非常に重要であると感じている。各項目が全体に結びついているため、全体を俯瞰して欠けている部分に焦点を当て、具体的にどの内容を次の5年間で取り組んでいくのか、という自治体ごとのポリシーを持つことが大切である。
- ・ 他項目ではあるが、社会的養護から自立した児童のうち、後が追える児童数及びその割合は、重要な指標になると考えられる。
- ・ また、児童相談所職員や施設職員等が、社会的養護経験者の実際の話聞けるような機会(座談会・研修等)をどの程度持つのかも、非常に重要となる。特に、児童相談所職員に対してそういった機会を設けることが有効であり、児童相談所における処遇の質にも影響を与えると考えられる。

(17) 永野咲氏、畑山麗衣氏：項目 10（社会的養護自立支援の推進に向けた取組）

■児童自立生活援助事業の実施箇所数

- ・ 箇所数を考える上では、各実施機関の定員数が前提となる。（Ⅰ型：自立援助ホーム、Ⅱ型：児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、Ⅲ型：里親、ファミリーホーム）
- ・ 項目 10 の①(自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み)は大まかに、16 歳以上の社会的養護を受けている人数に加えて、自立援助ホームの定員の半分程度が社会的養護を経由していない方なので、その数も含めることにより、居住支援の最低限（ミニマムな）の必要量は算出される。その人数全てが居住支援を利用するかは分からないが、少なくとも対象人数である。
- ・ また、自立生活援助事業は上限年齢が撤廃されるため、継続的に入居する子ども数も想定される。年度ごとの新規入居者数に加えて、継続して児童自立生活援助事業を利用する子どもの見込み数を足すことが必要となる。
- ・ この児童自立生活援助事業の制度自体はうまく活用されれば、国際的にも先進的な取組になると考えられる。ニーズに合わせて年齢を問わず入居し続けられることに加えて、本人を含める会議の中で半年ごとの入居に関わる意思確認を行い、20 歳以上の退居した若者も再度入居できる仕組みになると思われる。
- ・ 一方で、実際にどの程度活用されるのかは懸念もある。基本的には全ての児童養護施設で活用されることが理想であり、Ⅰ型の自立援助ホームやⅢ型の里親・ファミリーホームでの活用も含めて、ニーズが高い子どもに限定されることなく、必要とする子ども全てに事業を届ける必要がある。
- ・ また、必要量を見込む上で難しい点は、他自治体からの入居があることを想定しなくてはならない点である。例えば、関東には大学が多くあるため、大学への進学とともに自治体に転入してくる若者数も $+ \alpha$ として考える必要がある。
- ・ そのため、留意事項として記載すべき内容は、他自治体もしくは他施設からの入居希望があることも想定すること、退居時期は年齢条件が設定されていないため、年度ごとの入居者数に加えて生活し続ける子ども数を考慮すること、が挙げられる。その他にも、進学先や企業等に通学・通勤しやすい都市部に重点的に設置すること、公共交通機関などを踏まえた入居者の交通利便性に配慮することなども挙げられる。
- ・ 児童自立生活援助事業の活用も重要だが、まずは措置延長の活用を徹底することが非常に重要である。活用状況が不十分なこともあり、本人が希望する場合には活用を徹底してほしい。
- ・ また、高校中退等により家庭復帰以外の理由で 18 歳未満で措置解除することは、一層困難を抱える可能性が高いため、原則禁止すべきである。何らかの理由で 18 歳になる前に退所する際にも、自立援助ホーム等に繋げる支援を行なってほしい。必要量の見込みに際しても、18 歳を迎える前に措置解除となった社会的養護経験者等の人数を考慮する必要がある。

■社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

- ・ 児童養護施設等が整備することに加えて、施設以外の NPO 法人、里親支援機関等が実施することも必要であり、複数箇所に設置することにより子ども自身が選択できるようにしてほしい。
- ・ 児童養護施設に整備する際にも、施設の敷地内に設置するとその施設出身以外の子どもが疎外感を感じ

- じやすくなる。場所的にも、運営的にも、施設とは独立して設置することも配慮として必要である。
- ・ 里親家庭で暮らした子どもの自立後の生活について、ケアリーバー調査の際も回答率が施設と比べて低い状況だった。里親家庭に対しても丁寧に事業の案内を行うことが必要である。
 - ・ 整備する際の立地に関して、役所から近い点も重要である。
 - ・ 留意事項として、特に都市部では他自治体から転居した子どもの利用数も見込む、公共交通機関などを踏まえた交通利便性も踏まえる、多種多様な機関が自治体内で複数設置することにより子どもが実施機関を選択できる形を作る、児童養護施設で実施する際にも当該施設以外の子どもからの相談を積極的に受け入れる、などが挙げられる。
 - ・ 整備箇所数を見込む際には相談対応件数も重要であるが、子ども個々人によって、たくさんの相談対応が必要な子どももいれば、そうでない子どももいる。月1回の近況報告のみや、定期的な病院等への同行のみ子どももいる。
 - ・ 実人数と延べ人数、相談対応件数を報告する際にも、気軽な電話も1件、緊急性が高く長く時間をかけて対応した相談も1件と数えられることにはかなり違和感を感じる。また、チャット等も件数としてカウントするのかどうかという難しさがあり、夜間の対応も1件としてカウントされるが特に負担感が大きい。本質的には、人数・件数に依らない、支援ニーズの質的重さ、心理的負担を考慮する必要がある。
 - ・ 各自治体の社会的養護自立支援事業の認知度が十分高くない現状もある。必要量を見込む際には、従来の実績数値だけでなく、認知度がより向上した際に掘り起こされる潜在的な支援ニーズも踏まえて算出することが求められる。

(18) 安部計彦氏：項目 11（児童相談所の強化等に向けた取組）

■中核市・特別区における児童相談所設置状況及び今後の設置見込み

- ・ 児童相談所の虐待相談対応件数、人口あたりの児童福祉司数・児童心理司数、児童福祉司・児童心理司の超勤時間数などが設置の際に参考となる指標と考えられる。また、中核市・特別区で新たに児童相談所を設置する際には、管轄地域の各指標を算出する必要がある。
- ・ 設置する際には、従来の市区町村の子育て支援と都道府県の要保護児童支援をどのように一体的整備するのかの議論が重要になる。市区町村の児童福祉・母子保健部門と児童相談所が一緒になって行うアセスメント・支援のあり方について具体的にシュミレーションすることで、それぞれの役割分担が明確化し、市区町村と都道府県の対立構造の解消にも繋がる。基礎自治体で児童相談所を持つことで、シームレスな切れ目のない支援の仕組みを作ることが出来る。
- ・ 児相の立場からすると、具体的な支援と責任が別々の箇所で行われる状況は不安も大きく、市区町村へ指導委託するよりも、児相側で終結した上で送致する方が良いとの考えもあり、それが市区町村への指導委託が進まない理由ではないか。
- ・ 基礎自治体として新たに児童相談所設置する際には、児童相談所業務のことをある程度知っている職員・スーパーバイザー・管理職・所長等を事前に一定数確保することが必要となる。
- ・ 児童相談所を設置する際には、施設への措置費の都道府県部分が無くなるため、かなりの持ち出しになる。結果、児相を設置する際には億単位の赤字になるため、特に中核市では財政状況が厳しい。人材確保と財源負担が中核市・特別区における児童相談所設置が進まない理由として考えられ、国から

の支援が必要と考えられる。

- ・ 基本的には、児童相談所設置に関わらず、基礎自治体は社会福祉専門職を一定数確保することが必要である。市区町村の子ども家庭相談や地域子育て支援などをより充実させるため、それらを担う人材が必要である。

■都道府県(児童相談所)における人材確保・育成等に向けた取組

○児童相談所の管轄人口

- ・ 設置基準は50万人当たり1箇所とされているが、30万人程度が良いと考えられる。また、地理的な観点から、利用者の利便性や公共交通機関の有無等にも配慮する必要がある。
- ・ 児童相談所業務の中で、現行の基準で難しいことを踏まえて、管轄人口を考える必要がある。超勤時間数や、退職職員数、年休消化率なども参考になるのではないかな。

○児童福祉司、児童心理司の配置数

- ・ 配置基準である3万人に1人は全国的にも守られている様子はあるが、結果として1、2年目の新任職員の割合が非常に大きくなっている懸念もある。
- ・ 特に、児童福祉司・児童心理司の異動に関して検討する必要がある。3年単位で異動するとベテラン職員が育たないことが考えられる。複数の児童相談所がある場合には、各所で異動することによって、経験が積み重なり、業務の質を上げることが出来る。
- ・ 各自治体で、児童福祉司・児童心理司の人材育成計画・キャリアパスを作成することが必要である。将来的に長期にわたって児童相談所職員を続けられるため、魅力ある職場にする。特に、都市部では募集人員が埋まらない状況もあり、現場にいる人たちを大事に育てる、バックアップ・サポート体制を充実させることが求められる。
- ・ 配置基準よりも業務の見直しが必要である。特に、養育手帳の判定・再判定(知能検査・性格検査等の実施数)が児童心理司業務の半分ほどの負担となっている懸念もある。親子関係再構築支援、虐待を受けた子どものケア、実親へのカウンセリング・サポート・心理教育など、児童心理司として本来担って欲しい業務がかなり阻害されている懸念がある。児童相談所でしか出来ない業務を行うためには、人材を増やすことに加えて、業務内容を見直し、他機関との連携・役割分担が必要となる。
- ・ 児童相談所の本来業務として、適切な親子分離の支援もあるが、分離後のケアをより充実させるべきである。措置児童の訪問回数なども指標になるのではないかな。

○市町村支援児童福祉司の配置数

- ・ 担当する市区町村があまりに多い場合には、年間の訪問回数がかかり制限されることも考えられる。適切な市区町村数を担当することにより、要保護児童対策地域協議会の実務者会議、個別ケース検討会議に参加することができ、ケース判断の質の均てん化、子ども家庭相談業務の全体の底上げを図るような役割を担うことが出来る。そのため、各児童相談所に1人は配置して欲しいと考える。

○児童福祉司スーパーバイザーの配置数

- ・ 指標としては、配置数と平均勤務年数が考えられる。配置基準の児童福祉司5人に対してスーパーバイザー1人は比較的守られていると考えられるが、勤務年数5年以上は十分に守られていないのではないかな。また、配置数については、基準が職員5人に対して1人であるが、3人に1人にしてから退職する職員がいなくなったという事例もある。

○第三者評価を実施している児童相談所数

- ・ 第三者評価の実施期間を定めるべきである。また、第三者評価に関しては、児童相談所業務を十分に理解している人が担当することが求められ、競争入札等を行う際にも、評価者の基準を明確に定めるべきである。

○こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修の受講者数

- ・ 研修受講者数を研修実施数で割れば、1回当たりの受講者が算出されるが、任用前・任用後の必須研修は除いた方がよい。特に、市区町村と合同研修の実施の有無が重要である。OJT と OFF-JT の両方が求められ、虐待防止のみならず、法律・外国籍・未成年後見制度など、多様な研修プログラムが必要となる。

○専門職採用者数

- ・ 福祉士、心理士、保育士、保健師、看護師、医者など、専門職種ごとに分けて算出することが必要である。管轄人口もしくは児童福祉司など職種ごとに募集・採用人数を見込むことが指標となる。

○弁護士数

- ・ 正規・非正規雇用、委託契約など様々な配置形態があり、形態ごとに人数を把握する必要がある。また、勤務時間数を把握することも考えられる。本来であれば、常勤で弁護士が配置され、常に法律相談が行える体制整備が必要である。法律的なバックアップが日常的に受けられることは、児相職員の専門性、安心・メンタルヘルスの向上や、判断の迅速化にも繋がる。

3. 小括

有識者インタビューでは、「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標、算出する際の留意事項、各自治体が整備を進める上での留意事項、について具体的に聴取することを目的として実施した。以下に、聴取内容を踏まえた小括を記す。

(1) 社会的養育資源の一体的な整備の必要性

次期策定要領では現行計画に比べて項目数も増え、多種多様な資源の整備が求められている。本インタビューにおいても、記載項目の資源ごとに、必要量等の見込みを算出するに当たって参考となる指標等を聴取したが、その中で多くの有識者から、一つの資源の必要量等を見込むに当たって他の資源の整備状況が密接に関係することが指摘された。例えば、「一時保護所の定員数」は、市区町村でショートステイ等の家庭支援事業が十分に整備されることによって、一時保護される前の予防的支援が可能となり、一時保護が必要となる定員数に影響を与えることが語られた。また、「児童相談所からの在宅指導措置委託件数」に関しても、児童養護施設等が多機能化する中で、市区町村からの家庭支援事業の受託や児童家庭支援センターの設置などが行われることによって、より件数の増加が見込まれることも語られている。

このように、社会的養育の取組を進める中では、一つの記載項目や一つの資源の整備を考えるだけでなく、全体的な項目の資源整備に取り組むことにより、相乗効果によって都道府県全体の社会的養育施策の推進が図られることが示された。そういった中で、特に重要となる考え方として、次期策定要領の項目1では「予防的支援による家庭維持」、「家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念」が強調されている。各都道府県等はこの理念に基づいて、市区町村、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化などの施策を一体的に推進することが求められる。

(2) 資源整備における質的側面の確保

こども家庭庁における社会的養育・家庭支援部会（第3回）資料では、現行計画の課題として、多くの項目の整備目標が不明確な点や、評価指標の設定が不十分である点が挙げられている。そういった点を踏まえて、次期策定要領では、里親等委託率だけでなく、里親等数や施設数、児童家庭支援センターや里親支援機関、自立支援の役割を担う機関、権利擁護等の体制についても整備目標を新たに設定している。さらに、指定するものについては、「整備すべき見込み量等」について定量的な目標を定めることとされており、社会的養育全般に関わる整備計画としてより一層の記載充実が求められている。

本インタビュー調査においても、「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標を聴取した。数多くの指標や数を見込む際の留意事項を確認できたことに加えて、多くの有識者からは質的側面の整備の重要性が指摘された。例えば、項目7の①では「パーマネンシー保障に必要な判断・支援を行うための専門チームや担当係の配置」が資源として記されているが、体制を整備する際には、具体的な進行管理会議のあり方や施設等へ措置されている児童のケースマネジメントの見直しのあり方など、専門チームや担当係が具体的にどのような役割を持つのが非常に重要となる。また項目7の②における「親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等」に関しても、ただ保護者支援プログラムを実施して家族維持・家庭復帰支援を行うのみならず、こどもや保護者の意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、こども・保護者と児童相談所職員が協働する中でソーシャルワークを展開することが求められる。

このように今後の社会的養育施策を進める上では、数量的な整備や職員・専門チーム等の配置・設置もちろん重要であるが、それに加えて実際に整備された資源をどのように活用し、こども・保護者への支援における質的側面をどのように保障していくのか検討することも重要である。そのために、推進計画の記載内容に関しても、整備する資源が子どもの最善の利益のためにどのような役割を果たすのか、具体的かつ丁寧に記載する必要がある、その際には、当事者であるこどもや、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設、市区町村職員など関係者との十分な協議・意見交換も必要である。また、特に「パーマネンシー保障に必要な判断・支援を行うための専門チームや担当係の配置」、「親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等」に関しては、先行して取組を進めている自治体の例を参考とするため、視察や自治体間交流等を行うことも有効である。整備された資源が形骸化されることなく、こども・保護者や関係職員から積極的に活用されてその利益に資することが必要であり、そのためにどのような計画上の記載を行うのか十分に検討することが今後の課題となる。

(3) 今後の検討課題について

本調査では、「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標を聴取したが、実施時点では、各事業の実施要項やガイドラインが未策定のものも数多くあったため、その記載も踏まえて追加で検討しなければならない指標があり得る点は今回の調査研究の限界として留意すべきである。また、インタビューの中で、実際に必要量を算出することがかなり困難であると語られた資源等も多くあった。その理由として、①各資源の必要量が相互に関係し合っていること、②資源の活用の仕方や考え方、定義が各自治体で異なること、③各自治体のこども数や虐待相談対応件数など算出する際の指標となる数が年度ごとに変動すること、④資源の整備が進むにつれて潜在的ニーズが掘り起こされること、などが語られた。例えば、里親登録（認定）数に関しても、一時保護・ショートステイ里親など長期措置以外での活用数が大きく関係しており、特にショートステイなどの家庭支援事業は各市区町村での活用実態も考慮する必要があるため、必要量を見込むことが非常に難しいと考えられる。また、専門里親の登録（認定）数やファミリーホーム数は、各自治体で活用の仕方が異なることもあり、他の里親種別との棲み分けを十分に検討することが必要となる。

このような点を踏まえると、計画上見込まれた必要量に関しては、一度見込んだ後も必要に応じて点検・評価が求められ、実態に即した目標値の修正も併せて必要となる。特に、潜在的ニーズに関しては、資源の不足により相談対応を断った件数などから一部見込むことも可能だが、基本的には現状の相談対応件数に十分に表れていないことを考慮すべきである¹。定期的に目標値の点検を行う中で、取組が推進された点や課題も明らかにし、各自治体がより丁寧なPDCAサイクルを運用していくことが社会的養育推進の過程において不可欠と考えられる。

今後、こども家庭センターや児童家庭支援センター、里親支援センターなどが設置され、相談対応に関わる社会資源の充実が見込まれる。そういった中で、これまで十分に捉えることが出来なかったこども・保護者の声やニーズに対応することが可能となり、従来では緊急性や支援ニーズの高いこどもにしか提供できなかったサービスがより広く活用されることも考えられる。この点は、地域社会の子育て環境の

¹ 潜在的ニーズの算出に関しては、この他にも、社会資源が充実していたり、丁寧な相談支援が行えている意識が高い市区町村など、先進的な自治体における相談対応件数などを参考にして、数を見込むことも一つの方法として語られた。

改善につながる重要な変化であり、各自治体の積極的な取組として肯定的に捉えるべきである。今後増加する支援ニーズ・サービス量を踏まえて必要量を見込んでいく点や、定期的な目標値の点検・評価を行いつつ施策の改善も含めて丁寧な PDCA を運用していく点は、今後の実施の在り方について検討すべき課題である。

第三章 現行計画に基づく取組状況の評価・検証（令和4年度分）

1. 概要

(1) 実施目的

本調査は、厚生労働省子ども家庭局が実施した「都道府県社会的養育推進計画に基づく取組状況調査」を参考に、調査の継続性や回答者の負担感軽減に留意しつつ、令和4年度分の現行計画に基づく各自治体の取組状況の実態把握を目的として実施した。都道府県、政令指定都市、特別区、中核市における社会的養育推進計画策定済み自治体を対象として調査を行い、集計データとして取りまとめた上で、検討委員会での協議等を踏まえて、都道府県等における取組状況の評価・検証を行った。

(2) 対象

都道府県、政令指定都市、特別区、中核市における社会的養育推進計画策定済み自治体（合計78箇所）

(3) 主な調査内容

- ① 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- ② 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- ③ 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- ④ 里親等への委託の推進に向けた取組
- ⑤ パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑥ 施設の小規模かつ分散化、高機能化及び他機能化・機能転換に向けた取組
- ⑦ 一時保護改革に向けた取組
- ⑧ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(4) 実施方法

調査票（Excel ファイル）は電子メールにて自治体へ一括送付し、記入後は個別返送とした。

(5) 実施期間

令和5（2023）年10月～令和5（2023）年12月

(6) 回収率（数）

全体 100.0%（都道府県47箇所、対象市区31箇所の合計78箇所）

<留意事項>

※調査票は、第七章「資料編」の2を参照。

※その他を含む自由記述の回答については、主な内容を任意に抽出し、一部編集して取りまとめている。

※調査時点については、調査票に記載の時点としているが、一部の自治体では、ずれが生じている。

※以下、項目番号は調査票の設問番号と一致している。

※大項目3、6-1についてはこども家庭庁における今後の施策の検討に活用し、本報告書には掲載してい

ない。

※「児童相談所の強化等に向けた取組に関するデータ」に関しては、こども家庭庁からの提供データを基に取組状況の評価・検証を行なった。

2. 都道府県社会的養育推進計画に基づく取組状況調査結果

1. 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

(1) 主要な調査項目に関する総括

- ① **意見表明支援**については、令和4年児童福祉法改正（令和6年4月より施行）により、都道府県等の事業として位置付けられた。令和4年度の状況では、意見表明支援の仕組みの整備が行われていない自治体が24%あり、今後の整備が求められる。また、事業実施に際して「意見表明支援員の確保・育成」がほぼ全ての自治体で課題として挙げられており、自由記述における回答を踏まえれば、特に第三者性や年齢・性別等の多様性のある支援員の確保、委託先となる事業実施団体の確保が課題となる。
- ② **行政処分を行う際の意見聴取**については、令和4年児童福祉法改正（令和6年4月より施行）により法律上の義務として位置付けられたが、ほぼ全ての自治体で実施されていると回答された。一方で、個別ケースごとの意見聴取の丁寧さや、聴取した意見の反映・フィードバックなどの質的な側面は本調査では十分に把握できていないため、今後の調査課題として挙げられる。また、意見聴取の実施者は多くが児童福祉司・児童心理司等となっており、弁護士や本人参加型ケース会議の実施は低く、第三者性の確保や本人参加型の仕組み作りが求められる。
- ③ **定期的な意見聴取**については、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等による意見聴取は、93.6%と高い割合であるものの、自由記述欄に回答された課題として、児童福祉司一人当たりの担当ケースが多いことや措置先が広域であることによる訪問時間の確保、経験年数等に基づく児童福祉司のスキルの課題などが挙げられていた。また、外部の相談窓口の設置は5割に留まり、定期的な意見聴取に関しても、第三者性の確保が今後の取組課題となる。
- ④ **政策決定プロセスへの参画**については、委員として参加した自治体、アンケート、ヒアリング等を実施した自治体は、共に6箇所と非常に少ない自治体数に留まった。特に、令和6年度は各自治体で次期社会的養育推進計画の策定が予定されることも踏まえて、検討委員会における当事者の参画（特に複数人参画）が求められるとともに、幅広く子どもの声を聞くためのアンケート・ヒアリング等の実施が求められる。
- ⑤ **児童福祉審議会の活用**については、全部会における当事者の参画・意見聴取を行った自治体は2、3箇所と非常に限られており、子どもの声を聞く場としての児童福祉審議会の活用は十分に機能しているとは言い難い。また、子どもの意見表明に関する審議を行う部会の設置に関しても、全体の2割程度に留まり今後の整備が求められる。

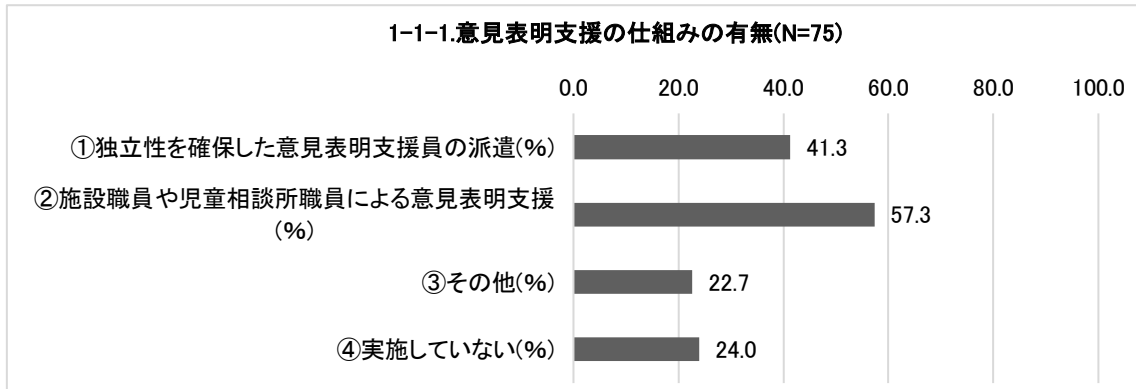
(2) 調査結果

1-1 当事者である子どもへの意見表明支援・意見聴取について

1-1-1 意見表明支援（アドボケート派遣等）の仕組みの有無について ※ 複数回答

- 都道府県等（n=75）のうち 43 自治体（57.3%）が、施設職員や児童相談所職員による意見表明支援の仕組みを整えていた。

図表 1 意見表明支援の仕組みの有無



※岩手県、秋田県、福岡県は未回答

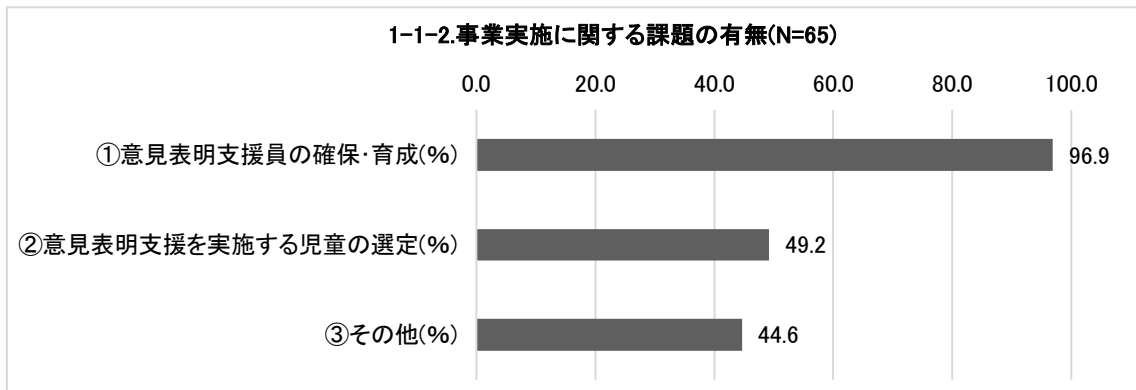
<その他の主な回答>

- ・弁護士による意見聴取・意見表明支援
- ・一時保護所第三者委員による意見聴取・意見表明支援

1-1-2 事業実施に関する課題の有無について ※ 複数回答

- 都道府県等（n=65）のうち 63 自治体（96.9%）が、意見表明支援員の確保・育成を課題として挙げている。

図表 2 事業実施に関する課題の有無



※秋田県、群馬県、埼玉県、東京都、宮崎県、さいたま市、千葉市、横浜市、堺市、熊本市、明石市、荒川区、港区は未回答

<その他の主な回答>

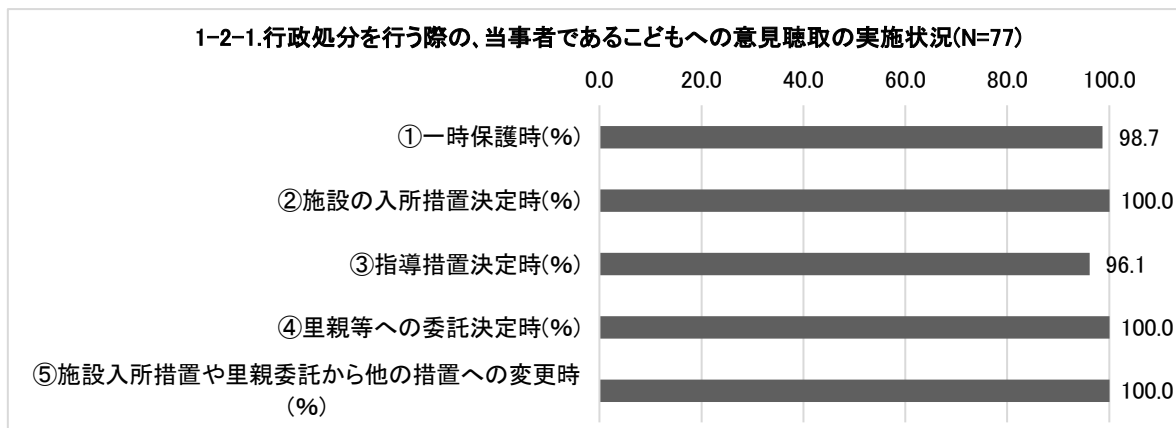
- ・事業を委託可能な第三者団体の確保
- ・意見表明支援員の質の担保
- ・事業実施や拡充に係る予算の確保
- ・里親、施設等の意見表明支援員を受け入れる側の理解促進、受け入れに際しての調整作業

1-2 行政処分（一時保護時、施設の入所措置決定時、指導措置決定時、里親等への委託決定時、施設入所措置や里親委託から他の措置への変更時）を行う際の当事者である子どもへの意見聴取について

1-2-1 行政処分（一時保護時、施設の入所措置決定時、指導措置決定時、里親等への委託決定時、施設入所措置や里親委託から他の措置への変更時）を行う際に、当事者である子どもへの意見聴取を行っているか ※ 複数回答

- 一時保護時、施設の入所措置決定時、指導措置決定時、里親等への委託決定時、施設入所措置や里親委託から他の措置への変更時のいずれにおいても、都道府県等（n=77）のうちほぼ全ての自治体で子どもへの意見聴取が行われていた。

図表 3 行政処分を行う際の、当事者である子どもへの意見聴取の実施状況

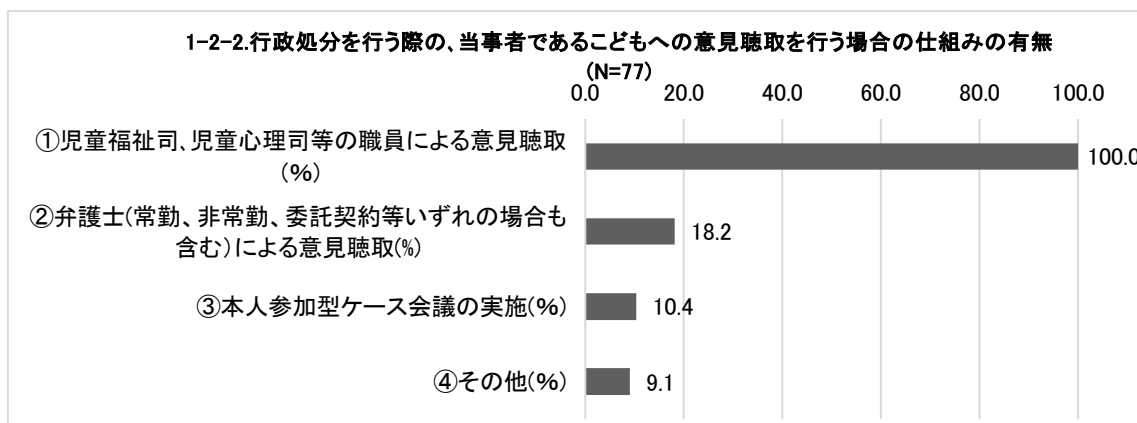


※埼玉県は未回答

1-2-2 行政処分を行う際に、当事者である子どもへの意見聴取を行っている場合における仕組みの有無について ※ 複数回答

- 都道府県等（n=77）のうち全ての自治体で、児童福祉司、児童心理司等の職員による意見聴取の仕組みを整えていた。

図表 4 行政処分を行う際の、当事者である子どもへの意見聴取を行う場合の仕組みの有無



※埼玉県は未回答

<その他の主な回答>

- ・措置中の児童に対しては、措置先の里親、施設職員等による意見聴取

1-2-3 行政処分を行う際に、年齢や疾病、障害等により、自らの言葉を言語化できない子どもに対して、どのような方法により意見聴取を行っているのかについて ※ 自由記述

<主な回答>

- ・視覚的に理解できるように絵やイラスト、紙芝居、表情カード等を用いて説明し、説明への反応や日常生活の様子を観察することによって推察する。
- ・筆談による対応、平易な言葉を用いるなど、子どもの年齢、障害特性、知的能力に合わせた工夫を行う。
- ・あらかじめ職員が用意した選択肢を選んでもらう。
- ・行動観察や、児童福祉司、児童心理司との面接や遊びを通して、当該子どもの意見を汲み取る。また、当該子どもの関係者（保育園、学校、病院など）から普段の様子について聞き取りを行い、意見聴取に反映する。
- ・場合により、日常的に関わりのある子どもの支援者等、意見を代弁しうる身近な大人を立ち会わせ、子どもの意見を代弁してもらおう。

1-2-4 行政処分を行うに当たって子どもに意見聴取をする場合、子どもの意見が、当該行政処分を拒否する内容であったり、子どもの最善の利益に反する内容であったときに、どのような対応をしているのかについて ※ 自由記述

<主な回答>

- ・子どもの最善の利益を考えたとき必ずしも本人と児童相談所の決定が一致しないこと、子どもの最善の利益を考えたとき児童相談所としては当該決定が適当であると判断したことを繰り返し丁寧に説明する。

- ・こどもが意見を述べたことを受容、尊重しつつ、職員の見立てや考えを含めて説明を尽くす。
- ・なぜその処分が必要か時間をかけて説明している。理解が得にくい場合には担当ワーカーだけでなく、心理司・児童指導員・責任職等、立場のちがう職員が、役割分担をして説明をして理解してもらえるようにしている。
- ・児童福祉審議会への諮問を実施。
- ・こどもとの信頼関係構築をベースとしつつ、行政処分を行う理由を丁寧にわかりやすく伝え、行政処分後の具体的な生活イメージを持ってもらう（施設見学や施設職員等との交流など）。
- ・児童福祉司、児童心理司、一時保護所による所内協議や、児童福祉審議会に諮問する等の対応を行っている。

1-2-5 1-2-3、1-2-4 以外で、行政処分を行うに当たってこどもに意見聴取をする場合の課題があれば、その内容とどのような対応をしているかについて ※ 自由記述

<主な回答>

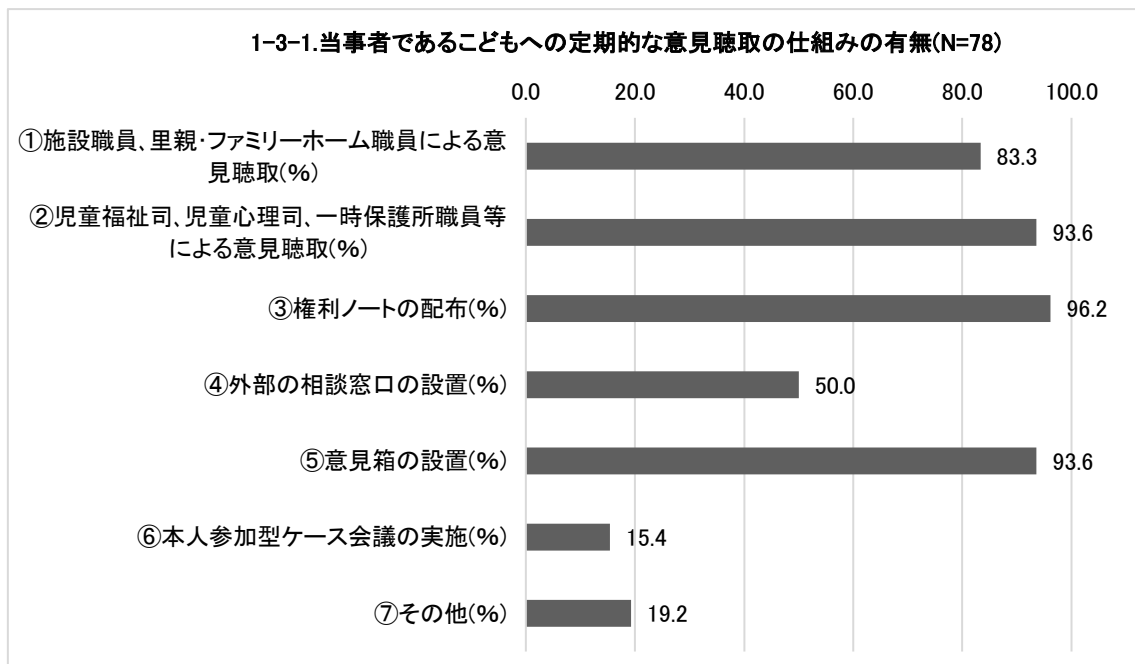
- ・第三者機関によるこどもの意見聴取の仕組みの構築が課題であり、現在検討中。
- ・現在、担当児童福祉司が対応しているが、中立性を保ち、本来の権利擁護といった観点が本当に保障できているのか、客観的な評価を得る機会が持てていない。対応する職員に対して理解を深める研修等が必要だと考えるが十分にできていないのが実情である。
- ・聴取者の経験等により、聴取内容に差が生じる恐れがある。標準化に向けたツールの作成に向け検討中。
- ・意見聴取後の記録について。現在は各担当が児童記録に記載しているが、職員が説明すべき項目をもれなく説明していること、説明内容、子どもが話したそのままの内容等々を、統一的にどう記録として残し、管理していくかの整理が必要。
- ・様々な要因により児童の意向が変わる可能性もあるため、示している意向の理由や背景をしっかりと押さえる必要があると考える。
- ・全国的に統一されたマニュアルや研修体制が未整備であり、児童福祉司・心理司が試行錯誤を行いながら、対応している部分がある。
- ・日本語が通じないこどもの対応。通訳派遣や電話やオンラインでの通訳を活用し対応している。

1-3 当事者であるこどもへの定期的な意見聴取の仕組みについて

1-3-1 当事者であるこどもへの定期的な意見聴取の仕組みの有無について ※ 複数回答

- 都道府県等（n=78）のうち、65自治体（83.3%）で施設職員、里親・ファミリーホーム職員による意見聴取が、73自治体（93.6%）で児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等による意見聴取が、75自治体（96.2%）で権利ノートの配布が、73自治体（93.6%）で意見箱の設置が行われていた。

図表 5 当事者である子どもへの定期的な意見聴取の仕組みの有無



<その他の主な回答>

- ・施設での子ども会議実施。会議にて子どもが意見を出し、職員が回答したり会議全体で考えたりする。
- ・子ども集会等子どもが意見を訴える機会の確保に努めている。
- ・子どもへのアンケート実施
- ・意見表明等支援員（子どもアドボケイト）の定期訪問の実施

1-3-2 当事者である子どもへの定期的な意見聴取の際に、年齢や疾病、障害等により、自らの言葉を言語化できない子どもに対して、どのような方法により意見聴取を行っているのかについて ※ 自由記述

<主な回答>

- ・図や絵などの視覚的な情報を活用し、本人の反応から思いをくみ取る。
- ・筆談による対応や、関係機関が十分協議した上で、最善の利益を第一に考え措置等を実施している。
- ・子どもの年齢や障害特性、知的能力に合わせた工夫（平易な言葉を用いる、絵や図表を用いる等）を取り入れた説明を行った上で、予め職員の方で用意した選択肢から選ばせる等して意見聴取している。
- ・職員の丁寧な観察、日々の生活の記録等を元に有識者も交えた話し合い等により意思決定支援を実施。
- ・児童福祉司や児童心理司との面接や遊びを通して、当該子どもの意見を汲み取る。また、当該子どもの関係者（保育園、学校、病院など）から普段の様子について聞き取りを行い、意見聴取に反映する。
- ・表情カードを見せて選択してもらうなどの絵図による説明を行っている。
- ・児童本人に対しては言語以外からの反応も汲み取るよう努めている。生活場面での様子等を関係者からも聴取し、汲み取れない部分を補填できるような情報を集められるよう努めている。

1-3-3 当事者である子どもへの定期的な意見聴取の際に、こどもの意見が、こどもの最善の利益に反する内容であったときに、どのような対応をしているかについて ※ 自由記述

<主な回答>

- ・子どもの意見にじっくり耳を傾けつつ、丁寧な説明を尽くす。
- ・子どもの意見を聞いた上で、わかりやすい言葉で繰り返し最善の利益について説明をしている。
- ・当該こどもとの信頼関係構築をベースとしつつ、こどもの意見に沿った対応を行った場合の具体的な見通しを示しつつ、方針（見直し含め）を決めていく。
- ・児童心理司等児相職員が児童との面接を継続したり、児童が生活する機関で児童との関係を構築できている職員等が面接を行い、児童の納得や理解を得られるように努める。
- ・児童相談所や関係機関と情報共有を行った上で、今後の対応を検討する。
- ・こどもの意見の理由を探り、こどもの要望は尊重しつつも、こちらの意見をこどもにもわかるように説明し、お互いの納得する対応を探る。
- ・子どもに丁寧な説明を尽くすが、子どもが納得できず児相の方針等と相違する場合は権利擁護等専門部会での調査審議を踏まえて対応する。

1-3-4 1-3-2、1-3-3 以外で、当事者である子どもへの定期的な意見聴取を行うに当たっての課題があれば、その内容とどのような対応をしているかについて ※ 自由記述

<主な回答>

- ・施設が遠方だったり、子どもの長期休みにしか時間を確保できなかつたりするため、意見聴取が計画的に実施できない。
- ・第三者性の担保。こどもが自身の意見を述べやすい環境づくり、聴取側の態度等。
- ・様々な要因により児童の意向が変わる可能性もあるため、示している意向の理由や背景をしっかりと押さえる必要があると考える。
- ・意見を出すことに制約がない環境を整備すること。児童養護施設入所児童へのアドボケイトの活用。
- ・里親は一般家庭であることに加え、県内全域に点在するため、こどもアドボケイトによる定期訪問の実施が困難。そのため、里親委託されているこどもについては個別要請に対する随時対応を行っている。
- ・児童福祉司一人当たりの担当ケース数が多く、全ての施設入所児童等への意見聴取を定期的に行うことが困難な状況である。
- ・全国的に統一されたマニュアルや研修体制が未整備であり、児童福祉司・心理司が試行錯誤を行いながら、対応している部分がある。
- ・こどもの権利の意識醸成と対応する職員のスキル向上必要。

1-4 当事者である子ども（社会的養護経験者を含む）の政策決定プロセスへの参画について

1-4-1 こども家庭福祉に関する制度・政策の検討・決定過程において、当事者である子ども（社会的養

護経験者を含む)の参画を図っているのか

- 都道府県等 (n=78) のうち 6 自治体からこどもの参画の仕方について「委員としての参加」に回答があった。参画した委員の平均人数は 1 名から 6 名であった。
- 都道府県等 (n=78) のうち 6 自治体からこどもの参画の仕方について「アンケート、ヒアリング等の実施」に回答があった。

図表 6 委員としての参加 (数値は参画した委員の平均人数)

青森県	1	東京都	2	鳥取県	2	熊本県	3	京都市	3	板橋区	6
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---

図表 7 アンケート、ヒアリング等の実施

青森県	東京都	鳥取県	山口県	佐賀県	中野区
-----	-----	-----	-----	-----	-----

1-5 児童福祉審議会の活用について

1-5-1 児童福祉審議会の全部会における当事者であるこどもの参画・意見聴取等の状況について

- 都道府県等 (n=78) のうち 2 自治体から「児童福祉審議会の全部会における、委員として当事者であるこども(社会的養護経験者を含む)の参画した人数」に回答があり、参画した人数は東京都が 2 名、兵庫県が 7 名であった。
- 都道府県等 (n=78) のうち 3 自治体から「児童福祉審議会の全部会における、こどもから直接意見聴取を行った回数」に回答があり、聴取を行った回数は 1 回から最大で 35 回であった。
- 都道府県等 (n=78) のうち 27 自治体から「児童福祉審議会の全部会における、こども・保護者と児童相談所の意向相違ケースの審議件数」に回答があり、審議件数は 1 件から最大で 39 件であった。

図表 8 児童福祉審議会の全部会における当事者であるこどもの参画・意見聴取等の状況

	児童福祉審議会の全部会における、委員として当事者であるこども(社会的養護経験者を含む)の参画した人数	児童福祉審議会の全部会における、こどもから直接意見聴取を行った回数	児童福祉審議会の全部会における、こども・保護者と児童相談所の意向相違ケースの審議件数
福島県			4 件
茨城県			8 件
栃木県			5 件
埼玉県			34 件
東京都	2 人	10 回	39 件
富山県			4 件
長野県			2 件
京都府			12 件
兵庫県	7 人	35 回	35 件
島根県			4 件
広島県			15 件

香川県			3件
高知県			2件
さいたま市			10件
相模原市			3件
静岡市			1件
京都市			8件
大阪市			24件
神戸市			20件
広島市			7件
熊本市			3件
明石市			3件
世田谷区		1回	
江戸川区			5件
荒川区			3件
港区			4件
中野区			3件
板橋区			5件

※調査項目の読み取り方の相違により、一部自治体の実績が反映されていない可能性がある点に留意する。

1-5-2 こどもの意見表明に関する審議を行う部会の設置・開催状況について

- 都道府県等（n=78）のうち 17 自治体から「こどもの意見表明に関する審議を行う部会を設置している」に回答があり、部会の開催回数は1回から最大で12回であった。

図表 9 児童福祉審議会の全部会における当事者であるこどもの参画・意見聴取等の状況

	こどもの意見表明に関する審議を行う部会の設置の有無	こどもの意見表明に関する審議を行う部会の開催回数
東京都	○	7回
神奈川県	○	12回
岡山県	○	1回
広島県	○	
長崎県	○	
熊本県	○	
大分県	○	
川崎市	○	11回
横須賀市	○	2回
金沢市	○	
明石市	○	

奈良市	○	5回
世田谷区	○	10回
江戸川区	○	5回
荒川区	○	1回
港区	○	9回
板橋区	○	

2. 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の実取組

(1) 主要な調査項目に関する総括

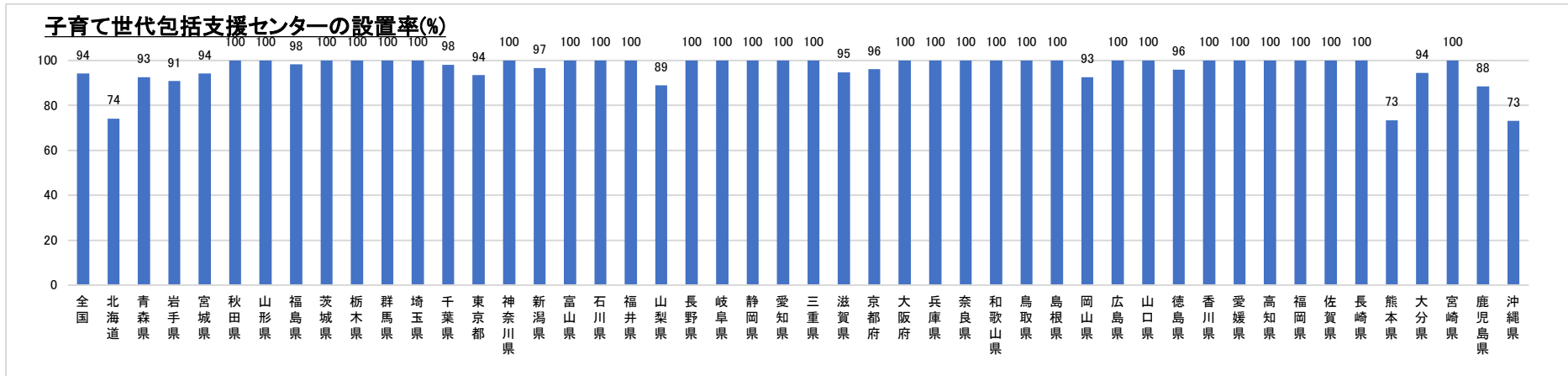
- ① 子育て世代包括支援センターの設置率については、全国で94.3%、設置率が100%となる自治体も多く見られており、自治体差が解消されつつあるといえる。他方で、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置率については、全国で57.4%と令和3年度時点の設置率（全国36.5%）と比べると伸びているものの、子育て世代包括支援センターと比べると設置が低調にとどまっている。
- ② 児童家庭支援センターについて、設置箇所数は平均2±3箇所であり、人口規模や面積に近い自治体であっても設置数にはばらつきが見られた。児童家庭支援センター指導・指導委託数を見ると、児童相談所における児童虐待相談対応件数100件あたりの委託数はおおむね0～2件程度となっているが、在宅指導措置全件数に対する割合は0～50%程度となる自治体まで差が見られた。
- ③ 市町村への指導委託数は、ほぼ全ての自治体において、児童相談所における児童虐待相談対応件数100件あたり1件以下となっており、全国的に少ない傾向が見られる。また、在宅指導措置全件数に対する割合で見ても30%以下となる自治体がほとんどで、市町村による支援が必要なケースでの指導委託が十分に行われていない状況が推察される。
- ④ 妊産婦等への支援について、産前・産後母子支援事業において支援コーディネーターを配置していた自治体は20自治体あり、令和3年度（15自治体）から増加が見られた。また、「看護師の配置等による支援」は16自治体、「住まいの提供に当たっての環境改善」は5自治体、「特定妊婦等に対する生活支援」は12自治体が実施していた。特定妊婦等支援臨時特例事業については、5自治体で実施されている。
- ⑤ 養育支援訪問事業の訪問件数については、令和4年度の要保護・要支援児童1人あたりの延べ件数が2件以下にとどまる自治体が多い。短期入所生活援助（ショートステイ）の利用状況についても同様に、令和4年度の要保護・要支援児童1人当たりの利用日数が1人日未満となる自治体が多く見られる。いずれの事業も困難な状況下で子育てを行う子育て世帯を予防的に支援するうえで重要な役割を担う事業であるが、支援を必要とする家庭に十分に支援が届いていない実態がうかがえる。

(2) 調査結果

2-0 子育て世代包括支援センターの設置率（設置率：設置市区町村数／市区町村数）

○ 子育て世代包括支援センターの設置率については、全国では94.3%であり、設置率が100%となる自治体も多く見られた。

図表 10 子育て世代包括支援センターの設置率

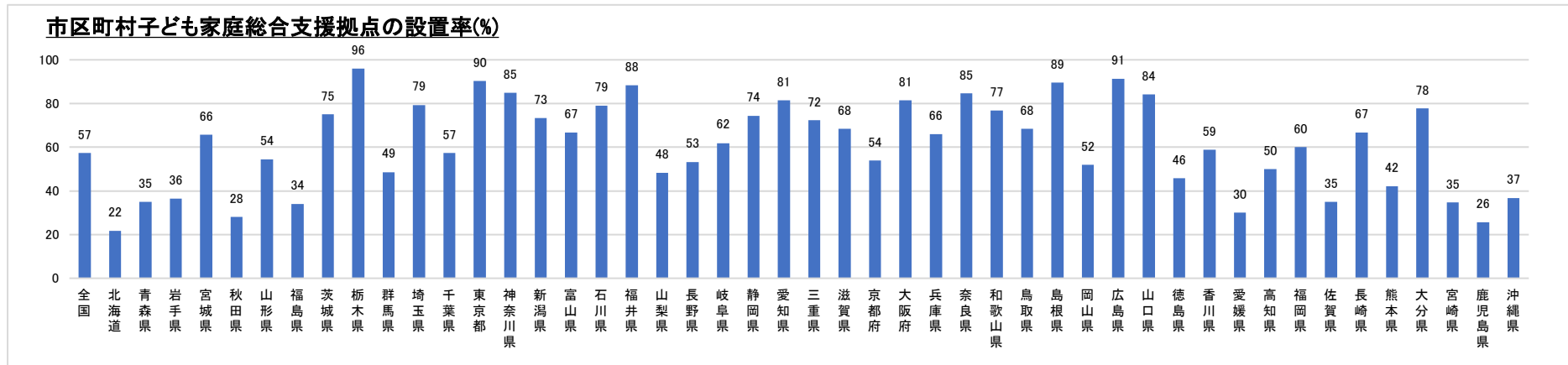


※子育て世代包括支援センターの実施状況については、こども家庭庁提供データによる。

2-0 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置率（設置率：設置市区町村数／市区町村数）

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置率については、全国では 57.4%であった。設置率には自治体差が見られたが、70%を超える自治体も複数見られた。

図表 11 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置率

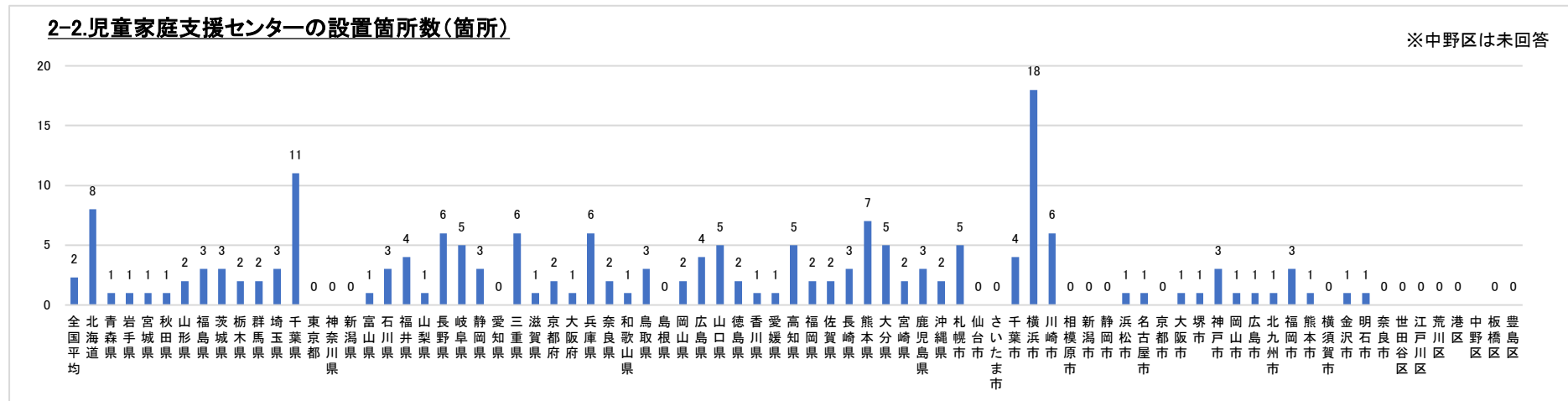


※市区町村子ども家庭総合支援拠点の実施状況については、こども家庭庁提供データによる。

2-2 児童家庭支援センターの設置箇所数について

- 児童家庭支援センターの設置箇所数については、平均 2±3 箇所（0～18 箇所）であった。人口規模や面積に近い自治体であっても、多数設置している自治体から少数あるいは未設置の自治体まで様々であった。

図表 12 児童家庭支援センターの設置箇所数

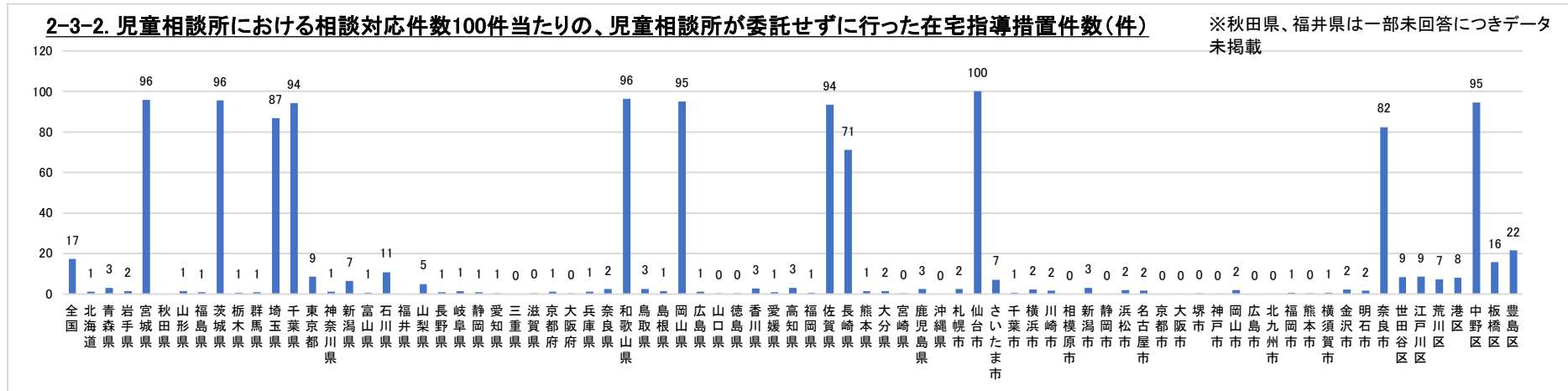


2-3 児童福祉法第 26 条第 1 項 2 号及び第 27 条第 1 項 2 号に基づき行う在宅指導措置の状況について

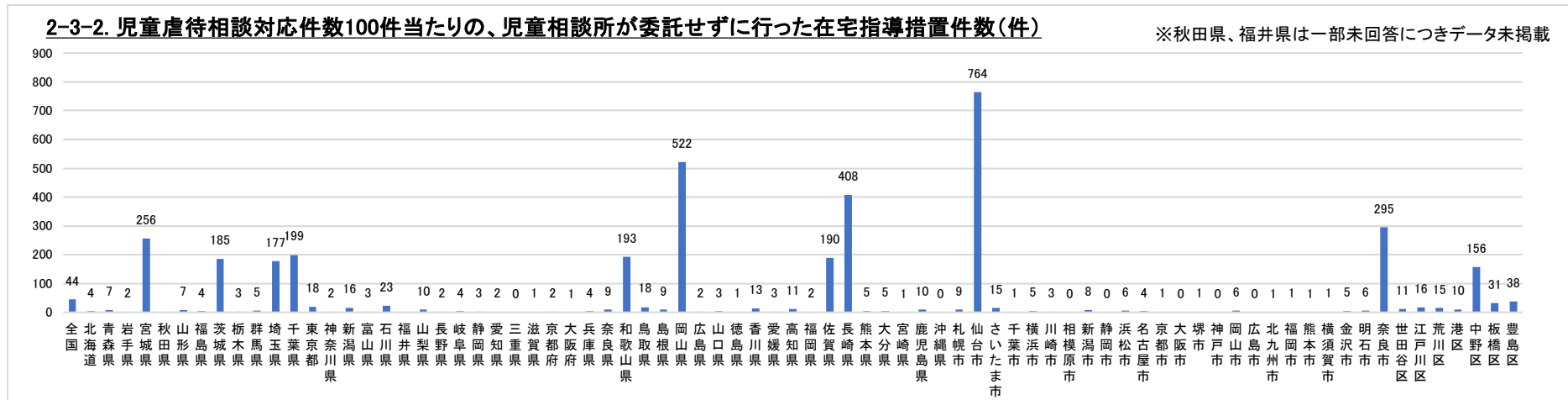
2-3-2 児童福祉法第 26 条第 1 項 2 号及び第 27 条第 1 項 2 号に基づき行う在宅指導措置について

- 児童相談所が委託せずに行った在宅指導措置件数は、児童相談所における相談対応件数 100 件あたりまたは児童虐待相談対応件数 100 件あたりの数で見ると自治体間で大きな差が見られた。在宅指導措置全件数（委託含む）に対する割合で見ると 100%となる自治体が多く見られた。
- 市町村指導委託数は、児童相談所における相談対応件数 100 件あたりまたは児童虐待相談対応件数 100 件あたりの数で見るとほぼ全ての自治体が 1 件以下であった。在宅指導措置全件数（委託含む）に対する割合で見ても 30%以下となる自治体がほとんどであった。
- 児童家庭支援センター指導・指導委託数は、児童相談所における相談対応件数 100 件あたりで見ると全ての自治体が 1 件以下であった。児童虐待相談対応件数 100 件あたりの数で見るとおおむねどの自治体も 0 件から 2 件の範囲に収まっていた。在宅指導措置全件数（委託含む）に対する割合で見ると 0%となる自治体から 50%程度となる自治体まで大きな差が見られた。

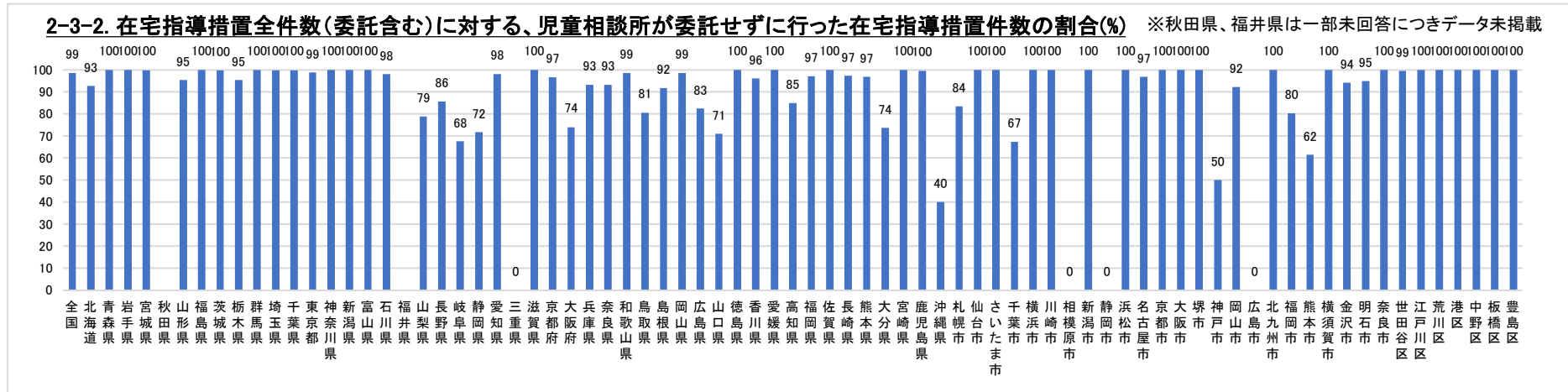
図表 13 児童相談所における相談対応件数 100 件あたりの、児童相談所が委託せずに行った在宅指導措置件数



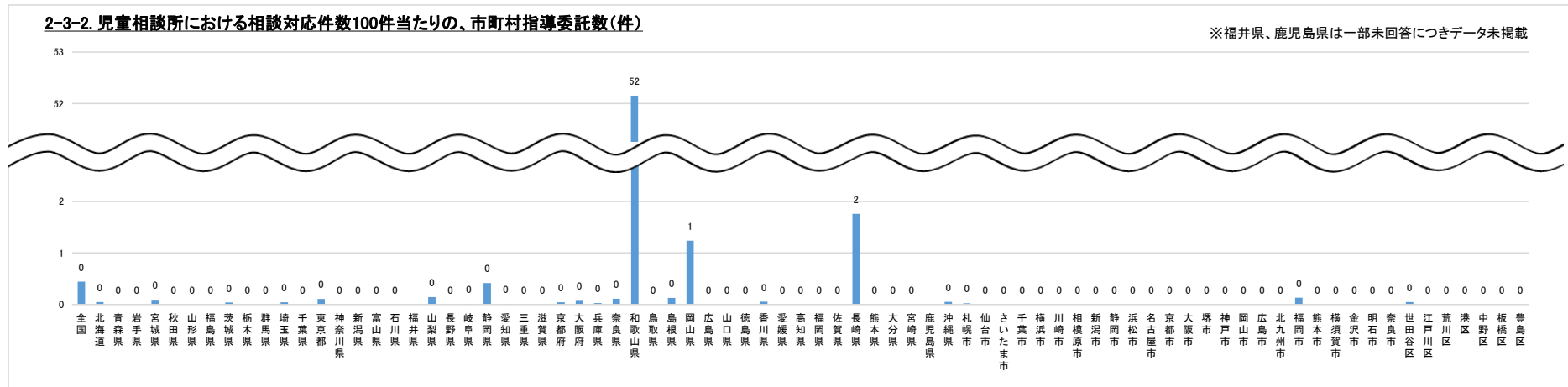
図表 14 児童虐待相談対応件数 100 件あたりの、児童相談所が委託せずに行った在宅指導措置件数



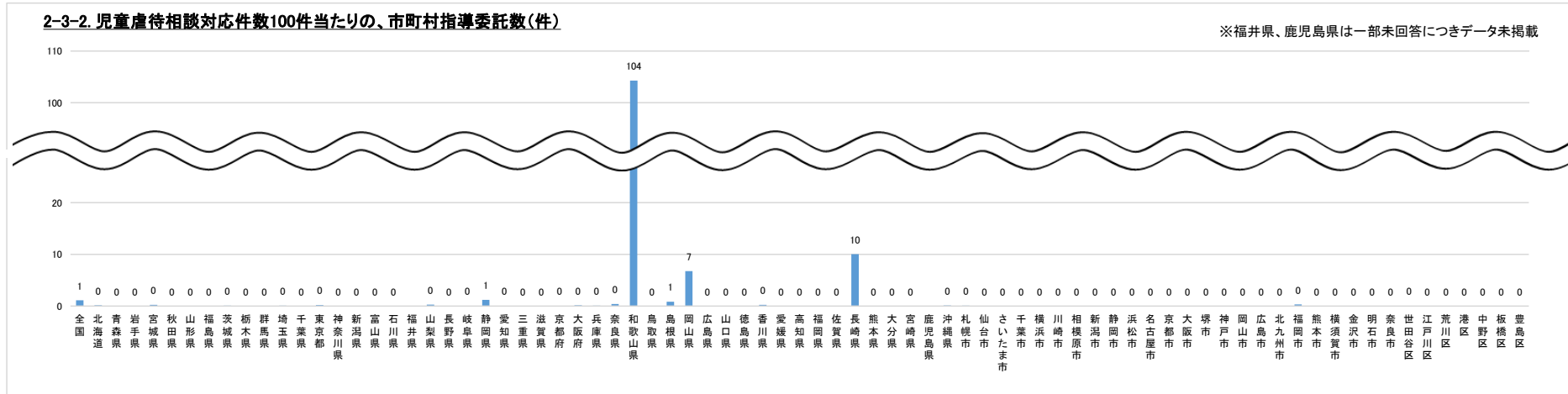
図表 15 指導措置全件数（委託含む）に対する、児童相談所が委託せずに行った在宅指導措置件数の割合



図表 16 児童相談所における相談対応件数 100 件あたりの、市町村指導委託数

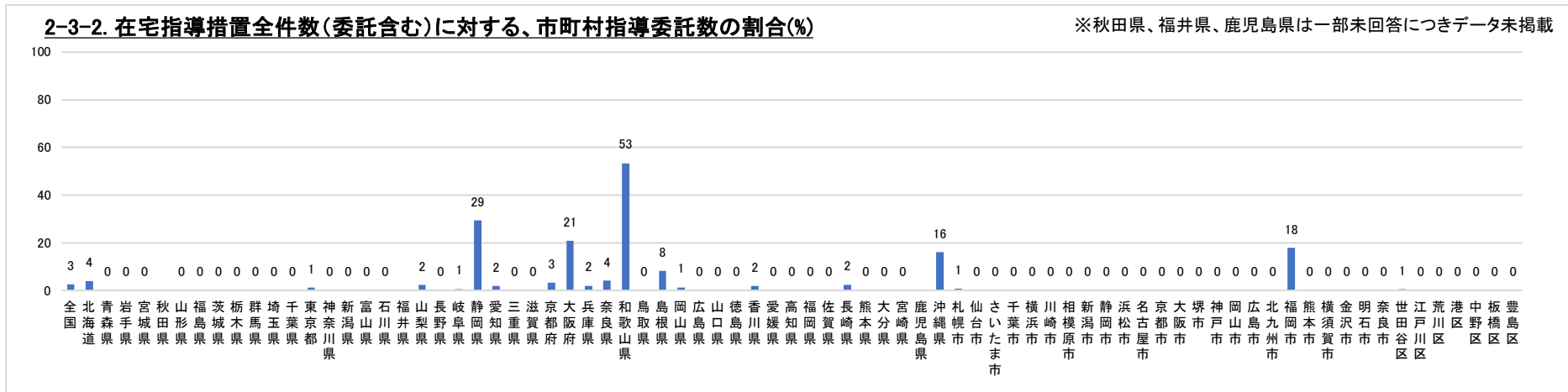


図表 17 児童虐待相談対応件数 100 件あたりの、市町村指導委託数

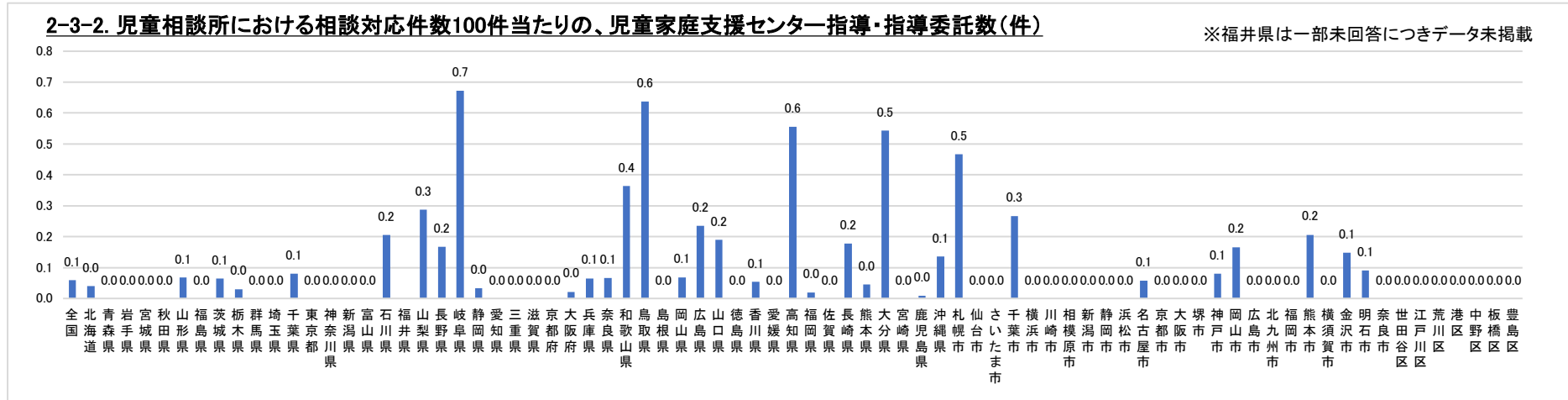


※市町村指導委託数の中には児童虐待相談だけでなく、障害相談や非行相談等における指導委託数が含まれるため、指導委託数が 100 件を超える場合がある。

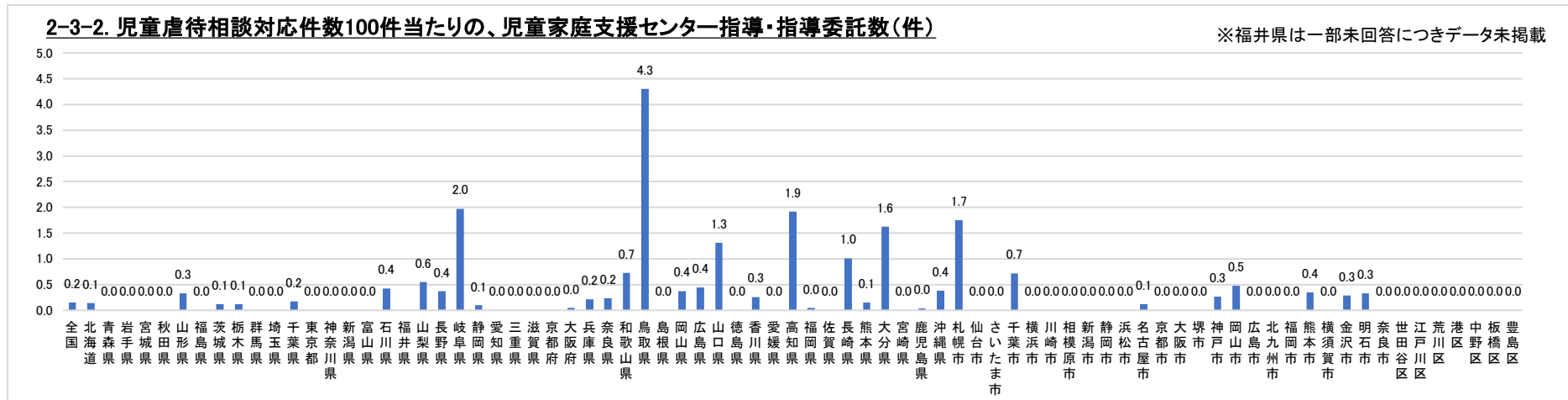
図表 18 在宅指導措置全件数（委託含む）に対する、市町村指導委託数の割合



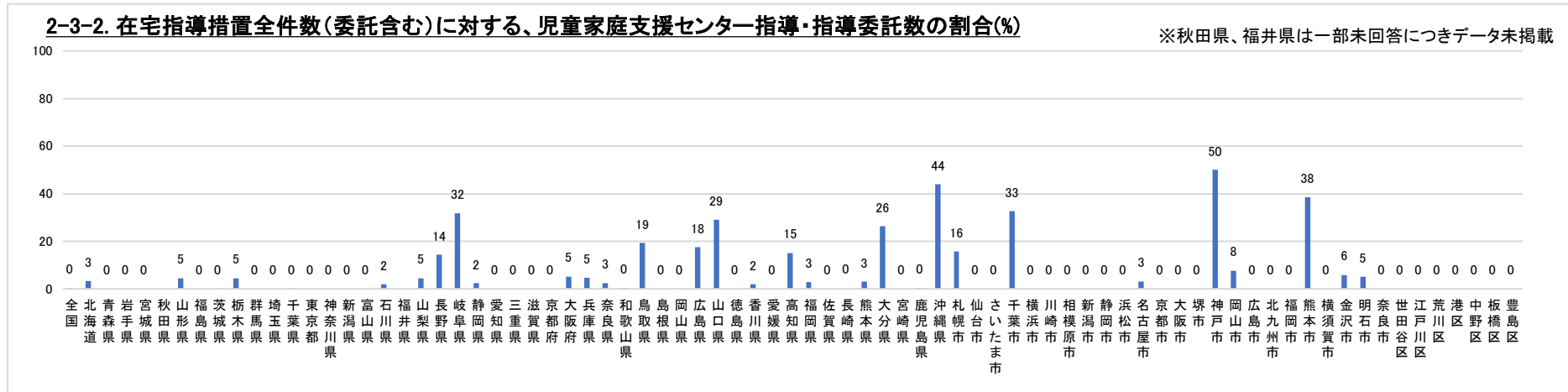
図表 19 児童相談所における相談対応件数 100 件あたりの、児童家庭支援センター指導・指導委託数



図表 20 児童虐待相談対応件数 100 件あたりの、児童家庭支援センター指導・指導委託数



図表 21 在宅指導措置全件数（委託含む）に対する、児童家庭支援センター指導・指導委託数の割合



2-4 妊産婦等への支援について

2-4-1 産前・産後母子支援事業について

- 都道府県等 (n=78) のうち 20 自治体から「支援コーディネーターの配置等による支援」に回答があり、実施箇所数は 1 箇所から最大で 7 箇所であった。
- 都道府県等 (n=78) のうち 16 自治体から「看護師の配置等による支援」に回答があり、実施箇所数は 1 箇所から最大で 13 箇所であった。
- 都道府県等 (n=78) のうち 5 自治体から「住まいの提供に当たっての環境改善」に回答があり、実施箇所数は 1 箇所から最大で 2 箇所であった。
- 都道府県等 (n=78) のうち 12 自治体から「特定妊婦等に対する生活支援」に回答があり、実施箇所数は 1 箇所から最大で 4 箇所であった。
- 都道府県等 (n=78) のうち 17 自治体から「支援計画の策定件数」に回答があり、実施件数は 2 件から最大で 2,476 件であった。
- 都道府県等 (n=78) のうち 16 自治体から「特定妊婦を受け入れた件数」に回答があり、実施件数は 4 件から最大で 143 件であった。

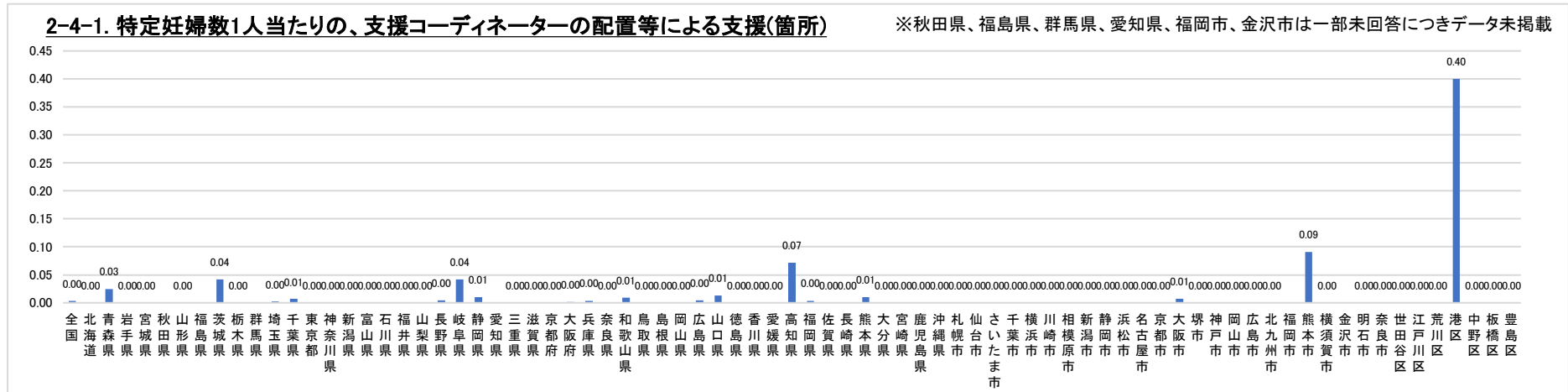
2-4-2 特定妊婦等支援臨時特例事業について

- 都道府県等 (n=78) のうち 5 自治体から「特定妊婦等支援臨時特例事業の実施箇所数」に回答があり、実施箇所数は 1 箇所から最大で 52 箇所であった。
- 都道府県等 (n=78) のうち 3 自治体から「支援計画の策定件数」に回答があり、実施件数は 6 件から最大で 10 件であった。
- 都道府県等 (n=78) のうち 4 自治体から「特定妊婦を受け入れた件数」に回答があり、実施件数は 1 件から最大で 10 件であった。

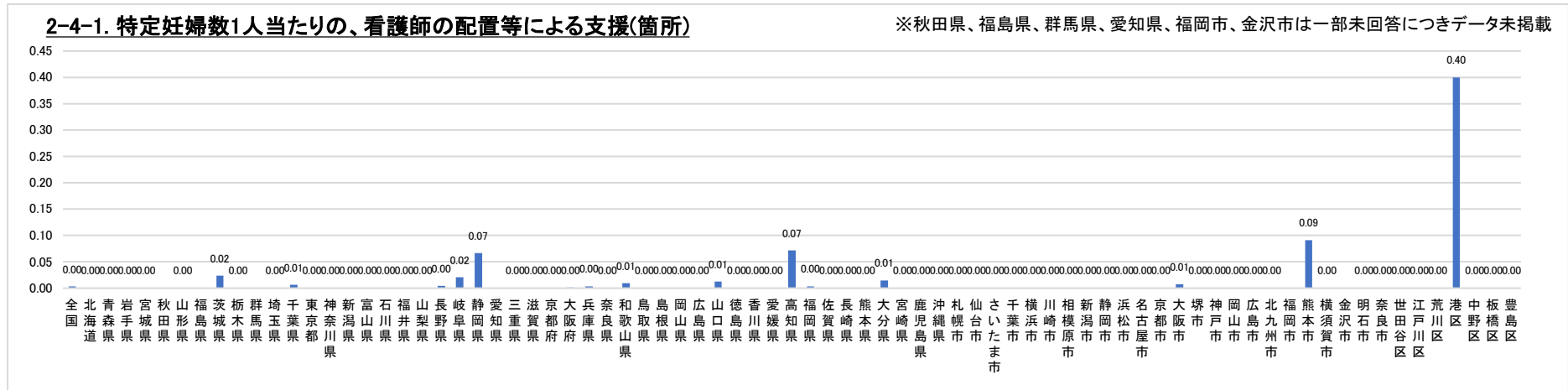
図表 22 産前・産後母子支援事業及び特定妊婦等支援臨時特例事業について

	産前・産後母子支援事業						特定妊婦等支援臨時特例事業		
	支援コー ディネー ターの配 置等によ る支援	看護師の 配置等に よる支援	住まいの 提供に当 たつての 環境改善	特定妊婦 等に対す る生活支 援	支援計画 の策定件 数	特定妊婦 を受け入 れた件数	特定妊婦 等支援臨 時特例事 業の実施 箇所数	支援計画 の策定件 数	特定妊婦 を受け入 れた件数
青森県	1 箇所		1 箇所	2 箇所	158 件	10 件	52 箇所		
茨城県	7 箇所	4 箇所	1 箇所	1 箇所	741 件	31 件	1 箇所	8 件	2 件
埼玉県	1 箇所				116 件	143 件			
千葉県	1 箇所	1 箇所							
長野県	1 箇所	1 箇所			2 件				
岐阜県	2 箇所	1 箇所		1 箇所	362 件	43 件			
静岡県	2 箇所	13 箇所		1 箇所	563 件	87 件			1 件
大阪府	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	6 件	6 件			
兵庫県	1 箇所	1 箇所		1 箇所	36 件	36 件	1 箇所	10 件	10 件
和歌山県	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	138 件	21 件			
広島県	1 箇所				7 件	15 件			
山口県	1 箇所	1 箇所			6 件	75 件			
高知県	1 箇所	1 箇所							
福岡県	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所		10 件			
佐賀県							1 箇所		
熊本県	1 箇所				237 件	61 件	1 箇所	6 件	6 件
大分県		1 箇所			4 件	4 件			
大阪市	1 箇所	1 箇所		1 箇所	7 件	7 件			
福岡市	1 箇所	1 箇所		1 箇所	4 件	5 件			
熊本市	1 箇所	1 箇所		1 箇所	24 件	4 件			
金沢市	4 箇所			4 箇所	2,476 件				
港区	2 箇所	2 箇所							

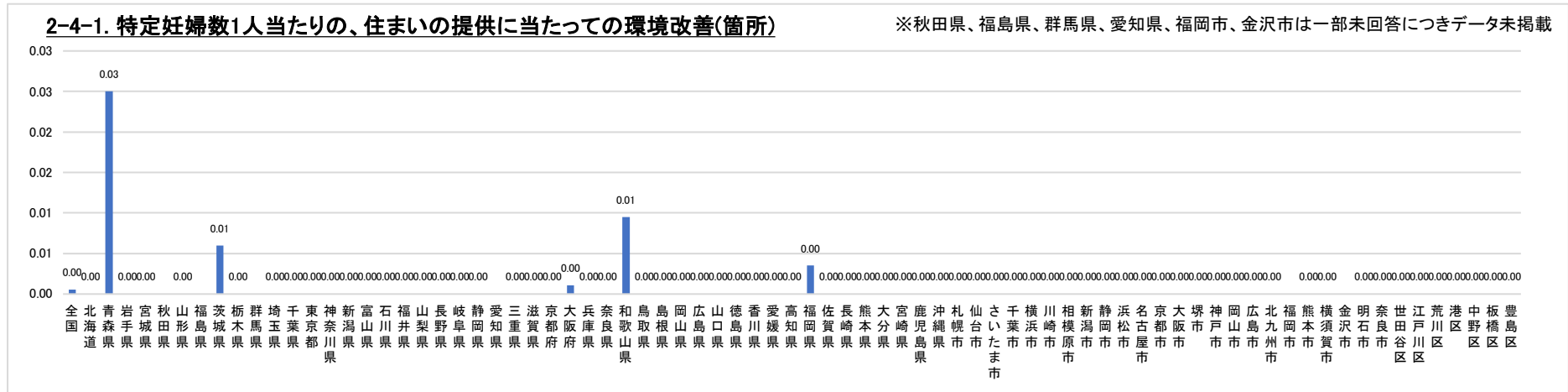
図表 23 特定妊婦数1人あたりの、産前・産後母子支援事業における支援コーディネーターの配置等による支援実施箇所数



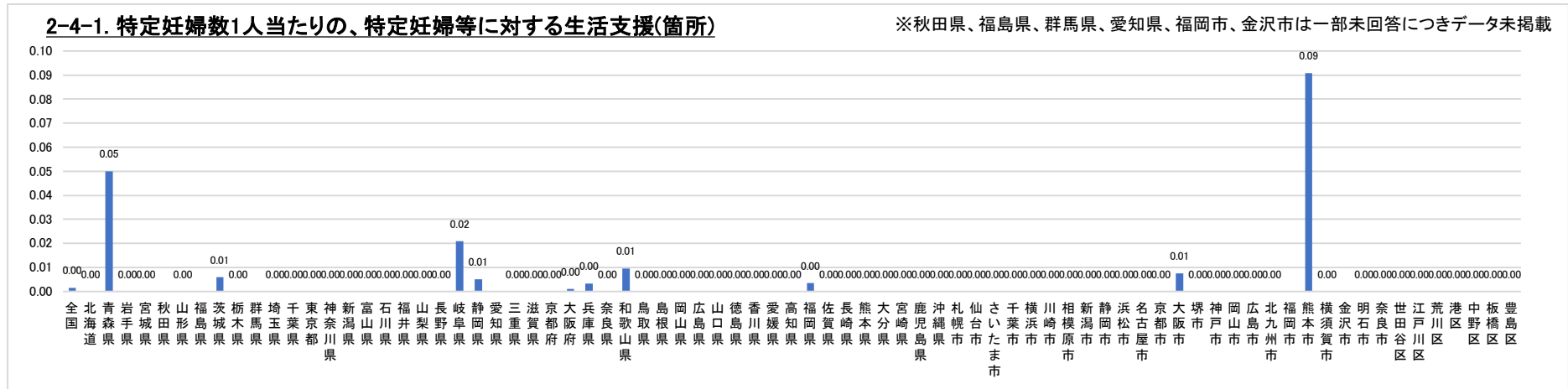
図表 24 特定妊婦数1人あたりの、産前・産後母子支援事業における看護師の配置等による支援実施箇所数



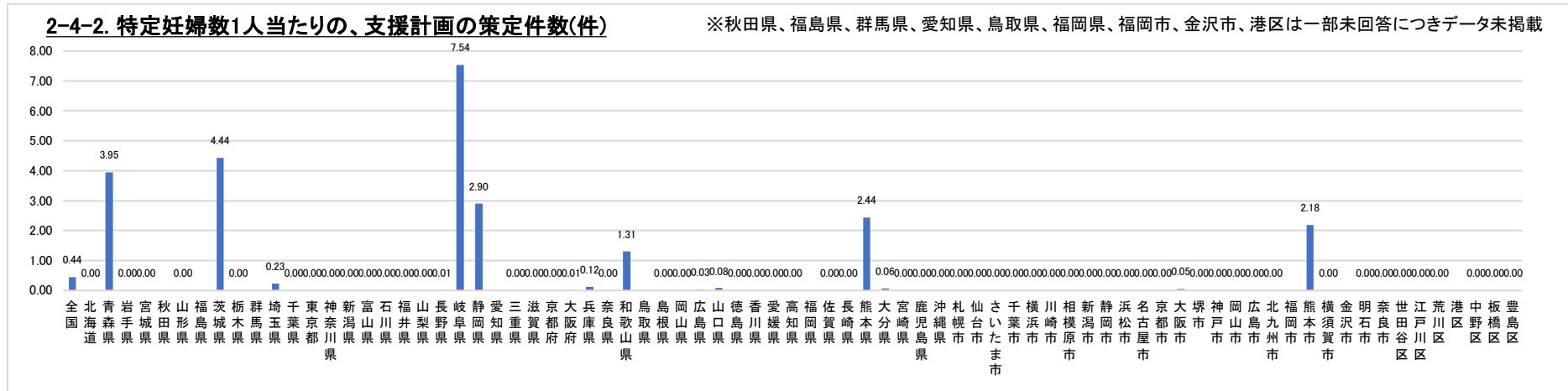
図表 25 特定妊婦数1人あたりの、産前・産後母子支援事業における住まいの提供に当たっての環境改善実施箇所数



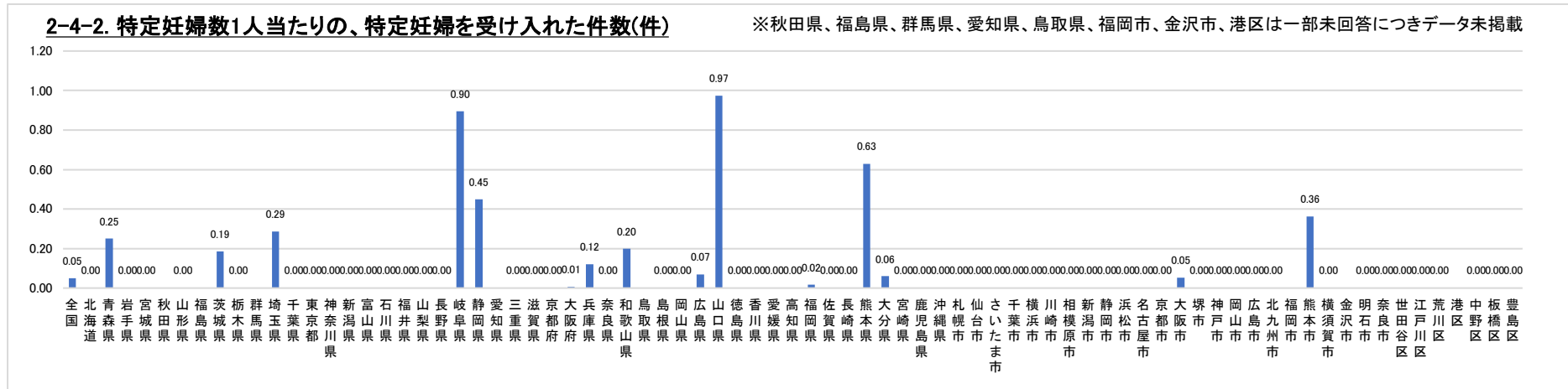
図表 26 特定妊婦数1人あたりの、産前・産後母子支援事業における特定妊婦等に対する生活支援実施箇所数



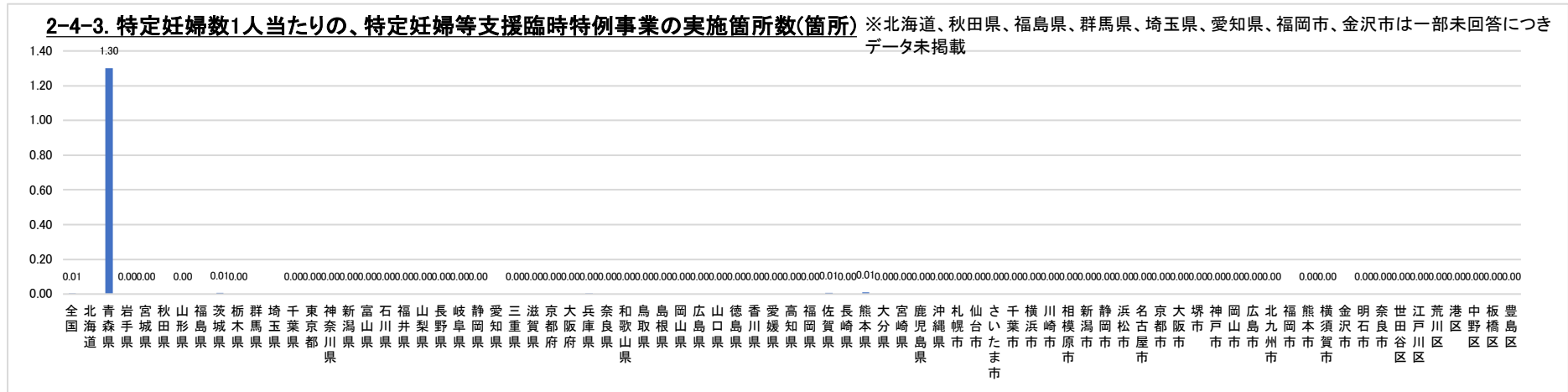
図表 27 特定妊婦数1人あたりの、産前・産後母子支援事業における支援計画の策定件数



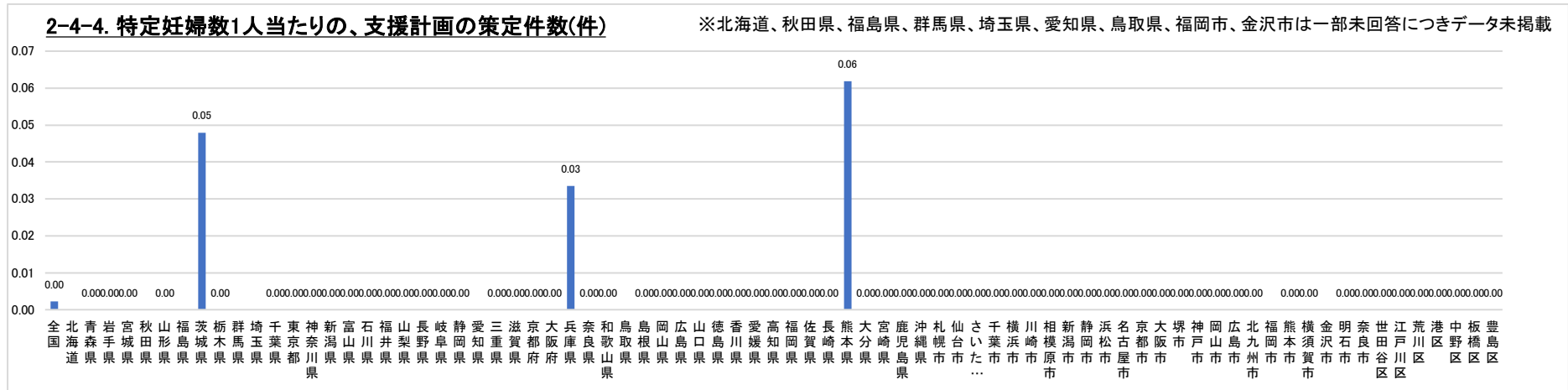
図表 28 特定妊婦数1人あたりの、産前・産後母子支援事業において特定妊婦を受け入れた件数



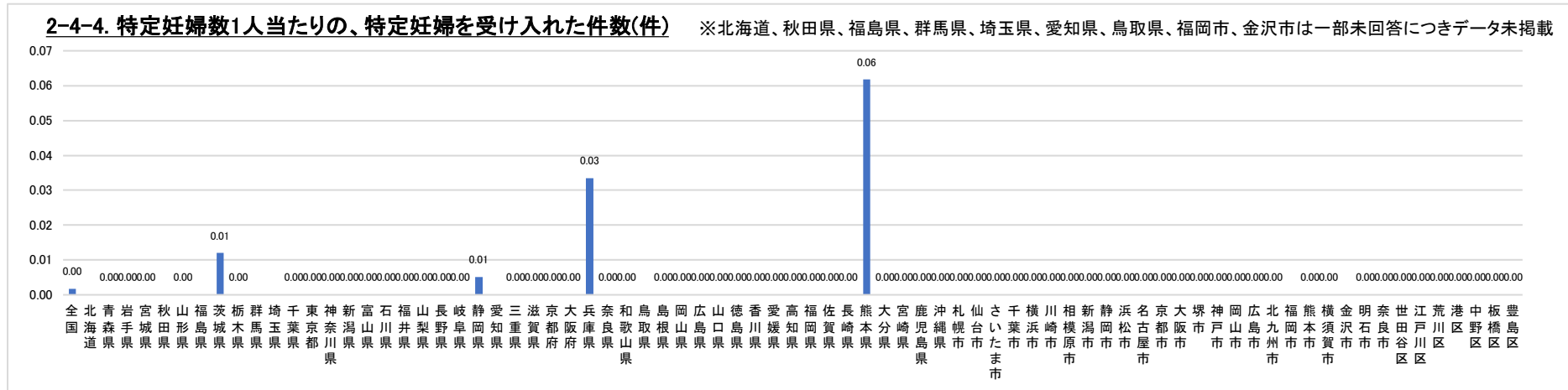
図表 29 特定妊婦数 1 人あたりの、特定妊婦等支援臨時特例事業の実施箇所数



図表 30 特定妊婦数 1 人あたりの、特定妊婦等支援臨時特例事業における支援計画の策定件数



図表 31 特定妊婦数 1 人あたりの、特定妊婦等支援臨時特例事業において特定妊婦を受け入れた件数

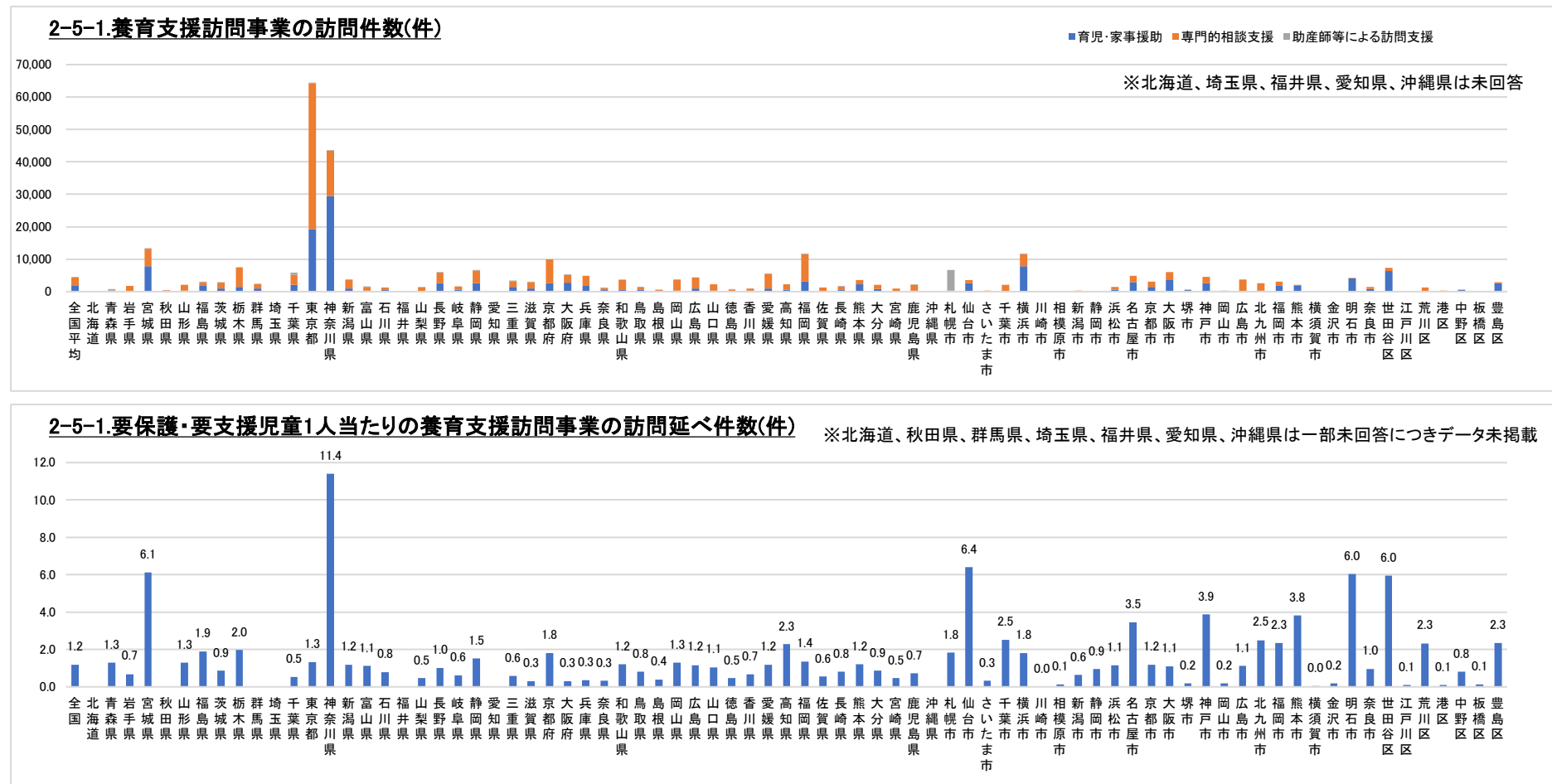


2-5 養育支援訪問事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施状況について

2-5-1 養育支援訪問事業の訪問件数について

- 養育支援訪問事業の訪問件数は、要保護・要支援児童1人あたりの延べ件数で見ると都道府県では2件以下となる自治体が多いが、6件を超える自治体もいくつか見られた。政令市等では自治体差はあるものの、2~6件程度となる自治体が複数見られた。

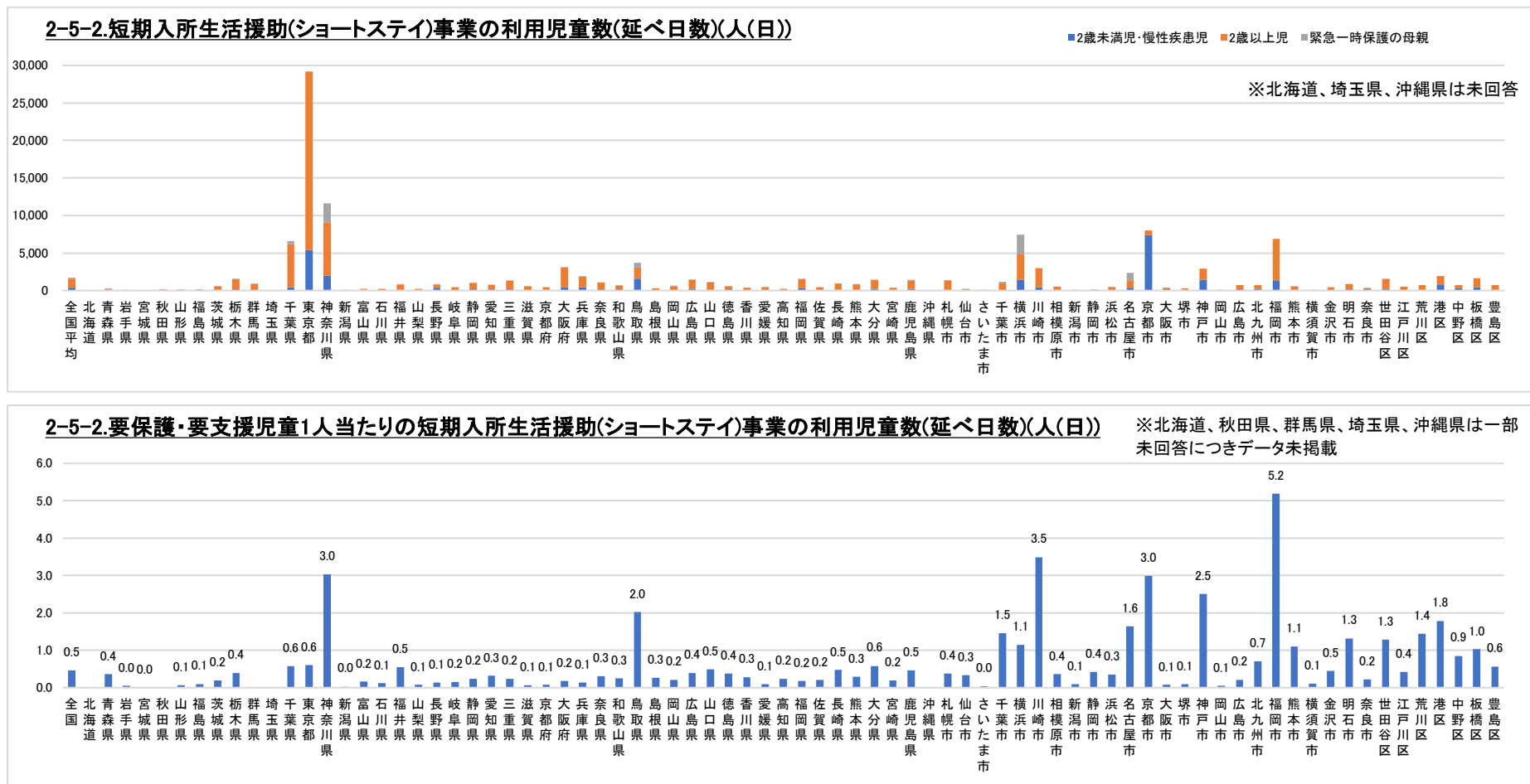
図表 32 養育支援訪問事業の訪問件数



2-5-2 短期入所生活援助（ショートステイ）事業の利用児童数（延べ日数）について

- ショートステイの利用状況については、要保護・要支援児童 1 人あたりの延べ日数で見ると都道府県では 1 人日未満となる自治体が多く、政令市等では自治体差はあるが 1 人以上利用している自治体が複数見られた。

図表 33 短期入所生活援助（ショートステイ）事業の利用児童数（延べ日数）



4. 里親等への委託の推進に向けた取組

(1) 主要な調査項目に関する総括

- ① **里親等委託率**については、令和3年度末時点の全国平均の里親等委託率と比べると「3歳未満児」が26.5%（令和3年度25.3%）、「3歳以上～就学前」が31.5%（令和3年度30.9%）、「学童期以降」が22.8%（令和3年度21.7%）となっており、微増しているものの国が掲げる目標と比較して低調に留まる。里親子関係の不調など養育の安定性には留意しつつ、委託率の向上を目指すことが必要である。※令和3年度の里親等委託率は福祉行政報告例による。
- ② **里親から児童福祉施設に措置変更となった児童数**については、里親に委託される児童数に対する割合で見ると全国平均は7.5%であったが、20%を超える自治体もいくつか見られた。また、里親から児童福祉施設に措置変更となった児童数のうち、里親子関係の不調（フォスタリング機関が把握）によって措置変更となった児童数の割合は、回答のあった都道府県等で見ると35.0%であった。
- ③ **一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関（フォスタリング機関）**については、児童相談所が多いが児童養護施設や乳児院等も見られており、民間機関による事業展開も行われている傾向がうかがえる。
- ④ **認定及び登録里親**については、児童10万人あたりで見ると、全国平均では91.7世帯だったが、150世帯前後となる都道府県も複数見られた。自治体ごとのニーズによる違いはあると考えられるものの、認定及び登録里親数が少ない自治体は、より積極的な普及啓発・リクルートが求められる。
- ⑤ **養育里親**については、すべての自治体で新規の登録里親がいることは様々な普及啓発・リクルート活動の成果だと考えられる。児童を委託されている里親の割合は全国平均27.8%であるが9.2%～60.0%と自治体によって差があり、平均より大幅に低く里親等委託率が低い自治体においては、未委託里親への研修やマッチング等の支援の必要がある。また、専門里親の新規登録は0件の自治体が多く、さらに専門里親として里親手当を受け取っている里親の割合は全国平均22.4%で、制度を十分に活用できていない可能性がある。
- ⑥ **養子縁組里親**については、新規の登録里親数に大きな違いが見られた。児童を委託されている里親の割合は、1割未満の自治体が多く、全体として低調となっている。
- ⑦ **親族里親**については、新規の認定里親数に自治体間で差があり、親族里親を活用している自治体とそうではない自治体とが分かれる傾向が見られた。親族里親に委託されている児童数も自治体ごとに大きな開きがあり、親族里親への委託を推進すべきである。
- ⑧ **ファミリーホーム**については、1箇所あたりの委託児童数は、全国平均3.7人だった。5～6人の自治体も一部あるが、4人以下の自治体が多い。
- ⑨ **里親レスパイト・ケア**については、日数に定めがないと回答した自治体が9割に上った。里親によるレスパイト・ケアの一人当たりの利用日数は、全国平均で4.9日だった。10日以上自治体も2割ある一方で、0～2日という自治体もあり自治体間で差が見られた。里親支援の充実のためにより利用しやすくなるような環境整備が望まれる。

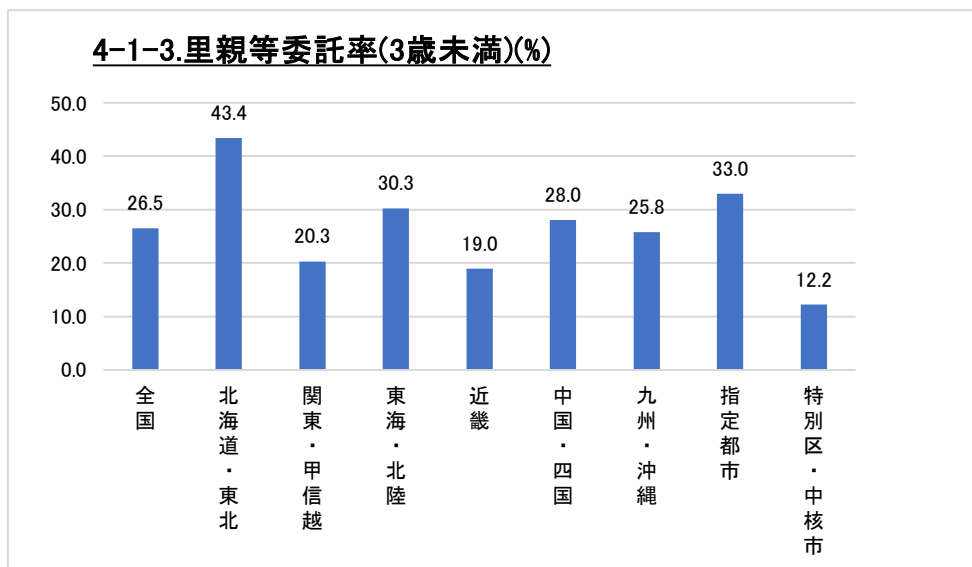
(2) 調査結果

4-1 里親等への委託の状況について

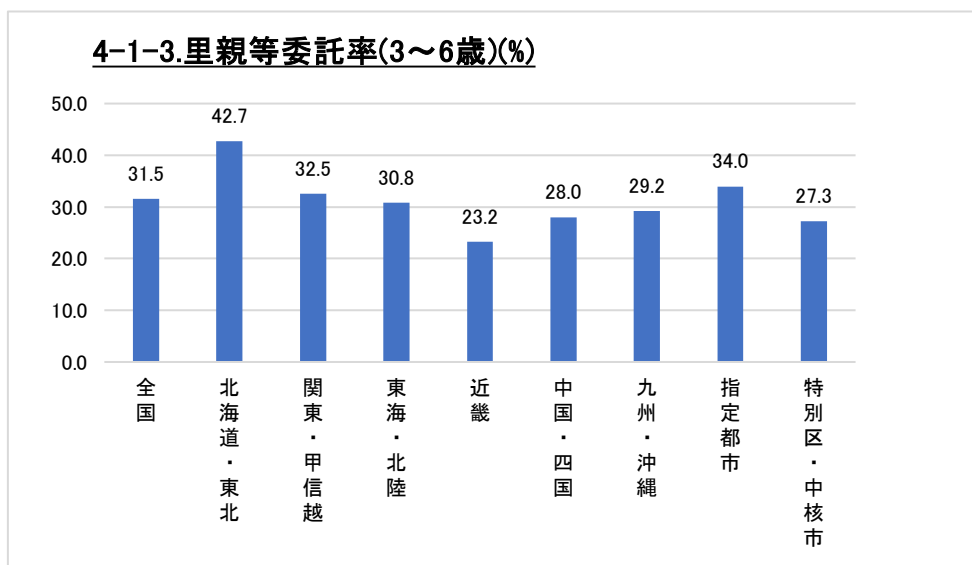
4-1-3 里親等への委託の状況について

- 里親等委託率は、全国的に見ると3歳未満は26.5%、3～6歳は約31.5%、7歳以上は約22.8%であった。地方別に見ると、北海道・東北地方は3歳未満及び3～6歳の里親等委託率が他の地方に比べて高い傾向が見られた。

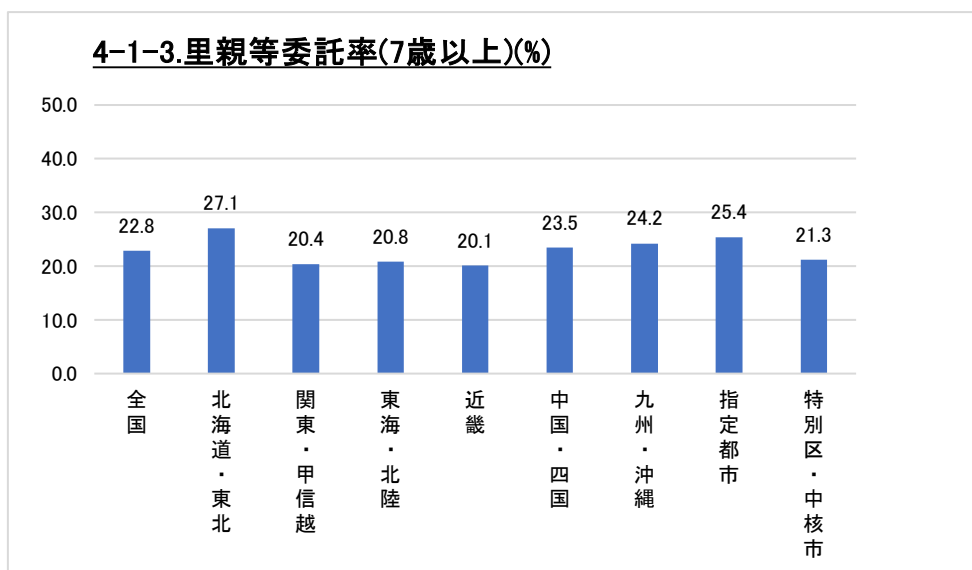
図表 34 里親等委託率(3歳未満)



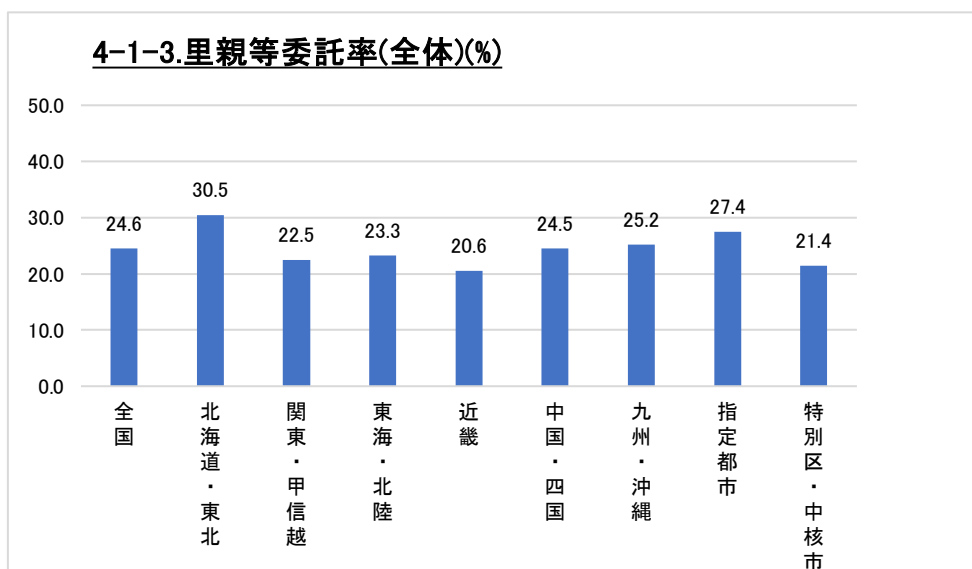
図表 35 里親等委託率(3～6歳)



図表 36 里親等委託率(7歳以上)



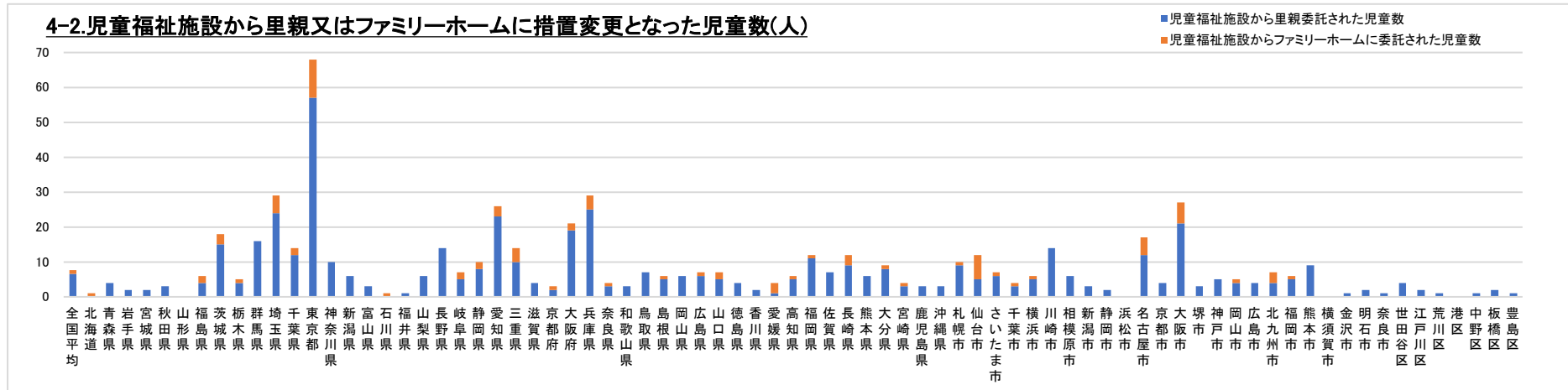
図表 37 里親等委託率(全体)



4-2 児童福祉施設から里親又はファミリーホームに措置変更となった児童数について

- 児童福祉施設から里親又はファミリーホームに措置変更となった児童数については、突出している東京都を除くと平均7±7人（0～29人）であった。主に里親へ措置変更されたケースが多く見られた。

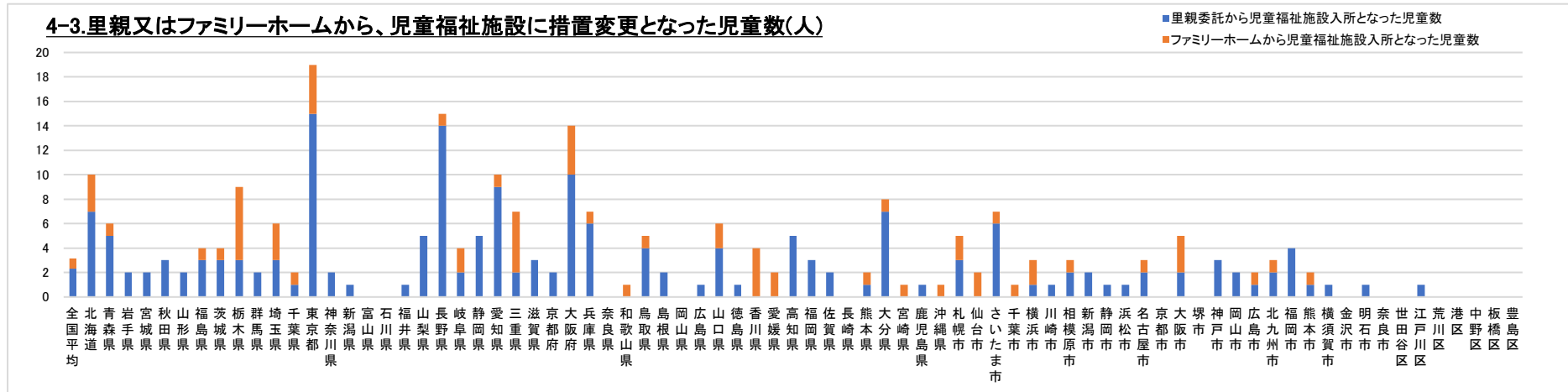
図表 38 児童福祉施設から里親又はファミリーホームに措置変更となった児童数



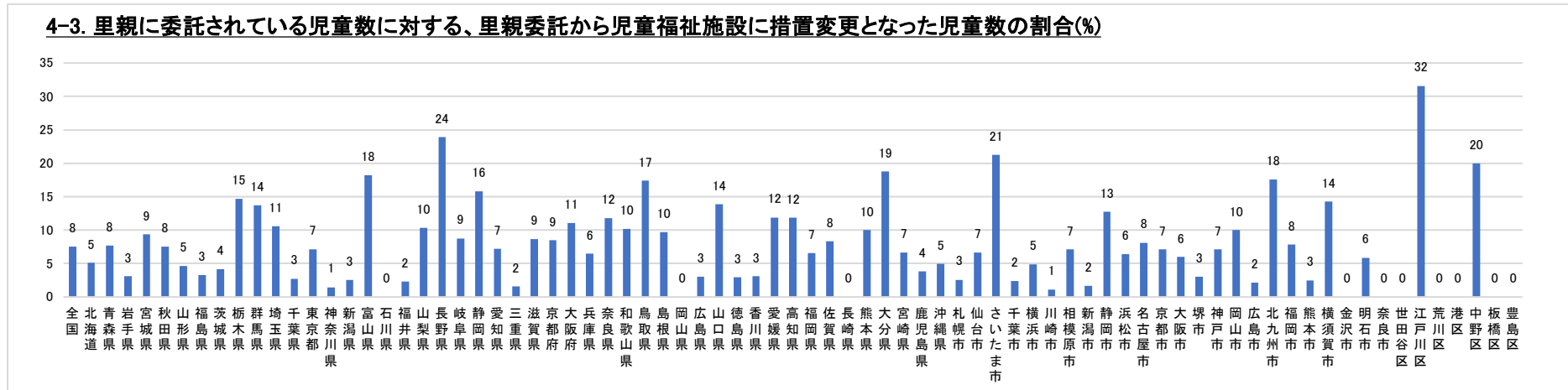
4-3 里親又はファミリーホームから措置変更された児童数（児童福祉施設に入所・他の里親に委託・その他を含む）について

- 里親又はファミリーホームから児童福祉施設に措置変更となった児童数については平均3±4人（0～19人）であった。主に里親から措置変更されたケースが多く見られるが、一部の自治体はファミリーホームから措置変更されたケースも多く見られた。
- 里親から児童福祉施設に措置変更となった児童数については、里親に委託される児童数に対する割合で見ると全国的には7.5%であったが、20%を超える自治体もいくつか見られた。また里親から児童福祉施設に措置変更となった児童数のうち、里親子関係の不調によって措置変更となった児童数の割合は、回答のあった都道府県等（N=71）で見ると35.0%であった。

図表 39 里親又はファミリーホームから、児童福祉施設に措置変更となった児童数



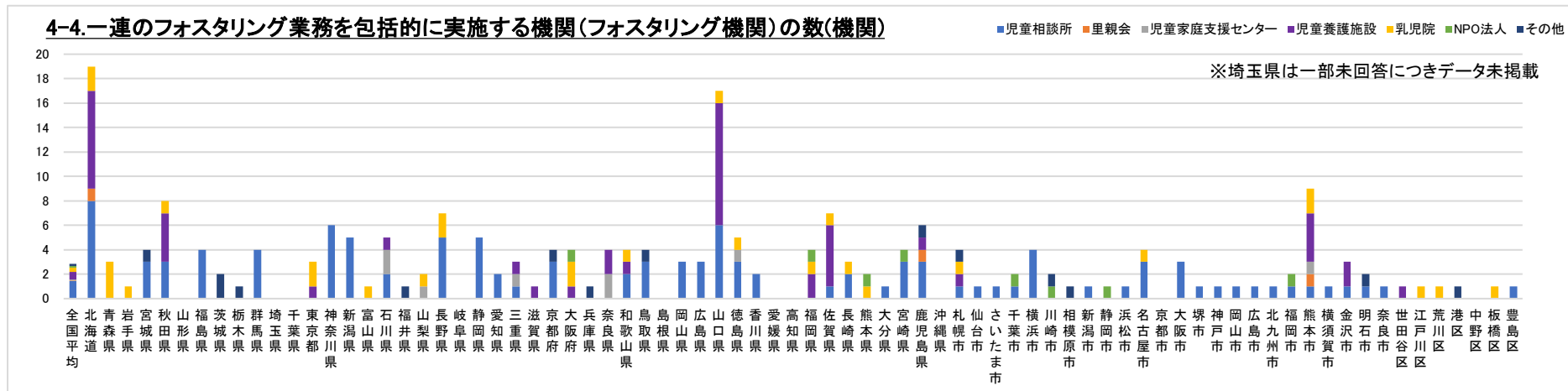
図表 40 里親に委託されている児童数に対する、里親委託から児童福祉施設に措置変更となった児童数の割合



4-4 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関（フォスタリング機関）の数について

- フォスタリング業務を包括的に実施する機関については平均 3±3 箇所（0～19 箇所）であった。内訳としては児童相談所が多いが、フォスタリング事業を包括的に実施する機関が多い自治体では児童養護施設も比較的多かった。

図表 41 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関（フォスタリング機関）の数



<その他の主な回答>

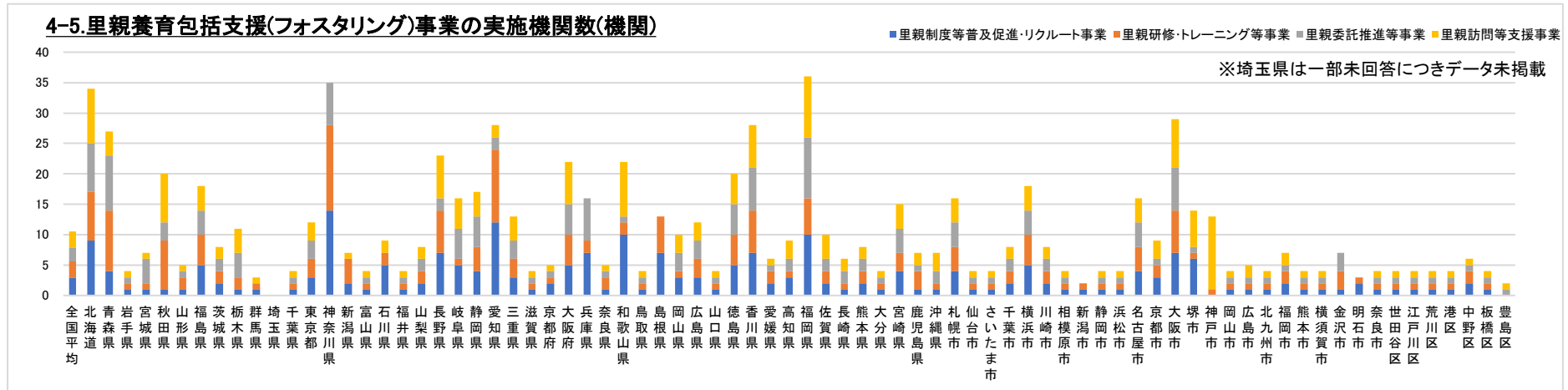
- ・ 社会福祉法人
- ・ 公益社団法人

4-5 里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施機関数について

- 里親制度等普及促進・リクルート事業の実施機関数については平均 3±3 機関（0～14 機関）であった。
- 里親研修・トレーニング等事業の実施機関数については平均 3±3 機関（0～14 機関）であった。
- 里親委託推進等事業の実施機関数については平均 2±2 機関（0～10 機関）であった。
- 里親訪問等支援事業の実施機関数については平均 3±3 機関（0～12 機関）であった。
- 都道府県等（n=78）のうち 18 自治体が「里親等委託児童自立支援事業の実施機関数」に回答した。実施機関数は 1 機関から 7 機関であった。
- 都道府県等（n=78）のうち「共働き家庭里親委託促進事業の実施機関数」に回答した自治体はなかった。

- 都道府県等（n=78）のうち3自治体が「障害児里親等委託推進モデル事業」に回答した。実施機関数は1機関から3機関であった。
- 都道府県等（n=78）のうち3自治体が「里親等委託推進提案型事業」に回答した。実施機関数は全て1機関であった。

図表 42 里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施機関数



図表 43 里親等委託児童自立支援事業の実施機関数(機関)

東京都	3	広島県	3	徳島県	5	香川県	7	愛媛県	1	高知県	1
福岡県	3	さいたま市	1	浜松市	1	大阪市	1	広島市	1	世田谷区	1
江戸川区	1	荒川区	1	港区	1	中野区	1	板橋区	1	豊島区	1

図表 44 障害児里親等委託推進モデル事業の実施機関数(機関)

東京都	3	熊本県	2	江戸川区	1
-----	---	-----	---	------	---

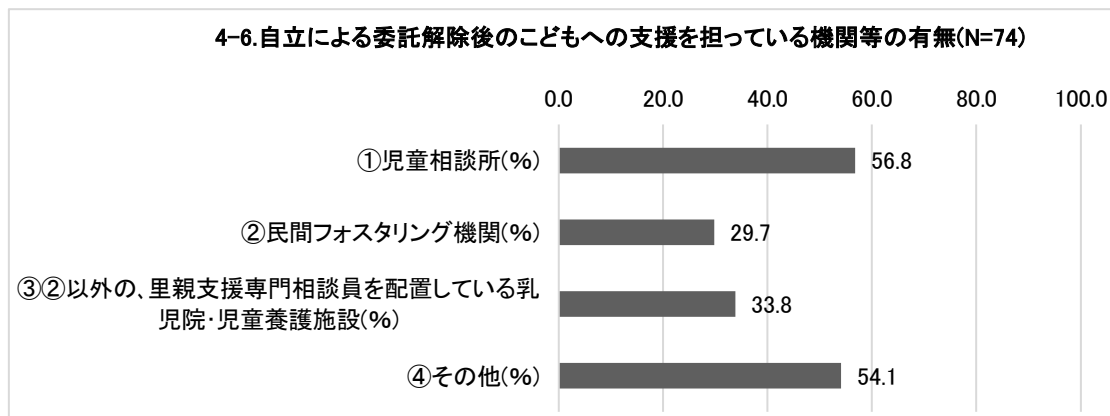
図表 45 里親等委託推進提案型事業の実施機関数(機関)

大阪府	1	大分県	1	静岡県	1
-----	---	-----	---	-----	---

4-6 自立による委託解除後の子どもへの支援を担っている機関等について ※ 複数回答

- 都道府県等 (n=74) のうち 42 自治体 (56.8%) が、児童相談所で自立による委託解除後の子どもへの支援を担っていた。

図表 46 自立による委託解除後の子どもへの支援を担っている機関等の有無



※埼玉県、兵庫県、佐賀県、さいたま市は未回答

<その他の主な回答>

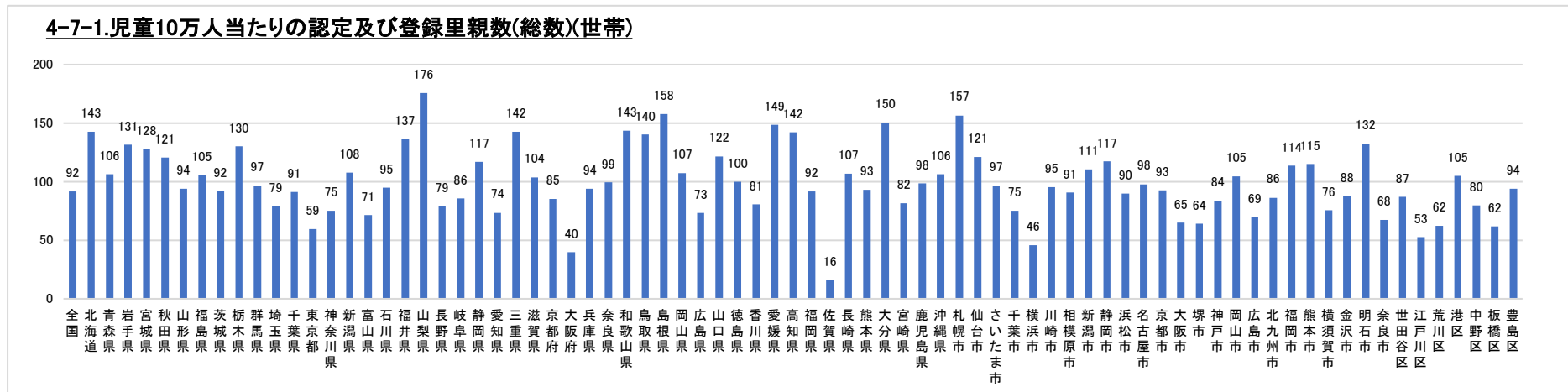
- ・アフターケア事業所
- ・社会福祉法人
- ・NPO 法人
- ・社会福祉法人

4-7 新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託子ども数（養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親）について

4-7-1 総数

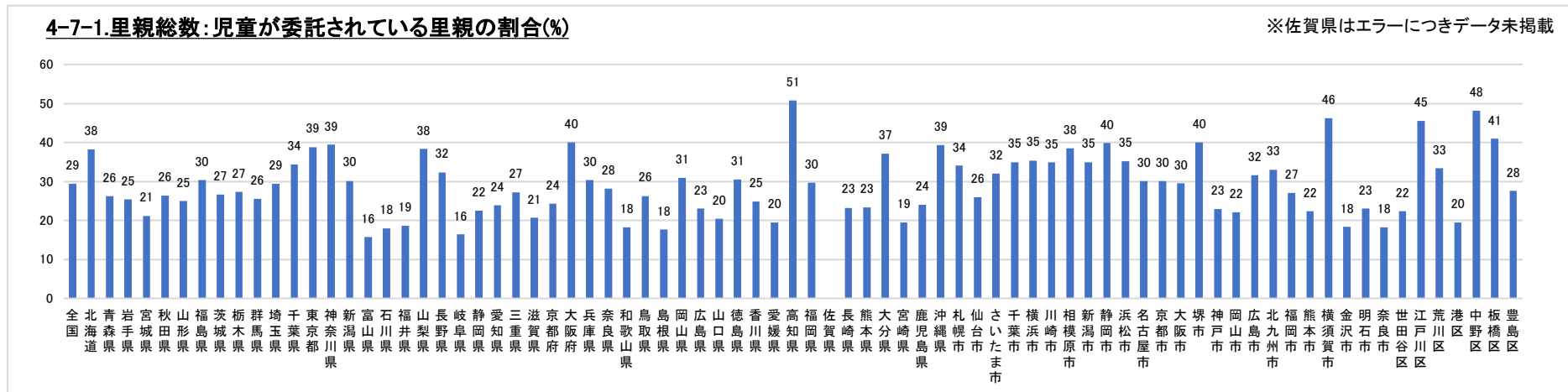
- 認定及び登録里親数は、児童 10 万人あたりの数で見ると全国的には 91.7 世帯であり、100 世帯前後となる自治体が多いが、特に都道府県では 150 世帯前後となる自治体も複数見られた。児童が委託されている里親の割合は全国で 29.4%であるが、40%を超える自治体も複数見られた。

図表 47 児童 10 万人あたりの認定及び登録里親数（総数）



※4-7-2（養育里親：再掲）～4-7-5（養子縁組里親：再掲）の合計と一致していない自治体の一部見られた。

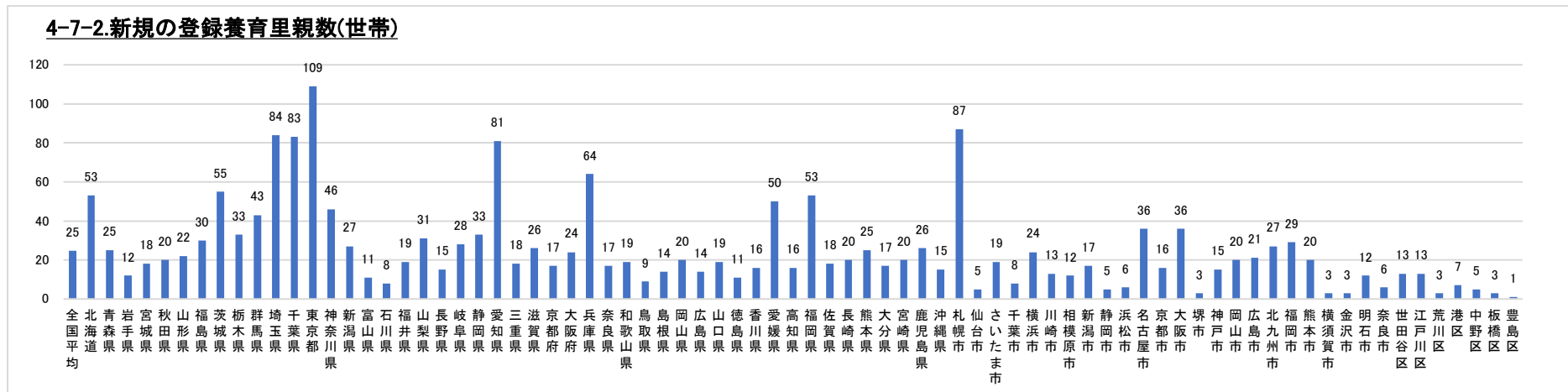
図表 48 里親総数：児童が委託されている里親の割合



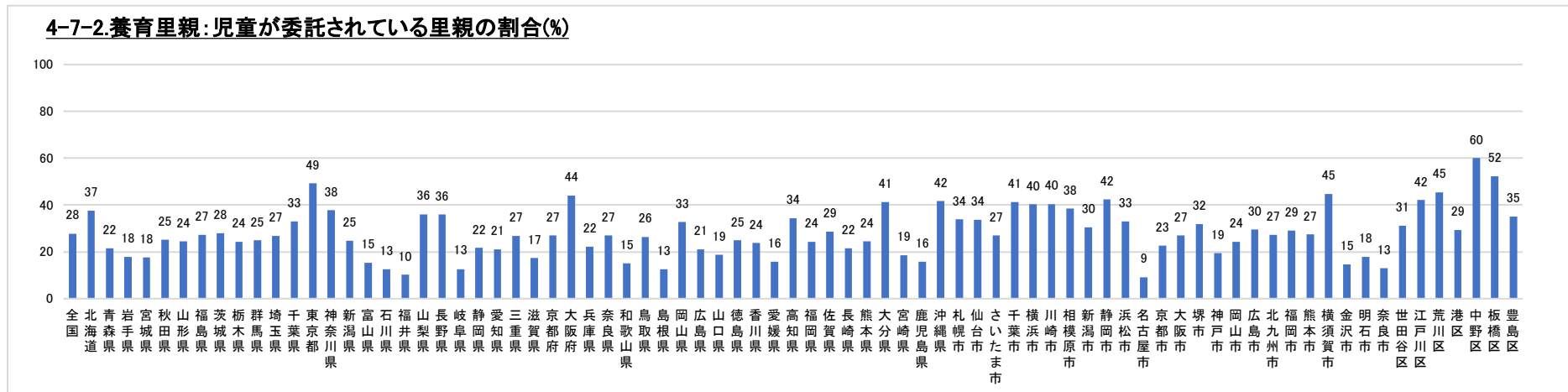
4-7-2 養育里親（再掲）

○ 養育里親については、新規登録数は平均 25±22 世帯（1～109 世帯）であった。児童が委託されている里親の割合は全国で 27.8%であるが、40%を超える自治体も複数見られた。

図表 49 新規の登録養育里親数



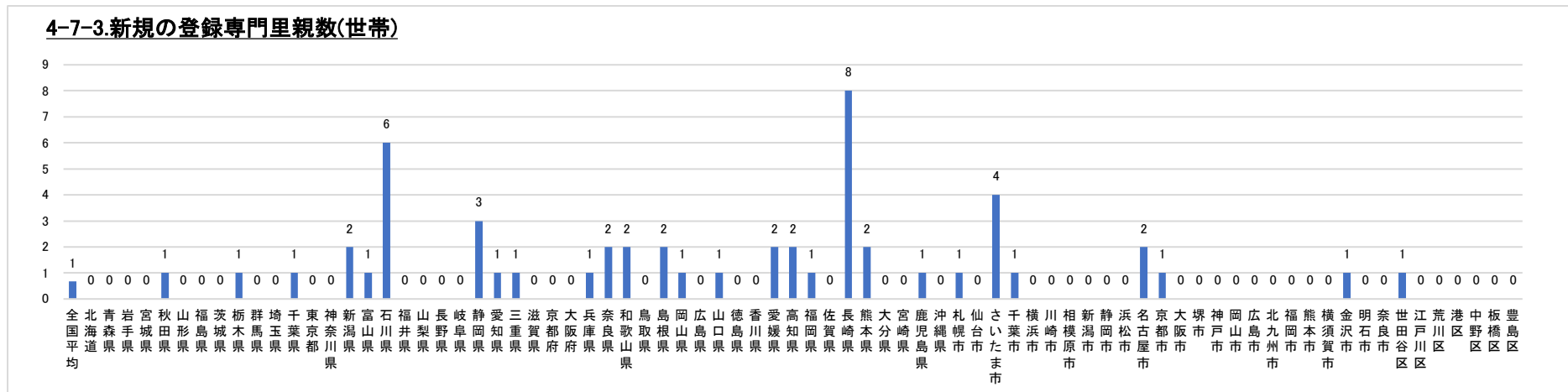
図表 50 養育里親：児童が委託されている里親の割合



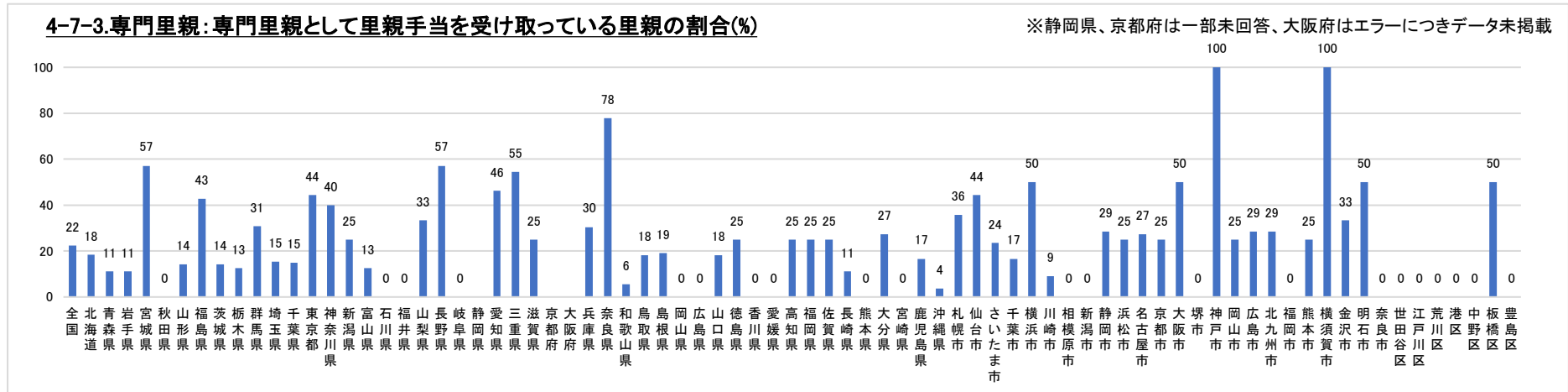
4-7-3 専門里親（再掲）

- 専門里親の新規登録数は0の自治体が多いが、実績があった自治体では1世帯から8世帯の範囲に収まっていた。専門里親として里親手当を受け取っている里親の割合は、50%を超える自治体はいくつか見られた。

図表 51 新規の登録専門里親数



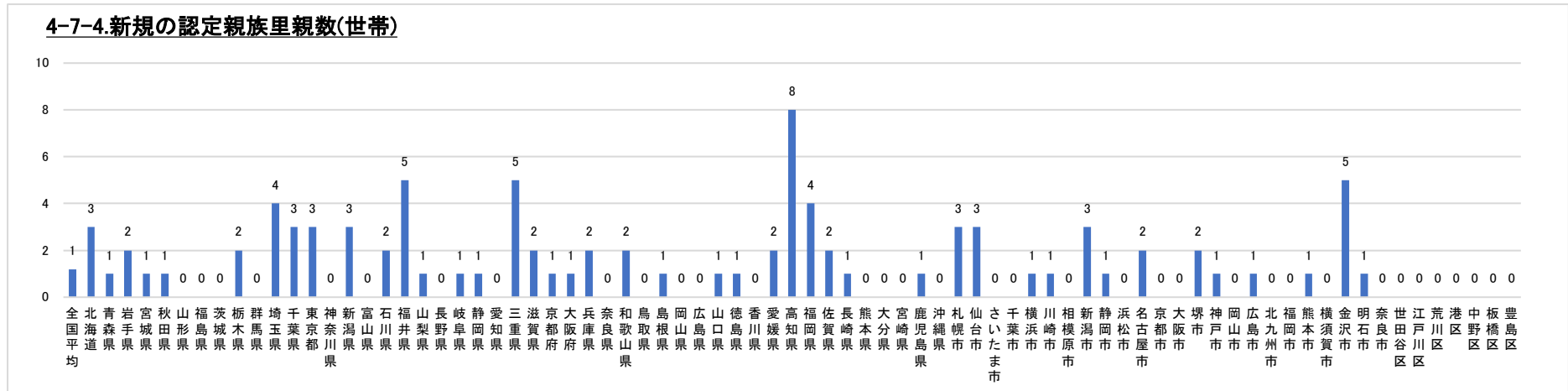
図表 52 専門里親：専門里親として里親手当を受け取っている里親の割合



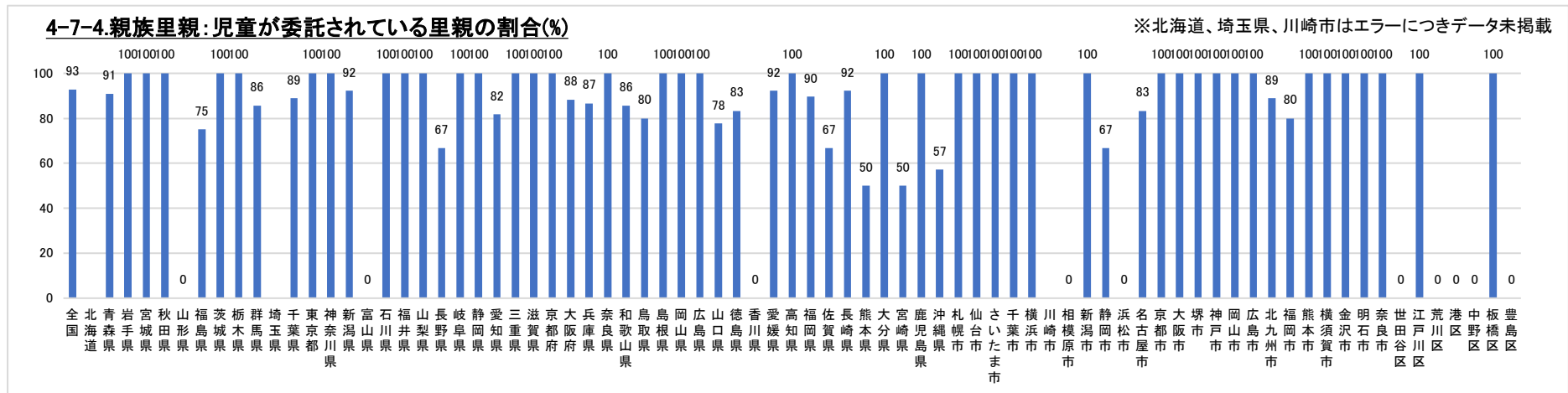
4-7-4 親族里親（再掲）

- 親族里親の新規登録数は0の自治体が多いが、実績があった自治体では1世帯から8世帯の範囲に収まっていた。児童が委託されている割合は100%となる自治体がほとんどであった。

図表 53 新規の認定親族里親数



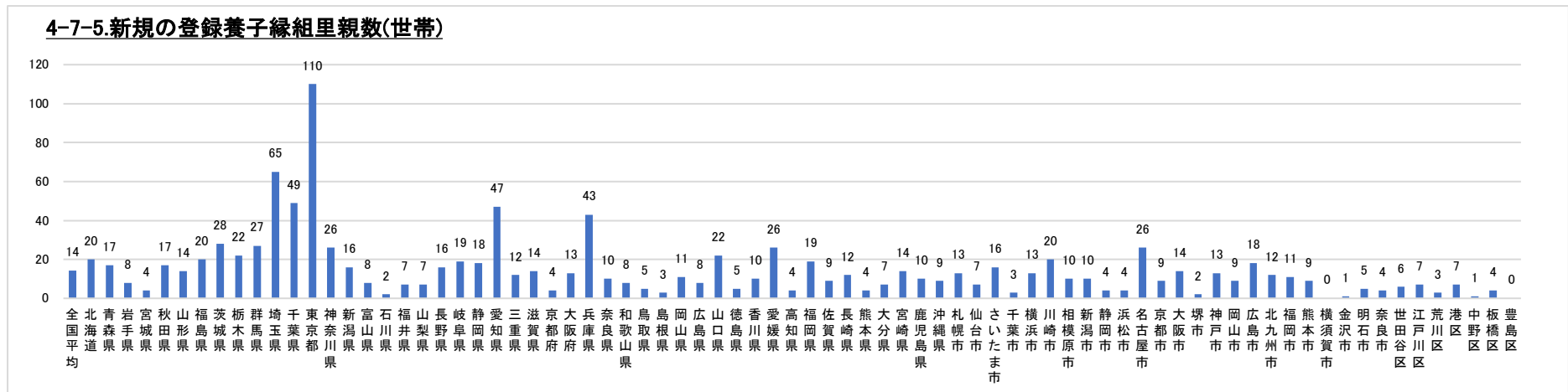
図表 54 親族里親：児童が委託されている里親の割合



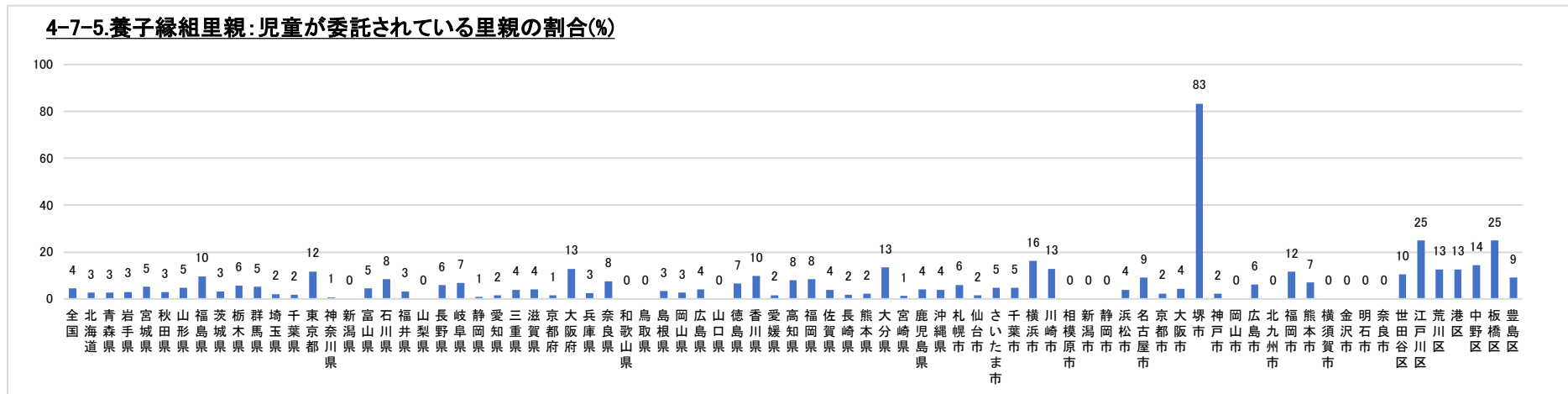
4-7-5 養子縁組里親（再掲）

○ 養子縁組里親については、新規登録数は平均 14±16 世帯（0～110 世帯）であった。児童が委託されている里親の割合は全国的には 4.4%であり、ほとんどの自治体で 10%を下回っていた。

図表 55 新規の登録養子縁組里親数



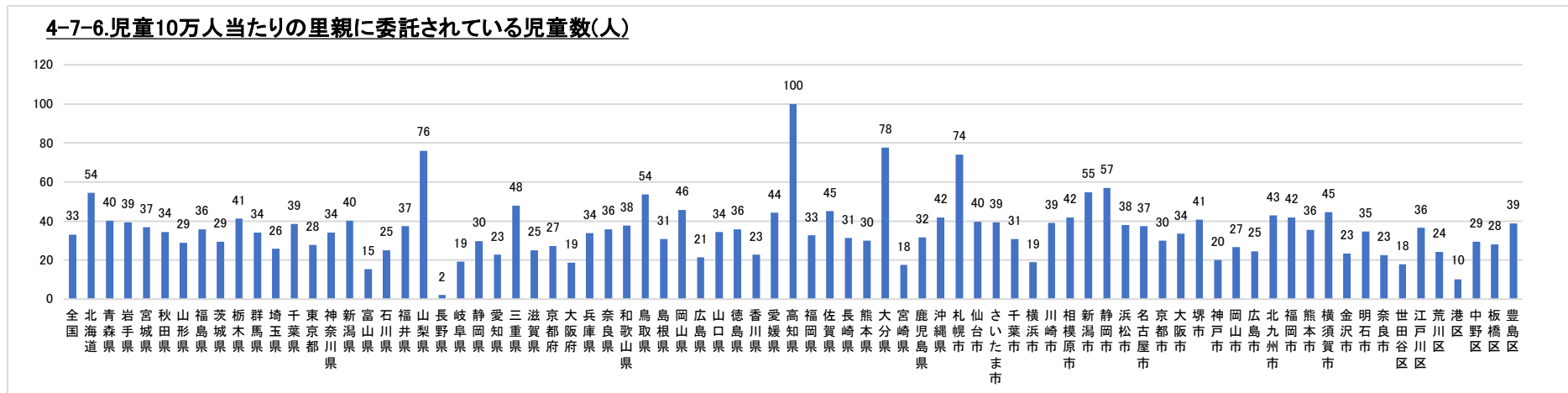
図表 56 養子縁組里親：児童が委託されている里親の割合

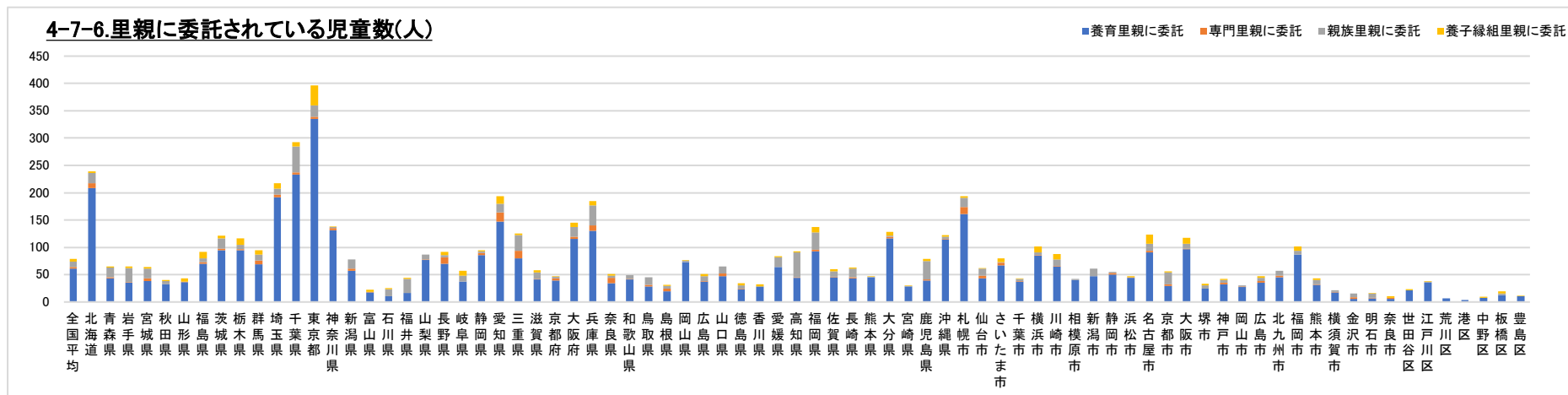


4-7-6 里親に委託されている児童数

- 里親に委託されている児童数は、児童 10 万人あたりで見ると全国的に 2 人から 100 人の範囲に収まっていた。そのほとんどは養育里親への委託ケースであった。

図表 57 里親に委託されている児童数



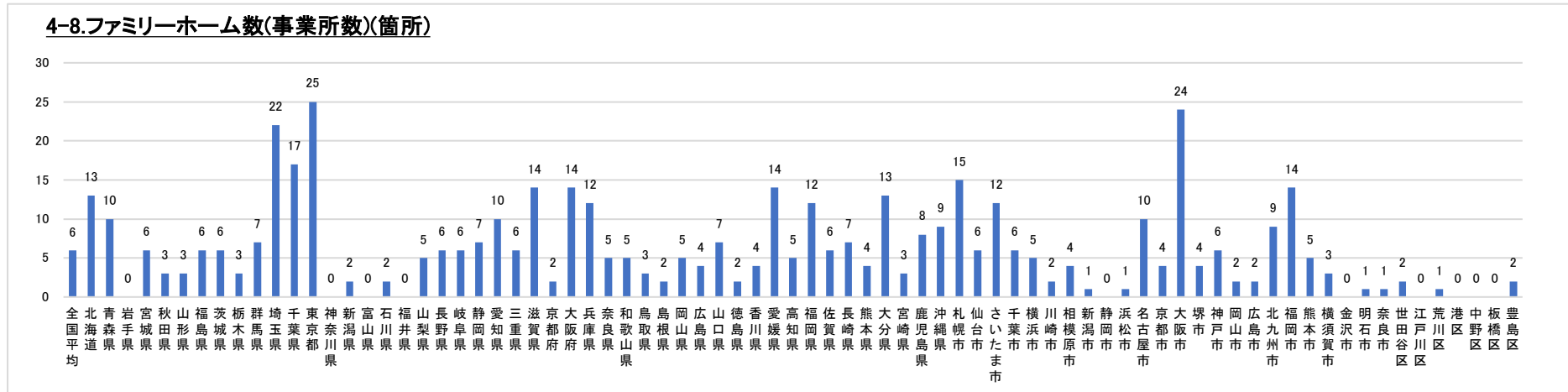


※4-1-3「里親に委託されている児童数」の全体（合計）と一致していない自治体の一部見られた。

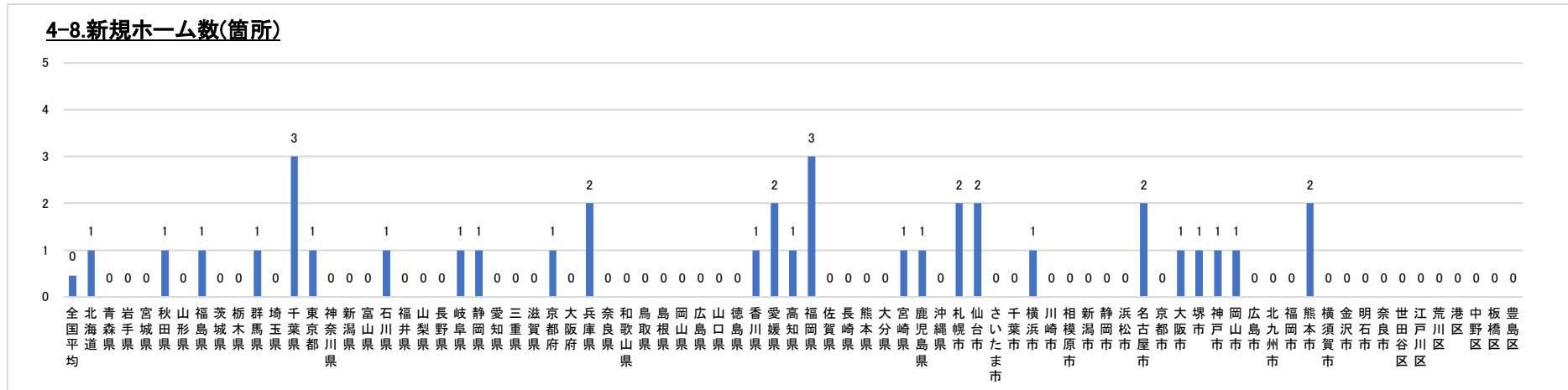
4-8 ファミリーホームのホーム数・新規ホーム数・委託子ども数について

- ファミリーホームについては、事業所数は平均 6±6 箇所（0～25 箇所）で、新規ホーム数は 0 箇所の自治体も多いが実績のある自治体では 1 箇所から 3 箇所の範囲に収まっていた。委託されている児童数は児童 10 万人あたりで見ると全国的に 0 人から 30 人程度の範囲に収まっていた。ファミリーホーム 1 箇所あたりの委託児童数は、4 人以下の自治体が多い。

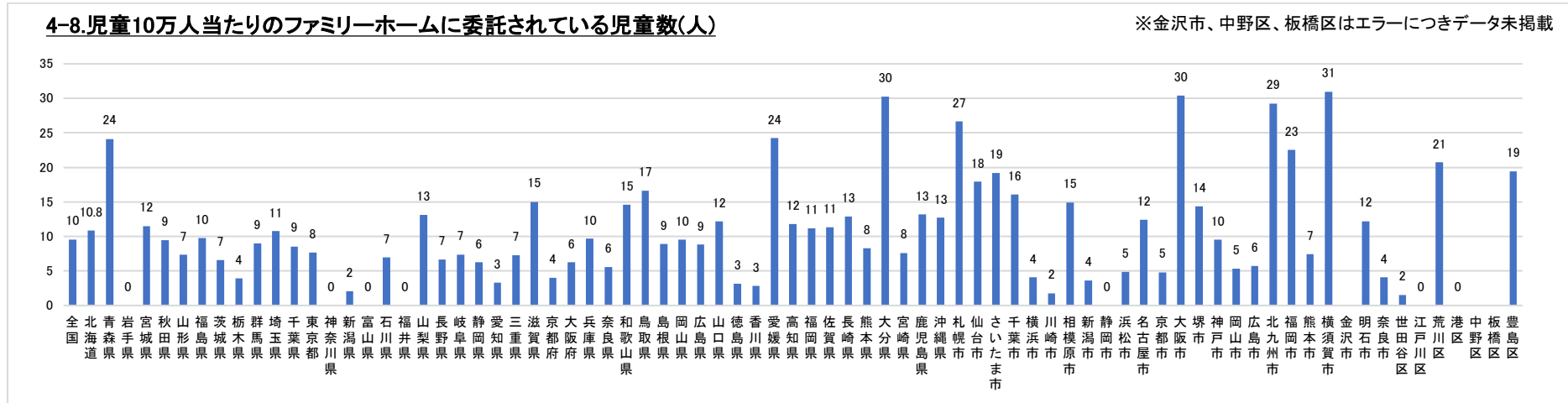
図表 58 ファミリーホーム数(事業所数)



図表 59 新規ホーム数

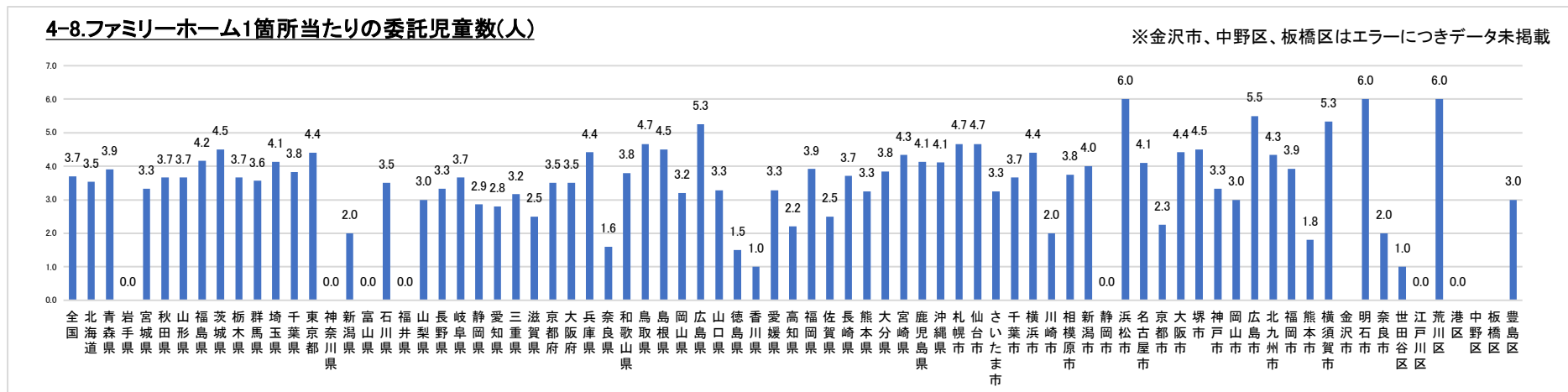


図表 60 児童 10 万人あたりのファミリーホームに委託されている児童数



※4-1-3 (FH に委託されている児童数) の全体 (合計) と一致していない自治体の一部見られた。

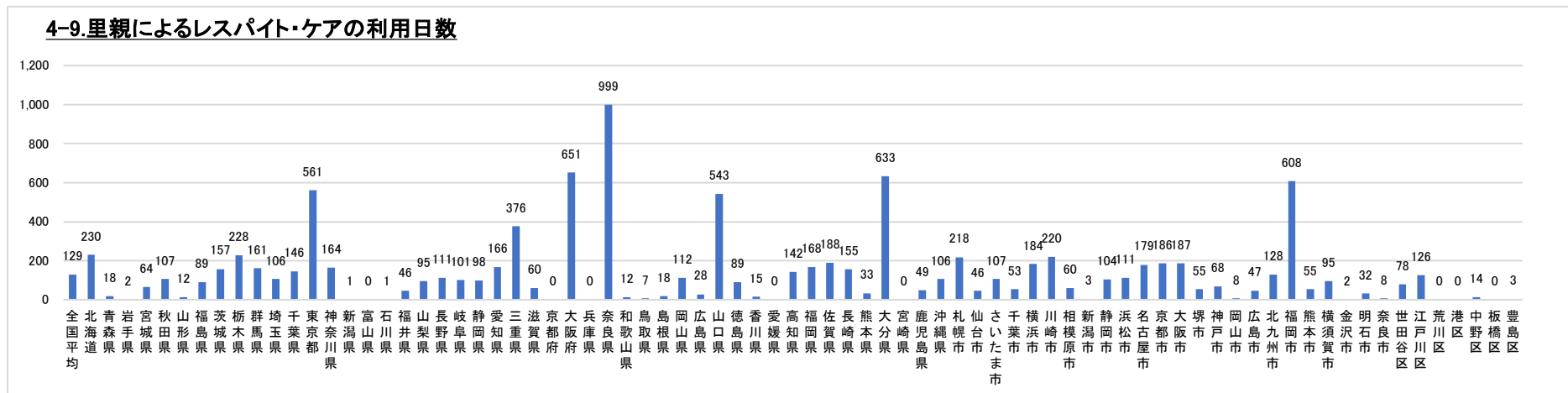
図表 61 ファミリーホーム 1 箇所あたりの委託児童数



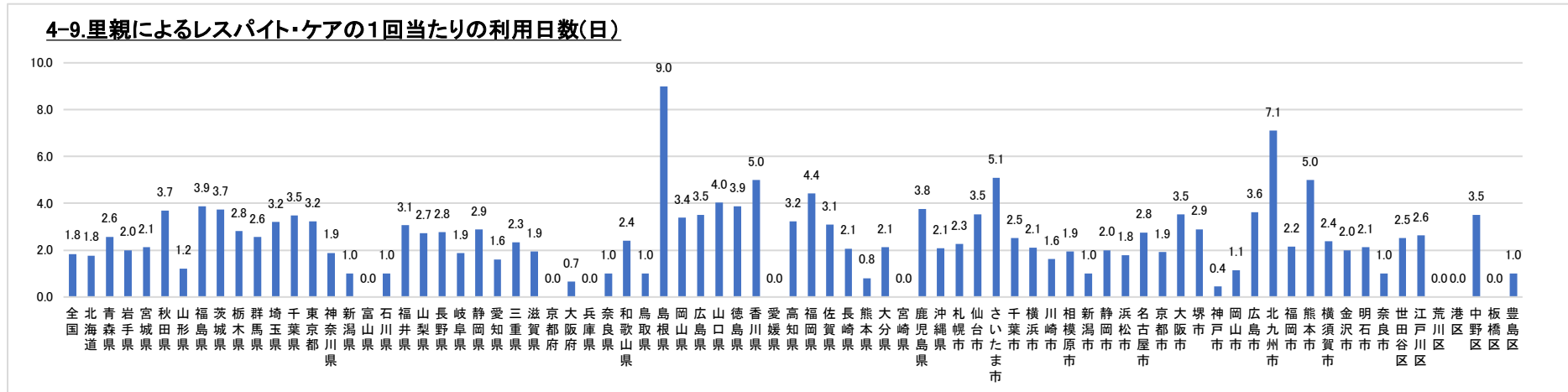
4-9 里親のレスパイト・ケアの日数について

- 里親のレスパイト・ケアについては、都道府県等（n=78）のうち 71 自治体（91.0%）が日数に定めがないと回答した。
- 里親によるレスパイト・ケアの利用日数は平均 129±178 日（0～999 日）であった。1 回あたりの利用日数として見るとおおむね 2 日から 5 日程度の自治体が多く、里親 1 人あたりの利用日数として見ると 5 日から 15 日程度の自治体が多かった。

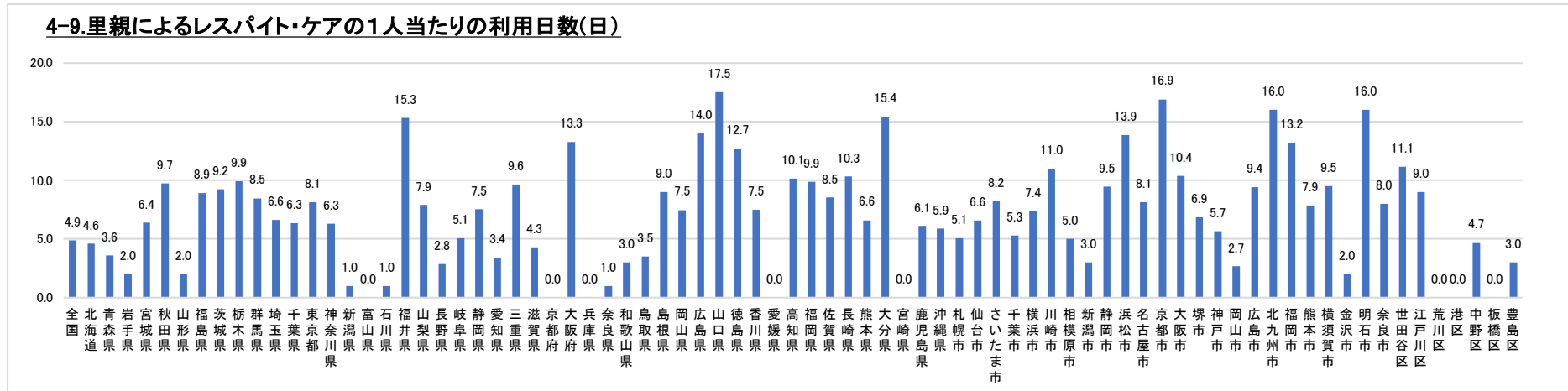
図表 62 里親によるレスパイト・ケアの利用日数



図表 63 里親によるレスパイト・ケアの1回あたりの利用日数



図表 64 里親によるレスパイト・ケアの1人あたりの利用日数



5. パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(1) 主要な調査項目に関する総括

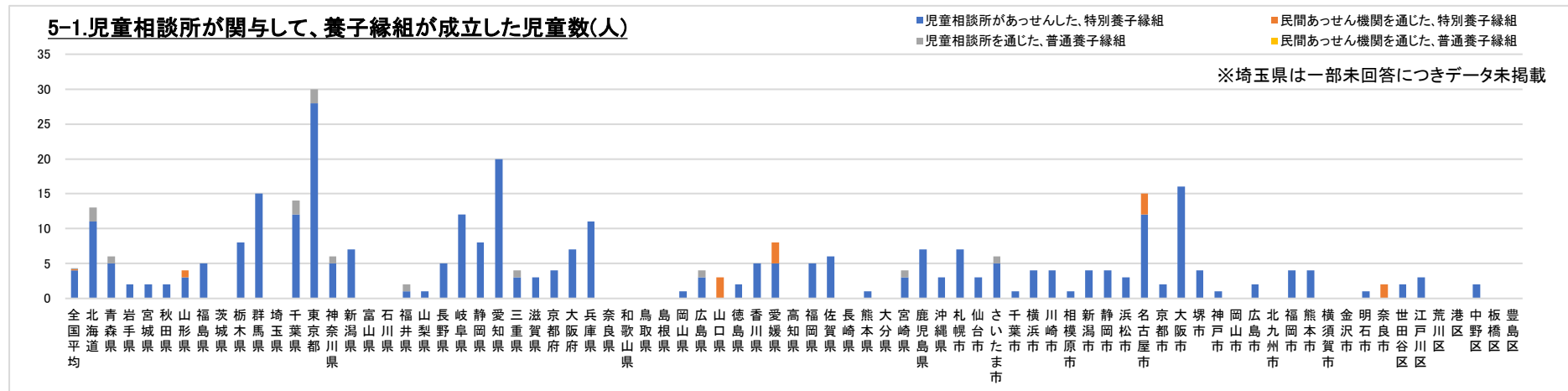
- ① 児童相談所が関与して、特別養子縁組が成立した児童数については、全国平均で4.4人（最小値0、最大値30）、児童10万人あたりで見ると1.8人（最小値0、最大値5.9）だった。年度による増減はあると考えられるものの、特別養子縁組が必要な児童には制度の活用が望まれる。国が掲げた年間の特別養子縁組の成立件数1,000件以上という目標に対して、全体では令和元年度は711件、令和2年度は693件、令和3年度は683件、令和4年度は580件の成立（司法統計）となっており、3年連続で減少している。
- ② 児童相談所長による申立て件数については、全国平均1.8件（最小値0、最大値13）で、申立て時点で父または母いずれかの同意がないケースはそのうち2割だった。申立て0件の自治体も多く、制度の活用に差が見られるため、児童相談所長申立ての活用が望まれる。
- ③ 特別養子縁組成立後支援については、成立後6ヶ月経過以降に、特別養子縁組家庭への支援を担っている機関については、児童相談所では7割、次いで民間フォスターリング機関では6割だった。2017年度～2022年度に特別養子縁組が成立したケースで、子が18歳未満の家庭のうち、何らかの支援を継続している割合は5割で、自治体ごとに違いが見られる。
- ④ 養子縁組民間あっせん機関支援体制モデル事業を実施している自治体は2箇所だった。養親希望者手数料負担軽減事業を実施している自治体は16箇所（令和3年度9箇所）となっており、増加したものの、限定的な実施に留まる。民間あっせん機関の設置状況による違いもあると考えられるが、事業未実施の自治体に養親が居住する場合は負担軽減の対象にならないことから、多くのケースが対象から外れていることは課題である。実施している自治体を参考に、負担軽減のための事業展開が必要である。

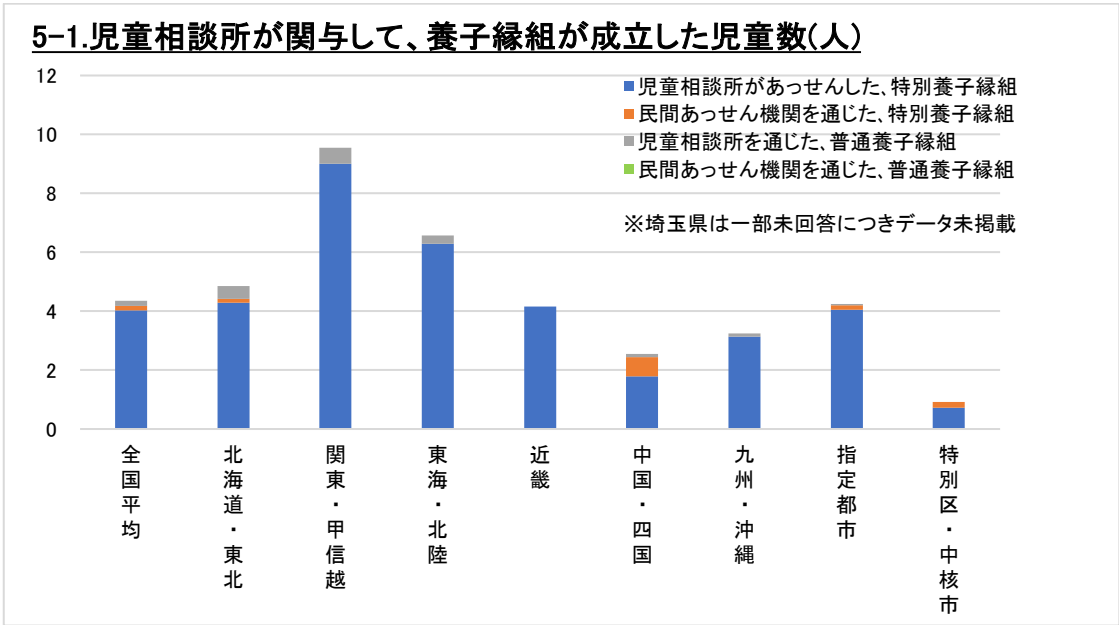
(2) 調査結果

5-1 児童相談所が関与して、養子縁組が成立した児童数について

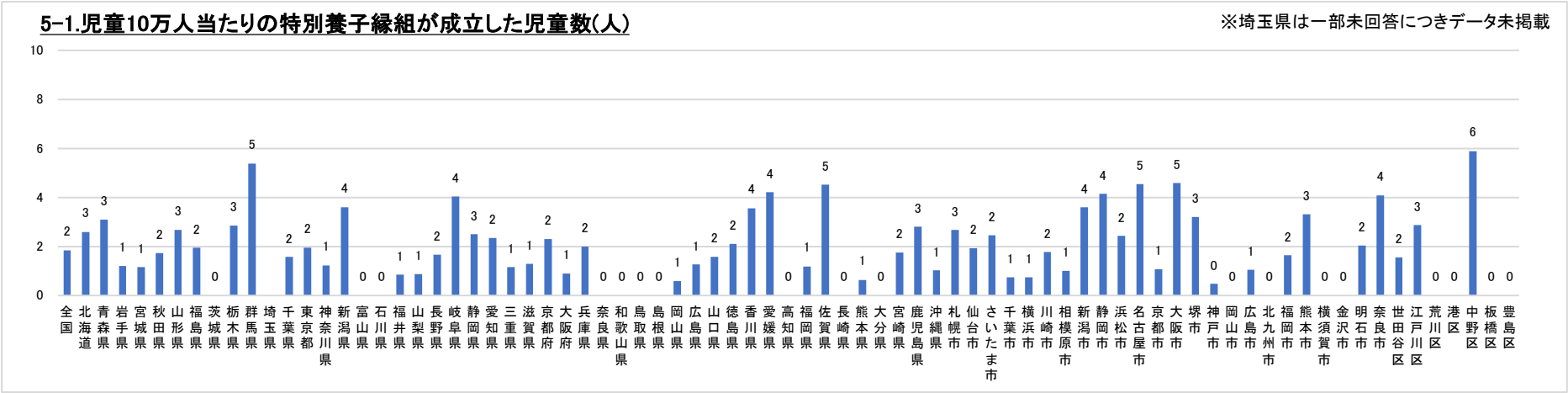
- 児童相談所が関与して養子縁組が成立した児童数については平均 4±5 人（0～30 人）で、ほとんどは児童相談所があっせんした特別養子縁組のケースであった。地方別に見ると関東・甲信越において特に養子縁組が成立した児童数が多かった。
- 養子縁組が成立した児童数は、児童 10 万人あたりで見ると、特別養子縁組の場合は実績のある自治体では 1 人から 6 人の範囲に収まっており、普通養子縁組の場合は全国的にほぼ 0 人であった。

図表 65 児童相談所が関与して、養子縁組が成立した児童数



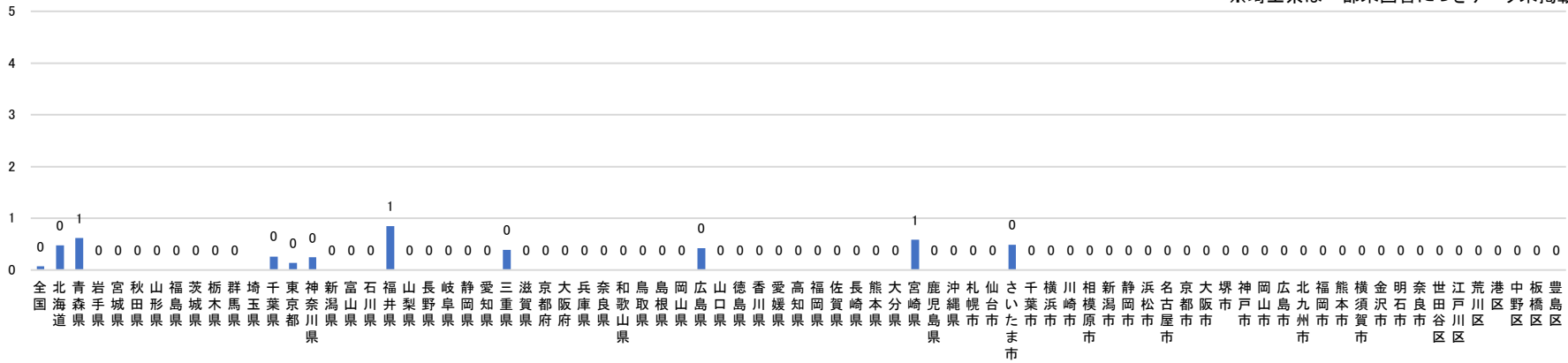


図表 66 児童 10 万人あたりの養子縁組が成立した児童数



5-1. 児童10万人当たりの普通養子縁組が成立した児童数(人)

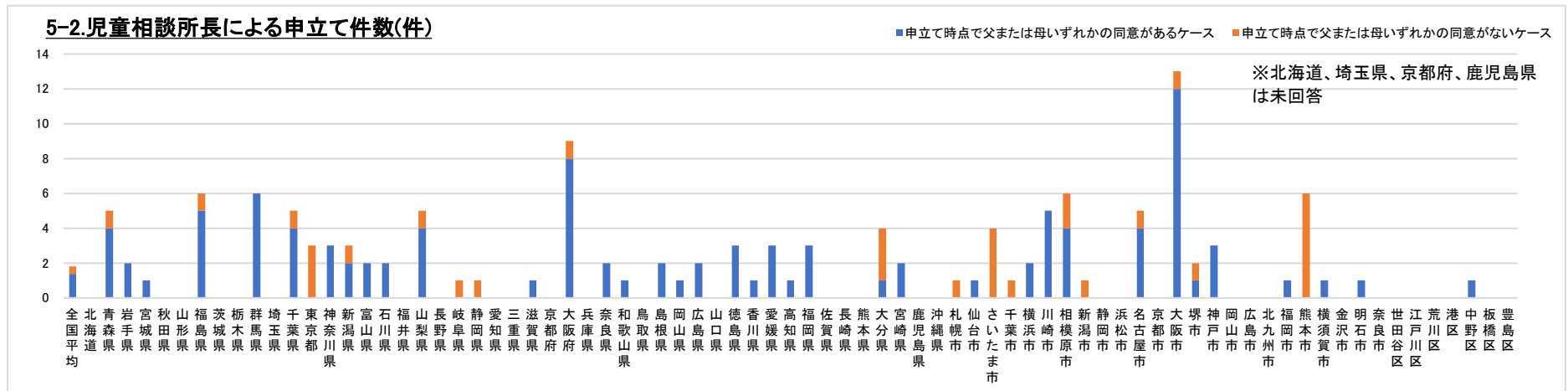
※埼玉県は一部未回答につきデータ未掲載



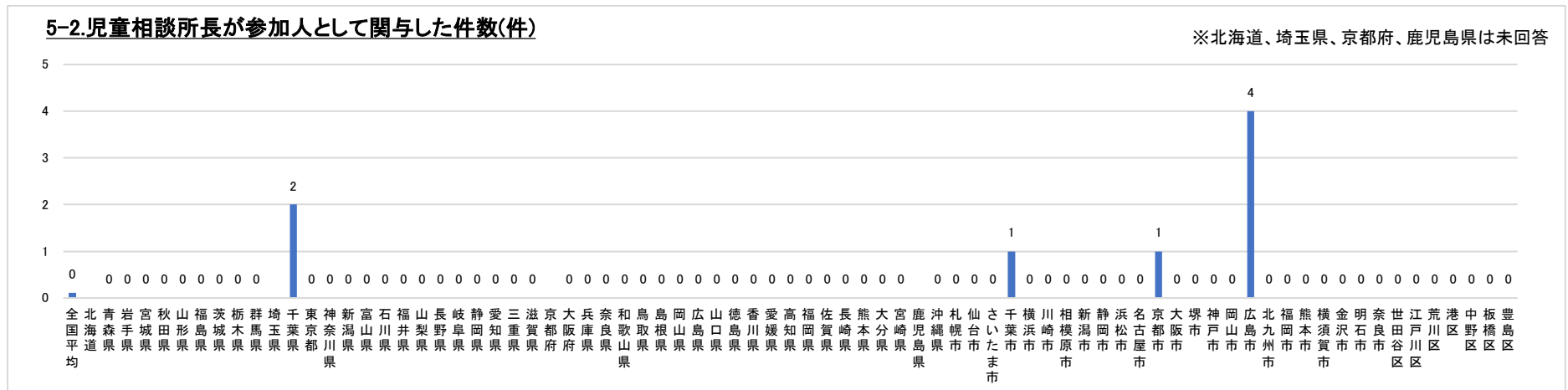
5-2 児童相談所長による申立て件数、参加人としての関与件数

- 児童相談所長による申立て件数は、0件の自治体も多いが、実績のある自治体では1件から13件の範囲に収まっていた。そのほとんどは申立て時点で父または母いずれかの同意があるケースであった。
- 児童相談所長が参加人として関与した件数は全国的にほぼ0件であり、実績のある自治体では1件から4件の範囲に収まっていた。

図表 67 児童相談所長による申立て件数



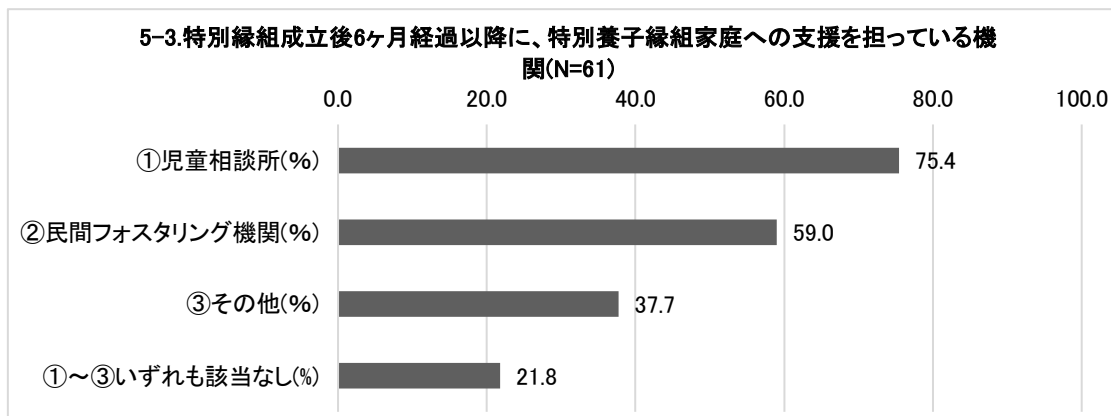
図表 68 児童相談所長が参加人として関与した件数



5-3 特別縁組成立後6ヶ月経過以降に、特別養子縁組家庭への支援を担っている機関等について

- 都道府県等 (n=61) のうち 46 自治体 (75.4%) が、特別縁組成立後6ヶ月経過以降の特別養子縁組家庭への支援を児童相談所で担っていた。

図表 69 特別縁組成立後6ヶ月経過以降に、特別養子縁組家庭への支援を担っている機関



※北海道、秋田県、福島県、茨城県、埼玉県、富山県、福井県、大阪府、奈良県、和歌山県、長崎県、千葉市、堺市、北九州市、横須賀市、奈良市、江戸川区は未回答

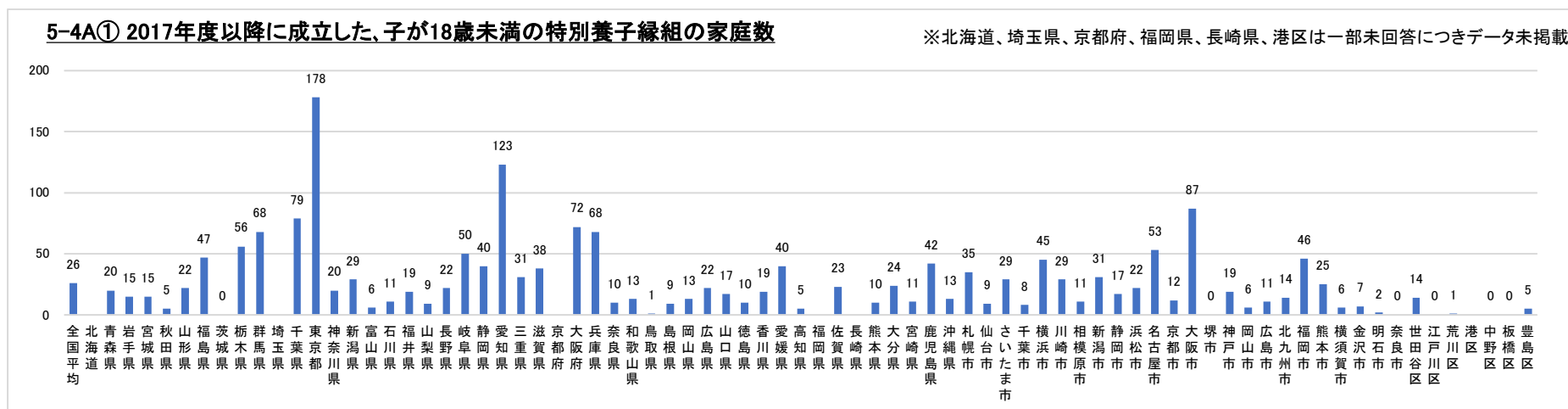
<その他の主な回答>

- ・里親支援専門相談員
- ・アフターケア事業所
- ・フォスタリング機関
- ・里親会

5-4 2017(平成 29)年度~2022(令和 4)年度までに、児童相談所が関与して養子縁組が成立したケースにおける、令和 4 年 4 月 1 日時点で子が 18 歳未満の養子縁組家庭への支援の継続状況について

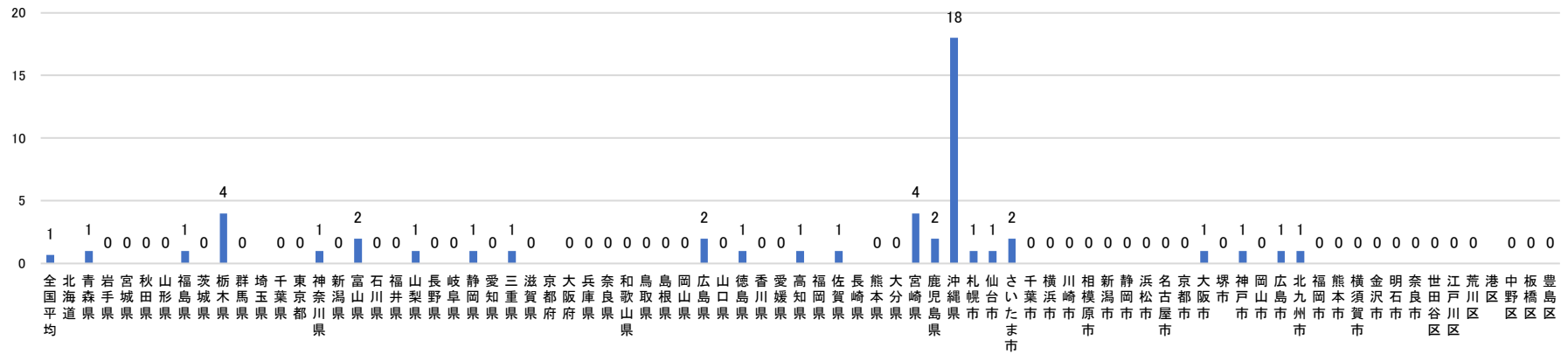
- 2017 年度以降に養子縁組が成立したケースにおける子が 18 歳未満の養子縁組家庭数は、特別養子縁組では平均 26±30 家庭 (0~178 家庭) で、普通養子縁組では 0 家庭の自治体も多いが実績のある自治体では 1 家庭から 18 家庭程度の範囲に収まっていた。
- 2017 年度以降に養子縁組が成立したケースで子が 18 歳未満の養子縁組家庭数に対する、2022 年度に個別支援を行った家庭の割合は、特別養子縁組では 50%を超える自治体が多く見られた。普通養子縁組では 0%の自治体がほとんどで、実績のある自治体では 100%がほとんどであった。
- 支援を継続している養子縁組の割合は、特別養子縁組では 100%となる自治体が複数見られ、地方別に見ると中国・四国が他の地方に比べて高い傾向が見られた。普通養子縁組ではほとんどの自治体で 0%であり、実績のある自治体では 100%がほとんどであった。

図表 70 2017 年度以降に成立した、子が 18 歳未満の養子縁組家庭数



5-4B① 2017年度以降に成立した、子が18歳未満の普通養子縁組の家庭数

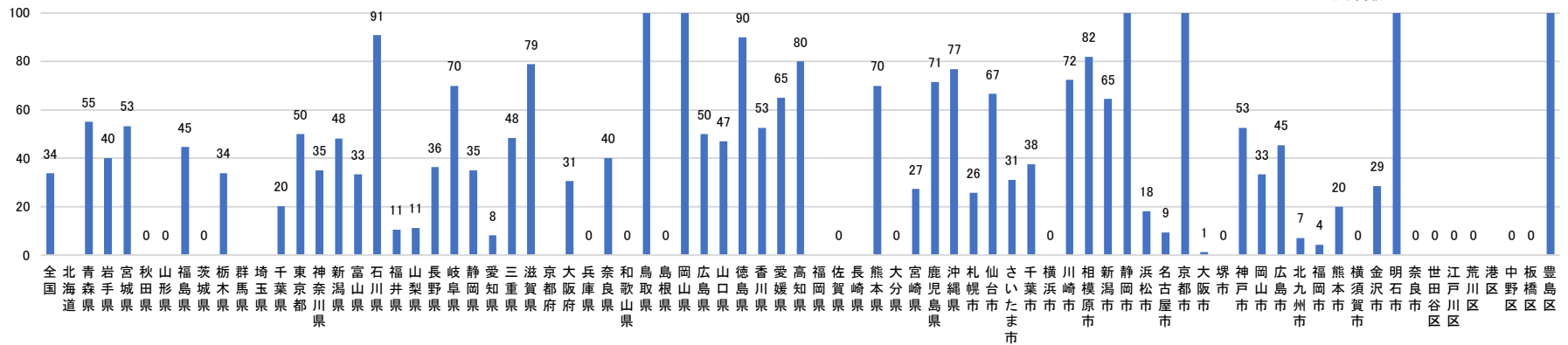
※北海道、埼玉県、京都府、福岡県、長崎県、港区は一部未回答につきデータ未掲載

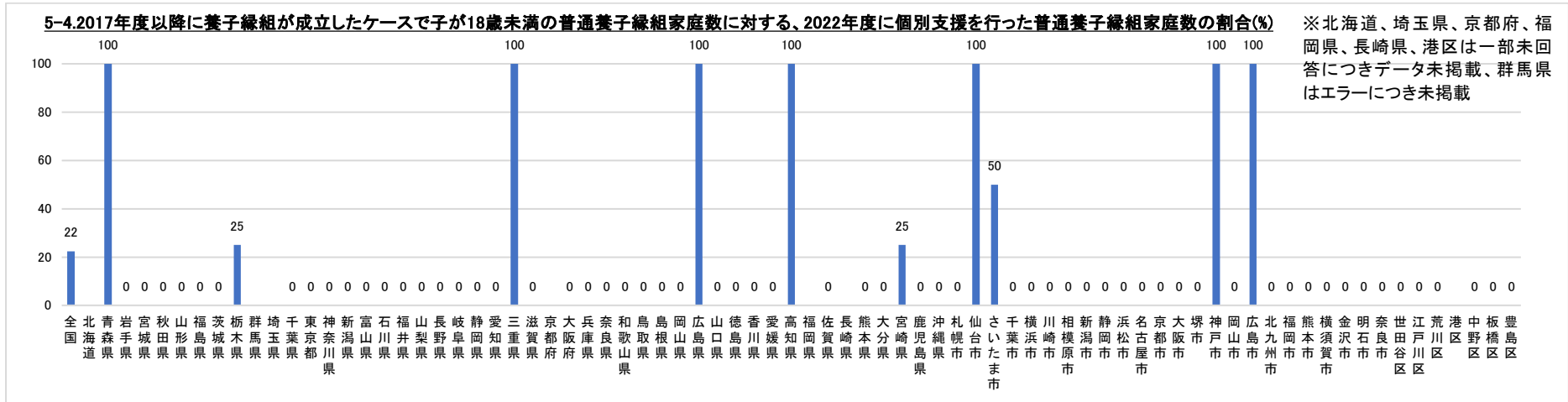


図表 71 2017年度以降に養子縁組が成立したケースで子が18歳未満の養子縁組家庭数に対する、2022年度に個別支援を行った家庭の割合

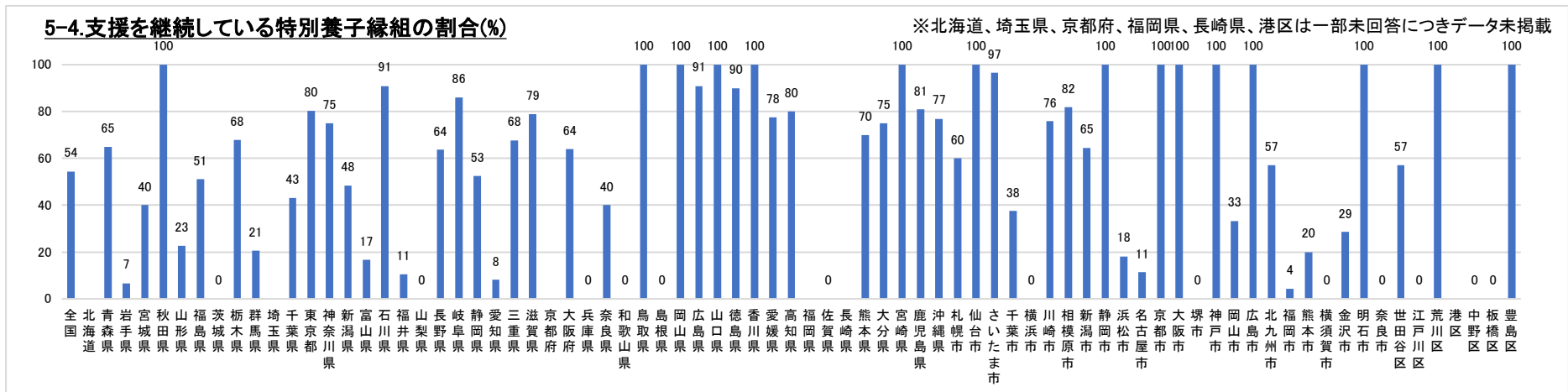
5-4.2017年度以降に養子縁組が成立したケースで子が18歳未満の特別養子縁組家庭数に対する、2022年度に個別支援を行った特別養子縁組家庭数の割合(%)

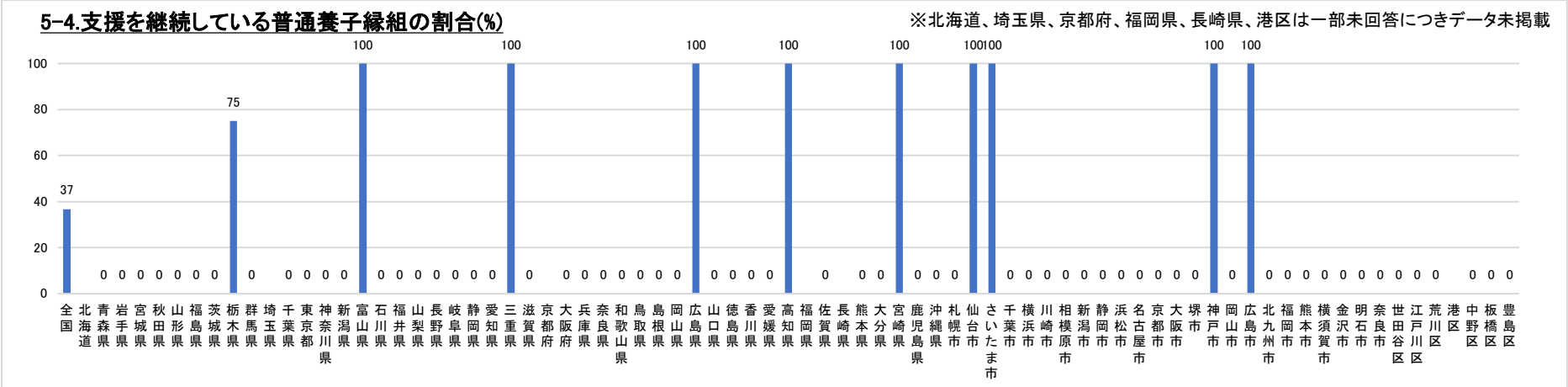
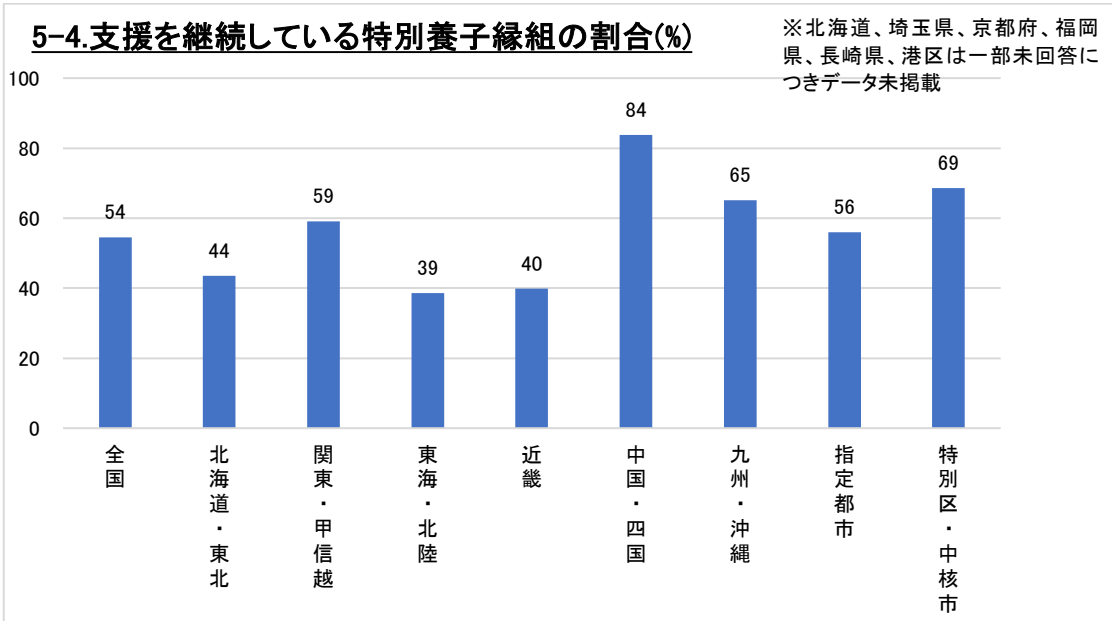
※北海道、埼玉県、京都府、福岡県、長崎県、港区は一部未回答につきデータ未掲載、群馬県はエラーにつき未掲載

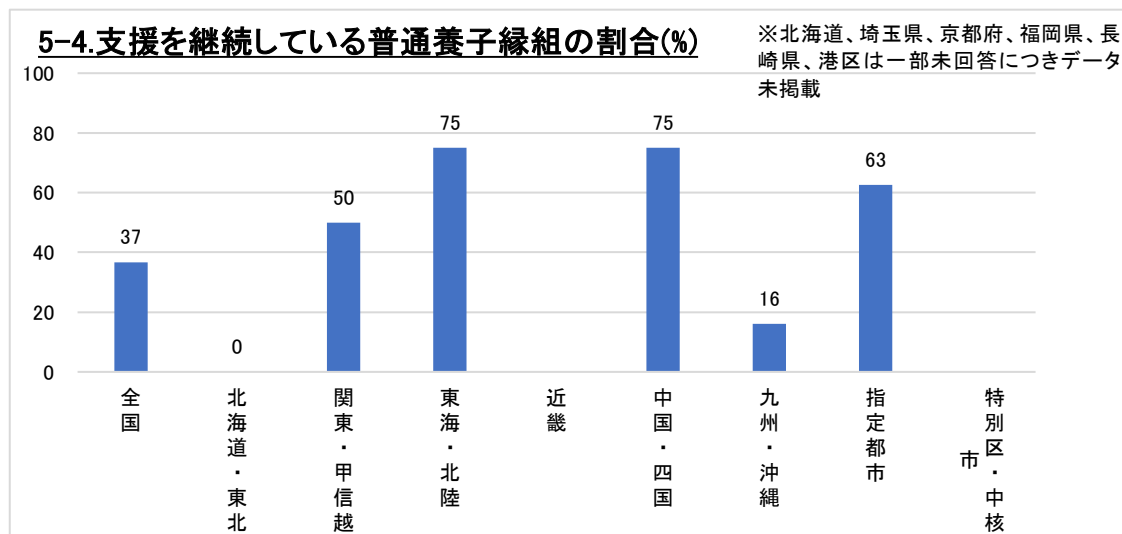




図表 72 支援を継続している養子縁組の割合



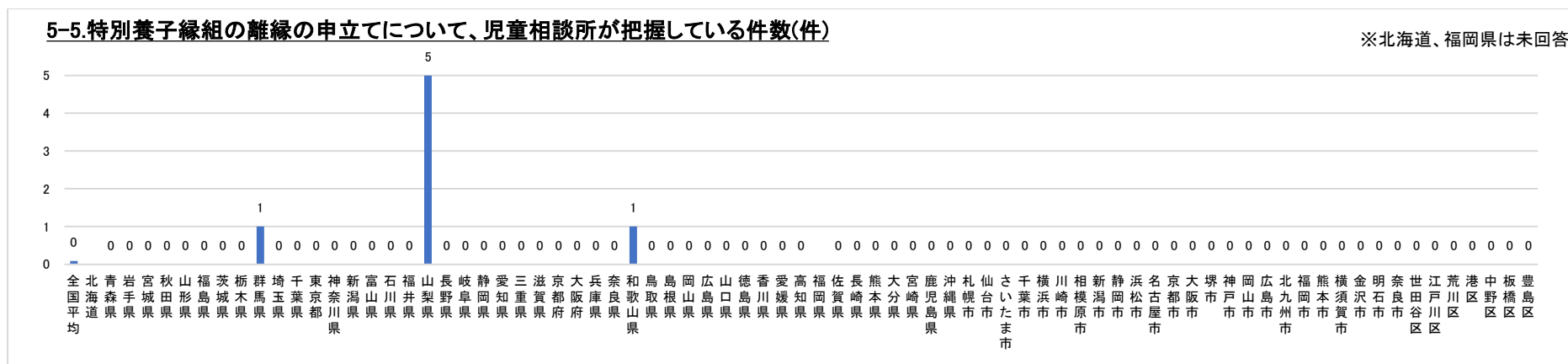




5-5 令和4年の特別養子縁組の離縁の申立てについて、児童相談所が把握している件数について

○ 特別養子縁組の離縁の申立てについて、児童相談所が把握している件数はほぼ全ての自治体で0件であった。

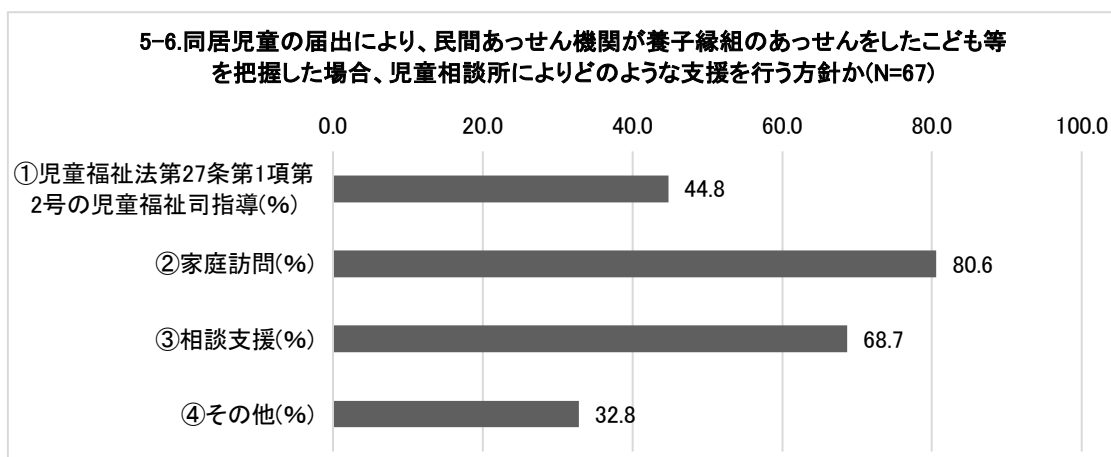
図表 73 特別養子縁組の離縁の申立て件数



5-6 同居児童の届出（児童福祉法第30条第1項）により、民間あっせん機関が養子縁組のあっせんをした子ども等を把握した場合、児童相談所においてどのような支援を行う方針か

- 都道府県等（n=67）のうち 54 自治体（80.6%）が、家庭訪問による支援を行う方針であった。

図表 74 同居児童の届出により、民間あっせん機関が養子縁組のあっせんをした子ども等を把握した場合、児童相談所によりどのような支援を行う方針か



※北海道、茨城県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、新潟市、浜松市、京都市、広島市、横須賀市は未回答

<その他の主な回答>

- ・家庭裁判所からの調査嘱託に対応
- ・継続指導ケースとする
- ・市町村と連携
- ・里親会を紹介する

5-7 養子縁組民間あっせん機関助成事業の活用状況について

5-7-1 自治体内に許可をした養子縁組民間あっせん機関がある自治体において、養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業を実施しているか

- 都道府県等（n=78）のうち 1 自治体から「高年齢児等への支援体制構築モデル事業の実施」に回答があった。
- 都道府県等（n=78）のうち 2 自治体から「資質向上モデル事業の実施」に回答があった。
- 都道府県等（n=78）のうち 1 自治体から「こどもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業の実施」に回答があった。

図表 75 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業を実施しているか

	①高年齢児等への支援体制構築モデル事業の実施	②資質向上モデル事業の実施	③こどもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業の実施
東京都	○	○	○
豊島区		○	

5-7-2 (全ての自治体について) 養親希望者手数料負担軽減事業を実施しているか

- 都道府県等 (n=78) のうち 16 自治体から「養親希望者手数料負担軽減事業を実施している」と回答があった。

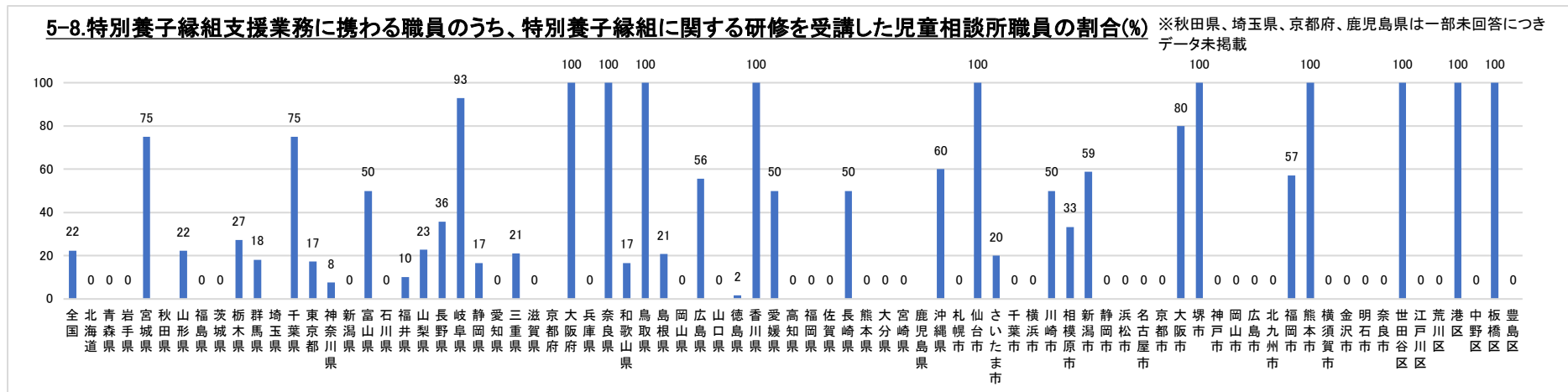
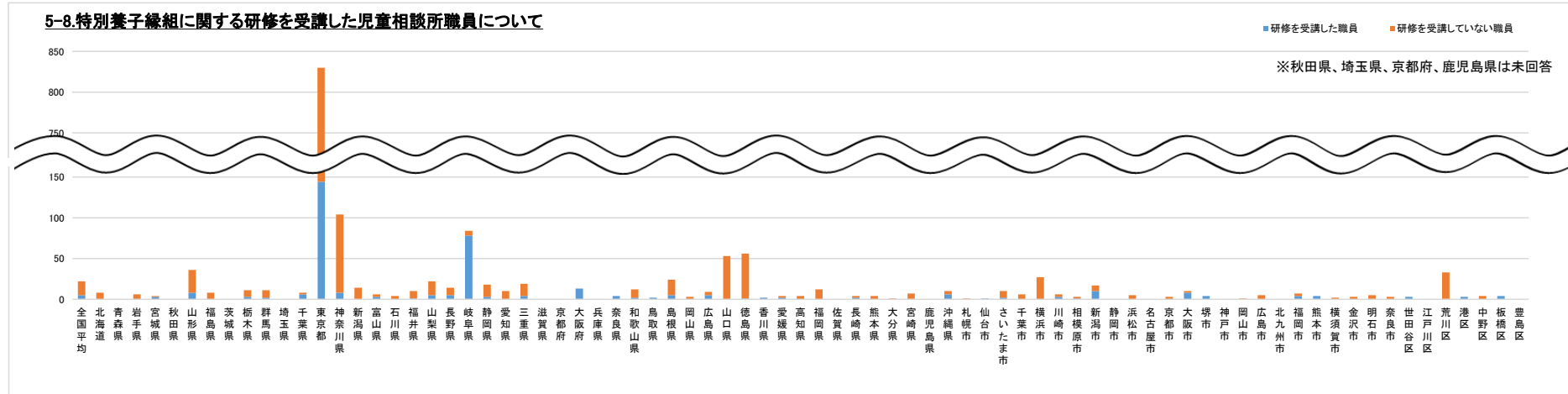
図表 76 養親希望者手数料負担軽減事業を実施している自治体

茨城県	千葉県	東京都	福井県	静岡県	山口県	沖縄県	新潟市
明石市	世田谷区	江戸川区	荒川区	港区	中野区	板橋区	豊島区

5-8 特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数について

- 特別養子縁組に携わる職員は突出している東京都を除くと平均 11±18 人 (0~104 人) であった。特別養子縁組に携わる職員が 50 人を超える自治体もいくつか見られたが、特別養子縁組に関する研修を受講した職員の割合は低い傾向が見られた。

図表 77 特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員について



6. 施設の小規模かつ分散化、高機能化及び他機能化・機能転換に向けた取組

(1) 主要な調査項目に関する総括

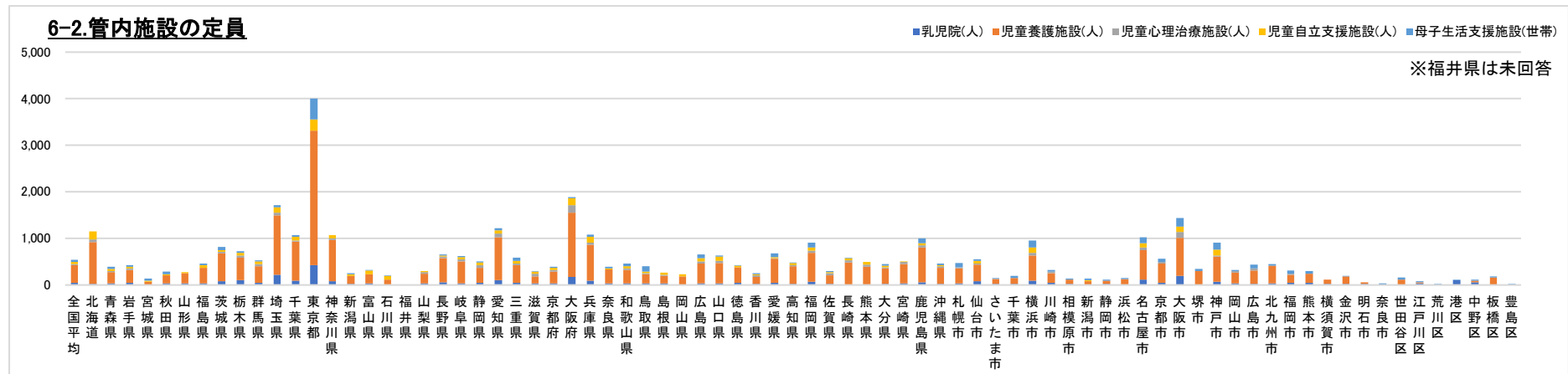
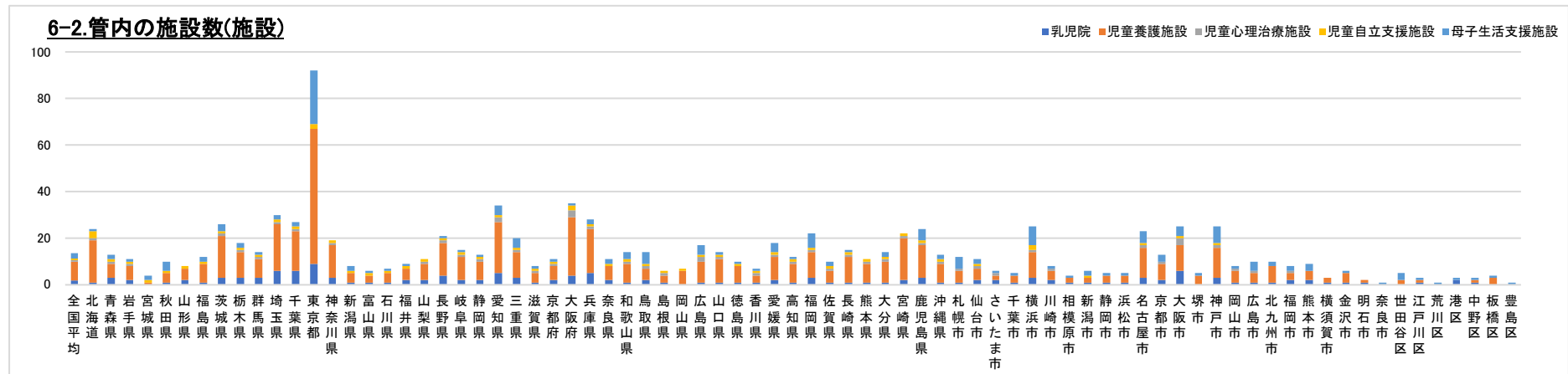
- ① 小規模かつ地域分散化された管内施設の状況については、乳児院と児童養護施設のいずれにおいても、管内全ての乳児院・施設が小規模化に取り組んでいるという自治体が過半数であった。また小規模かつ地域分散化された施設の定員及び入所児童数を見ると、乳児院と児童養護施設のいずれにおいても、施設全体の定員及び入所児童数に対する小規模グループケアの定員と入所児童数の割合がそれぞれ100%となる自治体が複数見られた。
- ② 乳児院における高機能化・多機能化・機能転換に向けた取組については、ショートステイは7割程度の自治体で、トワイライトステイは4割程度の自治体で実施されており、他事業と比べると、乳児院の高機能化・多機能化・機能転換の選択肢として考える自治体が多いことがうかがえる。乳児院1施設あたりのショートステイの平均実施日数は全国で78日であるが、200日を超える自治体も複数見られた。その他、フォスタリング事業、一時保護専用施設、産前・産後母子支援事業、児童家庭支援センターについては実施・設置している自治体は3割以下であった。
- ③ 児童養護施設における高機能化・多機能化・機能転換に向けた取組については、ショートステイは8割以上の自治体で実施されており、実施率が最も高い状況にある。トワイライトステイについても7割近くの自治体で実施されており、施設機能としてのサービス展開が図られている状況にある。児童養護施設1施設あたりのショートステイの平均実施日数は、全国で69日であるが、300日を超える自治体も複数見られており、実施している児童養護施設が多いのに対し、平均実施日数にはばらつきが見られるため、実際の運用に向けた取組が期待される。その他、フォスタリング事業や社会的養護自立支援事業、一時保護専用施設や児童家庭支援センターを実施・設置している自治体もいくつか見られ、児童養護施設が在宅支援を支える役割を担う必要性が高まっているといえる。
- ④ 母子生活支援施設における高機能化・多機能化・機能転換に向けた取組については、ショートステイは半数近くの自治体で実施されている。母子生活支援施設1施設あたりのショートステイの平均実施日数は全国で39日であるが、200日を超える自治体もいくつか見られた。その他の事業については、乳児院や児童養護施設と比べると母子生活支援施設での実施が少ない状況であった。特に、母子生活支援施設における産前・産後母子支援事業の実施状況は、乳児院と比べても低い状況にあった。今後は母子生活支援施設の機能を活かし、妊産婦等生活援助事業等による妊産婦支援に向けた多機能化の促進が期待される。
- ⑤ 管内施設における養育機能強化のための専門職の配置状況については、管内の乳児院に家庭支援専門相談員が2名以上配置されている自治体は28自治体であり、そのうち管内全ての乳児院で家庭支援専門相談員が2名以上配置されていると回答した自治体も複数見られた。児童養護施設においても、管内施設に家庭支援専門相談員が2名以上配置されている自治体は62自治体であり、そのうち、管内施設の半数以上に家庭支援専門相談員が2名以上配置されている自治体も多く見られた。これらの家庭支援専門相談員が2名以上配置されている施設では入所児童や退所後の児童に対する支援だけではなく、地域の子育て支援の機能を担っていることがうかがえる。

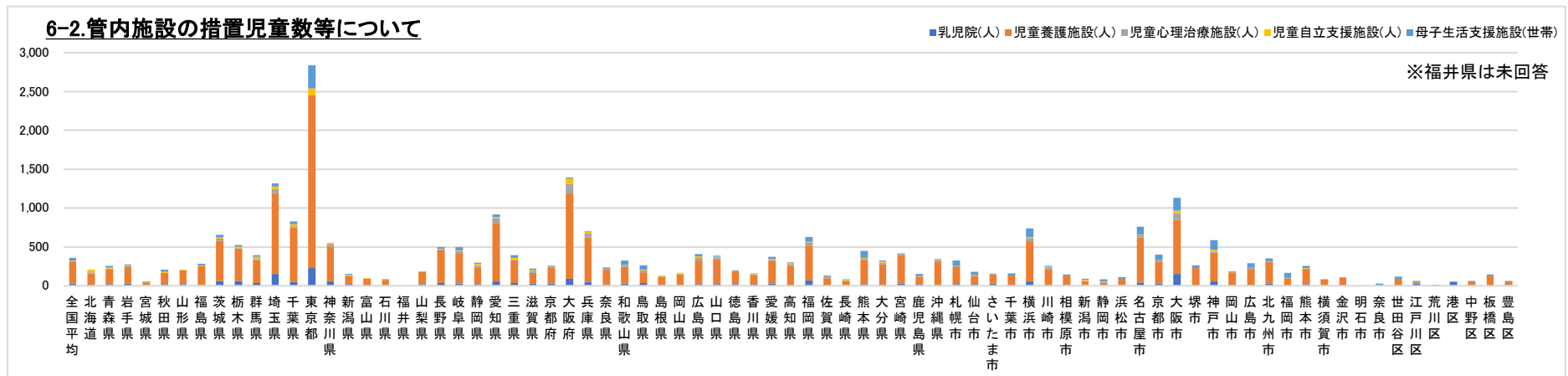
(2) 調査結果

6-2 管内施設の施設数・定員・措置人員等について

- 管内施設については、突出している東京都を除くと、施設の総数は平均 12±8 施設 (1~35 施設)、定員数の総数は平均 491±384 人等 (20~1,886 人等)、措置児童数等の総数は平均 320±283 人等 (0~1,395 人等) であった。

図表 78 管内施設について



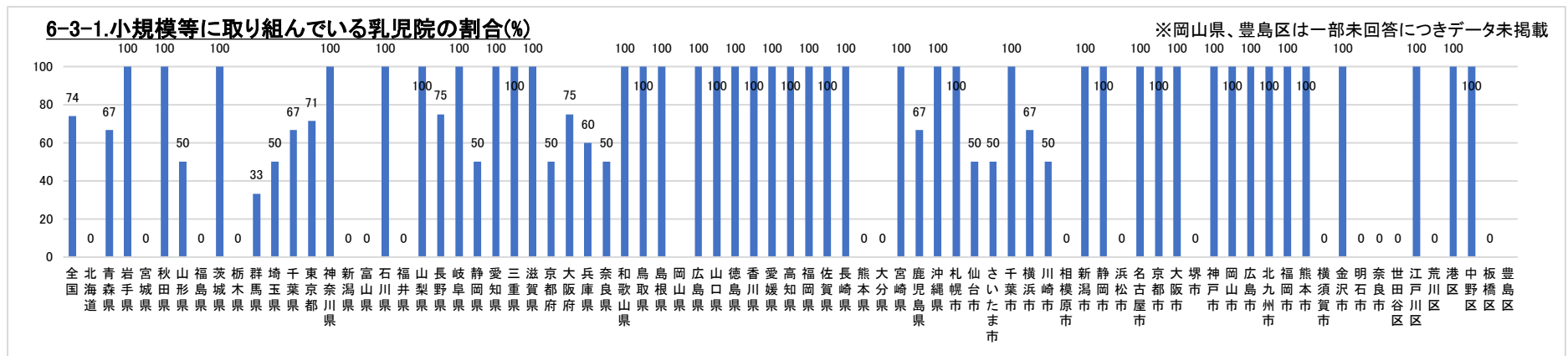


6-3 管内施設のうち、小規模かつ地域分散化された（進んでいる）状況について

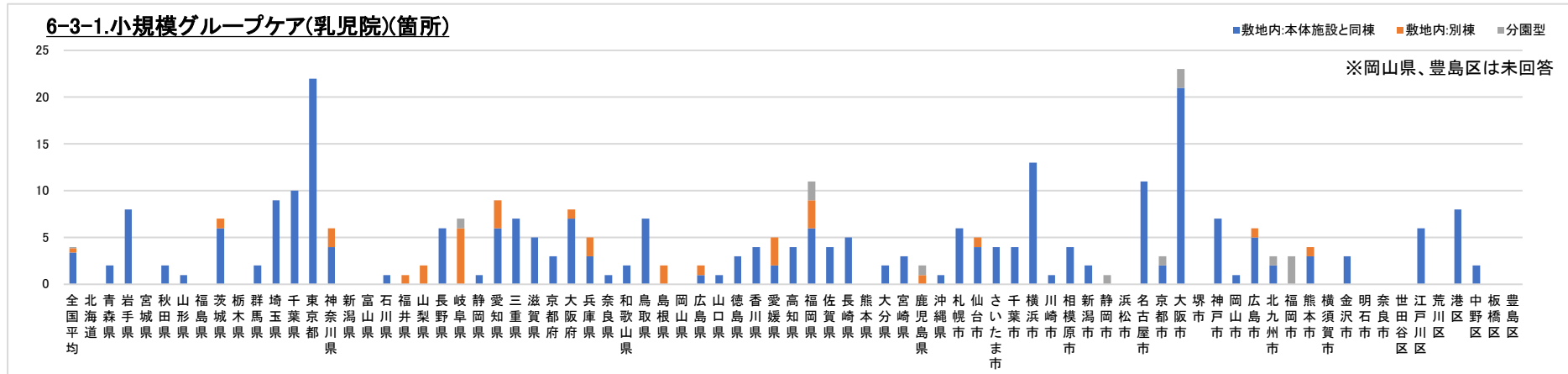
6-3-1 乳児院

- 乳児院の小規模化等の状況については、管内の全ての乳児院が小規模化に取り組んでいるという自治体が複数見られた。乳児院の小規模グループケア施設数は平均 4 ± 4 施設（0～23 施設）であった。

図表 79 管内の乳児院における、小規模等に取り組んでいる乳児院の割合



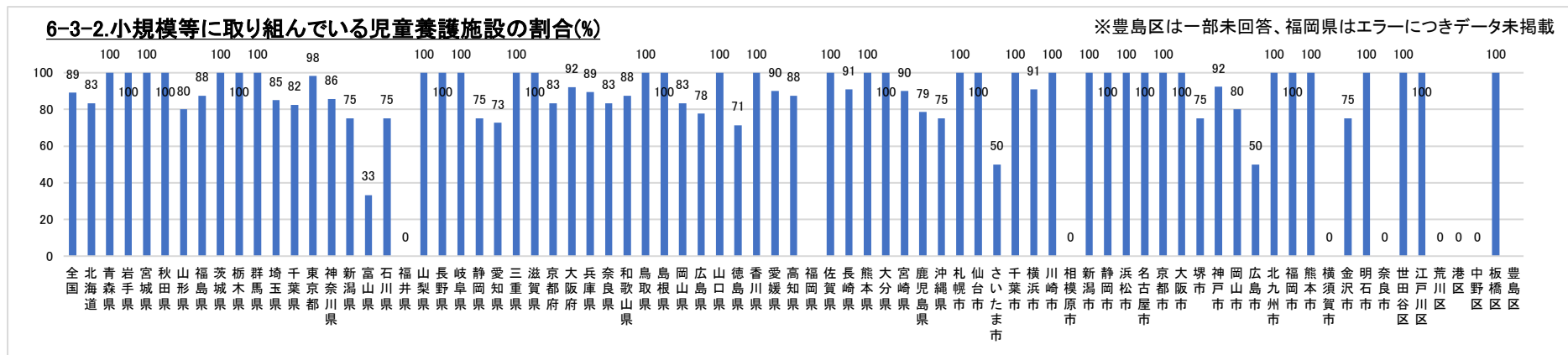
図表 80 小規模グループケア(乳児院)の実施状況



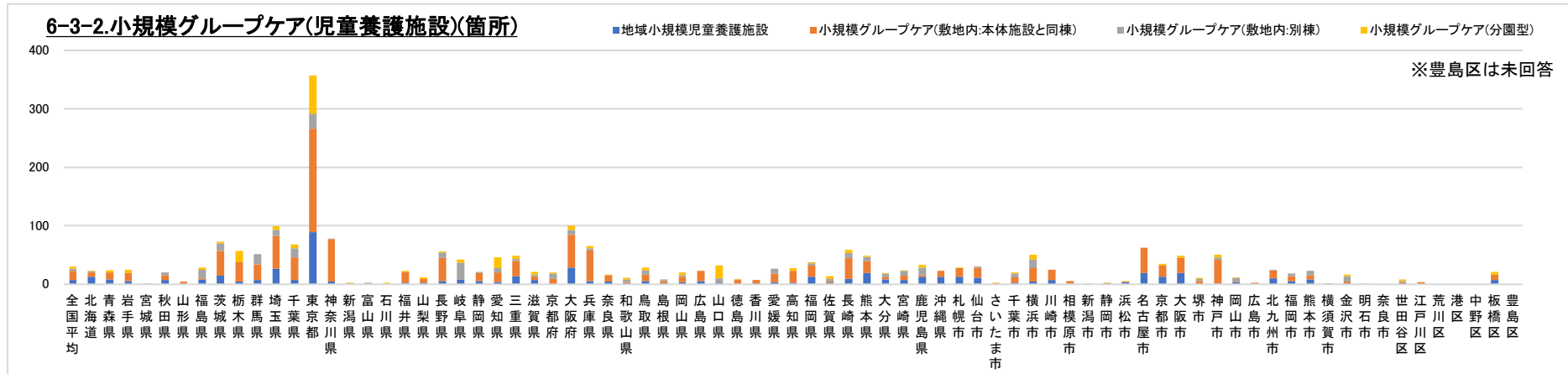
6-3-2 児童養護施設

- 児童養護施設の小規模化等の状況については、管内の全ての児童養護施設が小規模化に取り組んでいるという自治体が多く見られた。児童養護施設の小規模グループケア施設数は、突出している東京都を除くと平均 26±23 施設 (0~100 施設) であった。

図表 81 管内の児童養護施設における、小規模等に取り組んでいる児童養護施設の割合



図表 82 小規模グループケア(児童養護施設)の実施状況

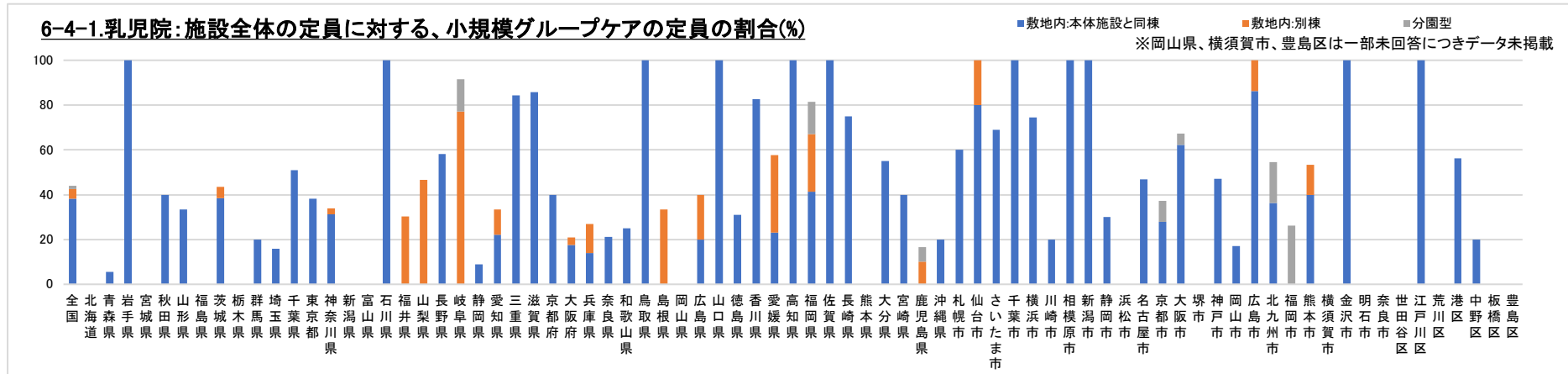


6-4 管内施設における、施設種別ごとの小規模かつ地域分散化された施設の定員、入所児童数について

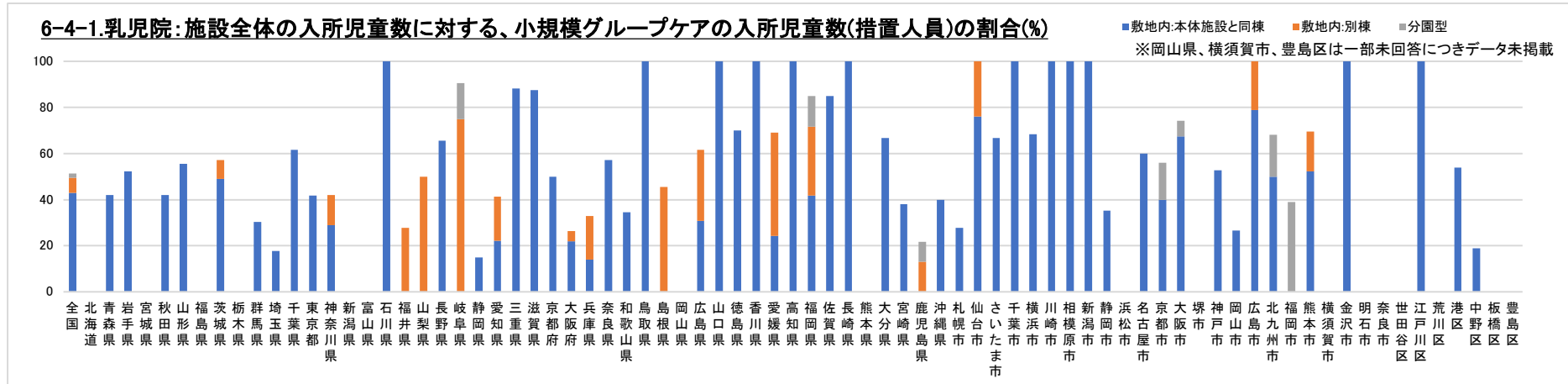
6-4-1 乳児院

- 乳児院の小規模かつ地域分散化された施設の状況については、施設全体の定員に対する小規模グループケアの定員の割合および施設全体の入所児童数に対する小規模グループケアの入所児童数の割合ともに 100%となる自治体が複数見られた。内訳としては敷地内の本体施設と同棟となる施設が多かった。

図表 83 管内の乳児院全体の定員に対する、小規模グループケアの定員の割合



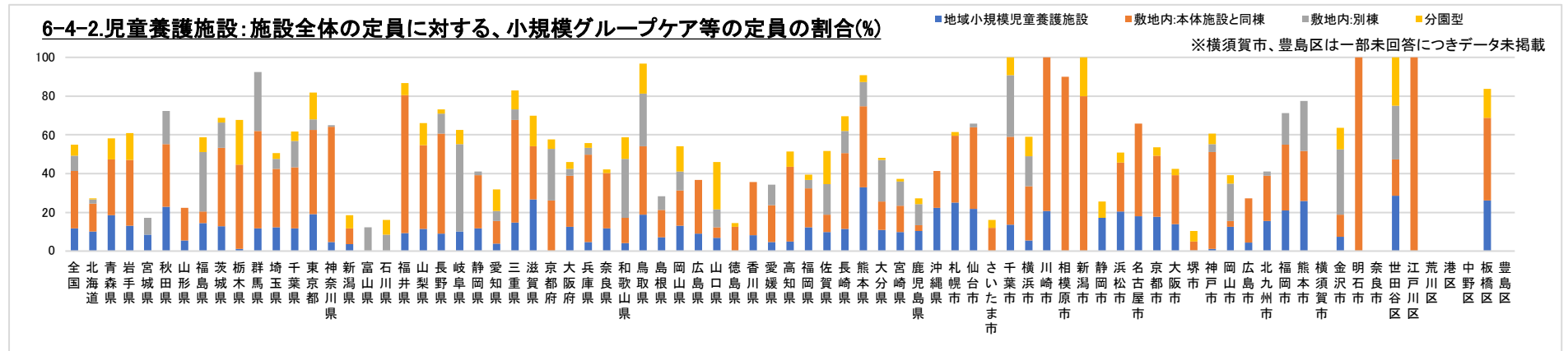
図表 84 管内の乳児院全体の入所児童数(措置人員)に対する、小規模グループケアの入所児童数(措置人員)の割合



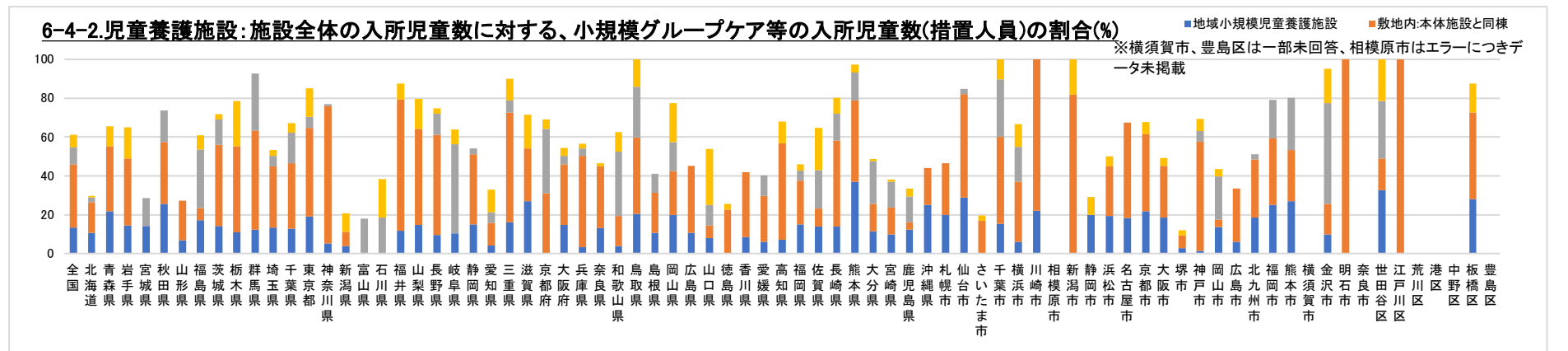
6-4-2 児童養護施設

- 児童養護施設の小規模かつ地域分散化された施設の状況については、施設全体の定員に対する小規模グループケア等の定員の割合および施設全体の入所児童数に対する小規模グループケア等の入所児童数の割合ともに、特に政令市等において 100%となる自治体がいくつか見られた。内訳としては敷地内の本体施設と同棟となる施設が多かった。

図表 85 管内の児童養護施設全体の定員に対する、小規模グループケア等の定員の割合



図表 86 管内の児童養護施設全体の入所児童数(措置人員)に対する、小規模グループケア等の入所児童数(措置人員)の割合

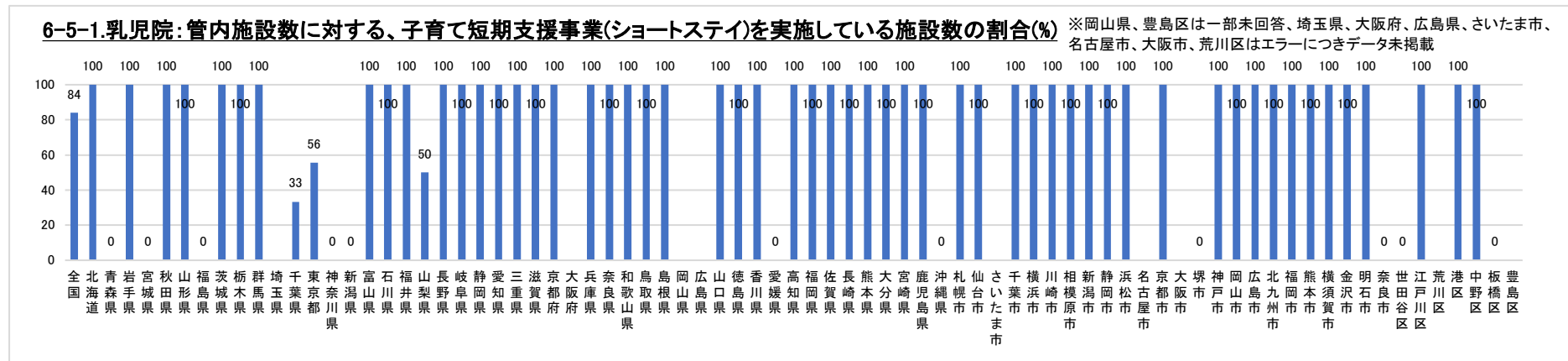


6-5 管内の乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設におけるショートステイ、トワイライトステイ、フォスタリング事業、一時保護専用施設、産前・産後母子支援事業、児童家庭支援センター等の実施・設置状況について

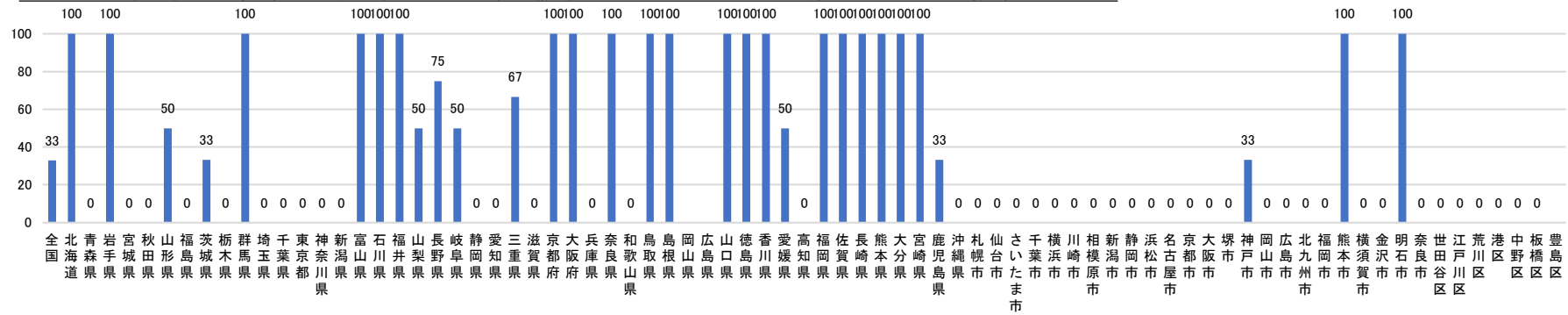
6-5-1 乳児院

○ 乳児院の状況については、ショートステイはほとんどの自治体で、トワイライトステイは半数程度の自治体で実施されていた。1施設あたりのショートステイの平均実施日数は、実績のある自治体では100日程度までの範囲に収まる自治体が多いが、200日を超える自治体も複数見られた。その他、フォスタリング事業や産前・産後母子支援事業を実施している自治体や、一時保護専用施設や児童家庭支援センターを設置している自治体もいくつか見られた。

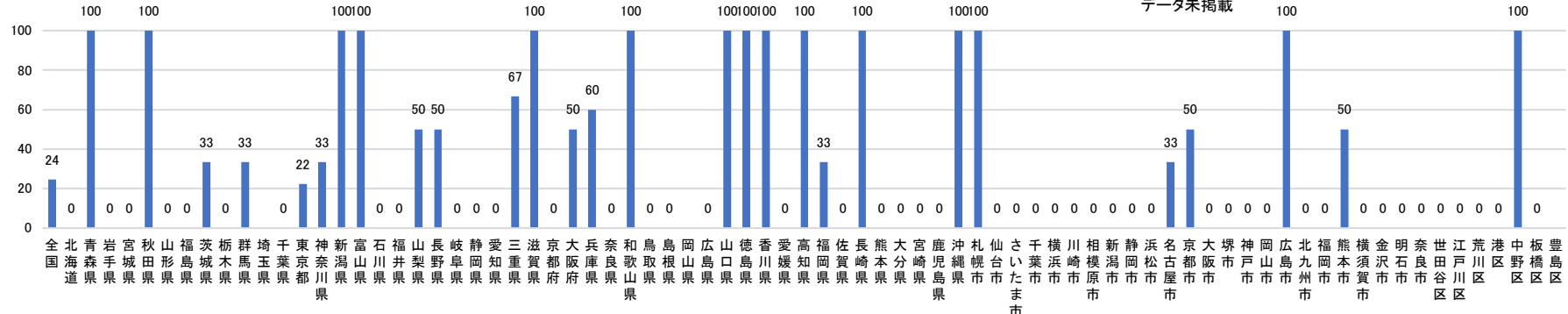
図表 87 乳児院：管内施設数に対する、各事業を実施している施設数の割合



6-5-1.乳児院:管内施設数に対する、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)を実施している施設数の割合(%) ※岡山県、豊島区は一部未回答、広島県はエラーにつきデータ未掲載

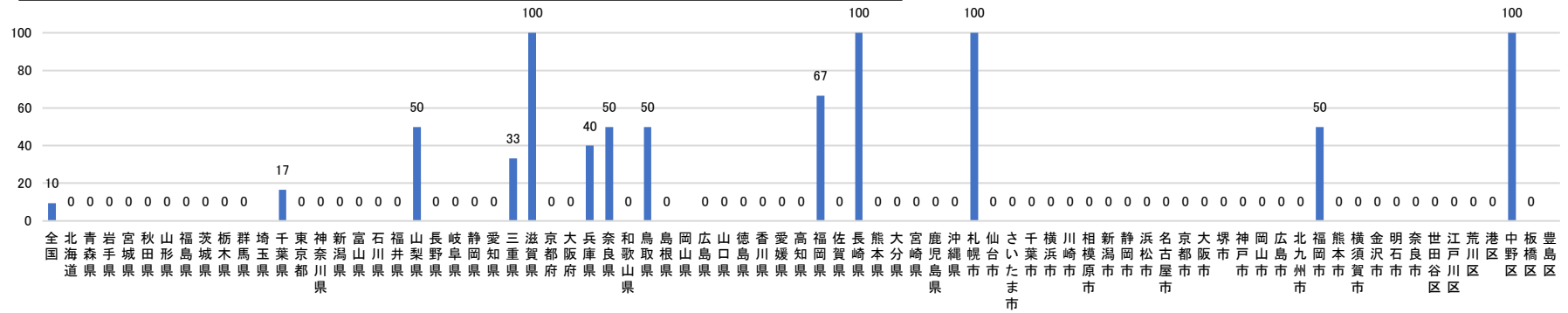


6-5-1.乳児院:管内施設数に対する、里親養育包括支援(フォスタリング事業)を実施している施設数の割合(%) ※埼玉県、岡山県、豊島区は一部未回答、荒川区はエラーにつきデータ未掲載



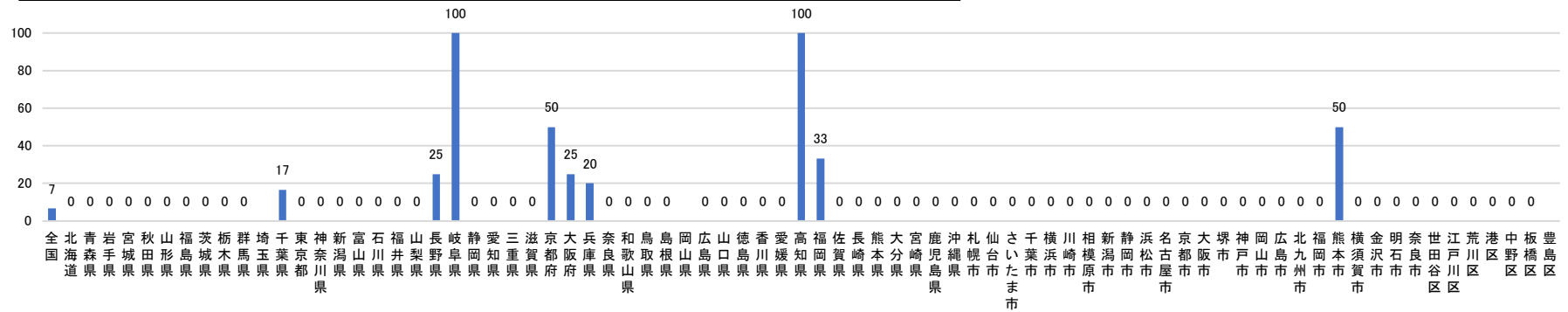
6-5-1.乳児院:管内施設数に対する、一時保護専用施設を設置している施設数の割合(%)

※埼玉県、岡山県、豊島区は一部未回答につきデータ未掲載



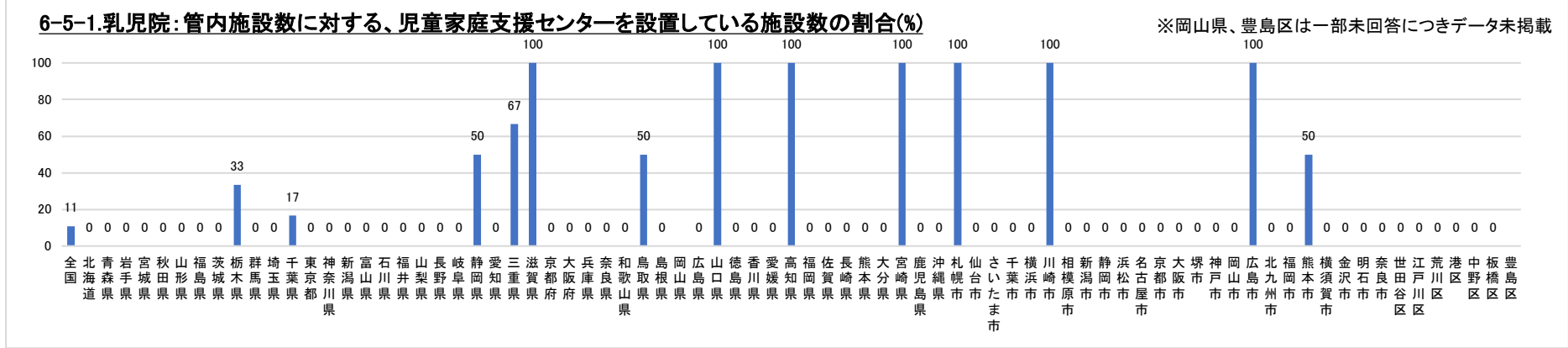
6-5-1.乳児院:管内施設数に対する、産前・産後母子支援事業を実施している施設数の割合(%)

※埼玉県、岡山県、豊島区は一部未回答につきデータ未掲載

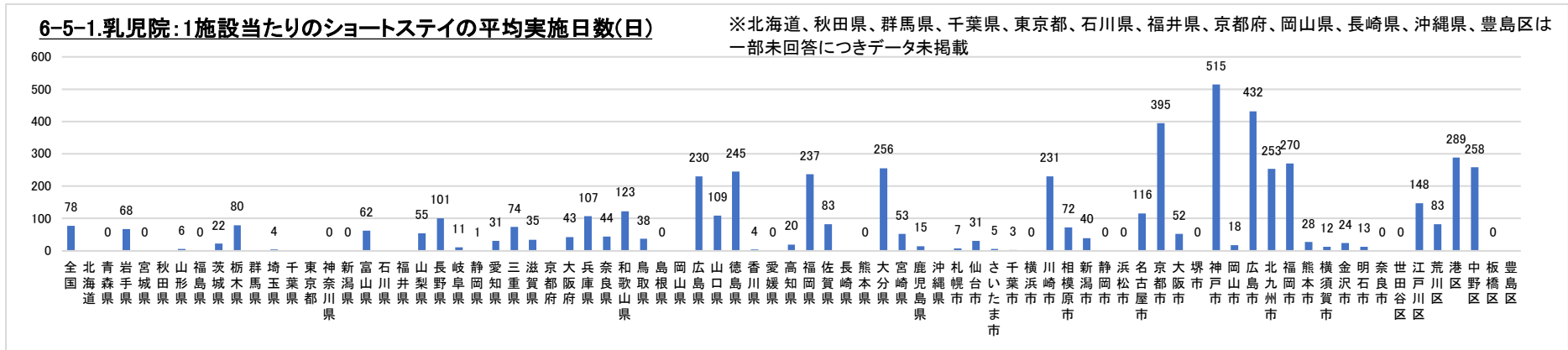


6-5-1.乳児院:管内施設数に対する、特定妊婦等支援臨時特例事業を実施している施設数の割合(%)

該当なし



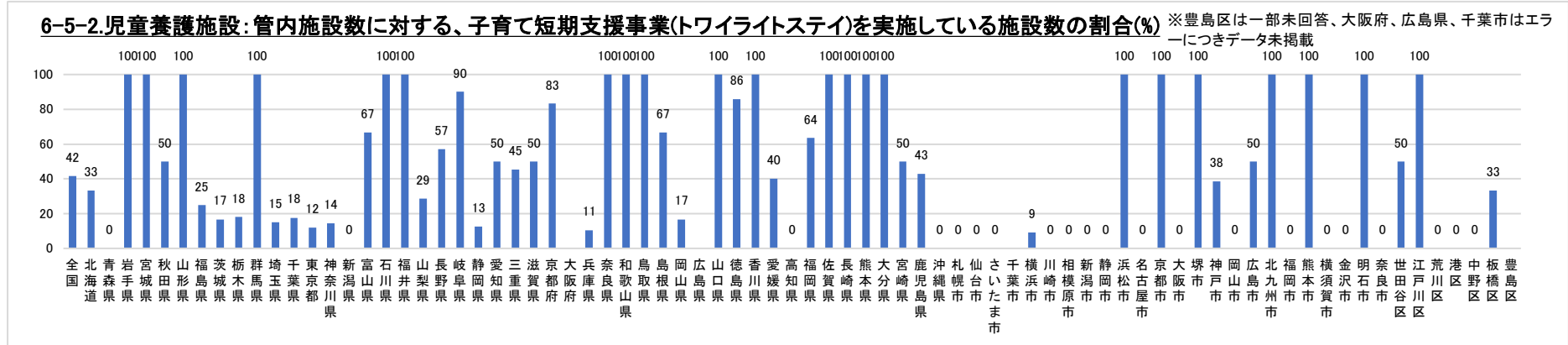
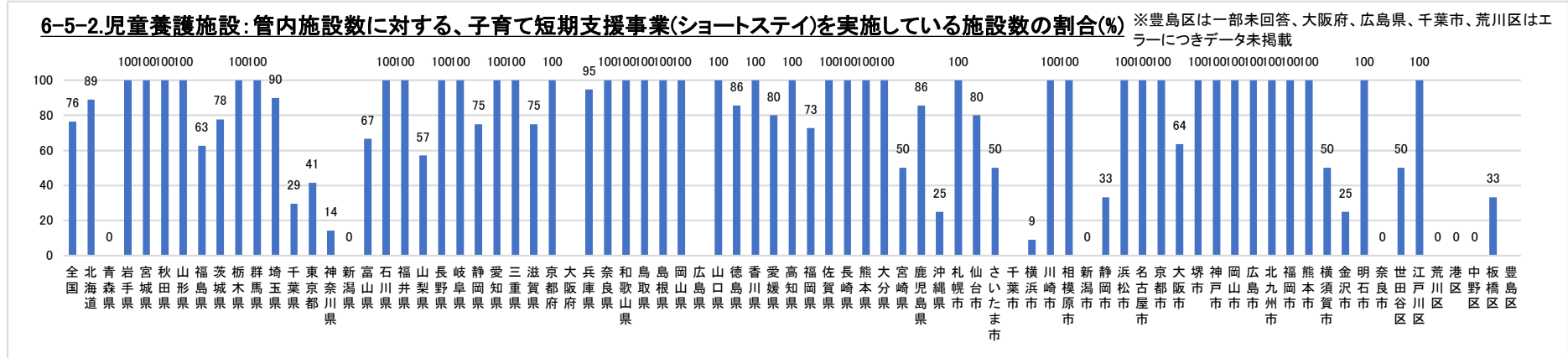
図表 88 乳児院：1施設あたりのショートステイの平均実施日数



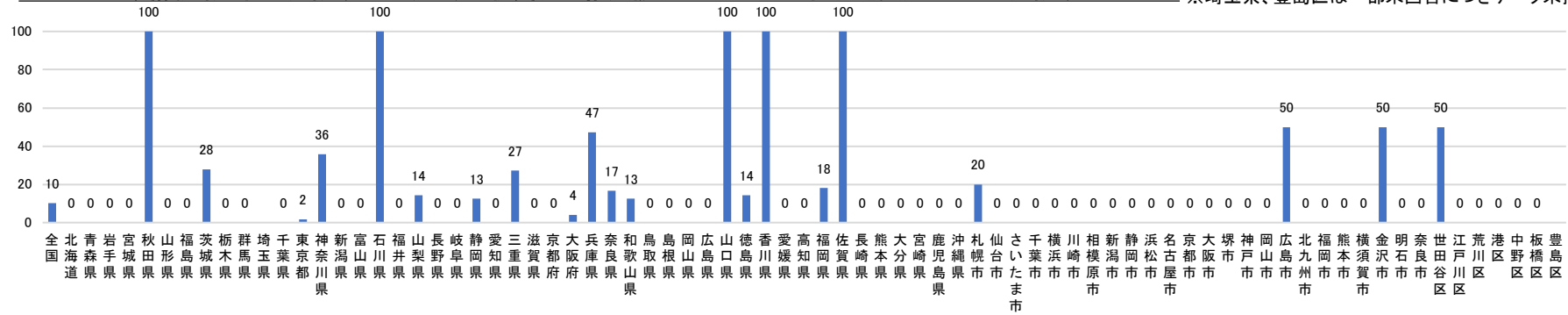
6-5-2 児童養護施設

- 児童養護施設の状況については、ショートステイ・トワイライトステイともに多くの自治体で実施されていた。1施設あたりのショートステイの平均実施日数は、実績のある自治体では100日程度までの範囲に収まる自治体が多いが、300日を超える自治体もいくつか見られた。その他、フォスタリング事業や社会的養護自立支援事業を実施している自治体や、一時保護専用施設や児童家庭支援センターを設置している自治体もいくつか見られた。

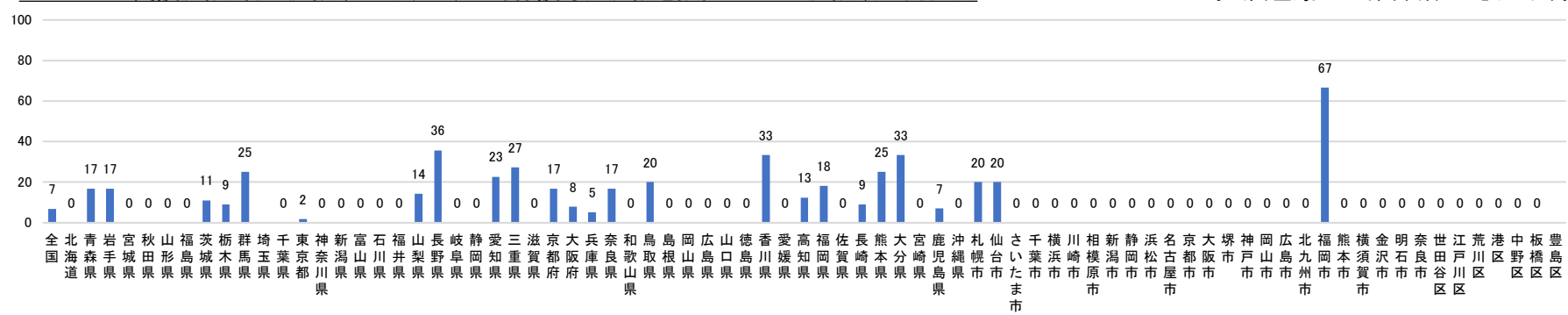
図表 89 児童養護施設：管内施設数に対する、各事業を実施している施設数の割合



6-5-2.児童養護施設：管内施設数に対する、里親養育包括支援(フォスタリング事業)を実施している施設数の割合(%) ※埼玉県、豊島区は一部未回答につきデータ未掲載



6-5-2.児童養護施設：管内施設数に対する、一時保護専用施設を設置している施設数の割合(%) ※埼玉県、豊島区は一部未回答につきデータ未掲載



6-5-2.児童養護施設：管内施設数に対する、産前・産後母子支援事業を実施している施設数の割合(%)

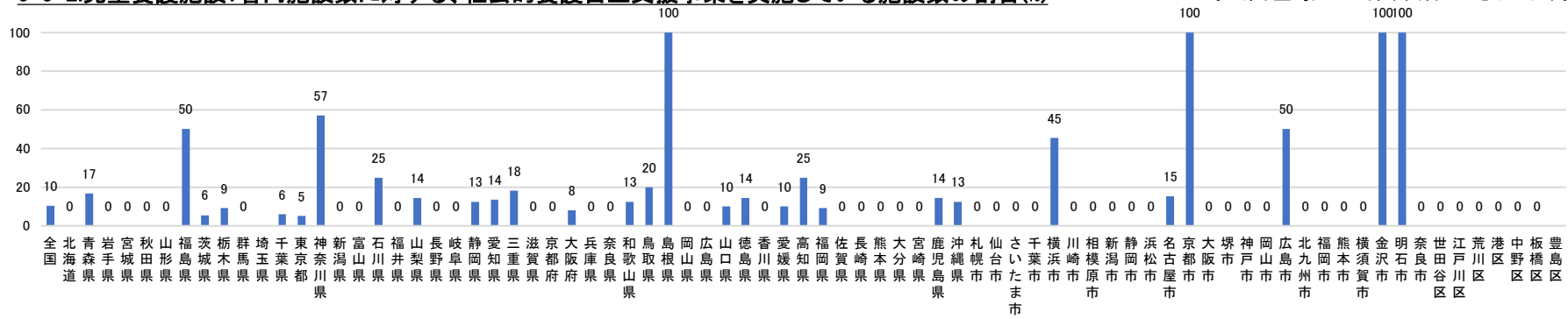
該当なし

6-5-2.児童養護施設：管内施設数に対する、特定妊婦等支援臨時特例事業を実施している施設数の割合(%)

該当なし

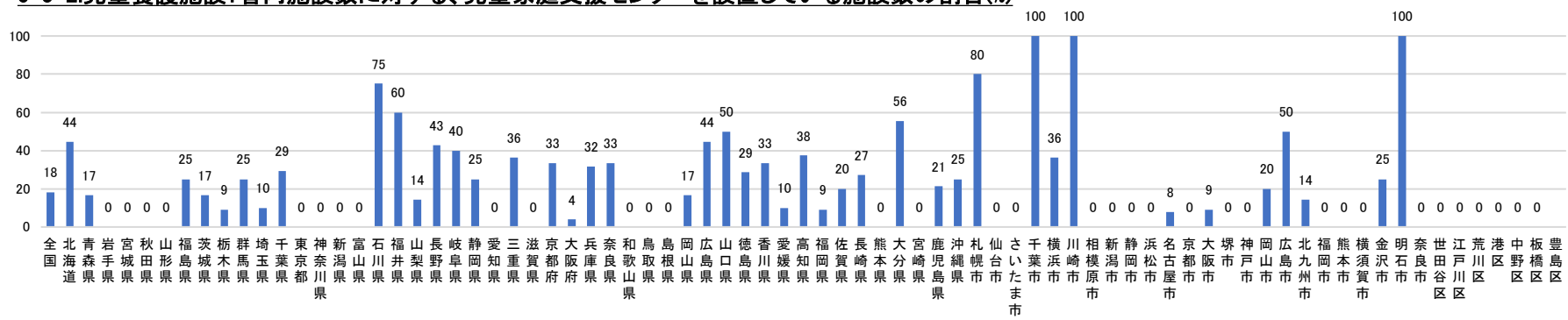
6-5-2.児童養護施設:管内施設数に対する、社会的養護自立支援事業を実施している施設数の割合(%)

※埼玉県、豊島区は一部未回答につきデータ未掲載

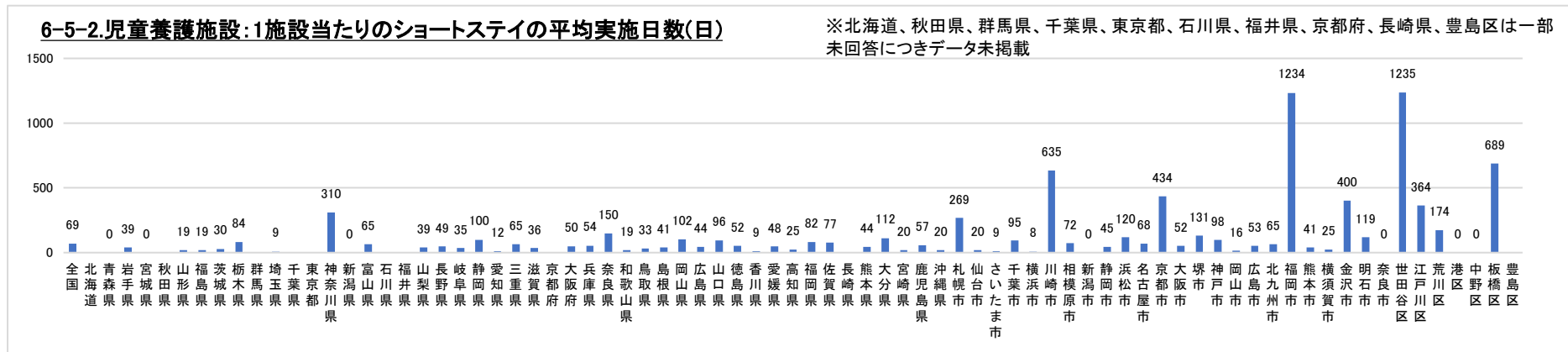


6-5-2.児童養護施設:管内施設数に対する、児童家庭支援センターを設置している施設数の割合(%)

※豊島区は一部未回答につきデータ未掲載



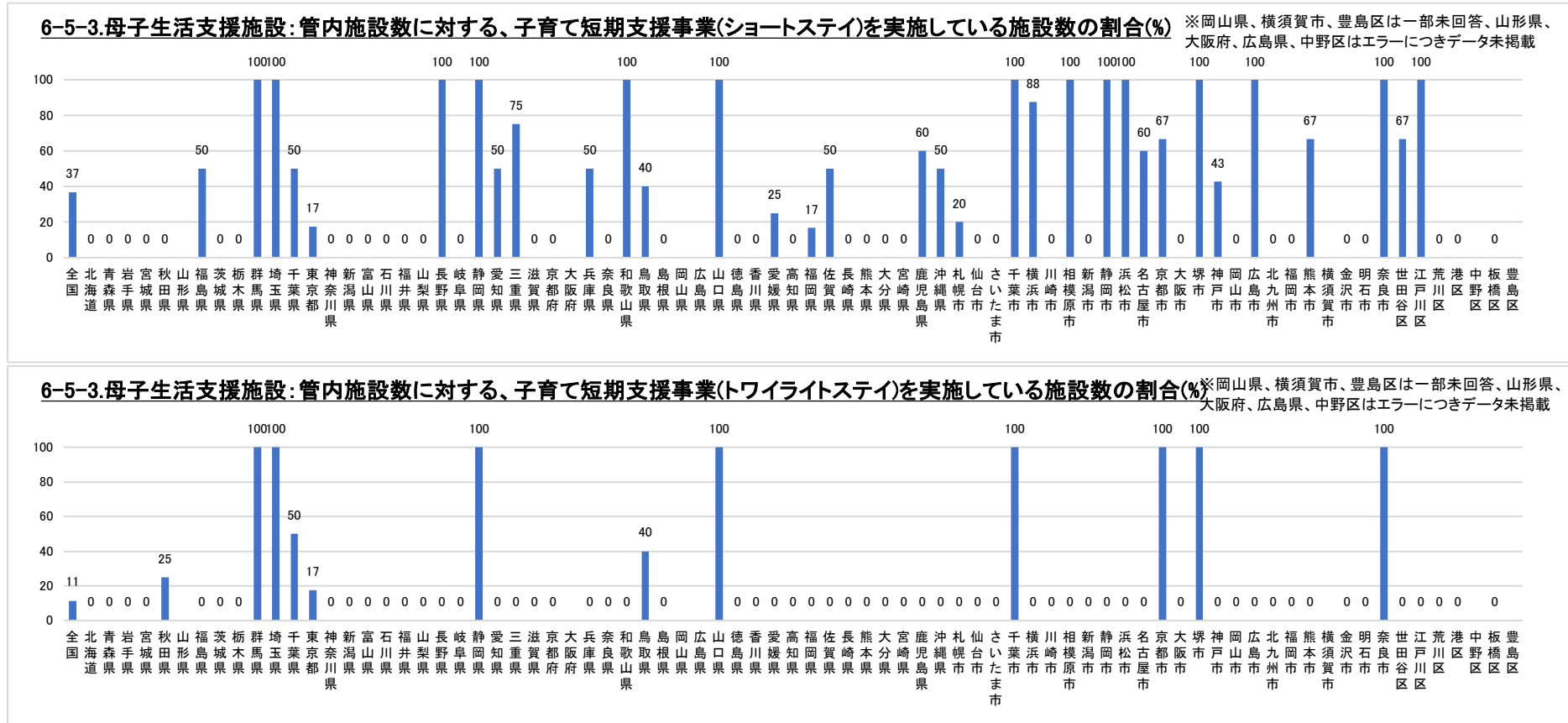
図表 90 児童養護施設：1施設あたりのショートステイの平均実施日数



6-5-3 母子生活支援施設

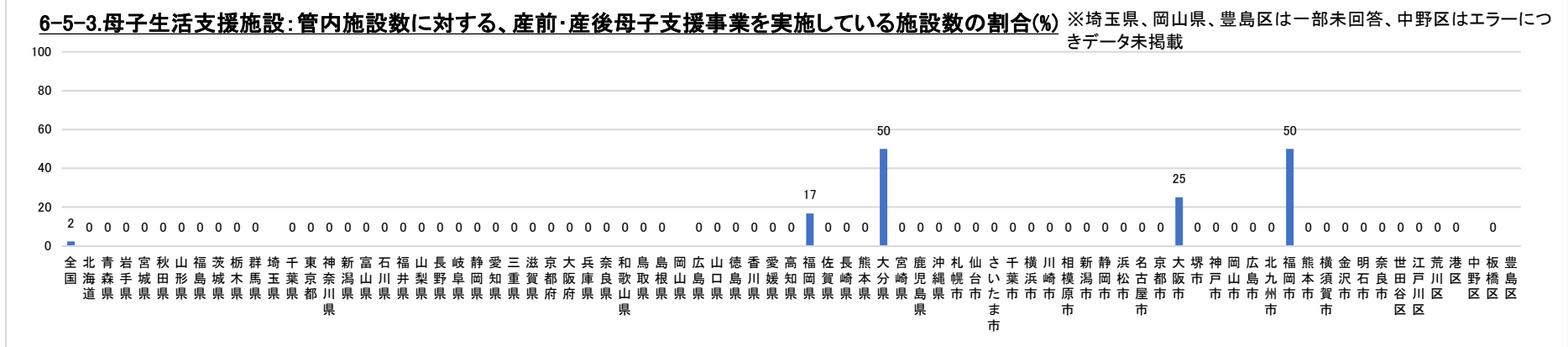
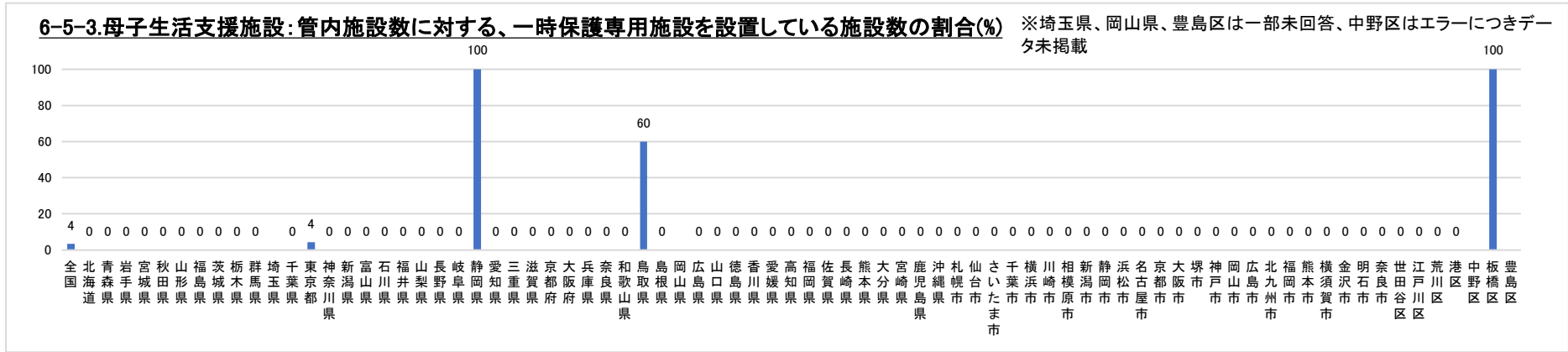
- 母子生活支援施設の状況については、ショートステイについては半数程度の自治体で実施されており、トワイライトステイについても実施している自治体がいくつか見られた。1施設あたりのショートステイの平均実施日数は、実績のある自治体では100日程度までの範囲に収まる自治体が多いが、200日を超える自治体もいくつか見られた。その他、産前・産後母子支援事業を実施している自治体や、一時保護専用施設や児童家庭支援センターを設置している自治体もいくつか見られた。

図表 91 母子生活支援施設：管内施設数に対する、各事業を実施している施設数の割合



6-5-3.母子生活支援施設：管内施設数に対する、里親養育包括支援(フォスタリング事業)を実施している施設数の割合(%)

該当なし



6-5-3.母子生活支援施設：管内施設数に対する、特定妊婦等支援臨時特例事業を実施している施設数の割合(%)

該当なし

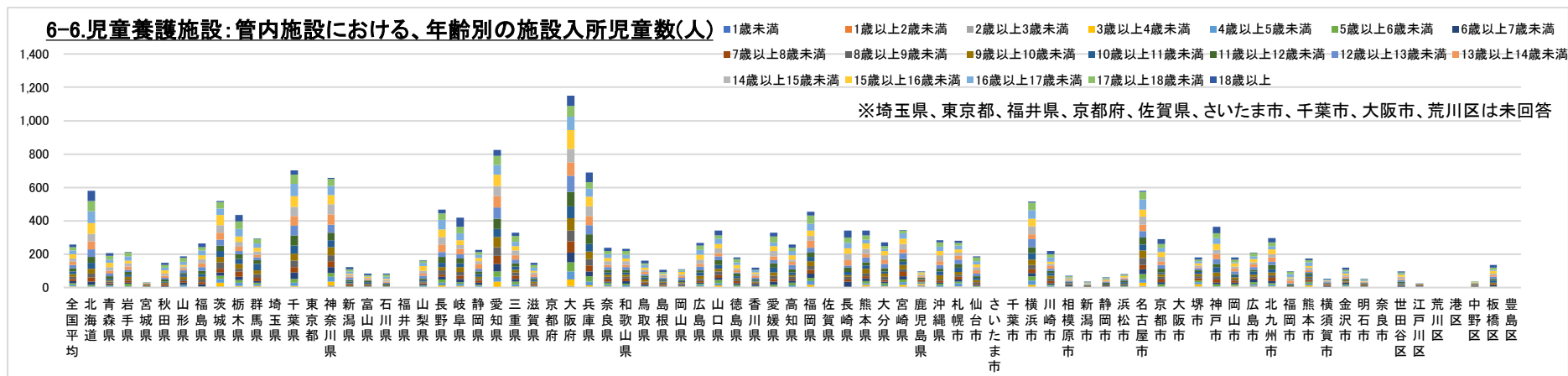
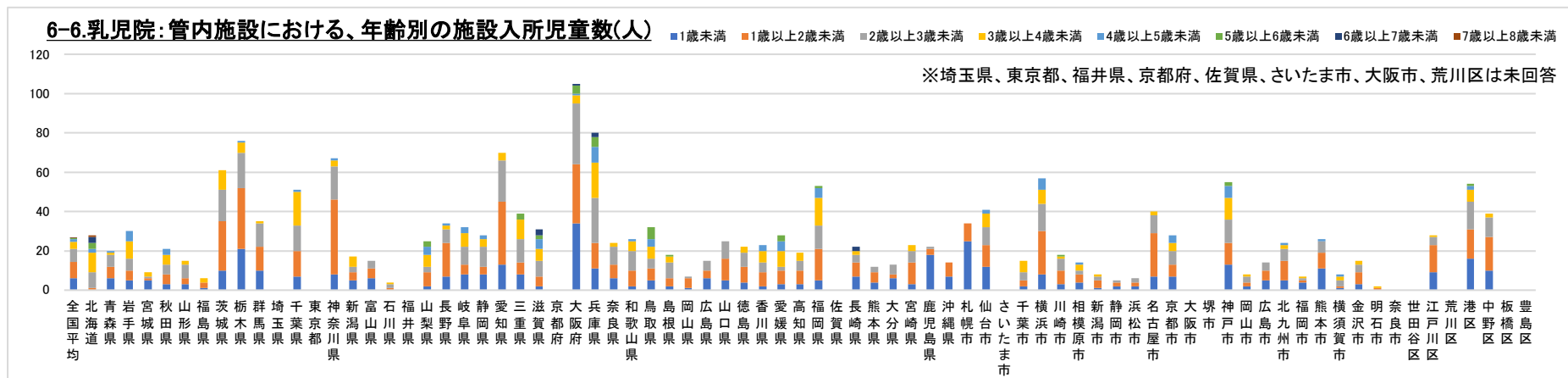
6-5-3.母子生活支援施設：管内施設数に対する、社会的養護自立支援事業を実施している施設数の割合(%)

該当なし

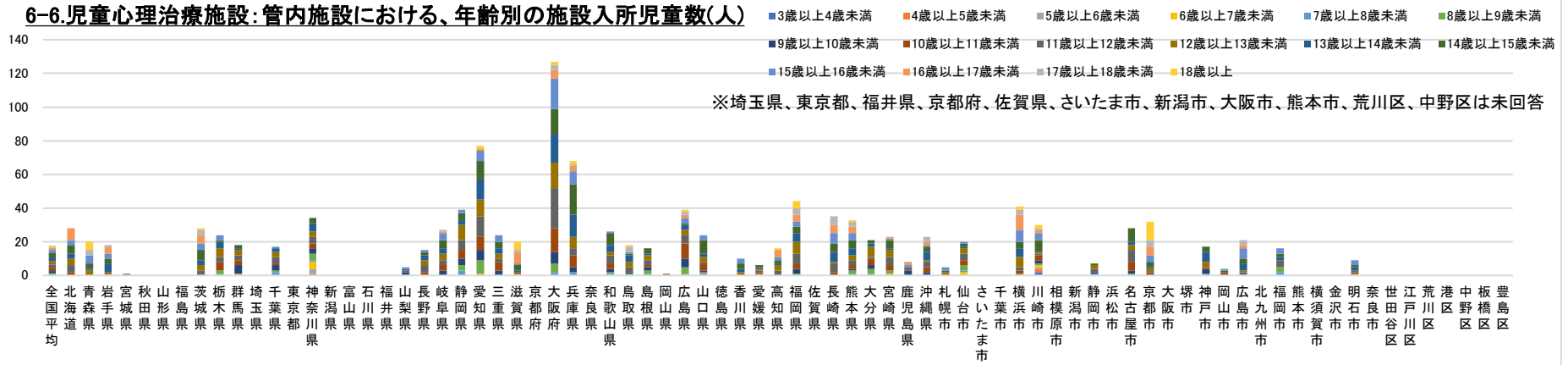
平均 17±21 人 (0~127 人) であった。

- 児童自立支援施設における年齢別の入所児童数については、全国で 8 歳以上 9 歳未満から 18 歳以上までの年齢層で報告があり、入所児童総数は平均 14±22 人 (0~156 人) であった

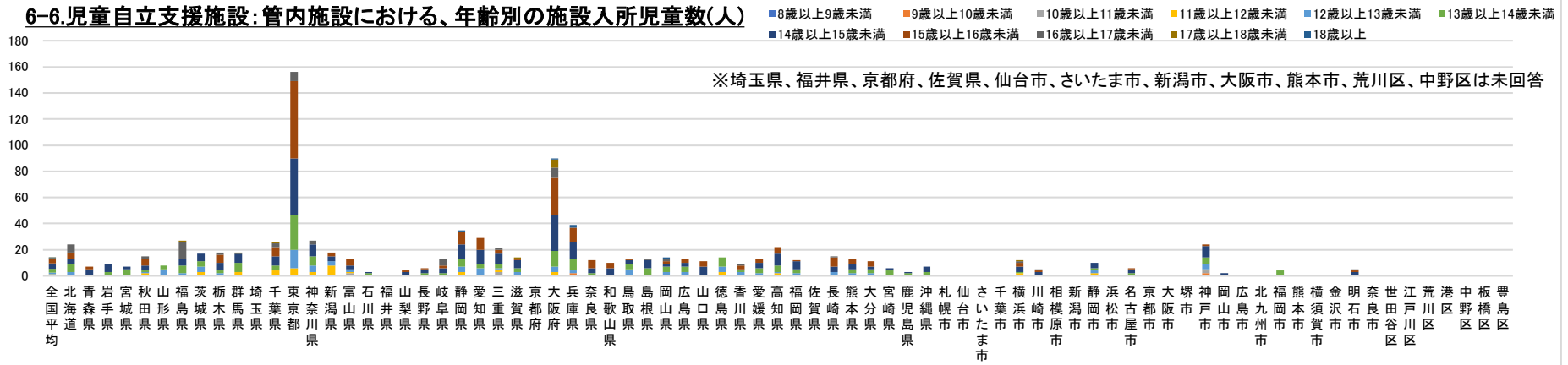
図表 93 管内施設における、年齢別の施設入所児童数



6-6.児童心理治療施設：管内施設における、年齢別の施設入所児童数(人)



6-6.児童自立支援施設：管内施設における、年齢別の施設入所児童数(人)

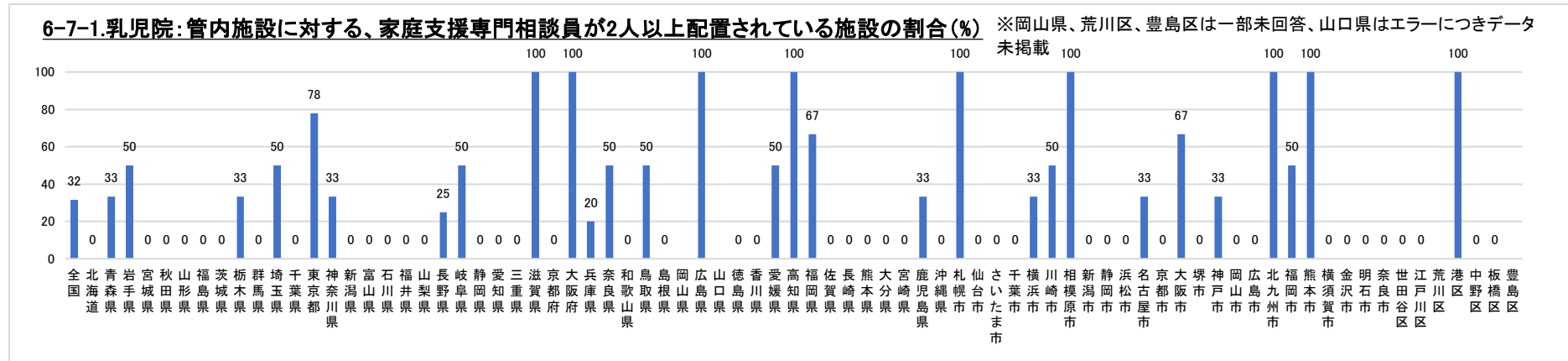
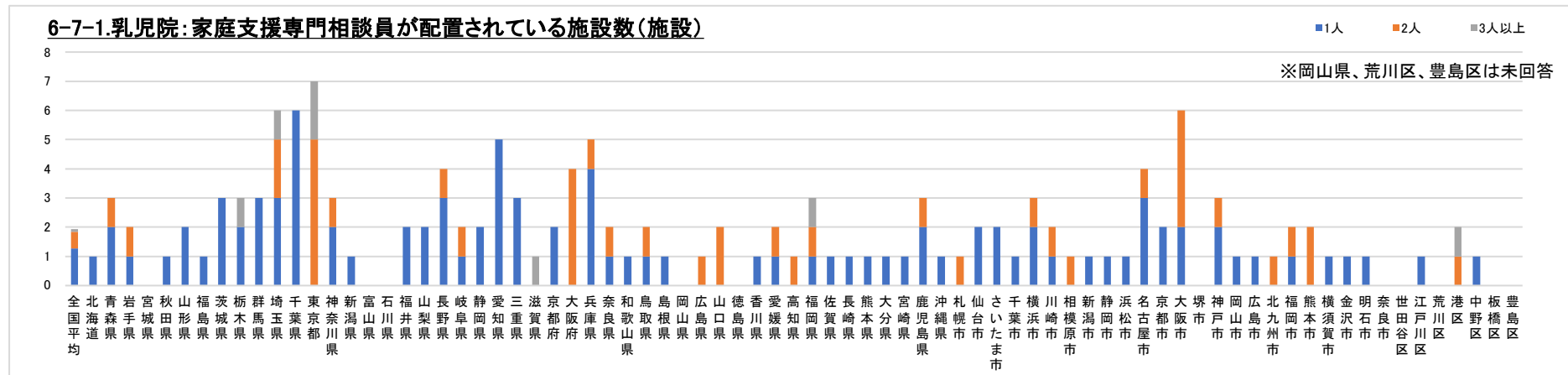


6-7 管内施設における、養育機能強化のための専門職の配置状況について

6-7-1 乳児院

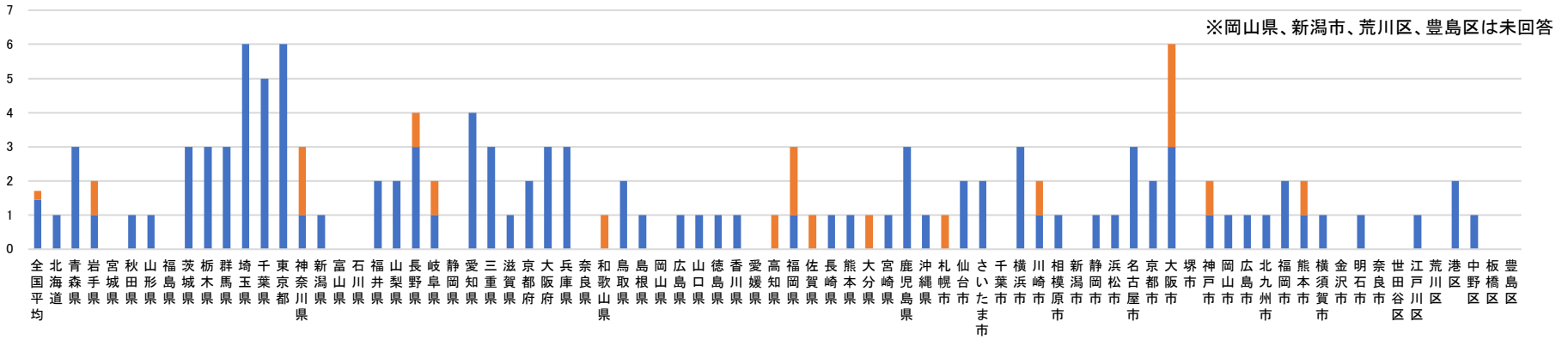
- 乳児院における養育機能強化のための専門職の配置状況については、家庭支援専門相談員については2人以上配置している施設がある自治体が複数見られた。里親支援専門相談員・心理療法担当職員・個別対応職員についてはどの自治体も1人配置している施設が多かった。

図表 94 乳児院：専門職の配置施設数



6-7-1.乳児院：里親支援専門相談員が配置されている施設数(施設)

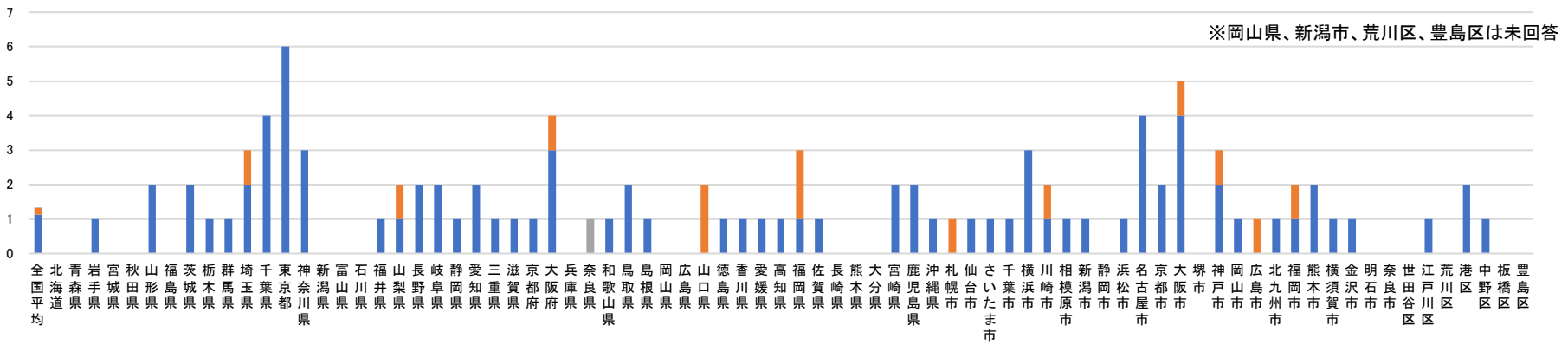
■1人 ■2人



※岡山県、新潟市、荒川区、豊島区は未回答

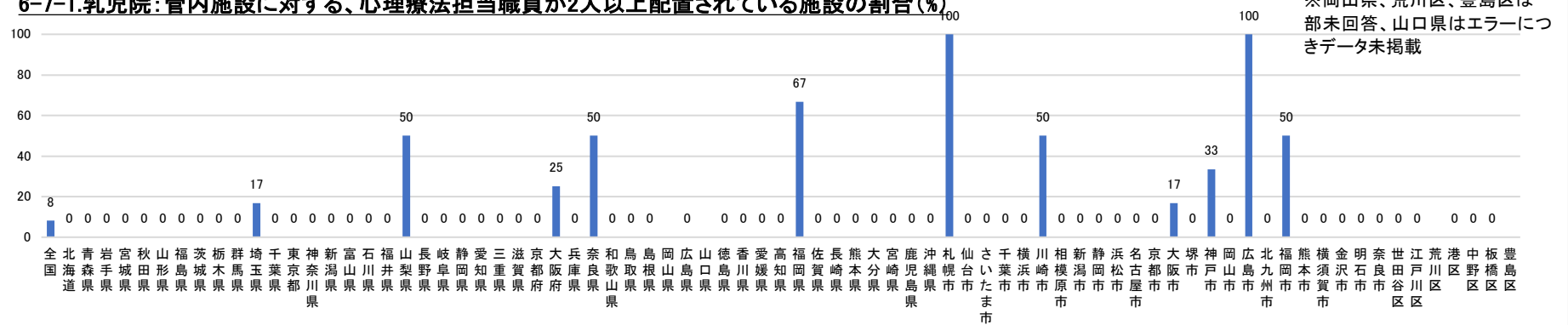
6-7-1.乳児院：心理療法担当職員が配置されている施設数(施設)

■1人 ■2人 ■3人以上

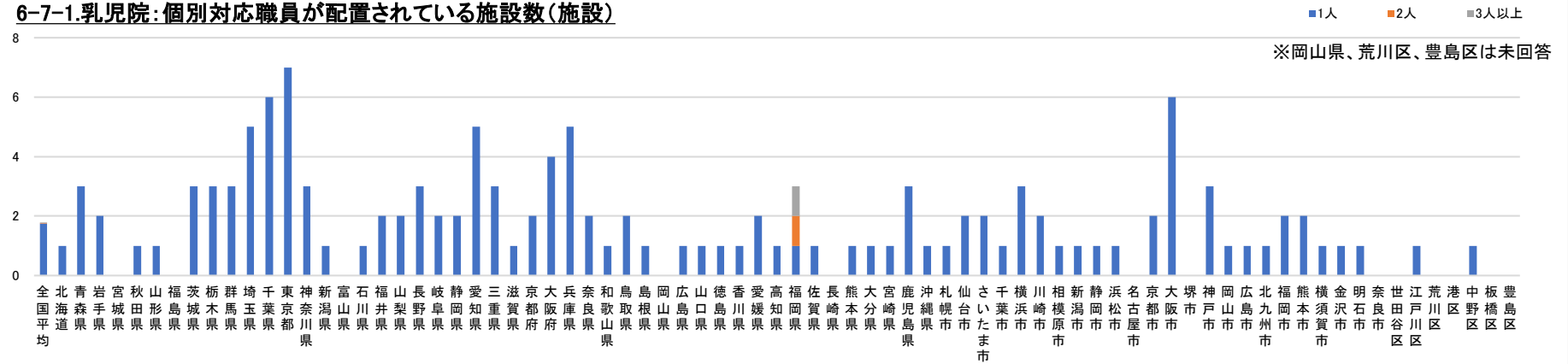


※岡山県、新潟市、荒川区、豊島区は未回答

6-7-1.乳児院:管内施設に対する、心理療法担当職員が2人以上配置されている施設の割合(%)



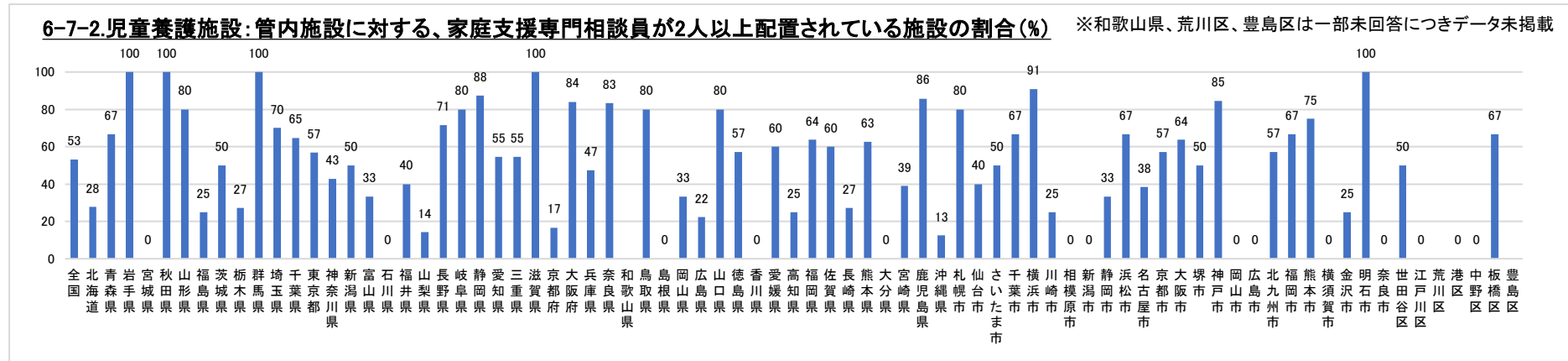
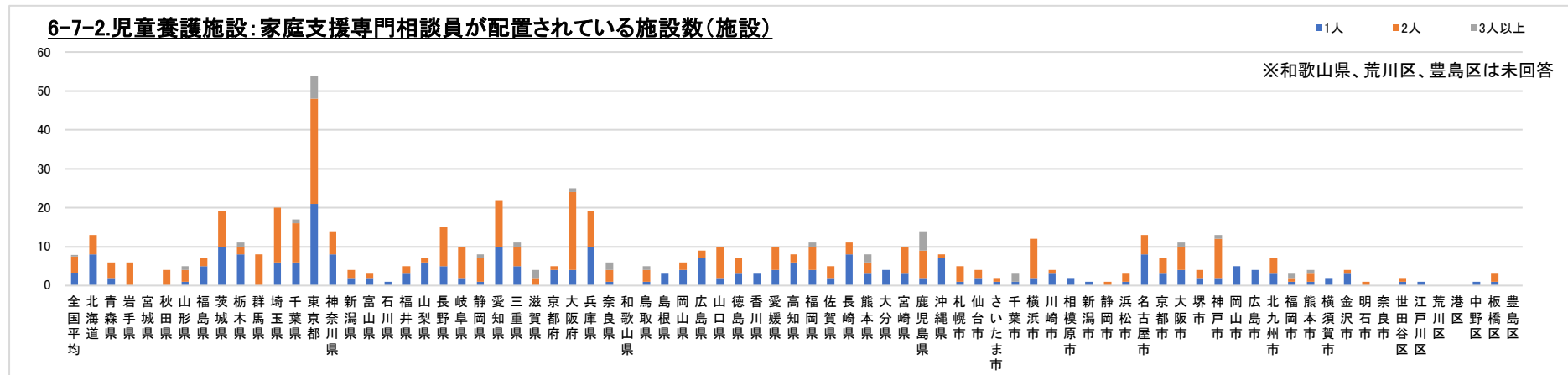
6-7-1.乳児院:個別対応職員が配置されている施設数(施設)



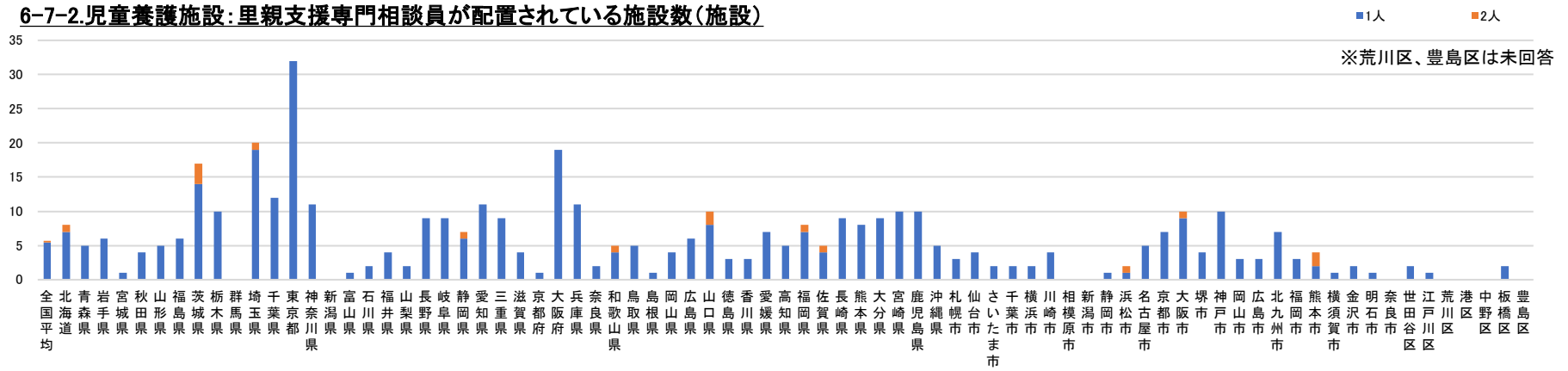
6-7-2 児童養護施設

- 児童養護施設における養育機能強化のための専門職の配置状況については、家庭支援専門相談員については2人以上配置している施設がある自治体が複数見られた。里親支援専門相談員・心理療法担当職員・個別対応職員・職業指導員・医療的ケアを担当する職員・自立支援担当職員についてはどの自治体も1人配置している施設が多かった。

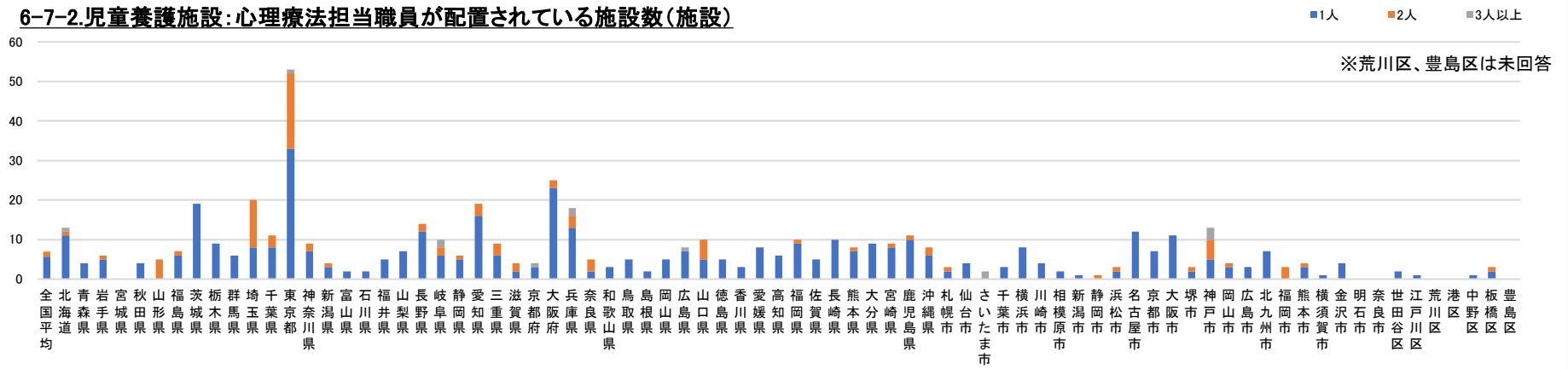
図表 95 児童養護施設：専門職の配置施設数



6-7-2.児童養護施設：里親支援専門相談員が配置されている施設数(施設)

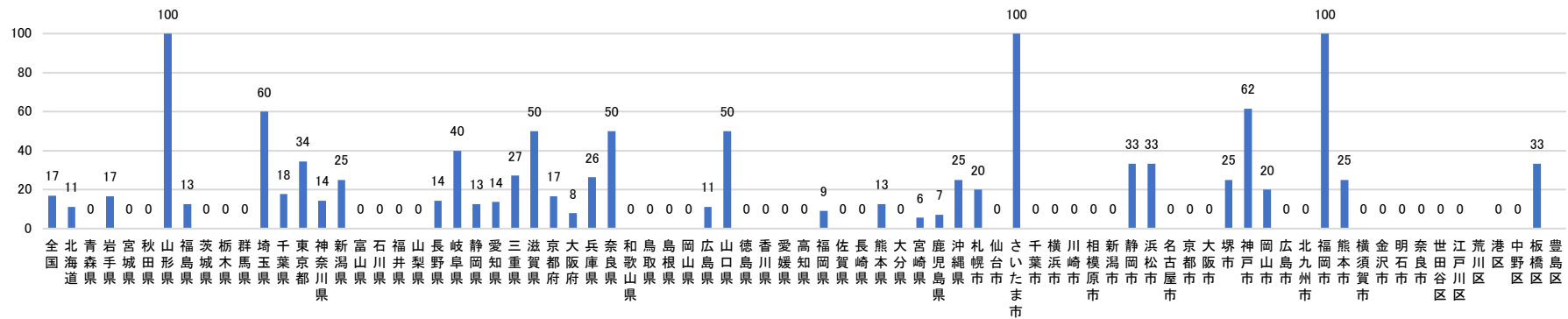


6-7-2.児童養護施設：心理療法担当職員が配置されている施設数(施設)



6-7-2.児童養護施設:管内施設に対する、心理療法担当職員が2人以上配置されている施設の割合(%)

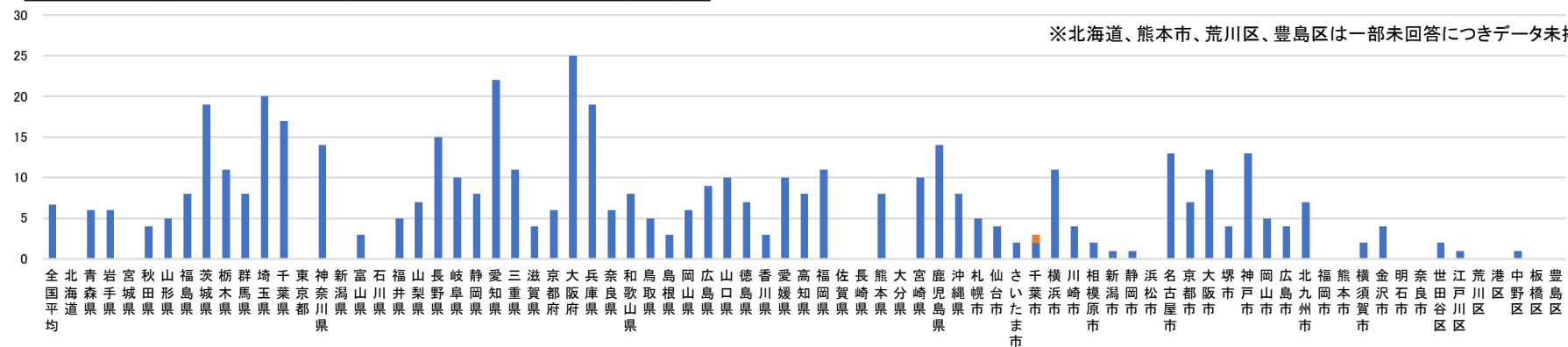
※荒川区、豊島区は一部未回答につきデータ未掲載



6-7-2.児童養護施設:個別対応職員が配置されている施設数(施設)

■1人 ■2人 ■3人以上

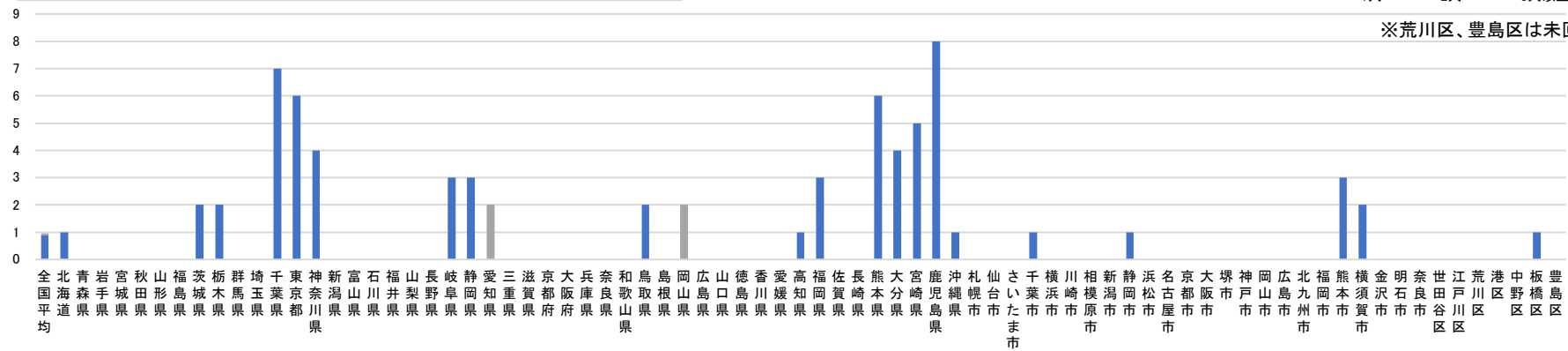
※北海道、熊本市、荒川区、豊島区は一部未回答につきデータ未掲載



6-7-2.児童養護施設:職業指導員が配置されている施設数(施設)

■1人 ■2人 ■3人以上

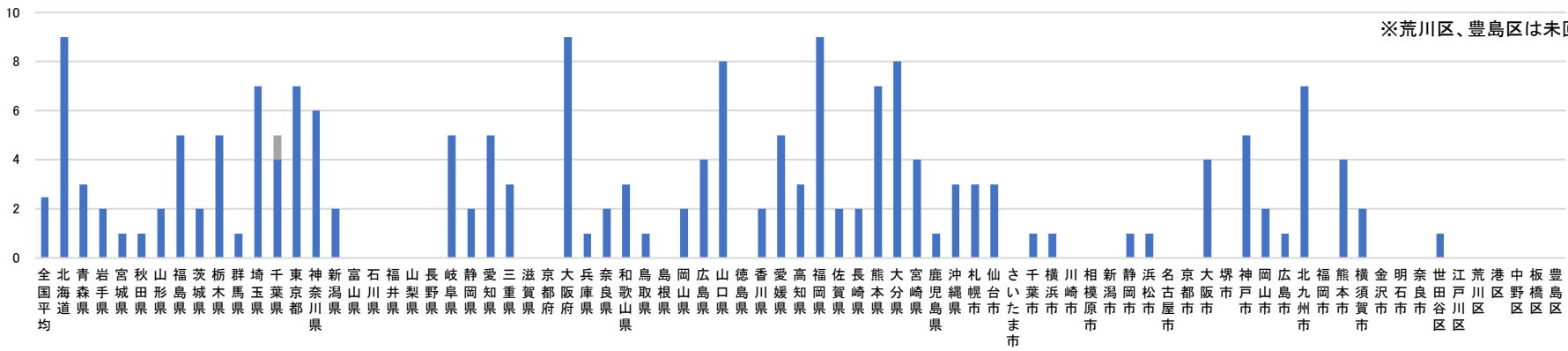
※荒川区、豊島区は未回答



6-7-2.児童養護施設:医療的ケアを担当する職員が配置されている施設数(施設)

■1人 ■2人 ■3人以上

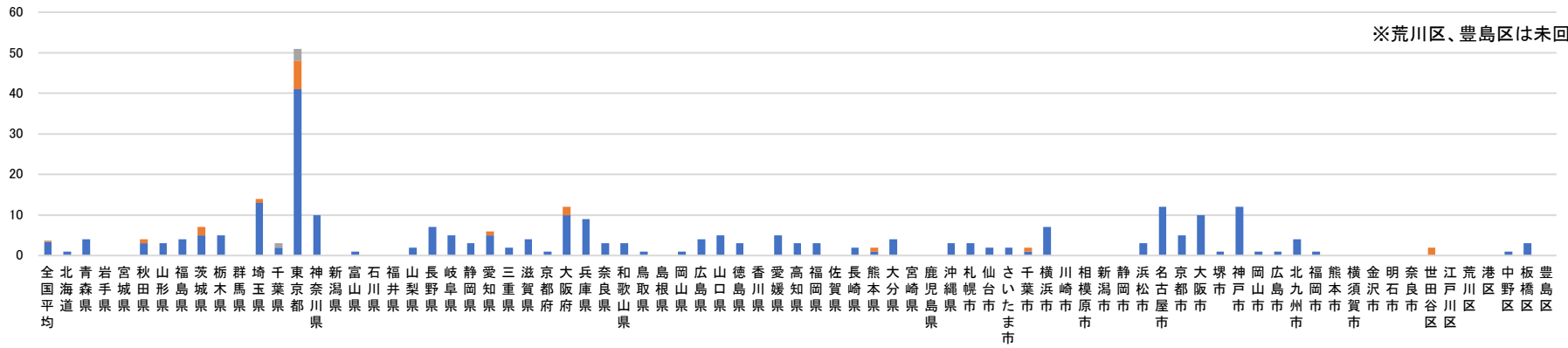
※荒川区、豊島区は未回答



6-7-2.児童養護施設:自立支援担当職員が配置されている施設数(施設)

■1人 ■2人 ■3人以上

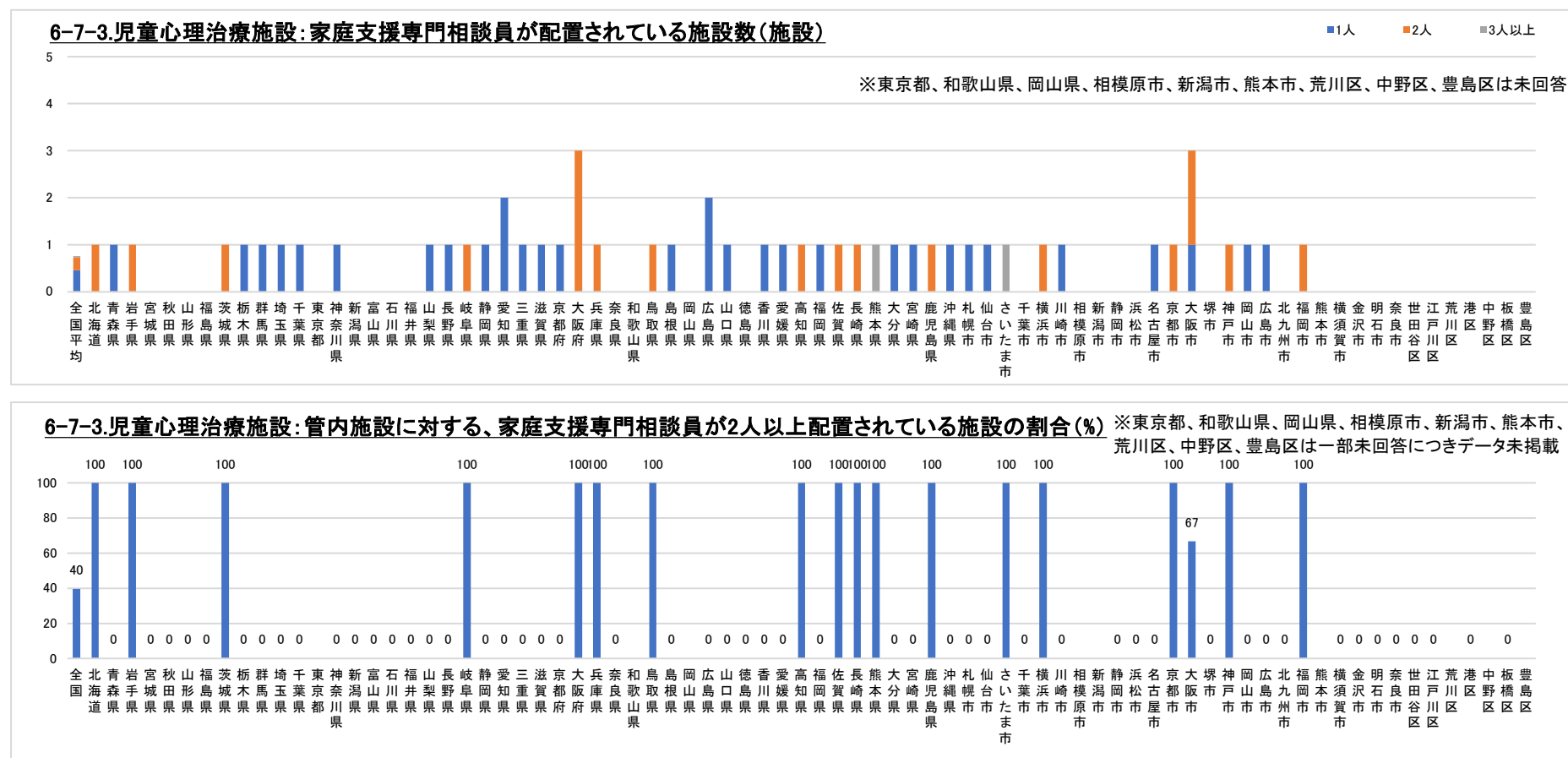
※荒川区、豊島区は未回答



6-7-3 児童心理治療施設

- 児童心理治療施設における養育機能強化のための専門職の配置状況については、家庭支援専門相談員については2人配置している自治体がいくつか見られ、心理療法担当職員については3人以上配置している自治体が複数見られた。個別対応職員については1人配置している自治体が複数見られた。自立支援担当職員についても1人配置している自治体が見られた。

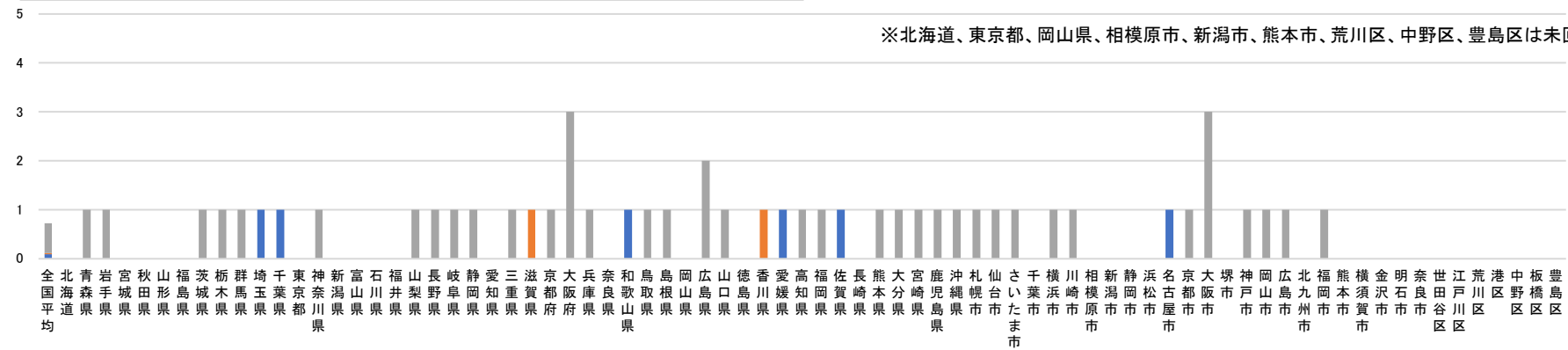
図表 96 児童心理治療施設：専門職の配置施設数



6-7-3.児童心理治療施設:心理療法担当職員が配置されている施設数(施設)

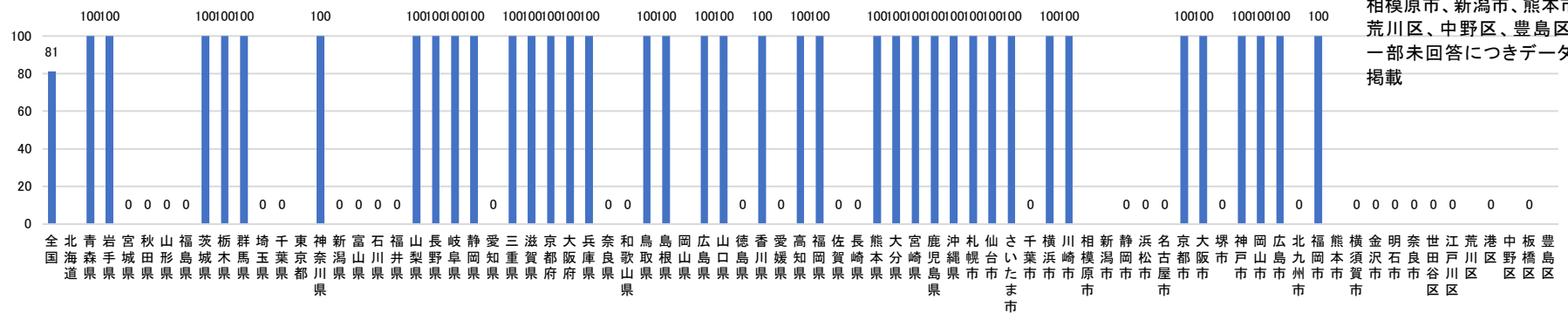
■1人 ■2人 ■3人以上

※北海道、東京都、岡山県、相模原市、新潟市、熊本市、荒川区、中野区、豊島区は未回答



6-7-3.児童心理治療施設:管内施設に対する、心理療法担当職員が2人以上配置されている施設の割合(%)

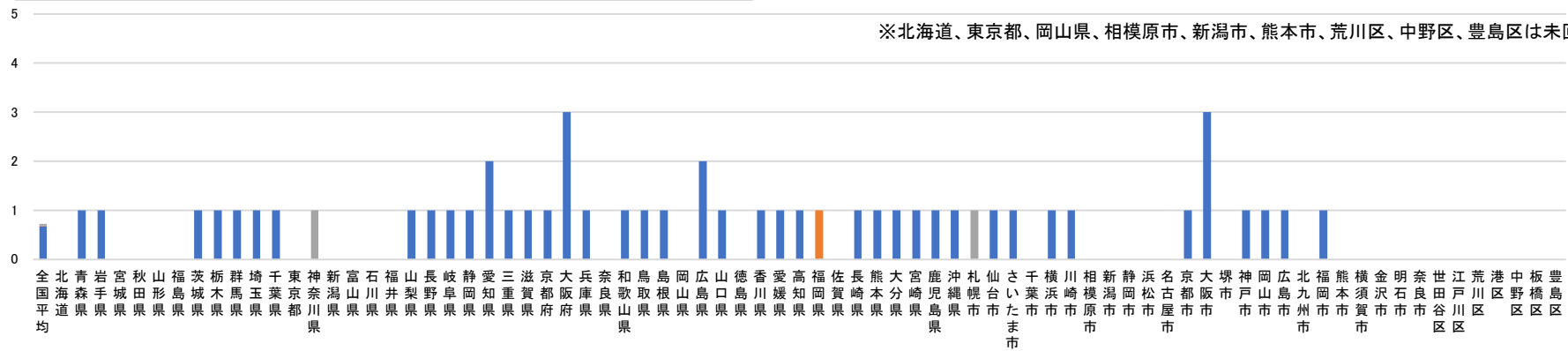
※北海道、東京都、岡山県、相模原市、新潟市、熊本市、荒川区、中野区、豊島区は一部未回答につきデータ未掲載



6-7-3.児童心理治療施設：個別対応職員が配置されている施設数(施設)

■1人 ■2人 ■3人以上

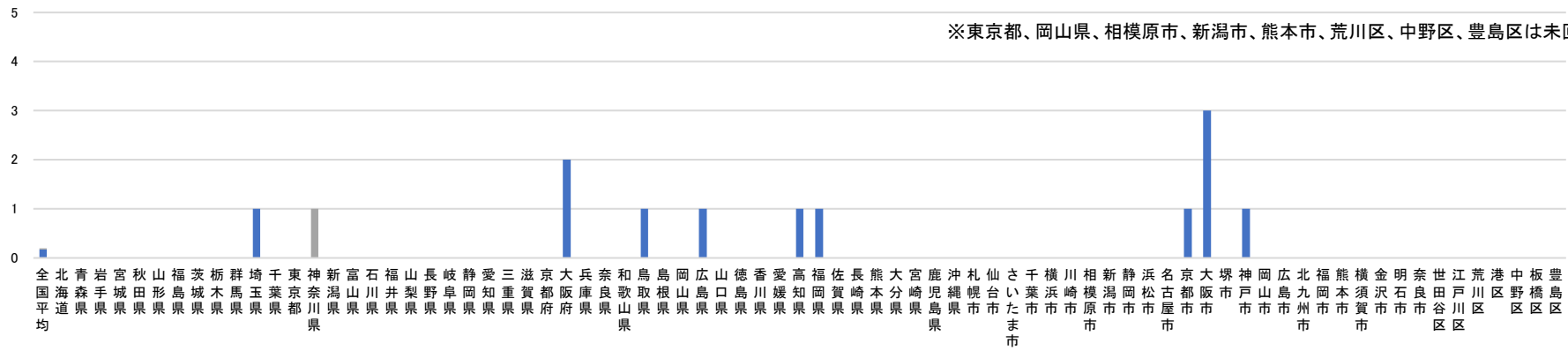
※北海道、東京都、岡山県、相模原市、新潟市、熊本市、荒川区、中野区、豊島区は未回答



6-7-3.児童心理治療施設：自立支援担当職員が配置されている施設数(施設)

■1人 ■2人 ■3人以上

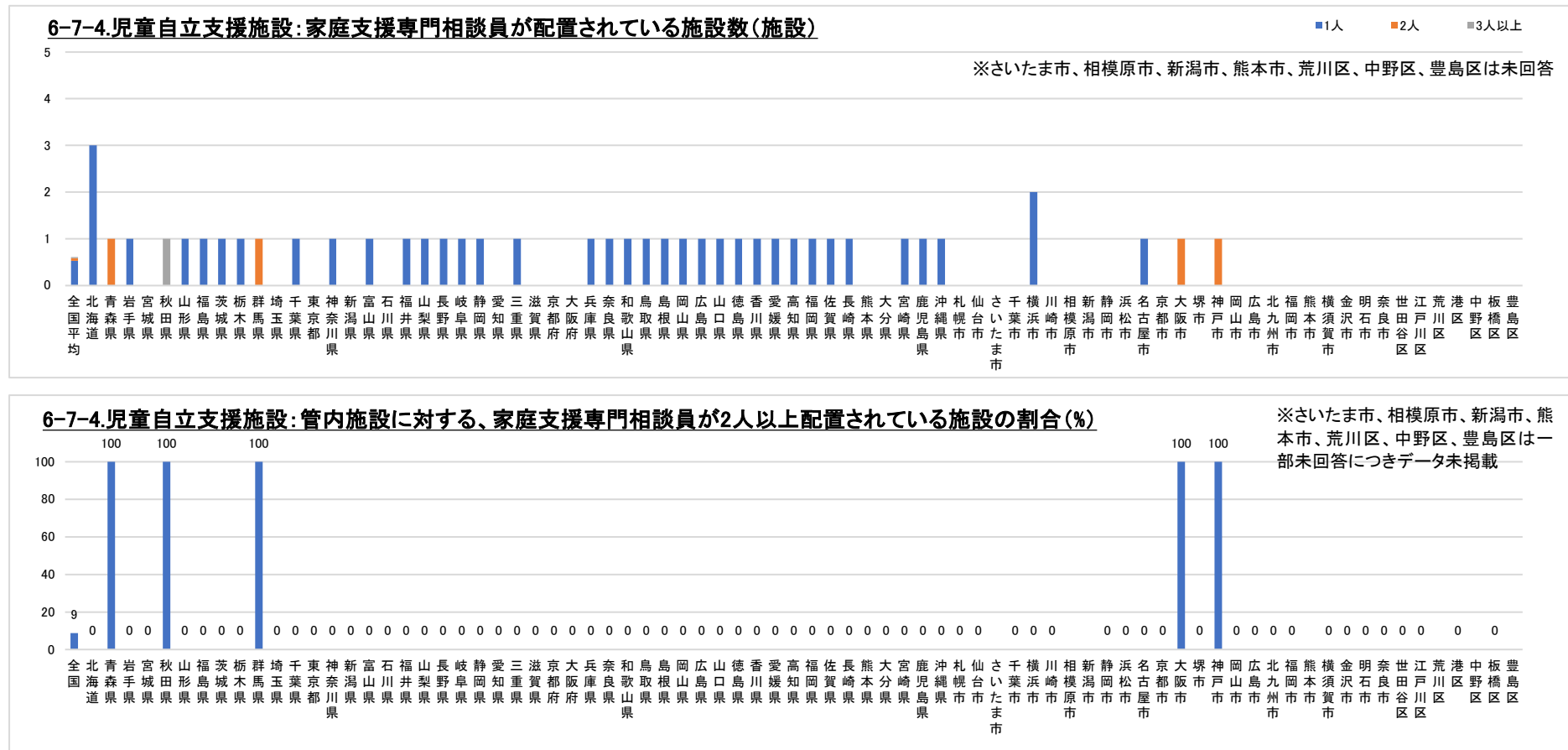
※東京都、岡山県、相模原市、新潟市、熊本市、荒川区、中野区、豊島区は未回答



6-7-4 児童自立支援施設

- 児童自立支援施設における養育機能強化のための専門職の配置状況については、家庭支援専門相談員・心理療法担当職員・個別担当職員については1人配置している自治体が複数見られた。自立支援担当職員については3人以上配置している自治体が、職業指導員については1人配置している自治体がいくつか見られた。

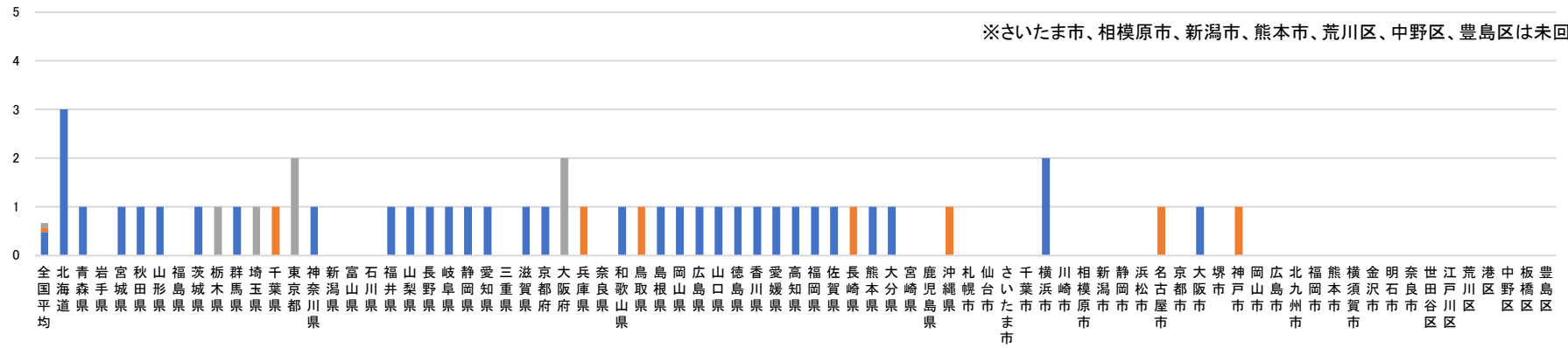
図表 97 児童自立支援施設：専門職の配置施設数



6-7-4.児童自立支援施設:心理療法担当職員が配置されている施設数(施設)

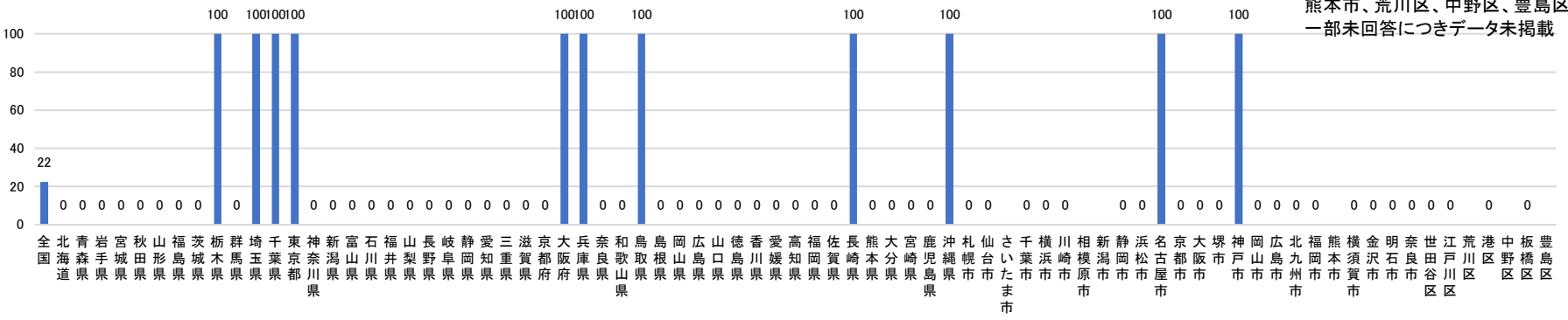
■1人 ■2人 ■3人以上

※さいたま市、相模原市、新潟市、熊本市、荒川区、中野区、豊島区は未回答



6-7-4.児童自立支援施設:管内施設に対する、心理療法担当職員が2人以上配置されている施設の割合(%)

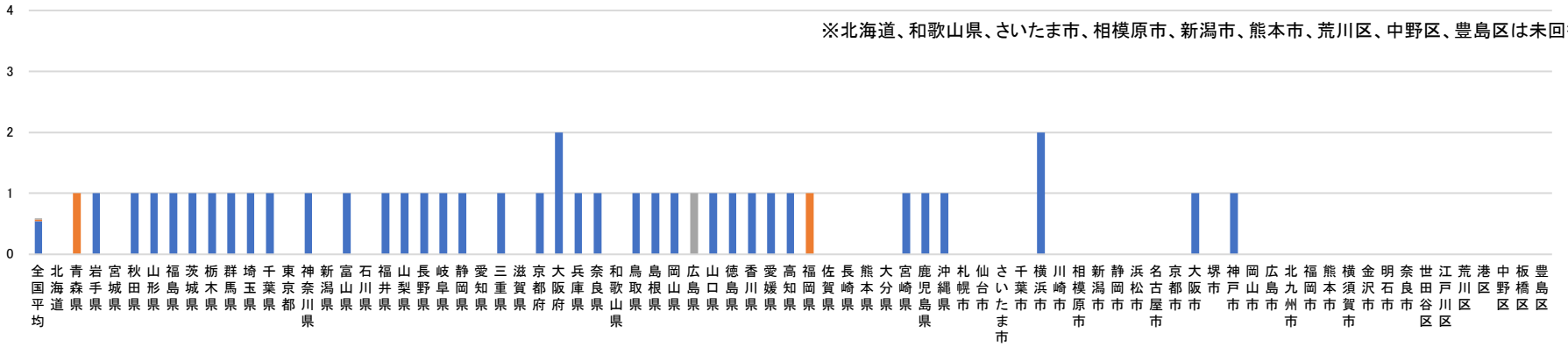
※さいたま市、相模原市、新潟市、熊本市、荒川区、中野区、豊島区は一部未回答につきデータ未掲載



6-7-4.児童自立支援施設:個別対応職員が配置されている施設数(施設)

■1人 ■2人 ■3人以上

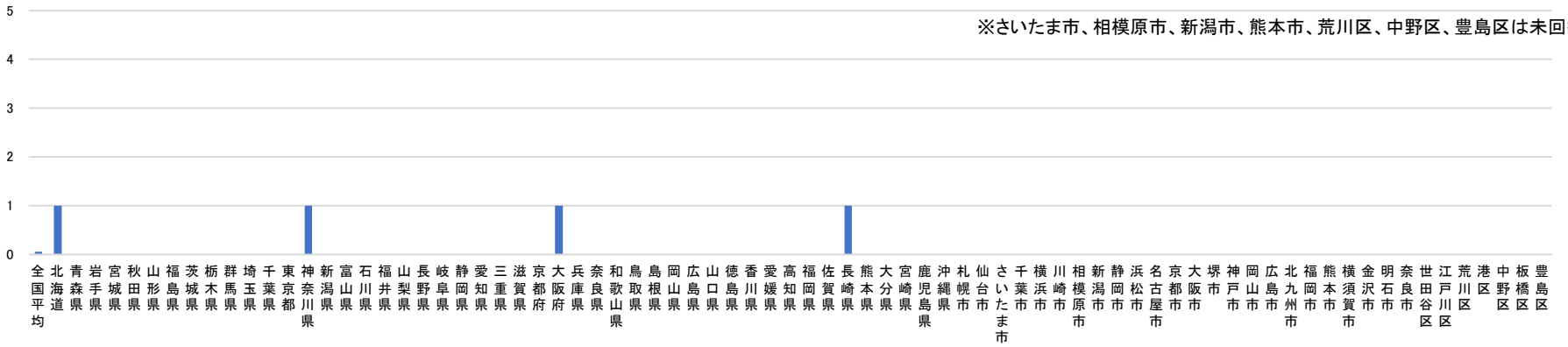
※北海道、和歌山県、さいたま市、相模原市、新潟市、熊本市、荒川区、中野区、豊島区は未回答

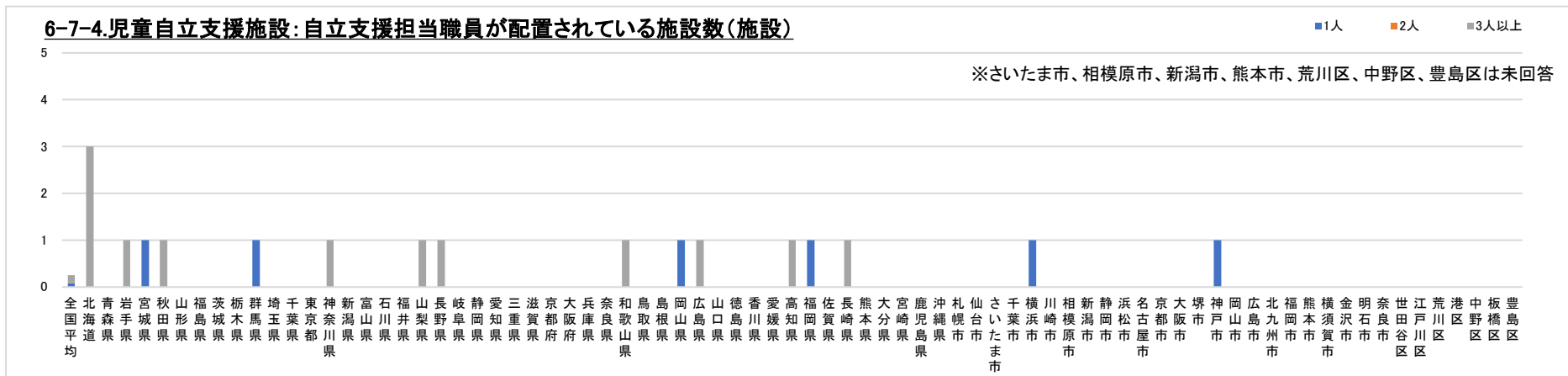


6-7-4.児童自立支援施設:職業指導員が配置されている施設数(施設)

■1人 ■2人 ■3人以上

※さいたま市、相模原市、新潟市、熊本市、荒川区、中野区、豊島区は未回答

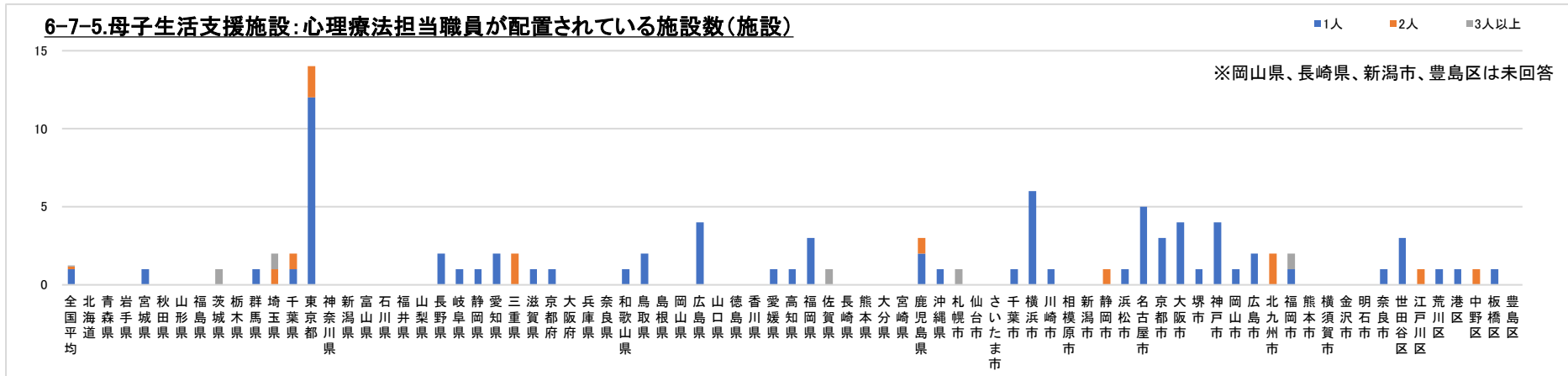




6-7-5 母子生活支援施設

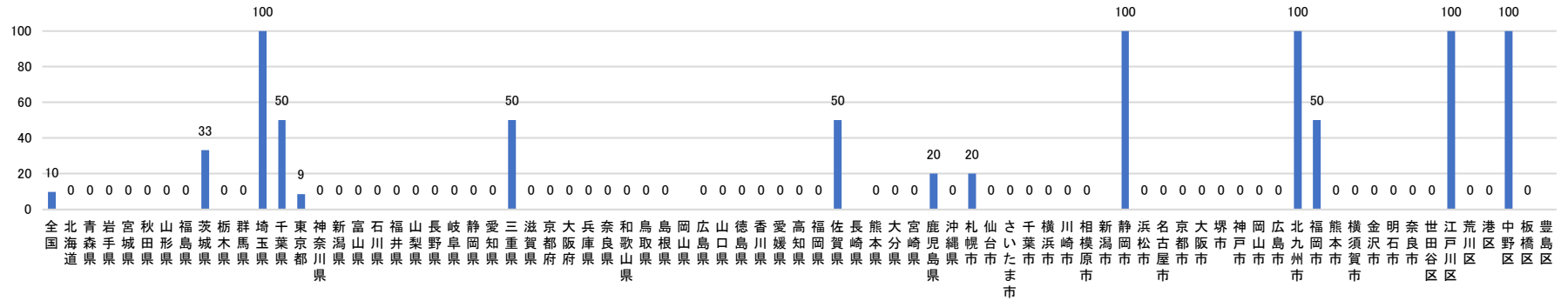
○ 母子生活支援施設における養育機能強化のための専門職の配置状況については、心理療法担当職員・個別対応職員については1人配置している施設が多い自治体が複数見られた。自立支援担当職員については1人配置している自治体がいくつか見られた。

図表 98 母子生活支援施設：専門職の配置施設数



6-7-5.母子生活支援施設:管内施設に対する、心理療法担当職員が2人以上配置されている施設の割合(%)

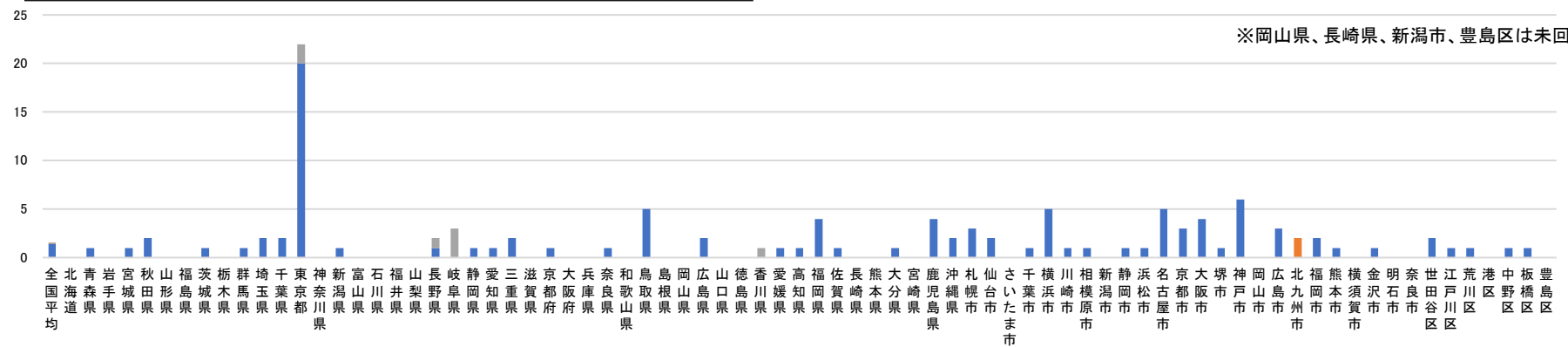
※岡山県、長崎県、新潟市、豊島区は一部未回答につきデータ未掲載

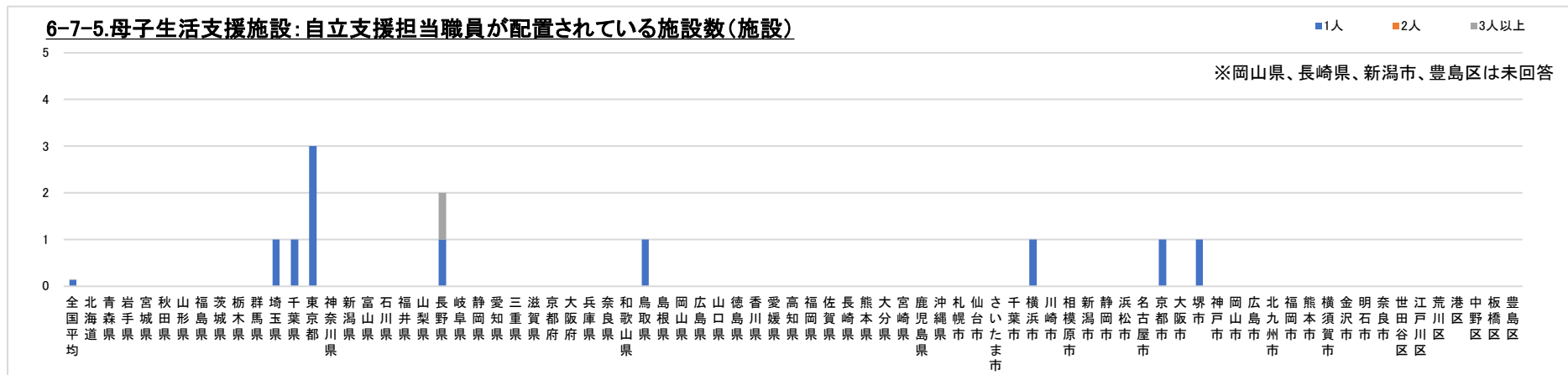


6-7-5.母子生活支援施設:個別対応職員が配置されている施設数(施設)

■1人 ■2人 ■3人以上

※岡山県、長崎県、新潟市、豊島区は未回答

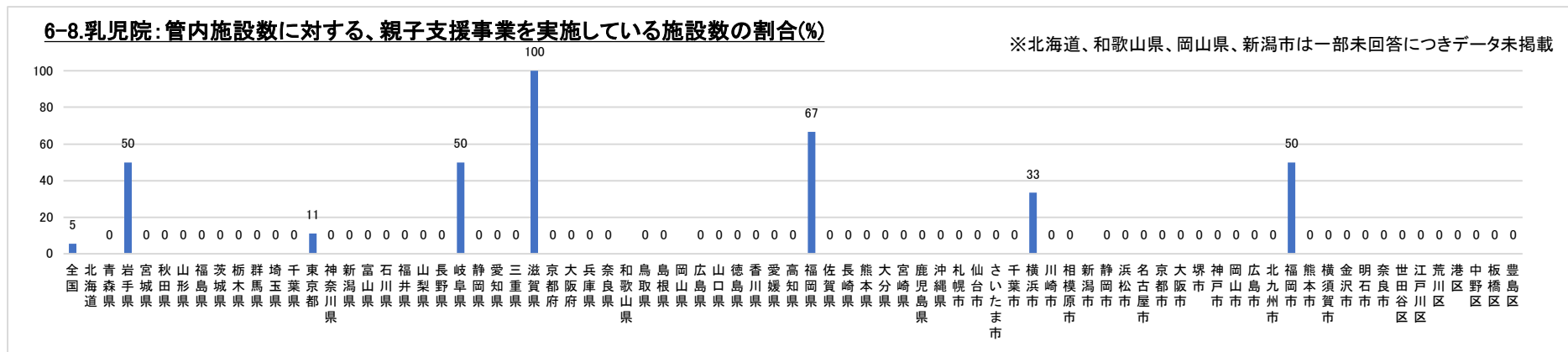




6-8 管内の各種施設において、施設機能強化推進費特別事業を実施している施設数について

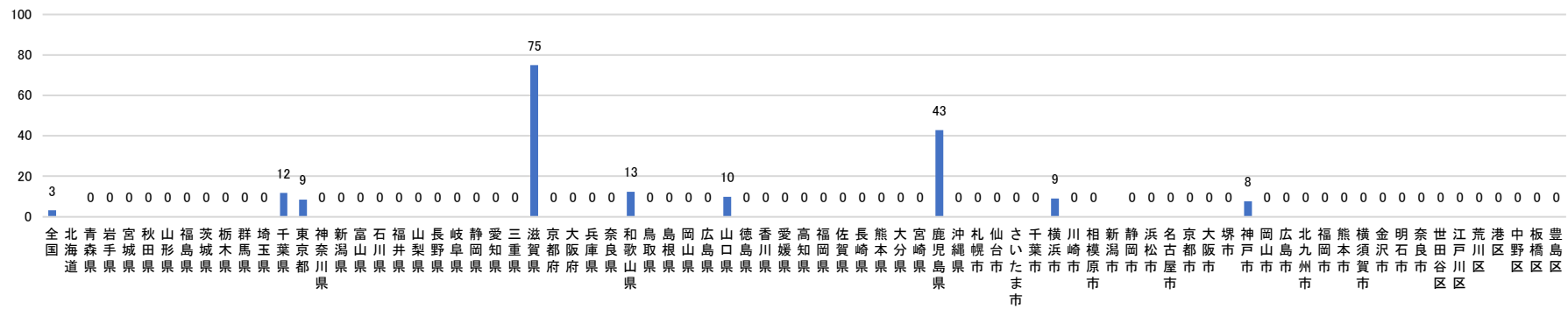
- 親子支援事業については、どの施設でも実施している自治体は少数であった。
- 家族療法事業については、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設では3~4割程度の自治体で実施されていた。

図表 99 管内施設数に対する、親子支援事業を実施している施設数の割合



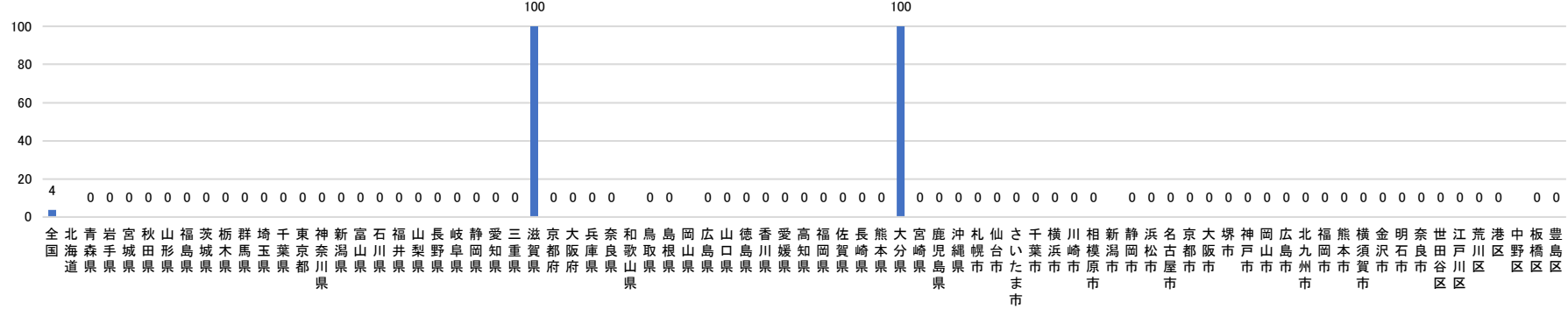
6-8.児童養護施設:管内施設数に対する、親子支援事業を実施している施設数の割合(%)

※北海道、新潟市は一部未回答につきデータ未掲載



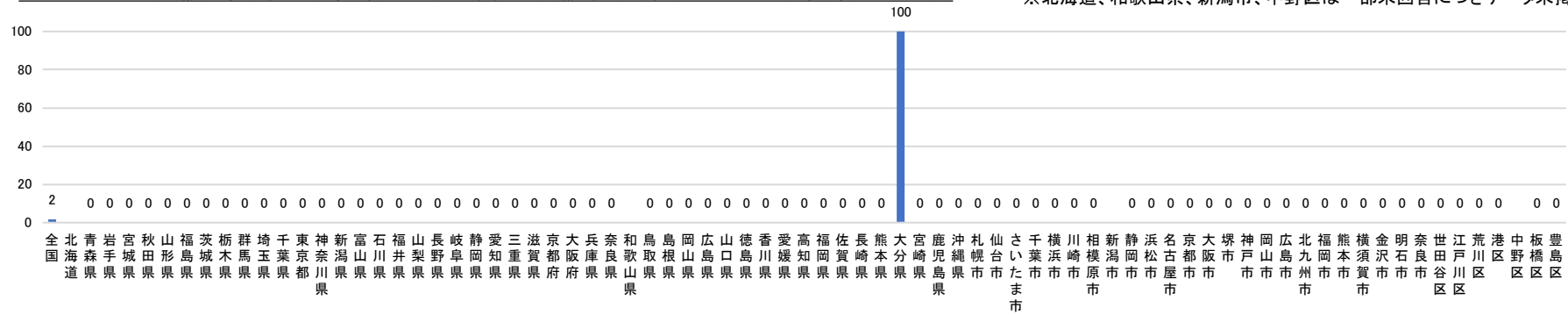
6-8.児童心理治療施設:管内施設数に対する、親子支援事業を実施している施設数の割合(%)

※北海道、和歌山県、岡山県、新潟市、中野区は一部未回答につきデータ未掲載



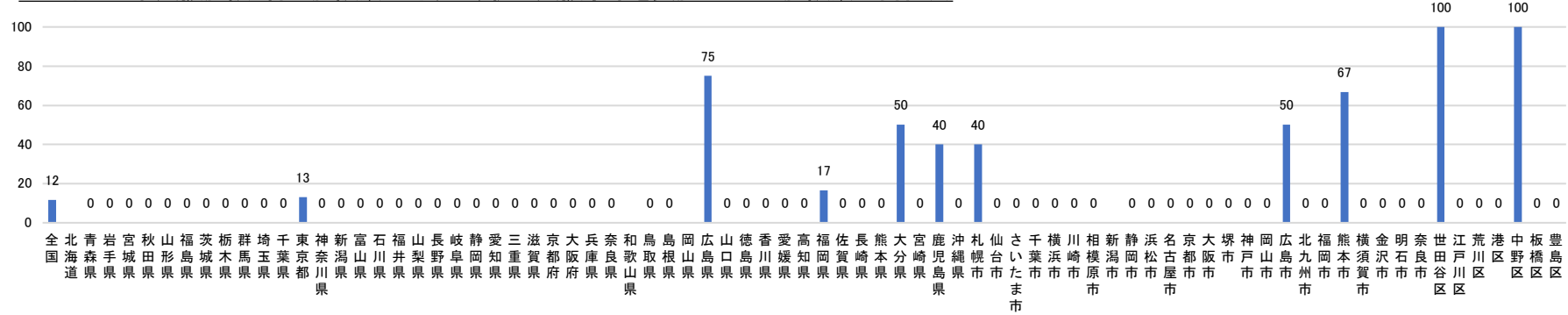
6-8.児童自立支援施設:管内施設数に対する、親子支援事業を実施している施設数の割合(%)

※北海道、和歌山県、新潟市、中野区は一部未回答につきデータ未掲載

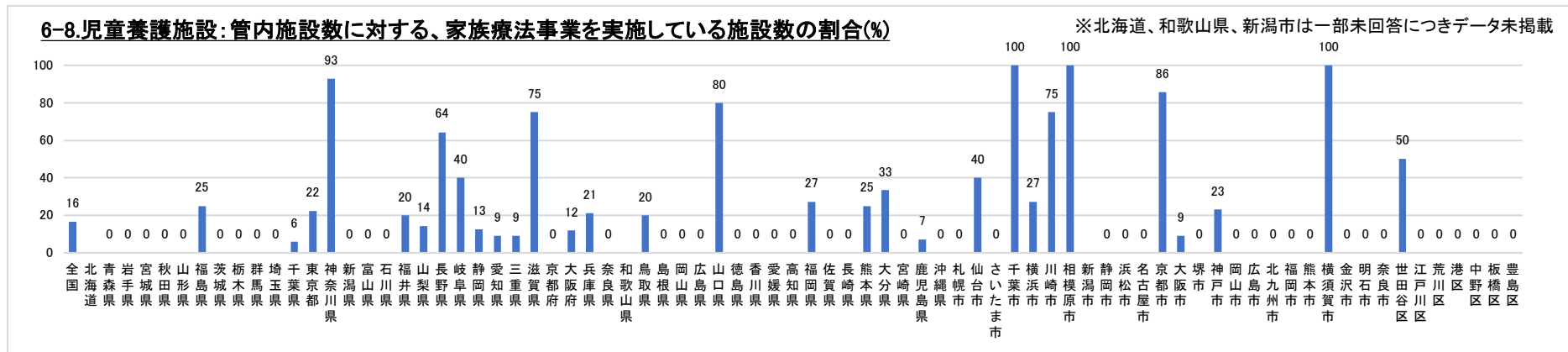
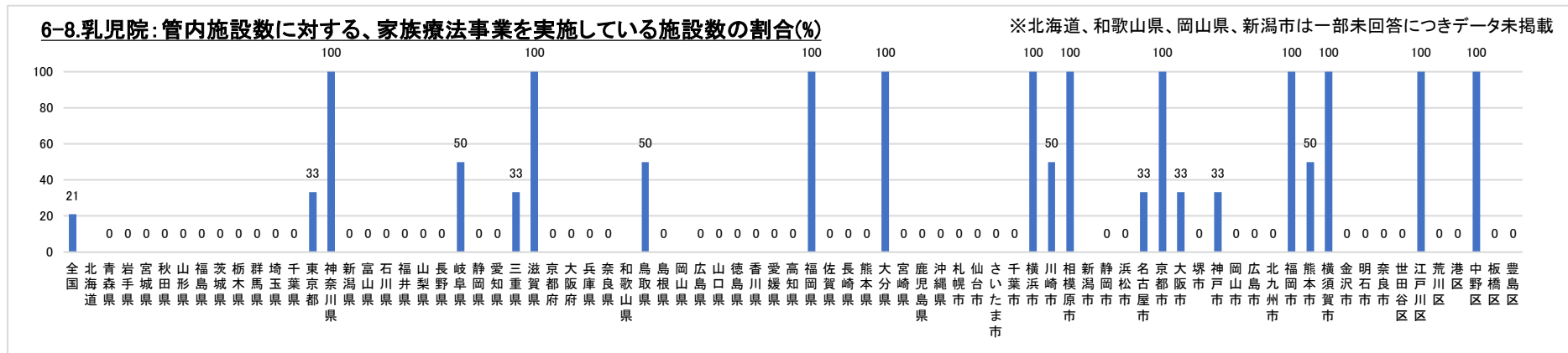


6-8.母子生活支援施設:管内施設数に対する、親子支援事業を実施している施設数の割合(%)

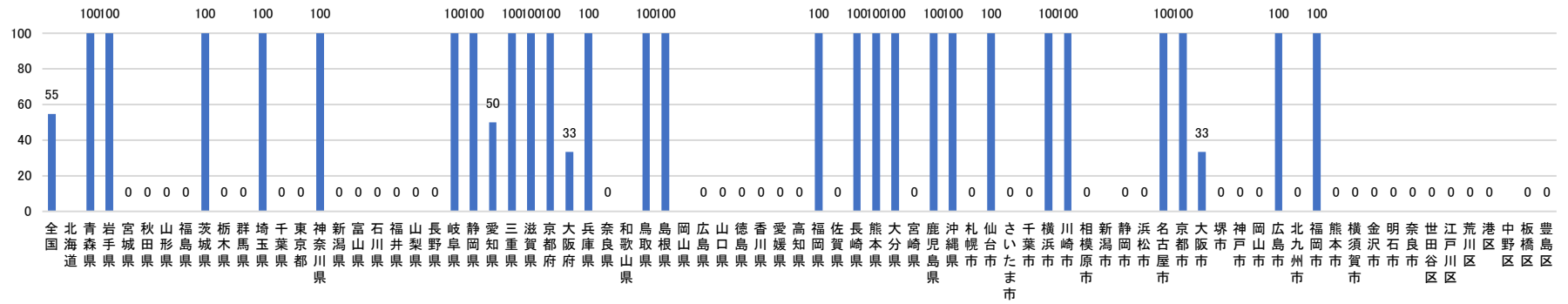
※北海道、和歌山県、岡山県、新潟市は一部未回答につきデータ未掲載



図表 100 管内施設数に対する、家族療法事業を実施している施設数の割合

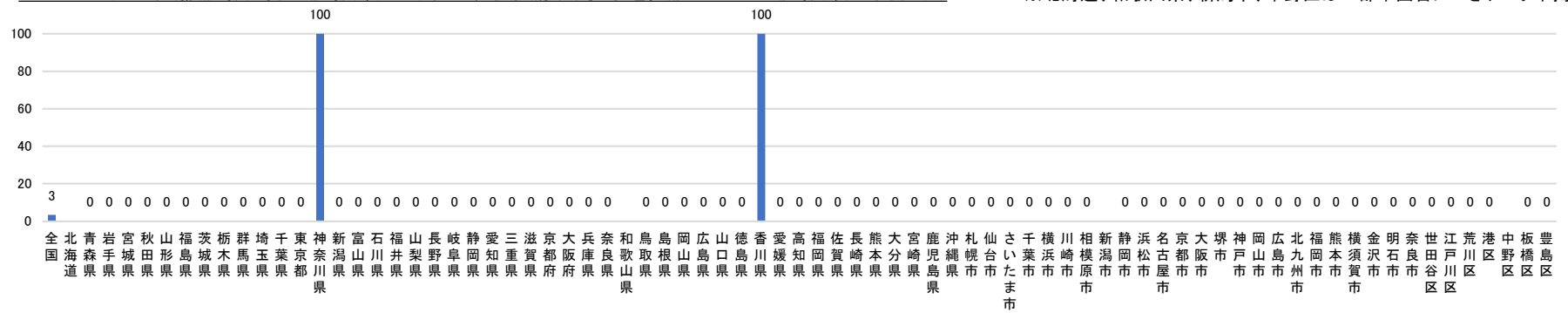


6-8.児童心理治療施設:管内施設数に対する、家族療法事業を実施している施設数の割合(%) ※北海道、和歌山県、岡山県、新潟市、中野区は一部未回答につきデータ未掲載



6-8.児童自立支援施設:管内施設数に対する、家族療法事業を実施している施設数の割合(%)

※北海道、和歌山県、新潟市、中野区は一部未回答につきデータ未掲載



6-9 管内の各種施設において、国の負担金等によらない独自事業により地域における在宅支援を実施している状況について

- 各施設において、独自事業（都道府県の単独事業、都道府県において把握している施設の独自の取組等）により、地域における在宅支援を実施している状況について、主な回答は以下の通り。

<乳児院>

- ・法人内の児童家庭支援センターと連携し、地域内のご家庭への家庭訪問を実施。小学生の居場所支援として、学校長期休暇中に数回集う場を開催。
- ・平成30年から市、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、児童相談所にて養育里親の育成、里親委託の推進、里親支援等の家庭養育推進に取り組んでいる。
- ・心理士による運動サーキットトレーニングや、机上手技訓練を週1回実施し療育発達支援を行っている。
- ・家庭復帰に向け、管理栄養士による食育（離乳食）支援を行っている。
- ・一部施設で、産前産後における、地域の親子の相談支援等を行っている。

<児童養護施設>

- ・法人独自の家庭支援事業を実施している(子どもの一時預かり)。夏休み、冬休み、春休みに地域の子どもの宿題を教えたり昼食を配る居場所事業を実施した。
- ・法人独自でショートステイ事業実施要綱を定めている事例あり。緊急かつ一時的に保護を必要とする場合、公的支援制度の対象とならない者に対して必要な支援を行うため、当該児童等を施設において一時的に養育し、又は保護をすることにより福祉の向上を図り、社会的貢献に資することを目的としている。なお、公的支援制度の利用を優先しているため、現時点で利用実績はなく、緊急時に備えている状況である。
- ・地域の子どもの会の役員や自治会活動への協力。子どもの会の打合せ場所や子ども食堂による食事配布の場所として施設の敷地を提供。
- ・産前・産後サポート事業、子どもの学習・生活支援事業

<児童心理治療施設>

該当なし

<児童自立支援施設>

- ・施設の地域開放（体育館やグラウンド）

<母子生活支援施設>

- ・子どもへの学習支援を月2回実施し、昼食も提供。また心理士が相談を受ける体制を整えている。
- ・地域の中学生を対象とした学習サポートサロンの実施。
- ・退所児童を対象とした、外部ボランティアによる学習支援事業を施設独自で実施している。
- ・一部施設で、ひとり親世帯を対象に、育児相談や学習支援等を行っている。

7. 一時保護改革に向けた取組

(1) 主要な調査項目に関する総括

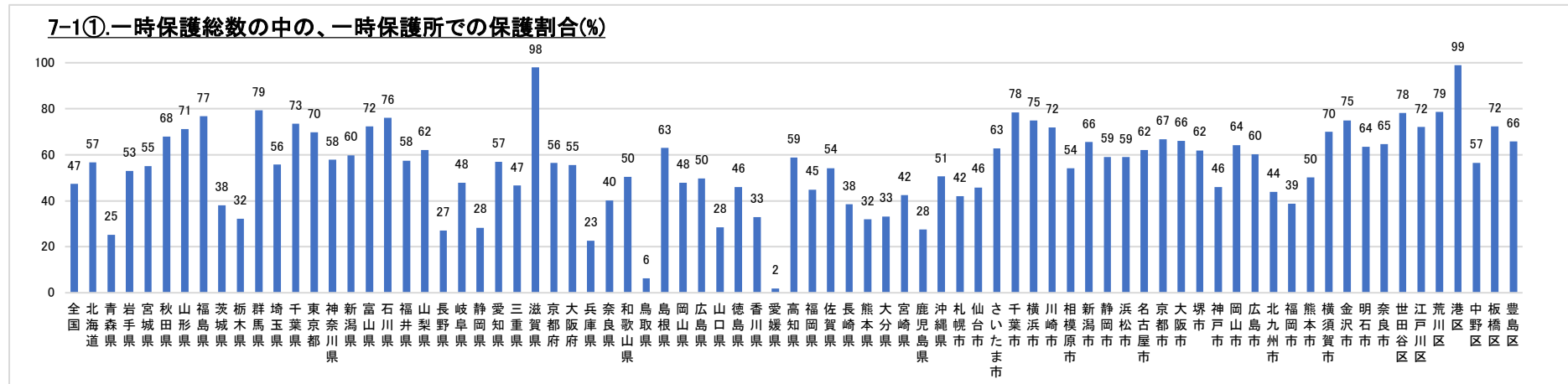
- ① 一時保護所における平均保護日数については、32.6日と一ヶ月を超えており、特に都市部では2ヶ月に近い自治体も複数見られた。一時保護ガイドラインに記される通り、閉鎖的環境で保護する期間は子どもの権利擁護の観点からも必要最小限とすることが求められており、長期化する場合には、一時保護専用施設や里親・FH等の開放的環境の活用を含めて、十分に検討することが求められる。また、長期化する背景には社会的養護の受け皿である措置先が少ない状況も考えられ、一時保護に関する資源拡充と共に、措置先の資源拡充も併せて取り組むことが求められる。
- ② 一時保護における所内保護と委託保護の割合については、全国平均ではほぼ1:1となったが、自治体ごとのバラつきが著しく、委託一時保護の割合が30%以下である自治体も複数見られた。各自治体の社会資源の整備状況や子どもの個別ニーズ、年齢、性別等を十分に踏まえつつ、開放的環境として一時保護専用施設や里親・FH等の活用を進めるとともに、家庭養育における個別ケアの推進がより一層求められる。
- ③ 専門性の向上のための研修受講者数については、受講対象者のうち全ての職員が受講している自治体も多くあった一方で、研修受講者の割合が0%もしくはそれに近い数値となった自治体も数多く見られた。特に2024年度より示される「一時保護所の設置及び運営に関する基準」では、スーパーバイザーへの研修が義務化されることも踏まえて、子どもへの直接的なケアを行う一時保護職員として、今後の確実な研修実施が求められる。
- ④ 一時保護中の所内学習については、一時保護所では全ての自治体で仕組みが整備されており、約85%の自治体で教員免許保有者による所内学習が行われていた。また、学校、教育委員会からの出向職員による所内学習に関しても、約23%の自治体で整備されており注目すべき点である。整備状況として充実していると考えられるが、今後は学習内容の個別性の保障など質的側面を含めて検証が求められる。
- ⑤ 一時保護中の通学支援については、委託一時保護の場合には約62%、公設の一時保護所の場合には約33%となっており、里親・FH、一時保護専用施設など、地域分散化された委託一時保護の資源活用により通学支援がより充実すると考えられる。一方で、実際に通学している子どもの割合は自治体ごとのバラつきが大きく、仕組みを整備した上で、実際に登校する子どもの割合を増やすための送迎支援等が必要となる。
- ⑥ 過去3年間における一時保護所の第三者評価の受審状況については、約45%の自治体が管内全ての一時保護所で第三者評価を受審している結果となった。一方で、全く第三者評価を受審していない自治体も約44%あり、今後の整備が求められる。

(2) 調査結果

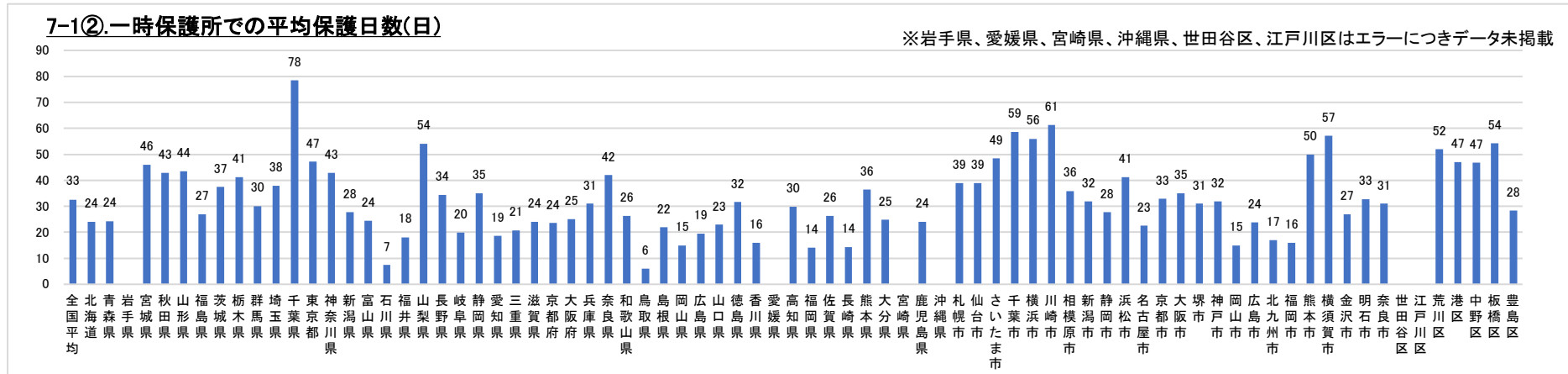
7-1 一時保護所での一時保護対応件数、平均保護日数について

- 一時保護総数の中の一時保護所での保護割合は全国で47.4%であった。全国的におおむね20%から80%程度の範囲に収まっていたが、90%を超える自治体や、逆に10%に満たない自治体もいくつか見られた。
- 一時保護所での平均保護日数は全国平均32.6日であった。おおむね平均1カ月半程度までの範囲に収まる自治体が多いが、平均2カ月程度となる自治体もいくつか見られた。

図表 101 一時保護総数の中の、一時保護所での保護割合



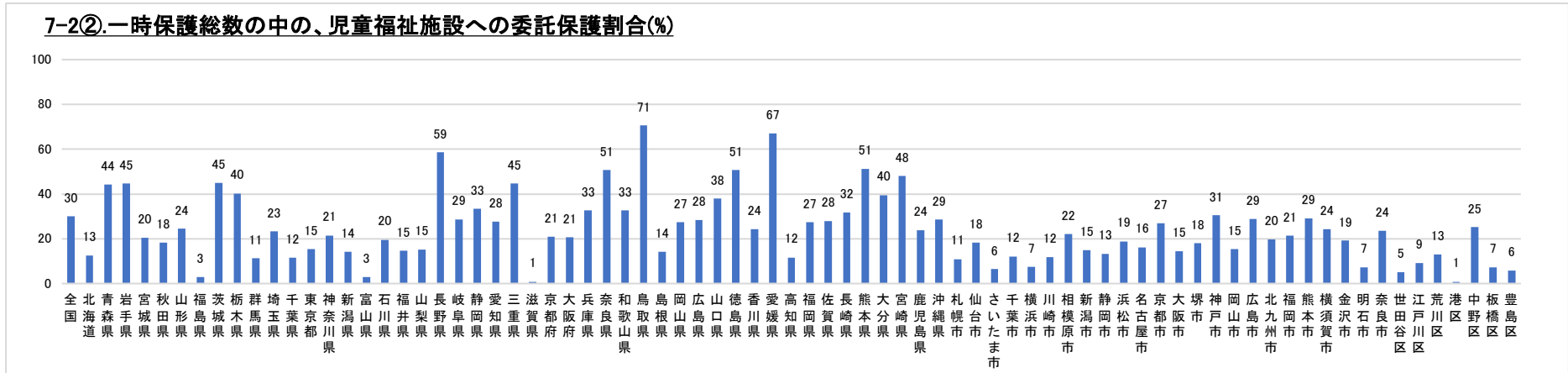
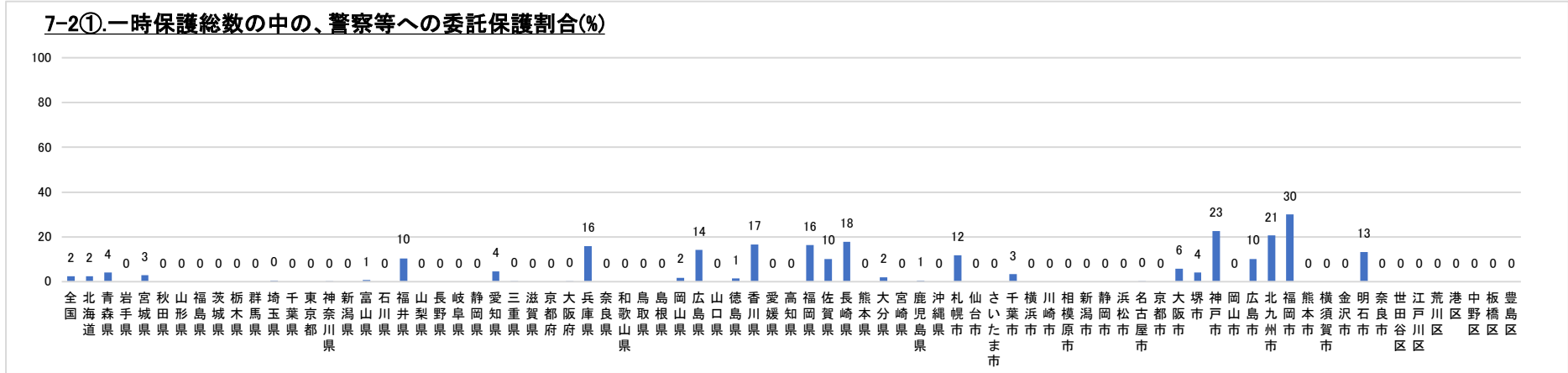
図表 102 一時保護所での、平均保護日数



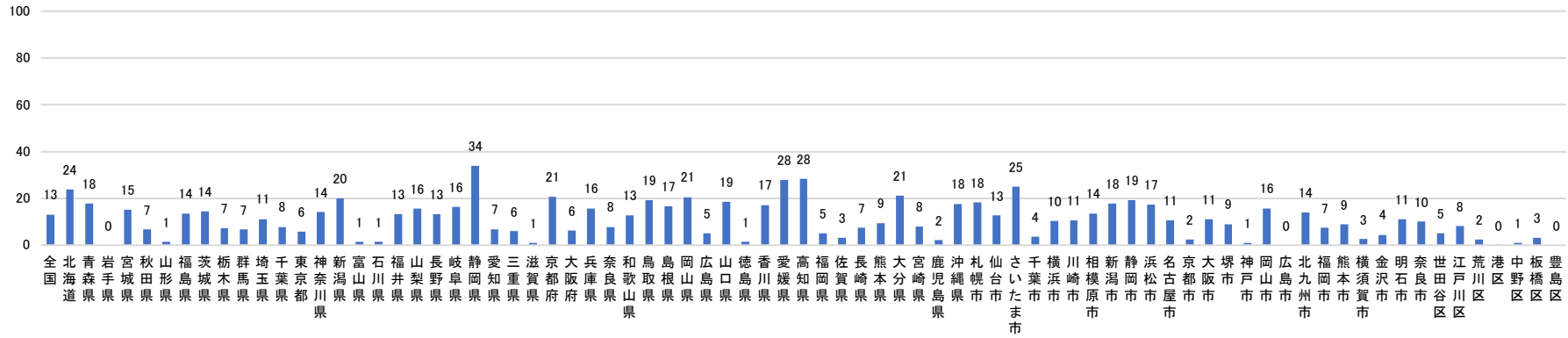
7-2 委託一時保護件数(委託解除件数)について

- 一時保護総数の中の一時保護所以外への委託保護割合については、警察への委託保護割合は全国で 2.4%、児童福祉施設への委託保護割合は全国で 30.1%、里親への委託保護割合は全国で 13.1%、その他への委託保護割合は全国で 7.0%であった。警察等・児童福祉施設・里親・その他含めた委託一時保護の割合は全国で 52.6%であったが、70%を超える自治体もいくつか見られた。

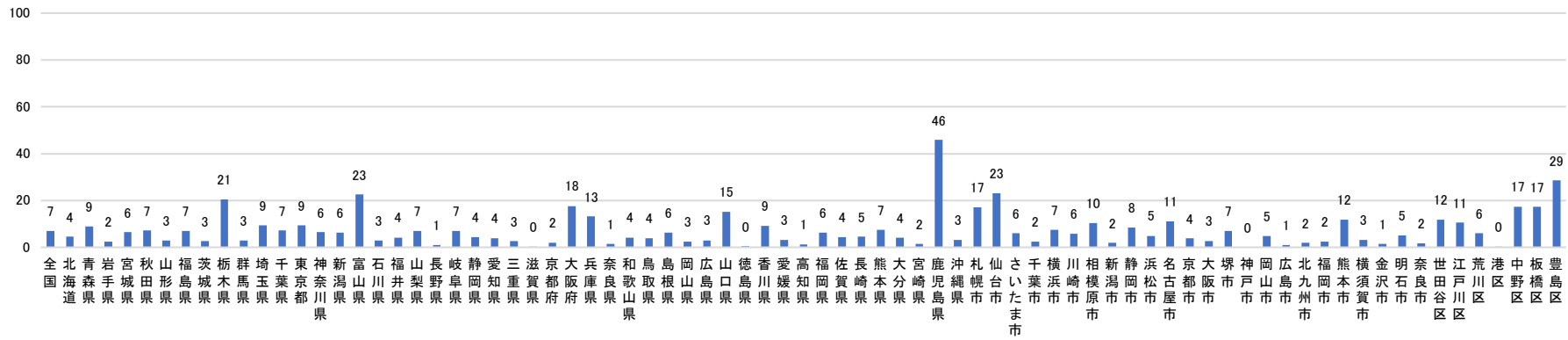
図表 103 一時保護総数の中の、一時保護所以外への委託保護割合



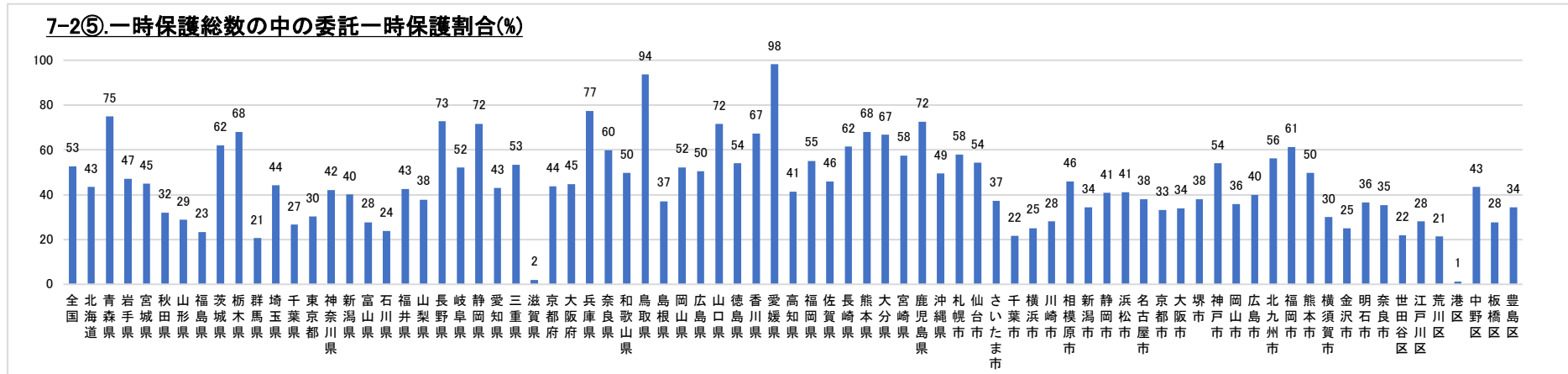
7-2③.一時保護総数の中の、里親への委託保護割合(%)



7-2④.一時保護総数の中の、その他への委託保護割合(%)



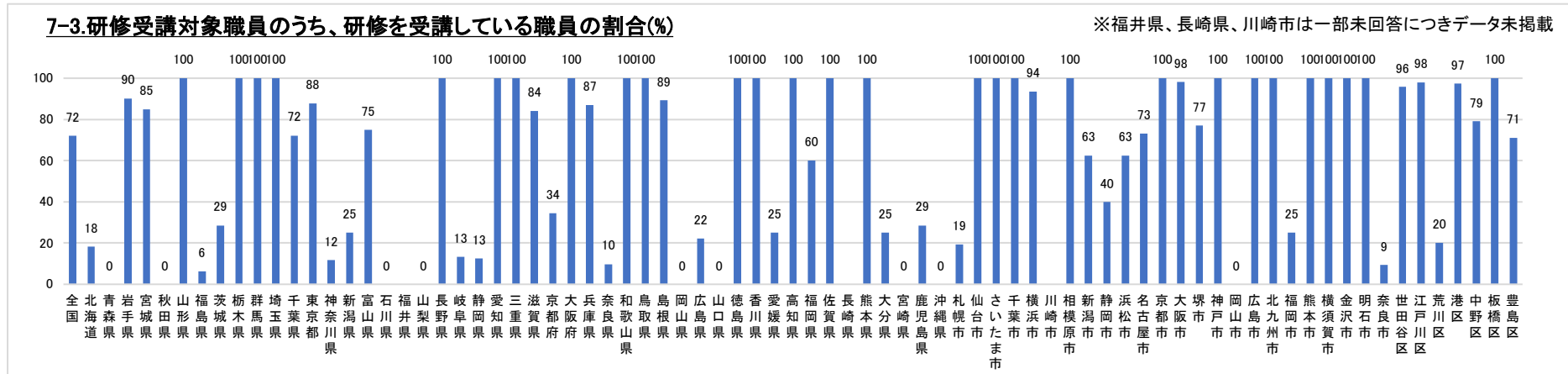
図表 104 一時保護総数の中の委託一時保護割合



7-3 専門性の向上のための研修を受講している職員数について

- 専門性の向上のための研修を受講している職員の割合については全国では 72.0%で、受講対象となる全ての職員が研修を受けているという自治体が複数見られた。

図表 105 研修受講対象職員のうち、研修を受講している職員の割合

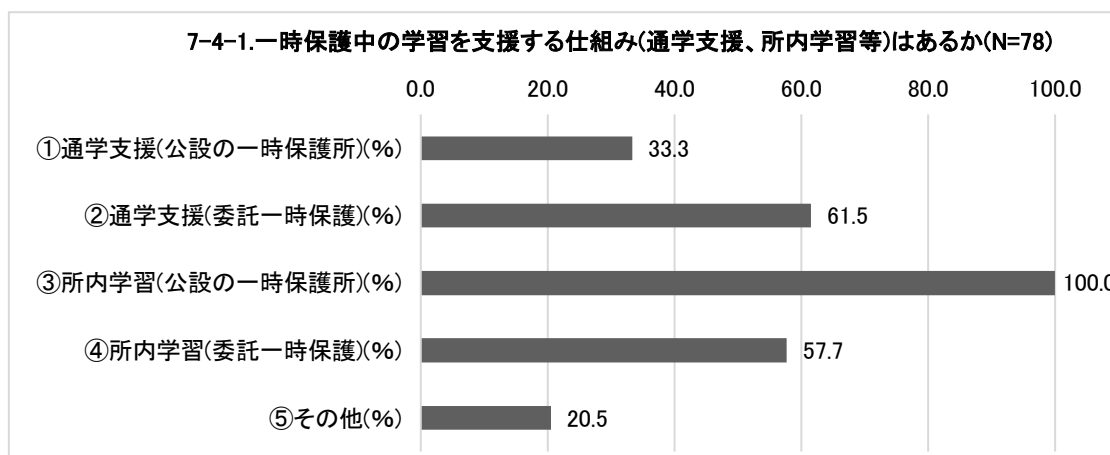


7-4 一時保護中の学習を支援する仕組みについて

7-4-1 一時保護中の学習を支援する仕組み（通学支援、所内学習等）はあるか ※ 複数回答

- 都道府県等（n=78）のうち 78 自治体（100%）が、公設の一時保護所での所内学習の仕組みを整えていた。

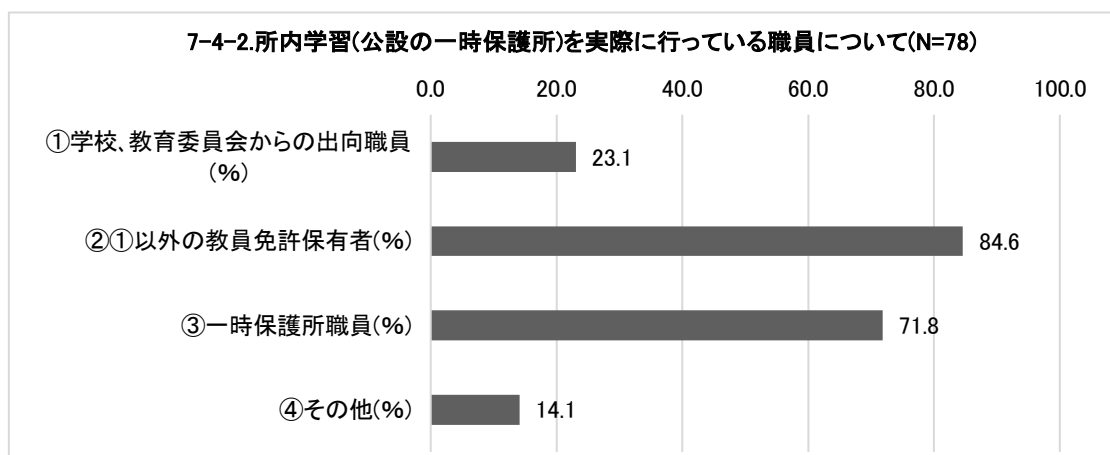
図表 106 一時保護中の学習を支援する仕組み（通学支援、所内学習等）はあるか



7-4-2 所内学習（公設の一時保護所）を実際に行っている職員について ※ 複数回答

- 都道府県等（n=78）のうち 66 自治体（84.6%）で、学校、教育委員会からの出向職員以外の教員免許保有者が公設の一時保護所での所内学習を行っていた。

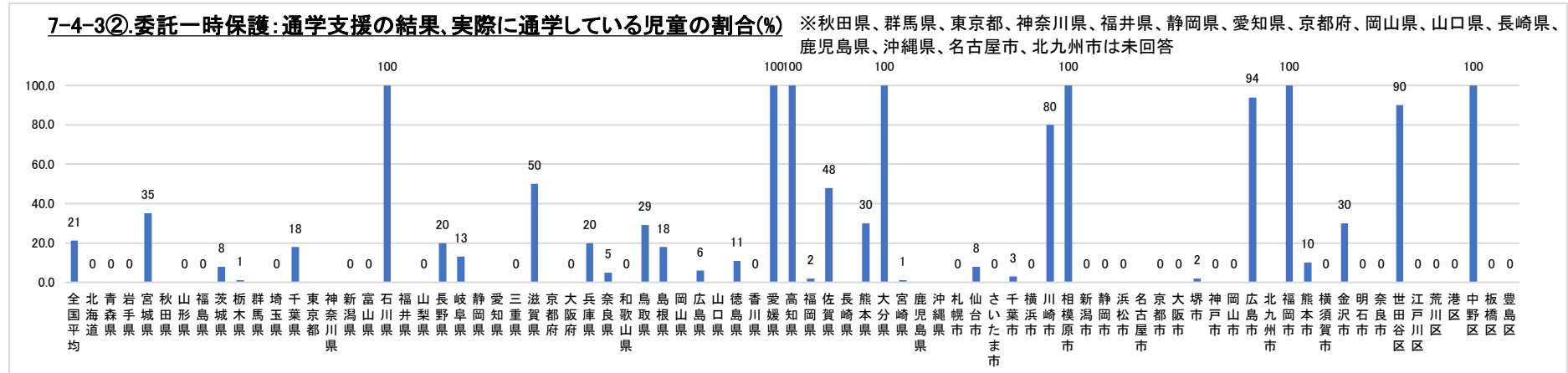
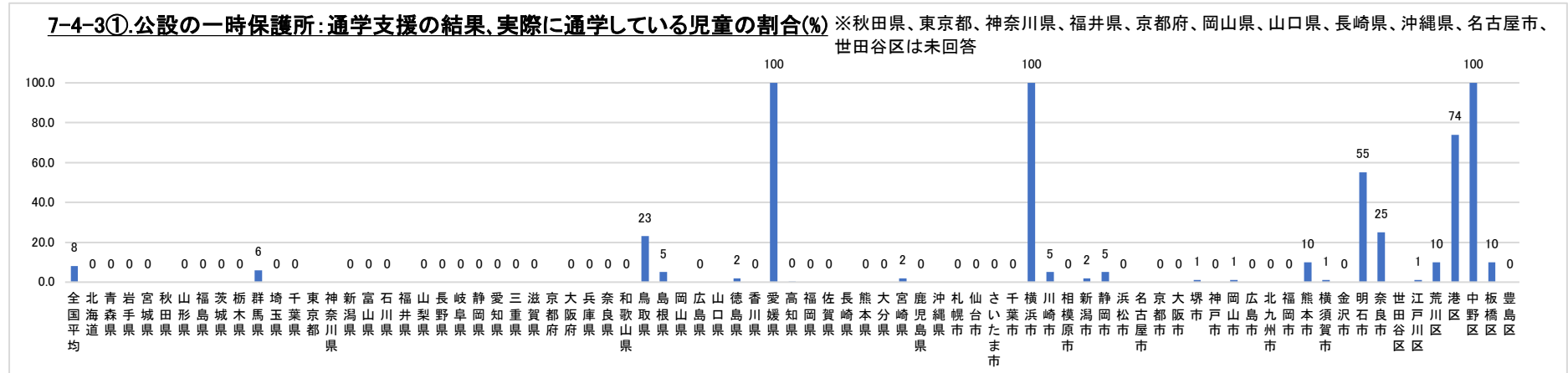
図表 107 所内学習（公設の一時保護所）を実際に行っている職員について



7-4-3 通学支援の結果、実際に通学している児童の割合

- 通学支援の結果、実際に通学している児童の割合については、公設の一時保護所では0%となる自治体が多いが、政令市等では実績のある自治体が複数見られた。委託一時保護では4割程度の自治体で実績があり、100%となる自治体も複数見られた。

図表 108 通学支援の結果、実際に通学している児童の割合



8. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 主要な調査項目に関する総括

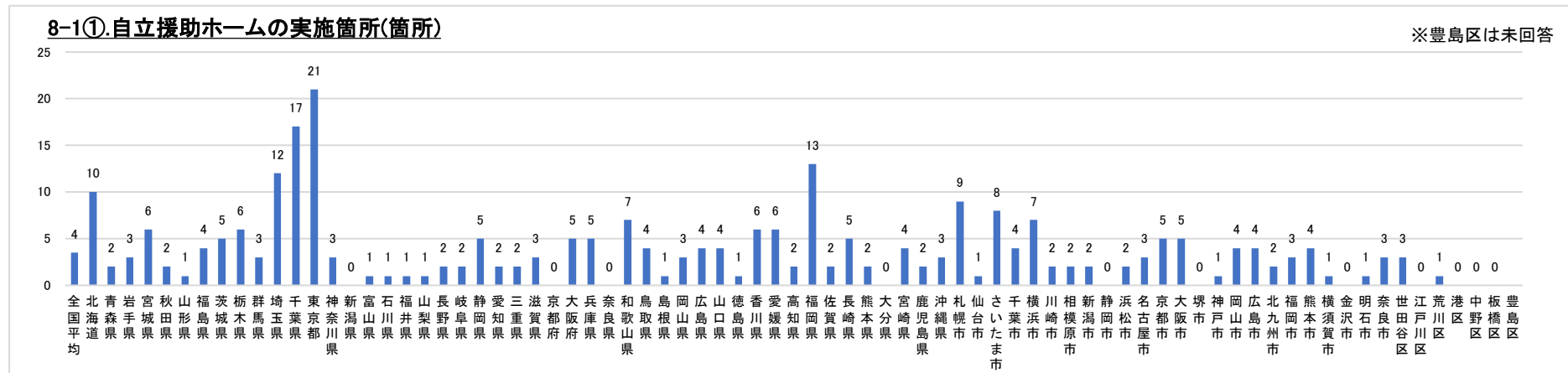
- ① 自立援助ホームの実施箇所数、定員数については、特に東京都、千葉県、埼玉県など首都圏に多いが、自立児童人口 10 万人当たりの定員数から見ると全国平均と同様程度の数値となっている。特に都心部では進学・就職等により自立児童人口が集中することが考えられ、学校や職場等へアクセスしやすい場所を中心として、より充実した自立援助ホームの設置が必要となる。
- ② 措置延長の割合については、令和 4 年度に 18 歳を迎えてそのまま措置延長を行った割合は、高校卒業までの支援継続等を踏まえて全国平均で 92% と高い値だった。一方で、令和 5 年 4 月 1 日以降も継続して措置延長を行った割合は、32% と低い値となった。措置延長を行った理由に関しても、高校卒業までの継続的な指導の必要性が割合として高く、自立後の子どもの生活安定に向けて、大学・専門学校等への進学、就職等の場合でも措置延長が希望する子どもに活用されることが望まれる。
- ③ 社会的養護自立支援事業については、自立援助ホーム、里親、児童養護施設が主な実施機関として示された。また、事業別の延べ人数では、生活相談支援が最も多く、その次に就労相談支援や支援コーディネーターによる支援が挙げられた。
- ④ 支援計画の策定状況については、社会的養護自立支援事業を実施した児童のうち、継続支援計画を策定した児童の割合が 100% の自治体が数多く見られたが、全ての事業実施児童に対して計画策定が行われていない自治体もあり、個々の状況を十分に踏まえて丁寧な支援を行なっていくための計画策定がより一層求められる。

(2) 調査結果

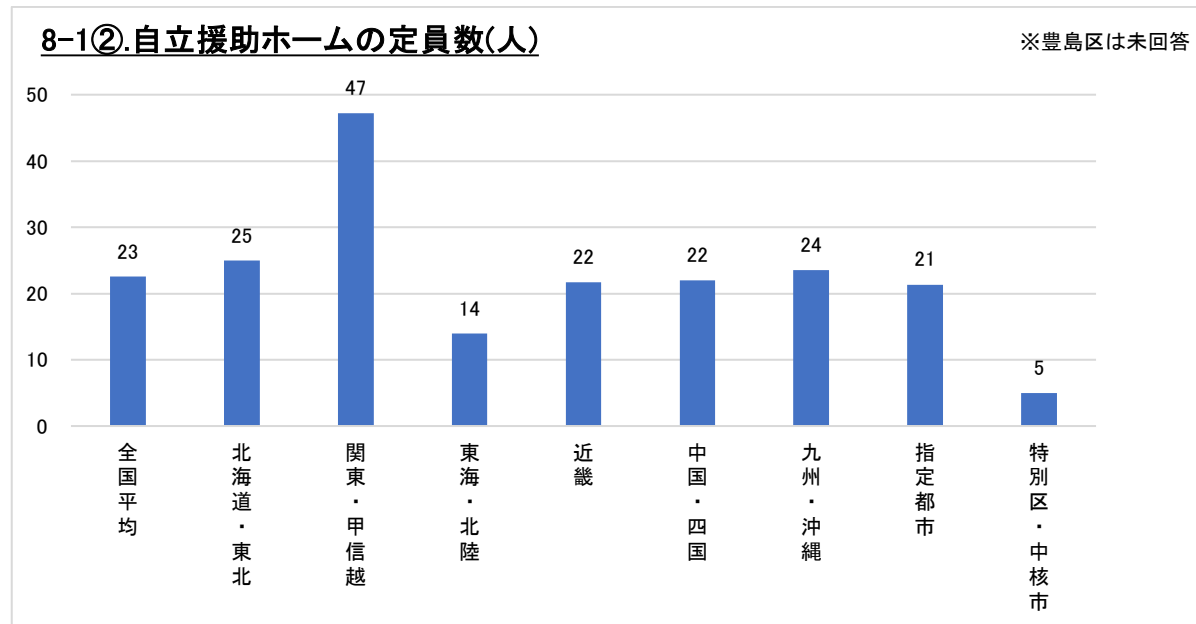
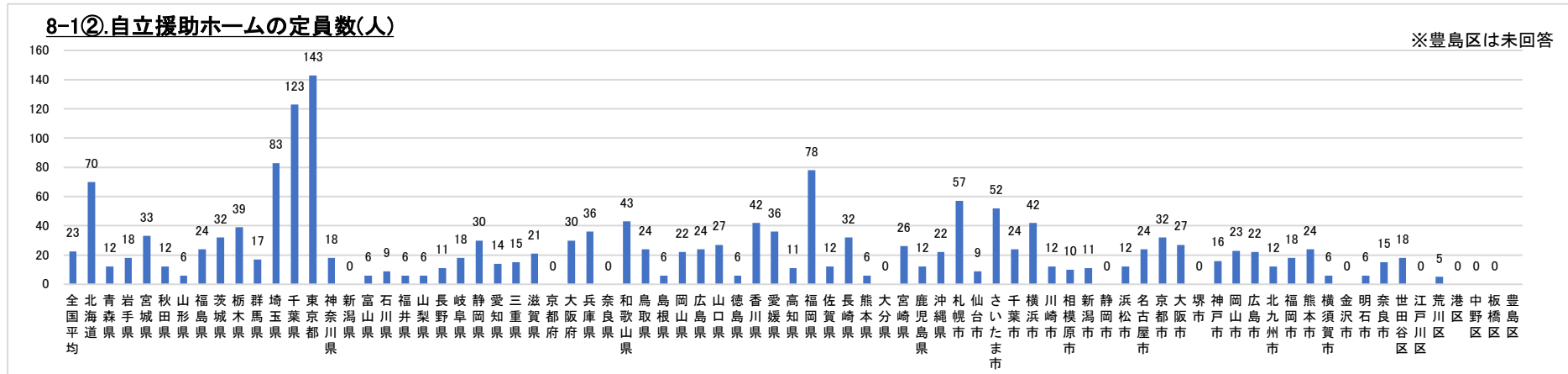
8-1 自立援助ホームの実施箇所数、入居者数について

- 自立援助ホームについては、実施箇所数は全国で平均 4±4 箇所（0～21 箇所）であった。定員数は全国で平均 23±25 人（0～143 人）で、地方別に見ると関東・甲信越が特に多かった。定員数を自立児童人口（15～22 歳人口）10 万人あたりで見るとおおむね 40 人程度までの範囲に収まる自治体が多いが、50 人を超える自治体もいくつか見られた。ホーム 1 箇所あたりの入居者数については全国的に 0 人から 9 人の範囲に収まった。

図表 110 自立援助ホームの実施箇所

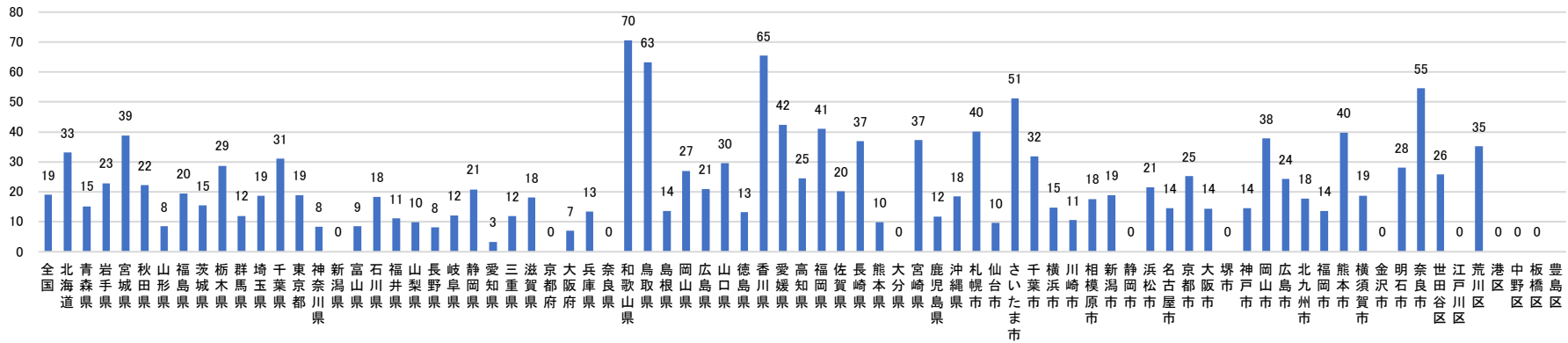


図表 111 自立援助ホームの定員数



8-1②.自立児童人口(15～22歳人口)10万人当たりの自立援助ホームの定員数(人)

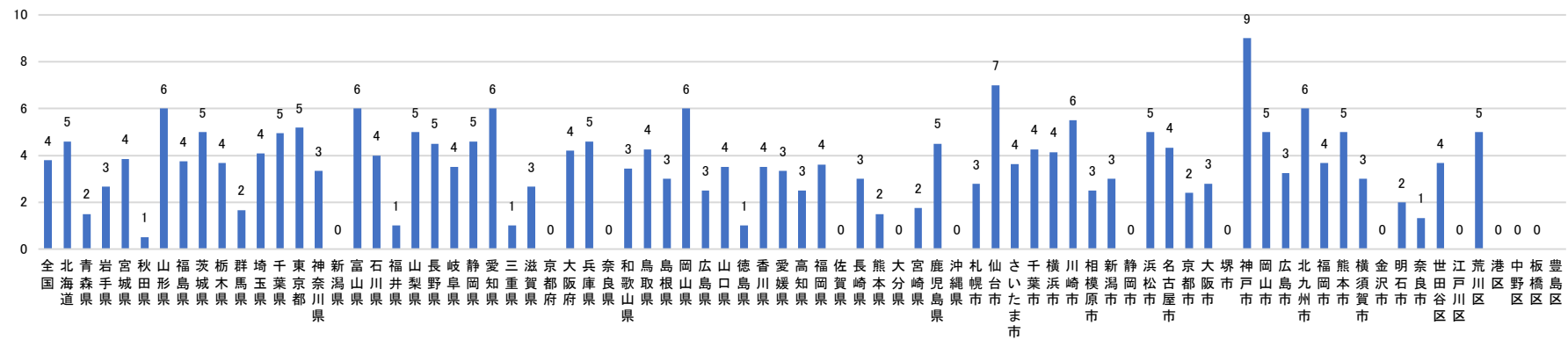
※豊島区は一部未回答につきデータ未掲載



図表 112 自立援助ホーム1箇所あたりの入居者数

8-1③.自立援助ホーム1箇所当たりの入居者数(人)

※豊島区は一部未回答につきデータ未掲載



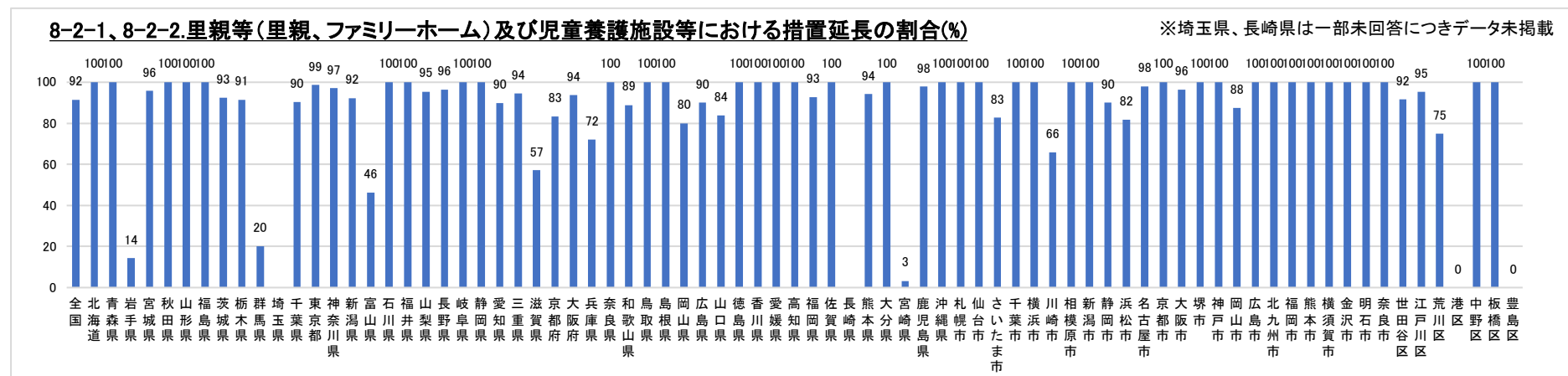
8-2 措置延長の状況（18歳以上の子ども）について

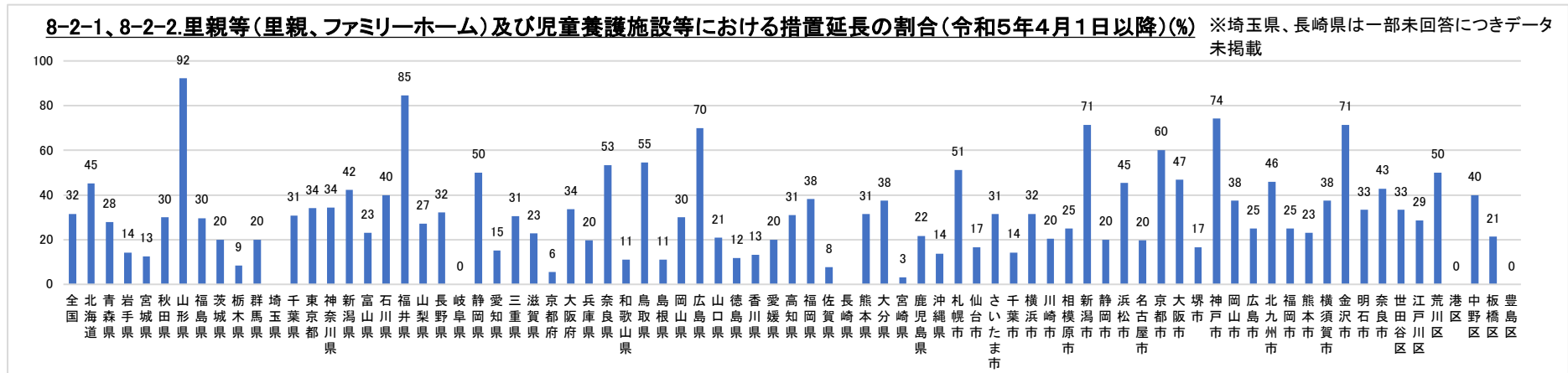
8-2-1 里親等（里親、ファミリーホーム）における措置延長の割合について

8-2-2 児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設）における措置延長の割合について

- 里親等及び児童養護施設における措置延長の割合はほとんどの自治体で100%であった。令和5年4月1日以降も引き続き措置延長を行った児童の割合は全国で31.6%であったが、70%を超える自治体もいくつか見られた。

図表 113 里親等（里親、ファミリーホーム）及び児童養護施設等における措置延長の割合

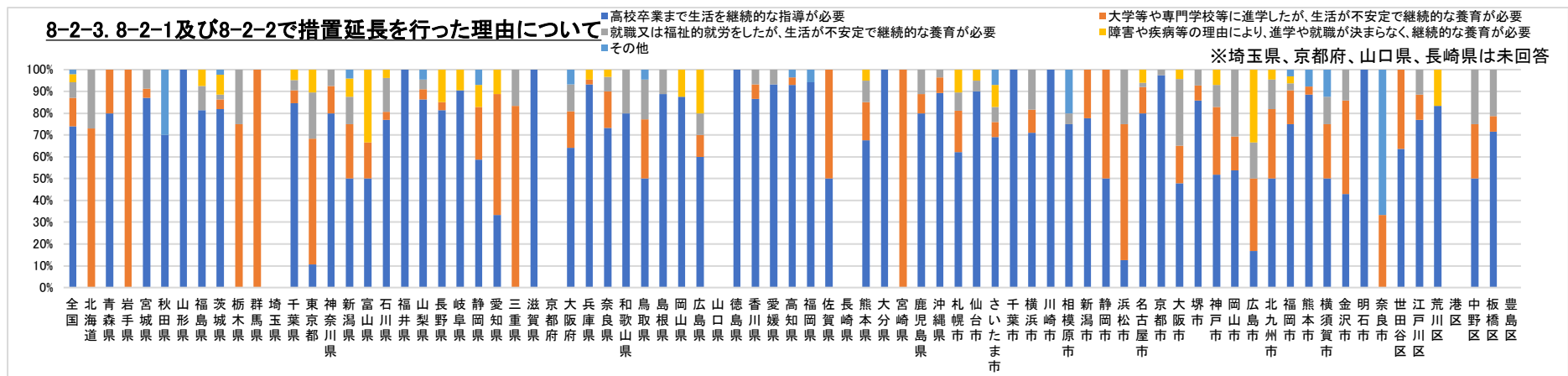




8-2-3 措置延長を行った理由について

- 措置延長を行った理由については、ほとんどの自治体において「高校卒業まで生活を継続的な指導が必要」という理由が多数であった。また「大学等や専門学校等に進学したが、生活が不安定で継続的な養育が必要」という理由が多数となる自治体もいくつか見られた。

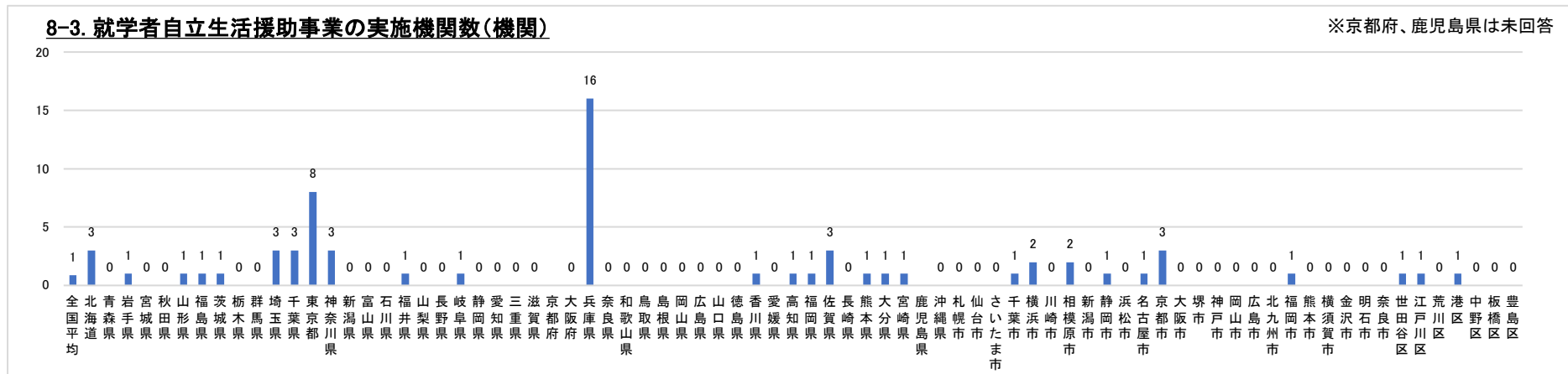
図表 114 措置延長を行った理由について



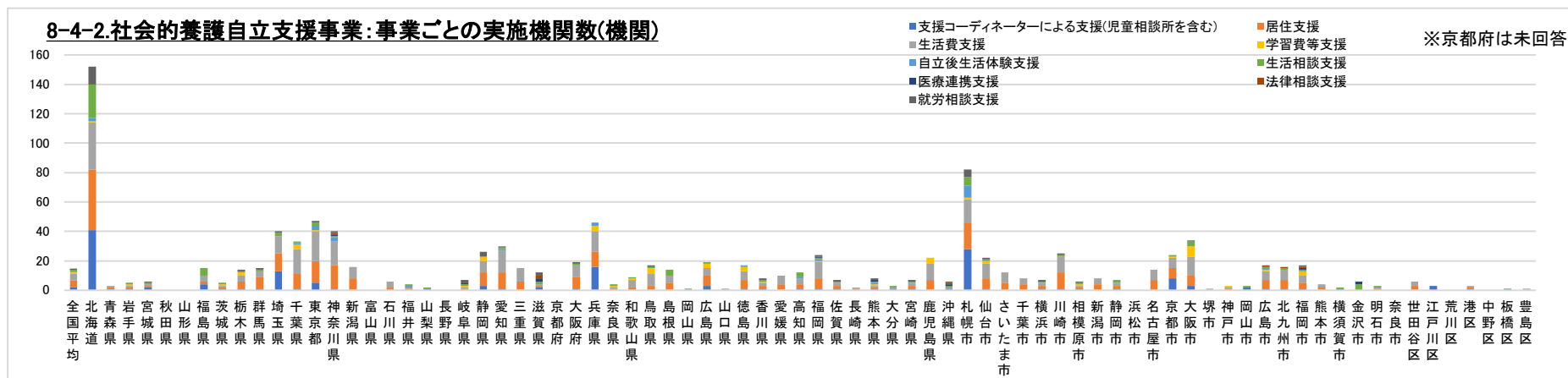
8-3 就学者自立生活援助事業の実施機関数について

- 就学者自立生活援助事業の実施機関数については、0 機関となる自治体が多いが、実績のある自治体では 1 機関から 16 機関の範囲に収まっていた。

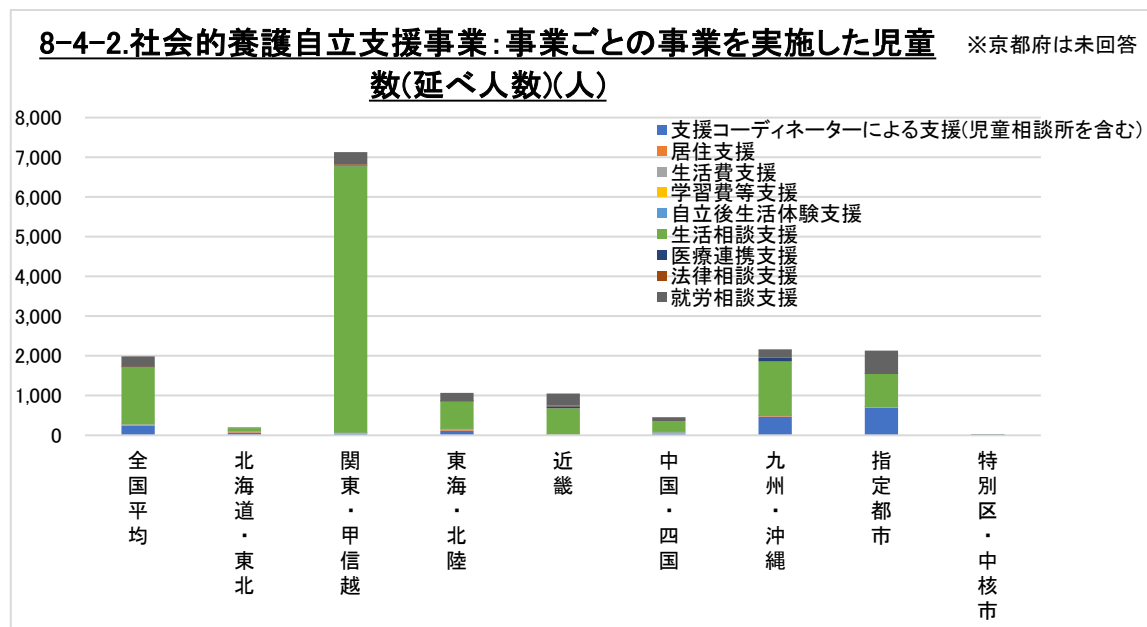
図表 115 就学者自立生活援助事業の実施機関数



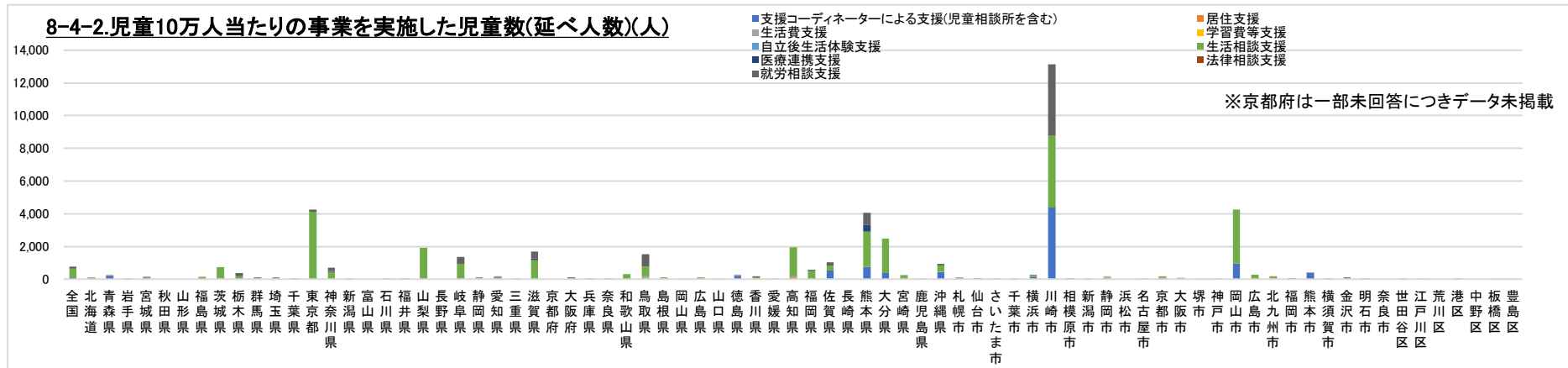
図表 117 社会的養護自立支援事業：事業ごとの実施機関数



図表 118 社会的養護自立支援事業：事業ごとの事業を実施した児童数(延べ人数)



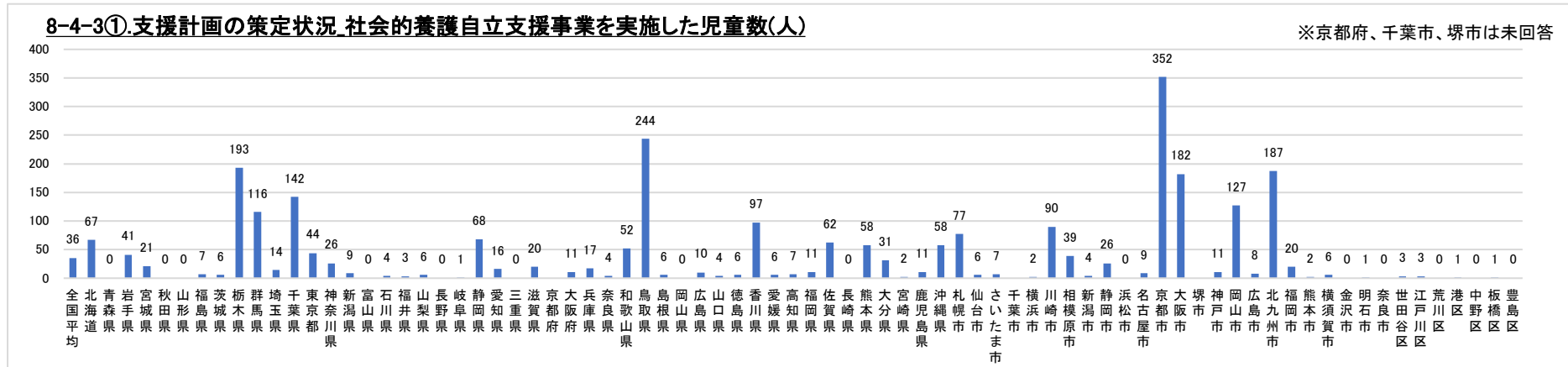
図表 119 児童 10 万人あたりの事業を実施した児童数(延べ人数)



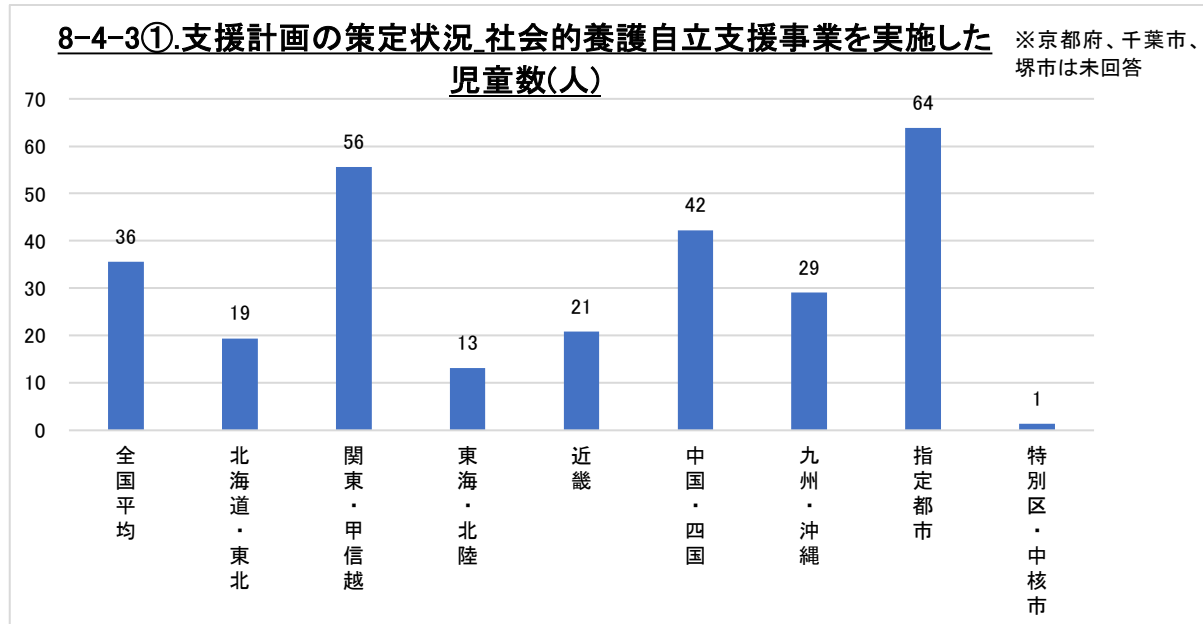
8-4-3 支援計画の策定状況について

- 社会的養護自立支援事業を実施した児童数については、平均 36 ± 64 人 (0~352 人) であった。地方別に見ると関東・甲信越及び指定都市が他の地方に比べて多い傾向が見られた。また自立児童人口 10 万人あたりで見ると、全国的にはおおむね 0 人から 100 人程度の範囲に収まっていたが、200 人を超える自治体もいくつか見られた。
- 社会的養護自立支援事業を実施した児童のうち、継続支援計画を策定した児童の割合については、100%となる自治体が複数見られた。

図表 120 支援計画の策定状況_社会的養護自立支援事業を実施した児童数

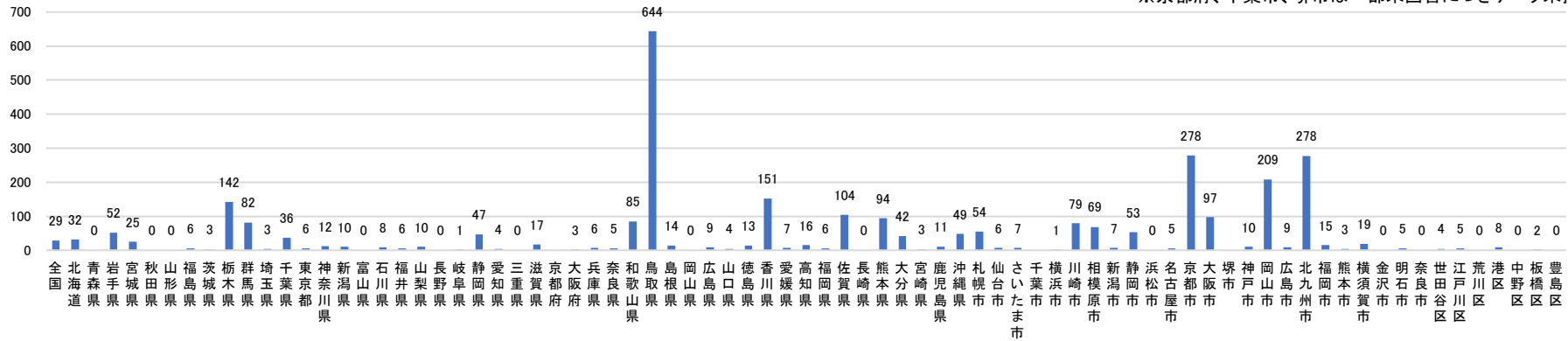


※一部の自治体は実人数ではなく延べ人数で回答した可能性が考えられる点に留意する。



8-4-3. 自立児童人口(15~22歳)10万人当たりの社会的養護自立支援事業を実施した児童数(人)

※京都府、千葉市、堺市は一部未回答につきデータ未掲載

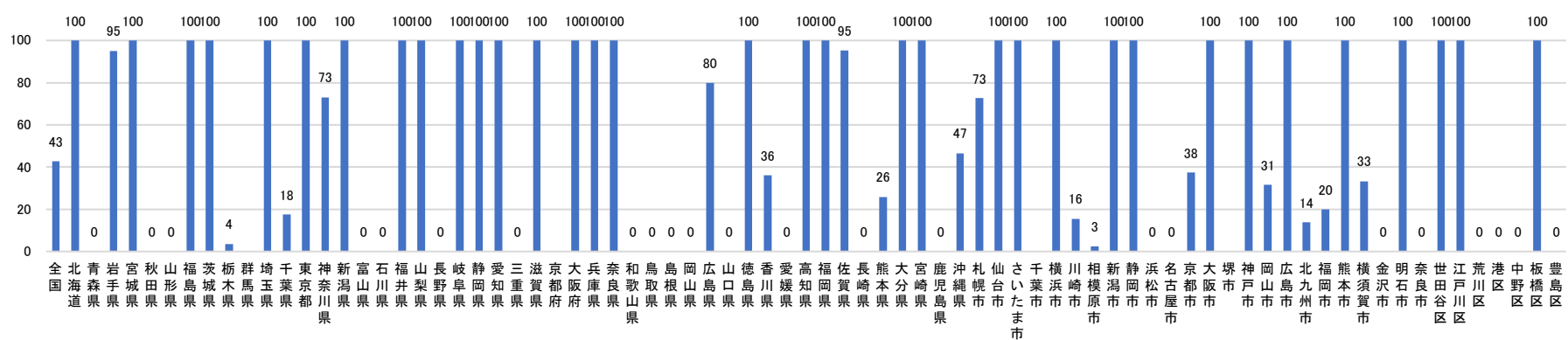


※一部の自治体は実人数ではなく延べ人数で回答した可能性が考えられる点に留意する。

図表 121 支援計画の策定状況_うち、継続支援計画を策定した児童数

8-4-3②. 支援計画の策定状況_うち、継続支援計画を策定した児童数(%)

※群馬県、京都府、千葉市、堺市は一部未回答につきデータ未掲載



3. 児童相談所の強化等に向けた取組に関するデータ

(1) 主要な調査項目に関する総括

※「児童相談所の強化等に向けた取組に関するデータ」に関しては、こども家庭庁からの提供データを基に取組状況の評価・検証を行なった。

- ① **中核市の児童相談所設置状況**については、奈良市に新設され、設置予定および設置の方向で検討中の自治体は令和3年度の8箇所（児童相談所関連データ）から9箇所へと増加した。また、**特別区の児童相談所設置状況**についても、中野区に新設され、23区中の21区が設置の方向で検討しており、今後の設置数増加が見込まれる。
- ② **児童福祉司数（スーパーバイザーを含む）及び児童心理司数**については、人口3万人に児童福祉司1人、児童福祉司2人に対して児童心理司1人、という配置基準を多くの自治体が満たしており、特に中核市や特別区では充実した人員配置が行われている傾向が見られた。また、**スーパーバイザー1人当たりの児童福祉司数**は、全国平均ではスーパーバイザー1人に対して児童福祉司5人という児童相談所運営指針の基準を満たしているが、基準を大きく超過する自治体も複数見られており、今後の配置拡充が求められる。
- ③ **弁護士の配置数**については、約64%の自治体で配置されており、特に常勤弁護士が配置されている自治体は約17%となった。配置数が多い自治体の中には、非常勤での配置が多いことも想定され、法律上の手続き等について十分なサポートが受けられる体制として、今後より常勤での配置が求められる。
- ④ **医師、保健師の配置数**については、ほぼ全ての自治体で医師、保健師が配置されているが、人数に関しては自治体間の差が見られた。
- ⑤ **児童相談所の第三者評価の受審率**については、令和3年度の11箇所（児童相談所関連データ）から32箇所と大幅に増加しており、第三者評価の受審が進められている。一方で、受審割合は全児童相談所中の14%に留まっており、一時保護所の受審割合と比較しても非常に低く、今後より第三者評価の受審が進められるような各自治体への意識づけが求められる。

(2) 調査結果

1-1 中核市の児童相談所設置状況（令和4年4月時点）

- 全国の中核市（n=62）のうち4自治体が「設置済み」、6自治体が「設置予定」、3自治体が「設置の方向で検討中」、26自治体が「設置の有無を含めて検討中」と回答した。

図表 122 中核市の児童相談所設置状況

設置済み（4自治体）								
横須賀市			金沢市		明石市		奈良市	
設置予定（6自治体）								
高崎市		船橋市		柏市		豊中市	東大阪市	尼崎市
設置の方向で検討（3自治体）								
豊橋市			姫路市			鹿児島市		
設置の有無を含めて検討中（26自治体）								
旭川市	盛岡市	秋田市	郡山市	いわき市	宇都宮市	川越市	川口市	甲府市
岐阜市	岡崎市	吹田市	高槻市	枚方市	八尾市	和歌山市	松江市	呉市
福山市	下関市	松山市	久留米市	長崎市	佐世保市	大分市	宮崎市	

1-2 特別区の児童相談所設置状況（令和4年4月時点）

- 東京都特別区（n=23）のうち5自治体が「設置済み」、9自治体が「設置予定」、7自治体が「設置の方向で検討中」、1自治体が「設置の有無を含めて検討中」と回答した。

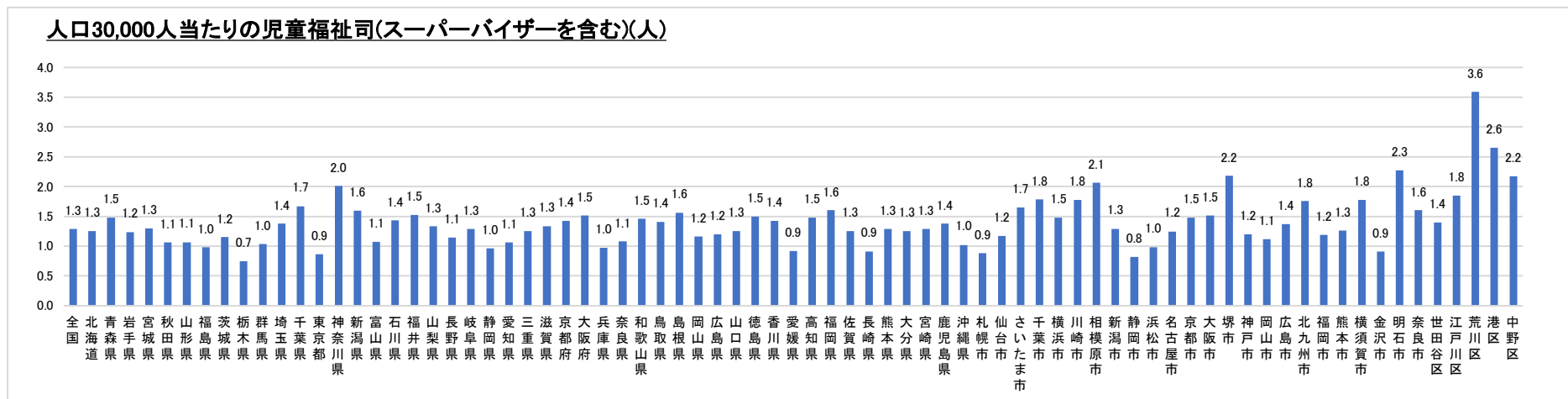
図表 123 特別区の児童相談所設置状況

設置済み（5自治体）								
港区		世田谷区		荒川区		江戸川区		中野区
設置予定（9自治体）								
新宿区	文京区	北区	品川区	大田区	杉並区	豊島区	板橋区	葛飾区
設置の方向で検討中（7自治体）								
千代田区		台東区		目黒区	墨田区	江東区	足立区	中央区
設置の有無を含めて検討中（1自治体）								
渋谷区								

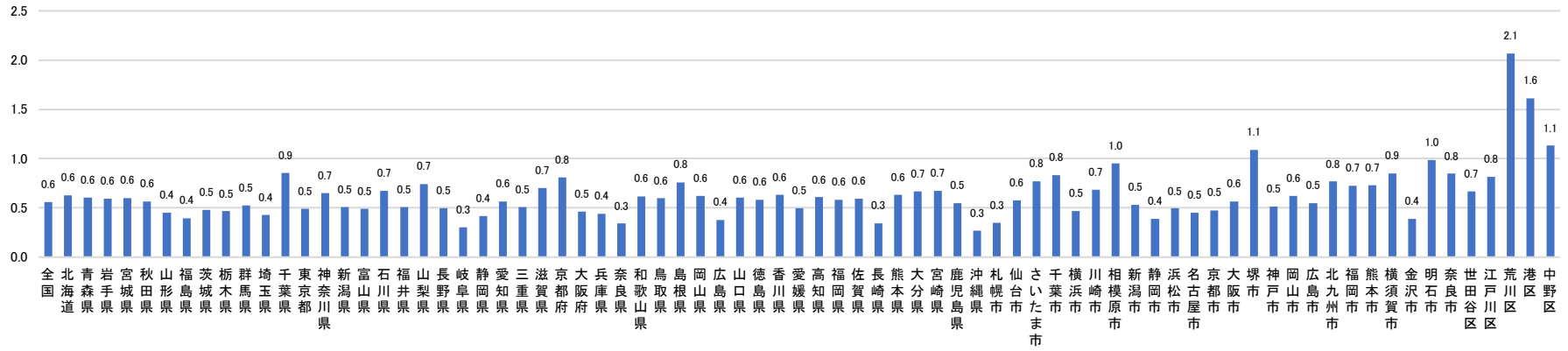
2 児童福祉司数(スーパーバイザーを含む)及び児童心理司数

- 児童福祉司(スーパーバイザー含む)については、人口3万人あたりで見ると全国では1.3人であり、「人口3万人につき1人」という新プランの基準を満たしている自治体が多く見られた。
- 児童心理司については、人口3万人あたりで見ると全国では0.6人であった。全国的に0.5人前後となる自治体が多く見られ、児童福祉司の半分程度になっていたことから、児童福祉司と児童心理司の人員配置は多くの自治体でおおむね児童福祉司2人に対して児童心理司1人程度となっていると考えられる。
- 児童福祉司数(スーパーバイザー除く)については、スーパーバイザー1人あたりで見ると全国では4.7人であり、児童相談所運営指針に定める「スーパーバイザー1人につき児童福祉司5人」という基準をやや下回っていたが、基準を大きく上回る自治体も複数見られた。

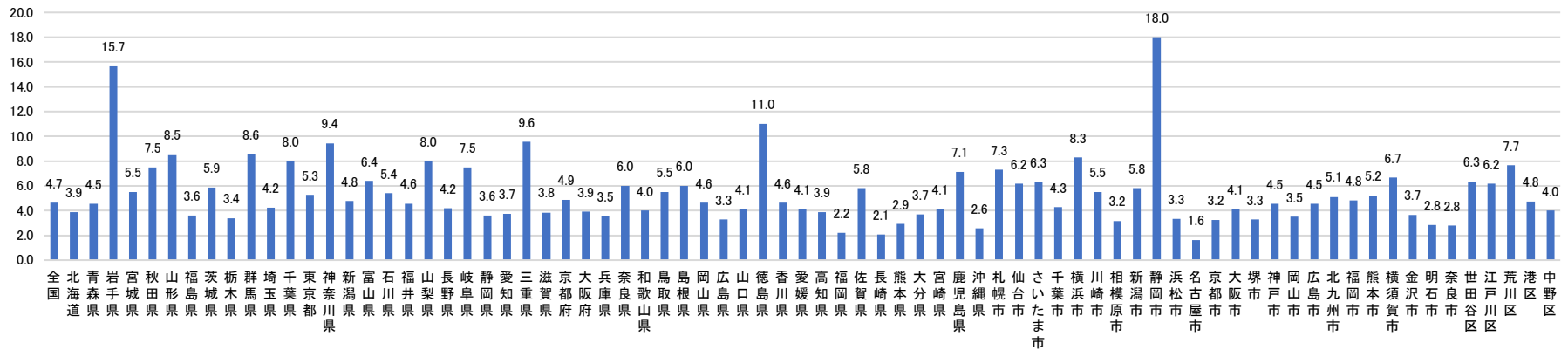
図表 124 児童福祉司数(スーパーバイザーを含む)及び児童心理司数



人口30,000人当たりの児童心理司(人)



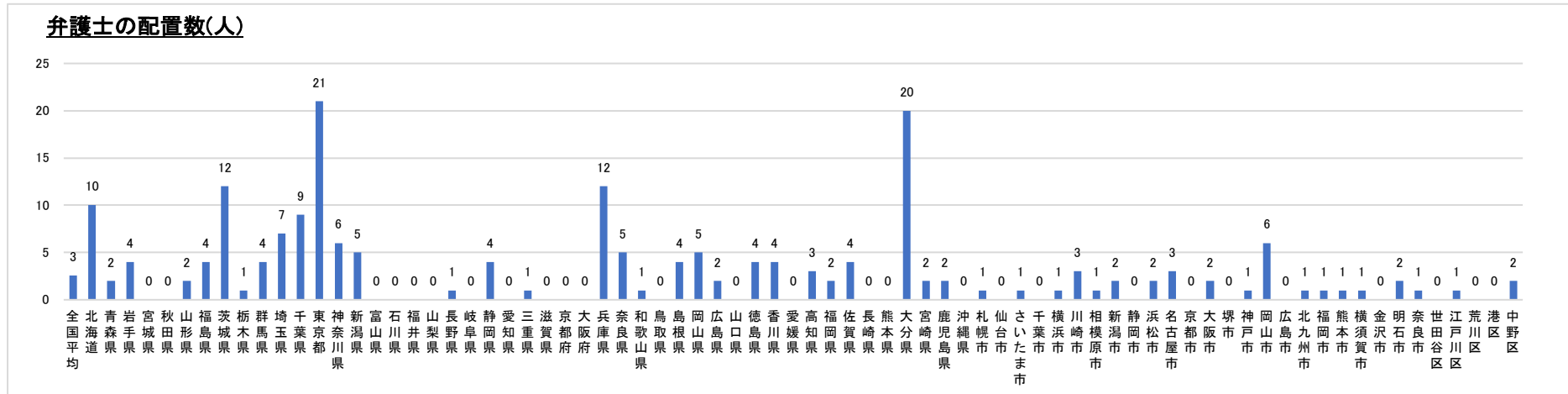
スーパーバイザー1人当たりの児童福祉司数(スーパーバイザーを除く)(人)



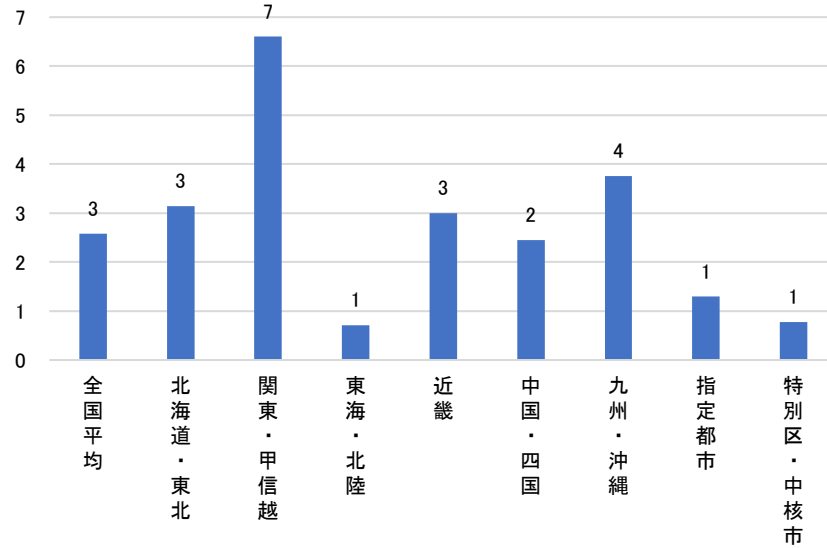
3-1 弁護士の配置数(人)

- 弁護士の配置数については、平均3±4人(0~21人)であり、地方別に見ると関東・甲信越の平均配置数が他の地方と比べて多い傾向が見られた。また児童10万人あたりで見ると、弁護士の配置数は全国的にはおおむね0人から6人程度の範囲に収まった。

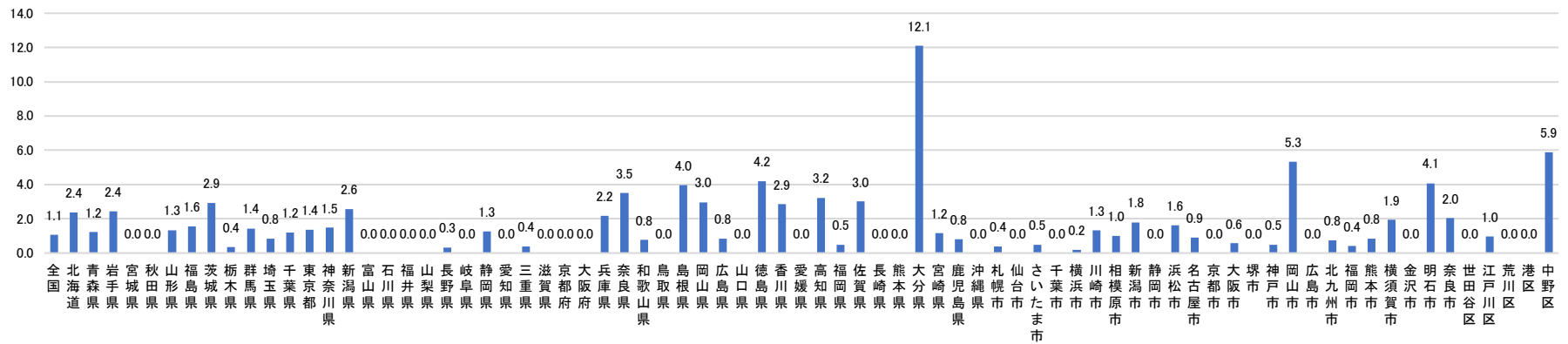
図表 125 弁護士の配置数



弁護士の配置数(人)



児童10万人当たりの弁護士の配置数(人)



3-2 常勤弁護士を配置している自治体

- 都道府県等（n=78）のうち 13 自治体は常勤弁護士を配置していた。配置数は 1 名から 3 名であった。

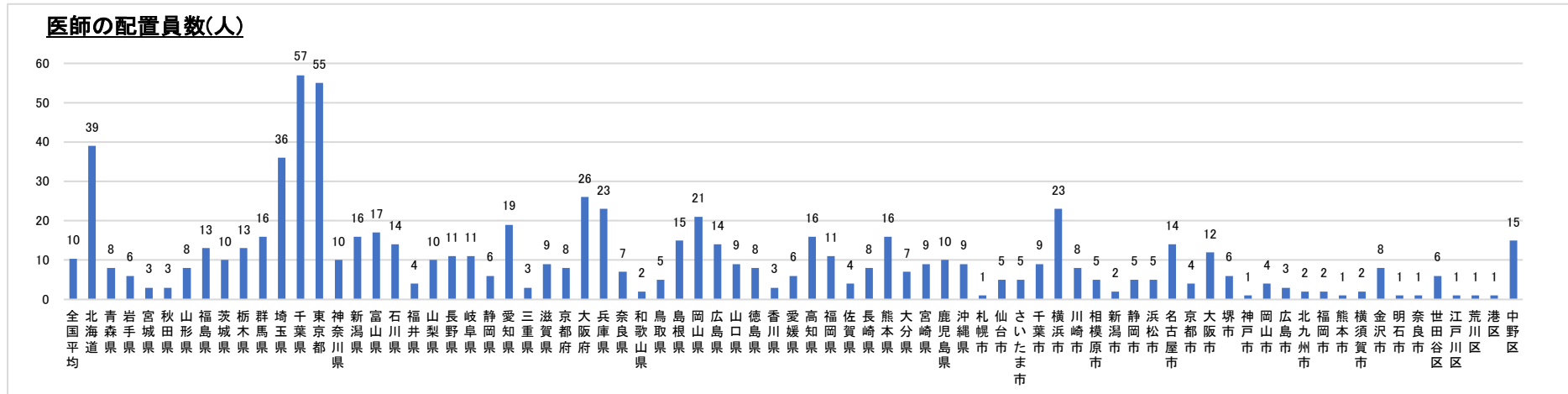
図表 126 常勤弁護士を配置している自治体(数値は配置数)

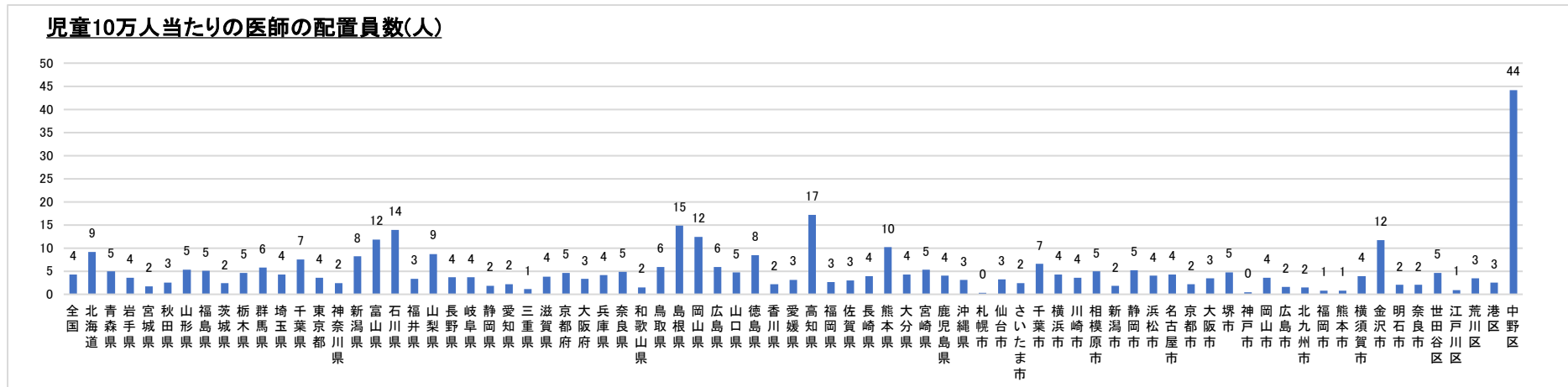
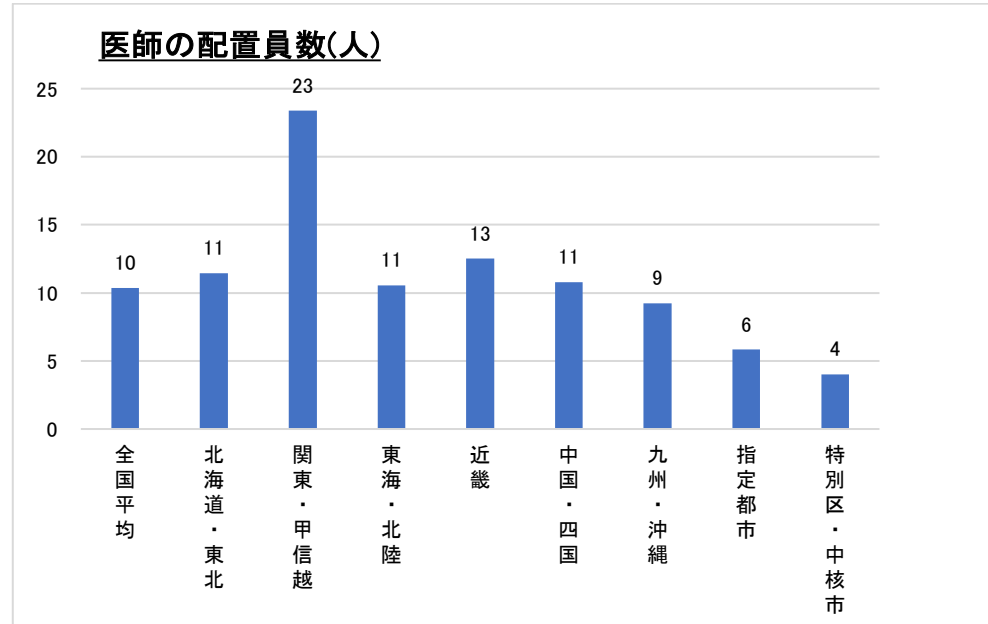
和歌山県	1	札幌市	1	横浜市	1	川崎市	1	新潟市	2	名古屋市	3	大阪市	2
神戸市	1	福岡市	1	熊本市	1	明石市	2	奈良市	1	江戸川区	1		

4-1 医師の配置員数(人)

- 医師の配置数については、平均 10±11 人（1～57 人）であり、地方別に見ると関東・甲信越の平均配置数が他の地方と比べて多い傾向が見られた。また児童 10 万人あたりで見ると、医師の配置数は全国的にはおおむね 0 人から 20 人程度の範囲に収まった。

図表 127 医師の配置員数

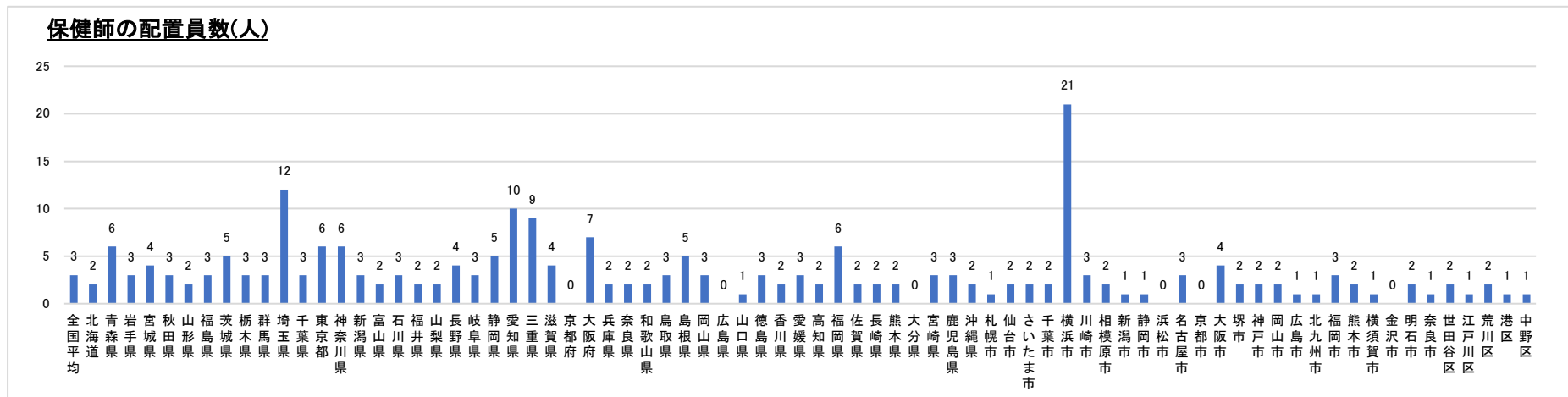




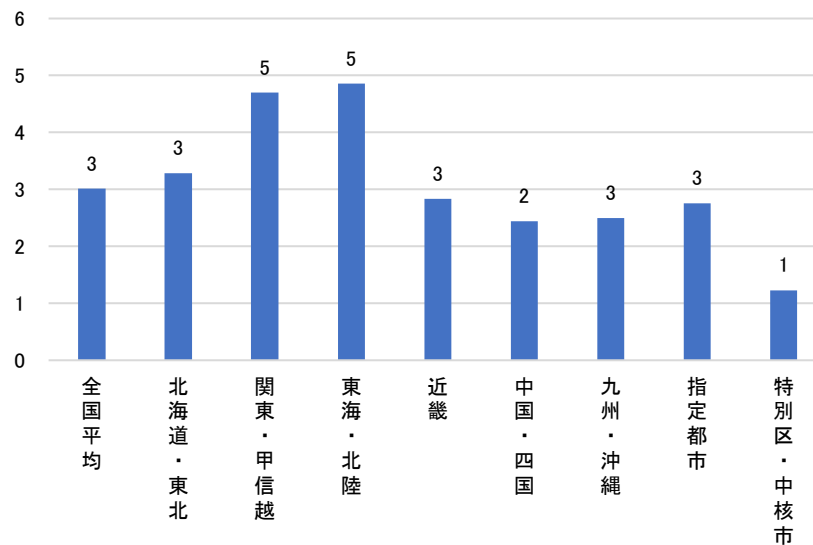
4-2 保健師の配置員数(人)

- 保健師の配置数については、平均3±3人(0~21人)であり、地方別に見ると関東・甲信越及び東海・北陸の平均配置数が他の地方に比べて多い傾向が見られた。また児童10万人あたりで見ると、保健師の配置数は全国的には0人から7人程度の範囲に収まった。

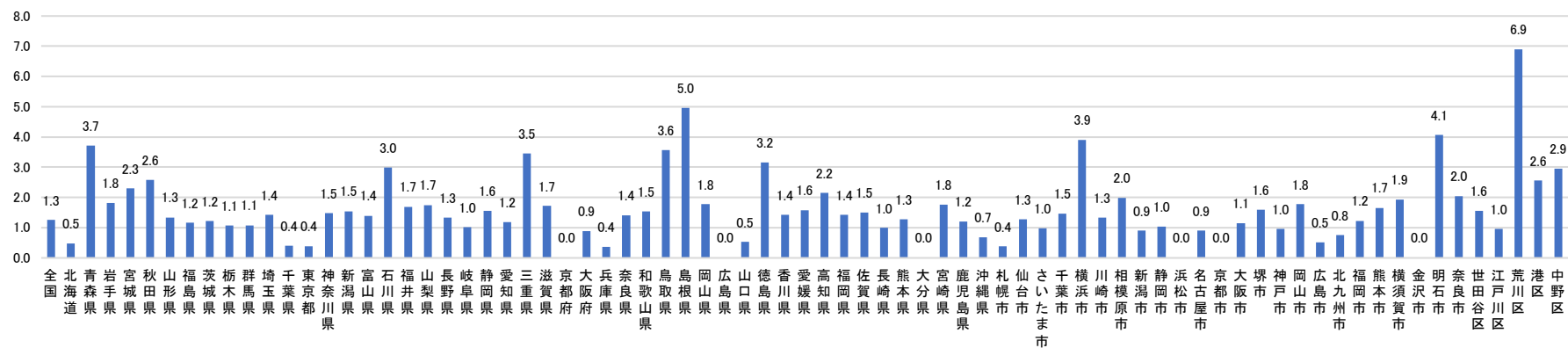
図表 128 保健師の配置員数



保健師の配置員数(人)



児童10万人当たりの保健師の配置員数(人)



5 第三者評価の受審率（児童相談所、一時保護所）

- 都道府県等（n=76）のうち 15 自治体は児童相談所で第三者評価を実施していた。実施箇所数は 1 箇所から 6 箇所であった。
- 都道府県等（n=76）のうち 48 自治体は一時保護所で第三者評価を実施していた。実施箇所数は 1 箇所から 5 箇所であった。

図表 129 児童相談所、一時保護所における第三者評価（平成 29 年度～令和 4 年度）

第三者評価の受審率

児童相談所			一時保護所		
実施箇所数	箇所数 (令和 4 年 4 月 1 日現在)	実施割合	実施箇所数	箇所数	実施割合
32 箇所	228 箇所	14%	82 箇所	149 箇所	55%

児童相談所の第三者評価を実施済の自治体

・青森県（1箇所） ・千葉県（6箇所） ・東京都（4箇所） ・滋賀県（3箇所） ・大阪府（6箇所） ・徳島県（1箇所） ・愛媛県（1箇所） ・高知県（1箇所）
 ・福岡県（2箇所） ・熊本県（1箇所） ・札幌市（1箇所） ・京都市（2箇所） ・堺市（1箇所） ・世田谷区（1箇所） ・江戸川区（1箇所）

一時保護所の第三者評価を実施済の自治体

・宮城県（1箇所） ・福島県（4箇所） ・茨城県（1箇所） ・栃木県（1箇所） ・群馬県（2箇所） ・埼玉県（5箇所） ・千葉県（5箇所） ・東京都（5箇所）
 ・神奈川県（2箇所） ・新潟県（1箇所） ・山梨県（2箇所） ・長野県（2箇所） ・岐阜県（1箇所） ・静岡県（2箇所） ・大阪府（2箇所） ・兵庫県（1箇所）
 ・和歌山県（1箇所） ・鳥取県（3箇所） ・島根県（4箇所） ・広島県（2箇所） ・徳島県（1箇所） ・香川県（1箇所） ・高知県（1箇所） ・福岡県（2箇所）
 ・長崎県（2箇所） ・熊本県（1箇所） ・札幌市（1箇所） ・さいたま市（1箇所） ・川崎市（2箇所） ・横浜市（4箇所） ・相模原市（1箇所） ・新潟市（1箇所）
 ・静岡市（1箇所） ・浜松市（1箇所） ・名古屋市（1箇所） ・京都市（1箇所） ・大阪市（2箇所） ・堺市（1箇所） ・神戸市（1箇所） ・北九州市（1箇所）
 ・熊本市（1箇所） ・横須賀市（1箇所） ・奈良市（1箇所） ・港区（1箇所） ・世田谷区（1箇所） ・中野区（1箇所） ・荒川区（1箇所） ・江戸川区（1箇所）

第IV章 計画策定に向けた意見交換会の開催

1. 概要

(1) 目的

各都道府県等が次期社会的養育推進計画の策定の際に必要となる、担当者間の横のつながりを作る意見交換の場の提供や策定要領の重要事項に関する講義の実施、現状の取組状況や課題等を話し合う場の提供等を目的として、各地域に分かれた意見交換会を開催した。

(2) 開催日時

①大阪会場（TKP ガーデンシティ PREMIUM 大阪駅前）

2月19日(月)10時30分～16時30分

②福岡会場（TKP 博多駅シティセンター）

2月20日(火)10時30分～16時30分

③東京会場（早稲田大学 121号館コマツホール）

2月27日(火)10時30分～16時30分

(3) 対象者

各自治体の社会的養育推進計画の企画・調整担当者および児童相談所担当者

(4) 開催方法

大阪会場、福岡会場は対面形式、東京会場は対面およびオンライン(zoomを使用)のハイブリッド形式、でそれぞれ開催した。

(5) 開催プログラム

当日のプログラムは、以下の通りである。

図表IV-1 計画策定に向けた意見交換会 当日プログラム

時間	内容
10:15-	受付開始
10:30-10:35	*開会のご挨拶 上鹿渡 和宏（早稲田大学人間科学学術院・社会的養育研究所）
10:35-11:10	*行政説明 金子 真路（こども家庭庁支援局家庭福祉課）
11:10-11:15	～アイスブレイクワーク～
11:15-12:00	*新たな策定要領の各項目に関する施策・取組 福井 充（福岡市こども未来局こども家庭課）
12:00-13:00	～休憩～
13:00-14:30	*新たな策定要領の重要項目に関する講義&グループワーク

	福井 充（福岡市こども未来局こども家庭課） 安留 昭人（山梨県中央児童相談所）
14:30-16:30	* 次期計画の策定のあり方に関する意見交換（グループワーク） 上村 宏樹（一般社団法人無憂樹、早稲田大学社会的養育研究所） * 計画策定におけるポイント・留意点（話題提供） 河野 洋子（大分県こども・女性相談支援センター）
16:30-	* 閉会のご挨拶 上鹿渡 和宏（早稲田大学人間科学学術院・社会的養育研究所）

（6）参加募集方法

都道府県等宛にメールにてチラシを送付することで告知し、参加を呼びかけた。参加者は49自治体から計82名となった。

図表IV-2 計画策定に向けた意見交換会 ご案内チラシ



令和5(2023)年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
都道府県等における次期社会的養育推進計画の策定推進等に向けた調査研究

次期社会的養育推進計画の 策定に向けた意見交換会

早稲田大学社会的養育研究所では、こども家庭庁補助事業により「都道府県等における次期社会的養育推進計画の策定推進等に向けた調査研究」を実施しています。本調査は、今年度中に次期社会的養育推進計画の策定要領が発出されることに伴い、計画の策定に資する各事業を行っております。

本意見交換会では、次期計画策定要領の内容について理解を深めて頂くとともに、要領の重要事項に関する講義や計画の記載内容の検討、現在の取組状況や課題等についての意見交換等を通して、より充実した計画策定のあり方を考えることを目的として開催するものです。

- ▶ **大阪会場** ▶ 2月19日[月]10:30-16:30 TKPガーデンシティPREMIUM大阪駅前
- ▶ **福岡会場** ▶ 2月20日[火]10:30-16:30 TKP博多駅シティセンター
- ▶ **東京会場** ▶ 2月27日[火]10:30-16:30 早稲田大学121号館コマツホール

※ぜひ近隣会場へご参加下さい。なお、日程等の都合により他会場への参加も可能です。※対面参加・参加費無料

※東京会場のみオンライン参加可

参加対象 ▶ 各自治体の社会的養育推進計画の企画・調整のご担当者様
※自治体職員様であれば、本庁・児童相談所より複数名のご参加が可能です。

- プログラム** ▶
1. ご挨拶：早稲田大学社会的養育研究所長 上鹿渡和宏より
 2. 行政説明：こども家庭庁家庭福祉課様より
 3. 新たな策定要領の重要項目に関する講義&グループワーク：
パーマネンシー保障に向けた取組など重要項目に関する講義&グループワークを行います。
 4. 次期計画の策定のあり方に関する意見交換：
次期計画策定の際に必要な委員会設置や調査等について、ご参加者様同士で意見交換を行います。

申込方法 ▶ 電子メールにて、以下の事項を明記のうえお申込みください。
①お名前 ②ご所属 ③ご連絡先電話番号 ④ご連絡先メールアドレス
お申込みアドレス：waseda.kodomo.chousa@gmail.com
申込締切：2024年2月15日[木] 主催：早稲田大学社会的養育研究所



2. 実施結果

図表IV-3 シンポジウムの当日の様子（東京会場）



以下、シンポジウムで報告された内容の一部を抜粋して掲載した。なお、当日使用された資料に関しては、第Ⅶ章「資料編」にて掲載している。

(1) 行政説明（※第Ⅶ章「資料編」270ページからの資料参照）

○現行策定要領の見直しの背景

- ・ 令和4年改正児童福祉法を反映する必要がある点と、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書(令和4年2月)において、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等が指摘されている点が挙げられる。

○主な見直しのポイント

- ・ 次期計画は令和7～11年度の5年を1期として策定し、現行の策定要領に「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を加えた13項目とする。また、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援のあり方を中心に据えた構成とする。
- ・ 計画掲載事項として、現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から「現行計画の達成見込・要因分析等」の記載を求める。また、「資源の必要量等の見込み」「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込量等」の記載も求める。さらに、「整備すべき見込量等」について、「整備・取組方針等」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。
- ・ 現行の策定要領では評価のための指標は例示となっているが、次期計画では項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定する。各都道府県は、当該指標により取組の進捗について自己点検・評価するとともに、国は各都道府県の取組の進捗について毎年度調査を実施し、分析・評価して公表する。

(2) 新たな策定要領の各項目に関する施策・取組(福岡市の取組事例)（※第Ⅶ章「資料編」278ページ）

ージからの資料参照)

○現行計画策定時の工夫と重点ポイント

- ・ 当事者委員を含む検討委員会を開催し、こどもへのヒアリングを実施
- ・ パーマネンシー保障に向けた虐待や親子分離の予防のための体制・仕組み・サービスを充実
- ・ 親子分離後の再統合支援や親族等養育を推進した結果として入所児童数が減った施設が、短期養育や親子関係づくり支援などの地域の親子支援機能を担う施設へと多機能化

○現行計画で取組が進歩した点

- ・ 在宅家庭支援サービスの拡大
- ・ 在宅家庭支援ケースマネジメントのための体制（区）と仕組み（振り分け）の強化
- ・ 里親ショートステイの拡大
- ・ 意見表明支援事業と調査審議体制の構築

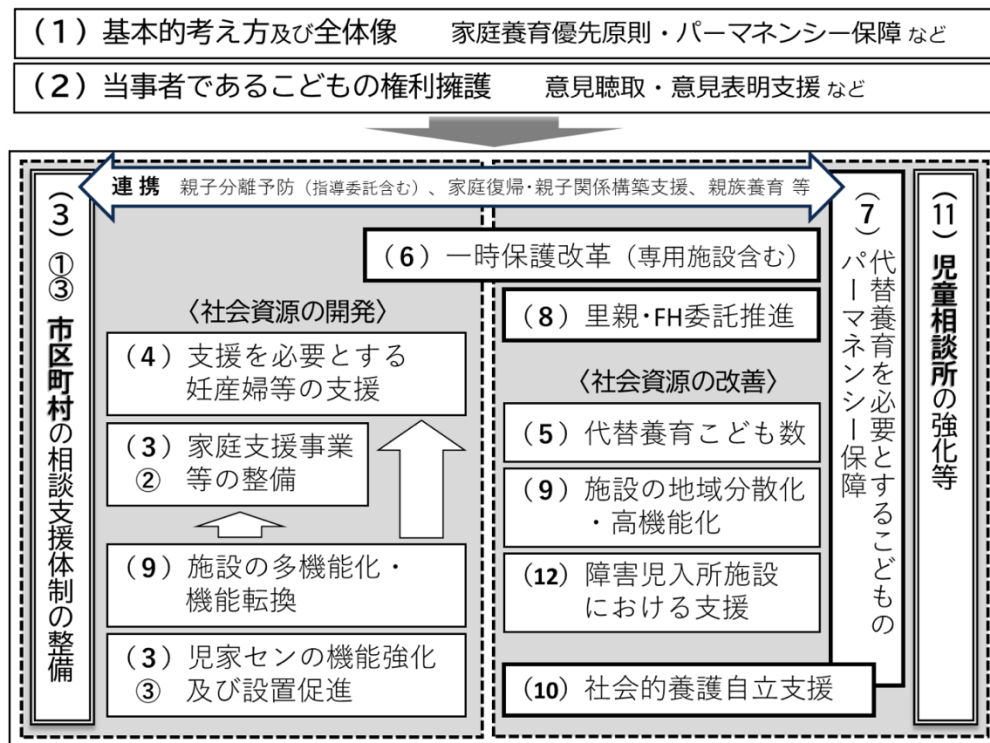
○現行計画で進歩に課題がある点

- ・ 施設の地域分散化、高機能化
- ・ 特別養子縁組成立後の支援体制
- ・ 社会的養護経験者の実態把握と相談支援体制
- ・ 障害児入所施設との連携

○新たな策定要領の構造

図表IV-4 新たな策定要領の構造（案）（第VII章「資料編」278ページより）

■新たな策定要領（案）の構造 ※記載項目（1）～（12）のイメージ図



- ・ まず、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障などが【(1)基本的な考え方及び全体像】として掲げられている。また、意見聴取等措置や意見表明支援を含む【(2)当事者であるこどもの権利擁護】はすべての実践や政策を進める上で重要な基本原則となっている。

- ・ 【(3)①③市区町村の相談支援体制の整備】によって強化する在宅支援に活用するために【(3)②家庭支援事業等の整備】と【(4)支援を必要とする妊産婦等の支援】などサービスの充実が求められている。これらの社会資源の開発の手段として、【(3)③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進】と【(9)施設の多機能化・機能転換】が重要である。
- ・ 児童相談所の体制強化による具体的なケースマネジメントとして【(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障】が求められている。これを軸として、【(8)里親・FH委託の推進】があり【(5)代替養育こども数の見直し】をし、それに基づいて計画を立てていく必要がある。また、代替養育の充実として【(9)施設の地域分散化・高機能化】や【(12)障害児入所施設における支援】も位置づけられている。
- ・ 【(6)一時保護改革】には個別ケアの推進と通学保障があり、在宅支援から一時保護を活用するため、【(3)①③市区町村の相談支援体制の整備】と【(11)児童相談所の強化等】の両方にかかっている。
- ・ 上位理念【(1)基本的な考え方】であるパーマネンシー保障のために、【(6)一時保護改革】を進め、在宅支援ケースマネジメントの一環として、地域とのつながりを保ちながら一時保護を活用する（通っている学校や友だちとのつながりを保ちながら生活していく）継続性・連続性のある支援が重要である。
- ・ 乳幼児を中心に家庭復帰や親子関係構築、親族養育等を目指すことが基本であるが、【(10)社会的養護自立支援】は、年齢が高くなったこども・若者に対し、自立に向けて家族・親族のつながりを回復するつなぎ直しの支援や、家族・親族の代わりに頼れる人や場所を制度的に保障することが、パーマネンシー（永続的な関係性）保障の観点から重要なポイントになる。
- ・ 新たな策定要領の下、パーマネンシー保障を意識して子どもや若者にとって大切なつながりを維持・回復・構築する施策を全ての施策項目(3)～(12)において考慮しながら記載し、整備・実践していく必要がある。

○親子分離を防ぐ家庭支援サービスの構築状況

- ・ 例えば、こどもショートステイ事業では、学校送迎や自宅送迎が充実していることで利用が増えたり、NPO法人に里親との調整等を委託して里親ショートステイを拡大したり、複数の一時保護専用施設を整備したりすることで、福岡市では受け皿拡大が進んでおり、要支援・要保護児童1人あたりの平均利用日数は全国平均の30倍以上となっている。

(3) 新たな策定要領の重要項目に関する講義（※第七章「資料編」293ページからの資料参照）

①パーマネンシー保障をめざすケースマネジメント 一体制・仕組み・支援メニューの改善（福岡市）

○実践—家庭移行支援系の機能—

- ・ パーマネンシー保障のために施設入所児童の家庭復帰や親族養育の支援を専任で担う家庭移行支援系を整備して親子分離後のケースマネジメント機能を強化した。係長1名と児童福祉司5名の体制で進行管理と個別支援を行っている。個別支援は、地区担当者のケースを受けて直接担当になる。進行管理は、直接担当しているこどもと地区担当者が担当しているこどもの全員の進行管理を行う。

○実践—進行管理—

- ・ 入所後1か月以内の家族参画会議を原則（虐待等で通信制限する一部のケースを除く）とし、それを

定期的に見直すために、乳児の場合は少なくとも3ヶ月に1回、児童養護施設は少なくとも半年に1回、こども一人あたり30分ほど、担当する児童福祉司・児童心理司、施設の担当ケアワーカー・家庭支援専門相談員（・心理療法担当職員）、家庭移行支援係（直接担当でない場合は司会）で協議する。

- ・ また、少なくとも月1回は施設入所児童全員の家族交流状況（交流の相手、回数、内容や関係性等）を施設から提供してもらいモニタリングし、支援方策の変更や調整を適宜行っている。交流が減っているから家庭の様子を確認した方がいいのではないか、交流が増えたからアプローチの機会なのではないか、祖父母も交流し始めたから実家との関係に変化があったのではないか、何かサポートを得られるのではないかなど、家庭復帰・親族等養育に向けたきっかけ作りにもつながる。
- ・ 家庭復帰や親族養育まで時間がかかりそうであり里親委託が必要な「里親待機児童」や、家庭復帰も親族養育も見込めない養子縁組が必要なこどもについて、常に里親係（里親の研修・登録・支援を担当）と情報共有・協議しながら里親委託先や養子縁組の候補者を検討している。

○実践一個別支援（ケースワーク）ー

- ・ 施設と協働で家族交流を促進することで、施設職員が養育者として対応に困った場面などをもとに保護者に共感しながら、どう対応するとよいかなどを保護者とともに話し合える。また、家族と交流する前に楽しみにしているこどもの様子や、交流後に嬉しかったと言っていた出来事（例：外出中に一緒にごはんを作って楽しかった、外泊中に絵本を読んでもらった）を伝え、保護者の交流意欲を高める。
- ・ 市区町村が、親子分離後も引き続き、家族の困りごとや、交流しているこどもとの関係の相談に乗り、こどもが帰ってくるためにどうするか、児相と連携して親子関係構築を支援することが重要である。
- ・ 親族調査を徹底し、親族里親制度も積極的に活用して親族養育への移行を推進している。

○家庭移行支援係設置前後の変化

- ・ 支援プロセスとして、児童相談所による児童面接・保護者面接・親族面接の回数が増加し、進行管理と個別支援によって、3年以上入所しているこどもでも家庭復帰したケースが増えた。また、親族を調査してみついたり、今つながっている親族との交流を維持したり、親族里親制度を紹介するなど、親族養育への移行を支援したことで、親族養育を理由に退所するケースも大幅に増えた。進行管理を充実させたことにより、これまで3年以内の家庭復帰か長期入所後の退所かに二分されていた状況が変わり、こどもと家族の状況に合ったパーマネンシーにつながる選択肢を早めの実現できた。

○親族里親

- ・ 親族里親の適用要件を保護者の死亡や行方不明だけでなく、虐待や不適切養育で養育できない状況も「等」に含めて柔軟に解釈し、親族里親制度の方針を所内で確認した上で親族の元に訪問することで、親族側が経済的に厳しいという話があった時にすぐに制度を紹介し、アプローチできている。

○その他

- ・ 家庭復帰見込みのない乳幼児に対して親族養育や特別養子縁組に向けた努力をせず養育里親に委託することは、家庭養育としてはアタッチメントを築く良い関係を保障しているが、家族との交流はどうしていくか、再統合を目指すにどうしたらいいか、養育できる親族がいないかなどの検討がなければ、パーマネンシーをめざす支援としては不十分である。
- ・ 福岡市の場合は取組の結果、施設入所児童数（分母）が大幅に減って里親委託率が上がった。

②山梨県中央児童相談所におけるパーマネンシー保障の取り組みについて（※第七章「資料編」317ページからの資料参照）

○パーマネンシープランニングモデル導入のきっかけ

- ・ 在宅ケース、一時保護ケースの対応で余裕がないため、施設入所ケース、里親委託ケースの家庭引取に向けた支援が停滞してしまったり、委託可能な里親が少ないことから里親委託よりも施設入所を選択してしまったりすることで、満年齢（高校卒業時）での措置解除（退所）の状態になってしまっているなどの児童相談所の抱えるさまざまな課題への解決策の1つとして導入した。

○パーマネンシープランニングモデルの導入後の状況

- ・ 停滞していたケースに動きが出てきた（例えば、数年ぶりに親子面会を再開したケース、入所後初めて親族と面会をしたケース、措置当時は特別養子縁組に反対だったが同意してくれたケース）。
- ・ 施設に訪問し面会をする機会が増えたことで、施設入所措置児童だけではなく、施設職員との関わりが増加したり、家庭（保護者）との関わりも増加したり、児童・家庭・施設との関係が良好になった。

○パーマネンシープランニングモデル導入後の課題

- ・ 内部的課題として、対象児童がまだ限定されており、移行班の業務が進行管理中心であるため、地区担当の負担軽減につながっていない点が挙げられる。対象児童の拡大と児童相談所内の業務の見直しで改善できる見込みはあるが、そのためには適切な職員配置が必要である。
- ・ 外部的課題として、地域・（施設）・里親の理解が不十分であることが挙げられる。「やっと分離できたのに、家庭に戻すのか」と言われることがあったが、研修や会議を通じて、施設は理解してくれるようになっている。このことから地域や里親に対しても、研修や会議を重ね、パーマネンシー保障やパーマネンシープランニングモデルへの理解が進めば解消できると考える。

（4）次期計画の策定のあり方に関する意見交換（グループワーク）

- ・ 各会場で4～6名のグループに分かれ、付箋と模造紙を用いて現行計画の課題や取組、今後計画策定のあり方について考えるグループワークを行った。グループワークを行うにあたり、参加自治体担当者には事前課題として、その自治体での取組の課題や工夫点を考えて頂いた。またグループワークの時間に、各自治体の次期計画策定の参考になるよう、大分県こども・女性相談支援センターの河野洋子氏より「計画策定におけるポイント・留意点」について話題提供をいただいた。
- ・ グループワークで取り組んだテーマは①現行計画の現状と課題 ②現行計画についてできたこと③次期計画の策定に向けてであり、主な結果は以下のとおりである。

①現行計画の課題

<ul style="list-style-type: none">・ 不足している資源等の見直し、資源の整理・ 数値目標をどう落とし込んでいくか、どう設定するか・ 目標を達成する方法、目標と現状の乖離・ 独自の取り組みができてない、強味がいかせてない・ 現行計画の進捗管理、PDCAが回せていない	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村との連携の強化・情報共有・ 施設の多機能化・小規模化の推進・ 関係者の温度差・足並み・意識・ 子ども・当事者の参画・ 予算の確保・ 人員不足・人材不足
---	---

②現行計画についてできたこと・工夫点

<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキンググループ、体制強化に向けた懇談会等 ・ 関係者の話を聞いた(こども、社会的養護経験者、里親、施設、学識経験者等) ・ 県、市町村、児相の話し合いの場、相談 ・ 在宅家庭支援サービスの拡充 ・ ワーキンググループで現場の意見を反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・機関への学習会・説明会 ・ 母子保健と児童福祉の一体的運営 ・ 家庭支援メニューの充実 ・ 登録里親数の増加、目標達成 ・ 里親制度の啓発、里親ショートステイによる里親の増加 ・ 里親支援専門相談員の活用、民間フォスターリング機関、施設との連携
---	--

③次期計画の策定に向けて必要なこと

<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村、児相の役割分担、協議 ・ 検討委員会、推進委員会等の設置 ・ 現行計画の振り返り、実効性のある計画 ・ こどもの意見を聴く、アドボケイト導入 ・ 重点項目の絞り込み、特色を活かす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の役割をどうしていくかの検討 ・ 統一的な評価指標、効果的な指標作成 ・ パーマネンシーの概念の理解と浸透 ・ 在宅メニューの充実、有効な支援メニュー、その効果測定 ・ 目指す姿、目標の認識共有。
---	--

3. 小括

本意見交換会は、各都道府県等が次期社会的養育推進計画の策定の際に必要な、担当者間の横のつながりを作る意見交換の場の提供や策定要領の重要事項に関する講義の実施、現状の取組状況や課題等を話し合う場の提供等を目的として実施した。参加者からの事後アンケート等を踏まえつつ、以下に小括を記す。

(1) 次期計画策定に向けた各自治体の取組状況の分析・評価の重要性

事後アンケートでは参加者から、「現状分析の重要性を感じた」、「自治体の強み・弱みを把握して計画を策定する必要性を感じた」など、取組状況の分析・評価に関する感想や意見が多く記された。本シンポジウムでは、参加に際して「現行計画に基づく取組について上手くっている点、課題」を各自治体に事前課題として考えて頂き、グループワークではその内容に基づいて取組状況の共有を行った。また、「新たな策定要領の重要項目に関する講義」では、項目7（代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組）の実態把握を行うツールとして「措置解除統計シート²」の入力結果に基づく、児童養護施設へ措置されている児童の措置期間と退所理由別の措置解除数を表した棒グラフを講師から提示いただき、丁寧な実態把握に基づいて取組を進めていく先進自治体の事例紹介を行った点が、参加者に十分に理解されたと考えられる。

一方でアンケートではこのような取組状況の分析・評価が重要とされつつ、実際には十分に行えていない課題意識も記されている。この点は今後の課題であり、先に示した「措置解除統計シート」など実態把握ツールの活用や、本調査研究の第三章にあたる「現行計画に基づく取組状況調査結果」などを踏まえて、各自治体の取組が進んでいる点や課題を十分に把握・理解し、その上で次期計画に重点的に記載する事項を検討することが必要となる。

(2) 次期計画策定および取組推進における各自治体へのサポート体制

また、事後アンケートで記された本意見交換会の意義として、「他自治体の取組を聞いて参考になった」、「定期的にこのような意見交換会を開催して欲しい」との感想も多く寄せられた。プログラムでは、パーマネンシー保障に基づいた児童相談所の取組例として福岡市や山梨県の報告があり、グループワークでは近隣自治体で班を分けて取組状況の共有を行った。近隣自治体でグループを分けたことに対する肯定的な感想からはこれまで自治体間で取組状況の共有が十分でなく、社会的養育推進に当たってどのような取組・施策が必要なのか具体的なイメージも持っていないことも考えられた。

特に今後は、パーマネンシー保障に基づき、里親等委託率のみ焦点を当てるのではなく、家族維持や家族再統合支援、親族等養育、特別養子縁組など、常に子どもの最善の利益を保障するケースマネジメントを行うことが重要となる。本意見交換会では、理念としてのパーマネンシー保障の重要性が各自治体の担当者に理解された点が開催の大きな意義となったが、パーマネンシー保障の理念を具体的な施策・実践として計画上どのように記載するのかについては、今後よりサポートが必要となると考えられる。取り組むべき施策を計画上しっかりと明記することによって、実現可能性が高くなることは先進事例を紹介する講義でも示されており、次期計画策定に向けて、更には策定された計画に基づいて取組を推進する際にも、自治体関係者による継続的な意見交換会の開催、丁寧なコンサルテーションの実施が、全国的な社会的養育推進において非常に重要となる。

² 詳しくは、第七章「資料編」の1を参照。

第V章 総括 — 「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標等の取りまとめ—

本章は、調査研究における総括として、「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標や留意事項の取りまとめを行った。以下では、次期社会的養育推進計画策定要領の記載項目における各資源において、①「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標、②算出する際の留意事項、③各自治体が整備を進める上での留意事項、の3点を図表形式で取りまとめた。

各取りまとめ表における記載内容は、第II章「地域の実態把握や見込み量の算出方法等の整理」における有識者インタビューの結果や検討委員会における協議等、多様な関係者による意見を踏まえて作成した。なお、有識者インタビューに関しては、各調査時点において確認できる資料（こども家庭庁「社会的養育・家庭支援部会」第3回資料1、第4回資料4、次期社会的養育推進計画策定要領等）を参照しながら、可能な限り新しい資料に基づいて実施している。そのため、一部内容には追加の指標や留意事項の検討が必要であることに留意する。

なお、取りまとめ表に関しては、以下の事項に留意する。

- 「資源等」は、策定要領の「資源の必要量等」からそのまま抜粋している。
- 赤字で記載した資源は、定量的資源として①～③の全てを記載している。
- 青字で記載した資源は、定性的資源として③のみ記載している。
- 太字は「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標、下線は強調部分である。

図表V—1 項目2「当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）」

項目名	資源の必要量等 (赤字：定量的資源①～③、青字：定性的資源：③のみ記載)	①「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標	②算出する際の留意事項	③各自治体が整備を進める上での留意事項
(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見	・社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対するこどもの権利や権利	■子ども対象 ・一時保護及び、措置・委託中の子ども数	・一時保護、措置・委託中の子どもにも定期的（少なくとも年1回程度）に行うべき。	・内容として、こどもの権利条約に基づき、虐待されない権利、意見表明権、表現の自由など多様な内容が必要。

聴取・意見表明等 支援等)	擁護手段に関する研修や 啓発プログラム等の実施 回数、受講者等数	→施設・里親等への一時保護 委託児童数を含む。 ・新規の一時保護実施件数及 び措置・委託件数（2号、3 号措置いずれも） →施設・里親等への一時保護 委託児童数を含む。 ・現行の研修や啓発プログラ ム等の実施回数・受講者等数	・一時保護、措置・委託の決定時に 行うこどもの権利等に関する説明 も含めて算出することが望ましい。 →一時保護施設で定期的に行う形 式のみでは、短期退所のこどもが抜 け落ちてしまうため。 ・見込み数は、生活場所別（一時保 護所、施設（施設種別ごと）、里親・ FH）、こどもの状態別（一時保護中、 措置中、在宅支援中）で算出するこ とが有用。	・権利擁護の仕組みのみの説明では 不十分であり、職員の守秘義務、こど もが発した意見の扱われ方などを丁 寧に説明する。
		■関係職員対象 ・社会的養育に関わる関係職 員数 →児童相談所、一時保護施設、 里親・ファミリーホーム、施 設、里親支援センター、児童 家庭支援センター、意見表明 等支援事業の委託先団体等の 職員（策定要領本文より） →ファミリーホームの補助者 も対象者として含める。 ・現行の研修の年間実施回 数、受講者数	・年度当初の異動や新規職員に対す る研修を実施する。 ・中堅以上の職員にも、目安として 少なくとも1回/年程度実施するこ とが望ましい。 ・対象職員全員に受講を目指し、回 数を分けて分散参加が可能となる ように数を見込むことが望ましい。	・特に研修内容として、関係職員がこ どもから聞いた意見をどのように受 け止め・フィードバックするのを含 める必要がある。 ・一方的な講義で終わるのではなく、 双方向での議論、模擬ケースを用いた シミュレーションとそれに対する講 評といった形の研修を取り入れるこ とが望ましい。 ・特に、 <u>児童相談所職員や施設職員</u> が、 <u>社会的養護経験者の声を直接聞く</u> <u>機会（座談会・研修等）を設けるこ</u> <u>とが有効であり、処遇の質にも影響を与</u>

	<p>・意見表明等支援事業を利用可能なこども人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合</p>	<p>・社会的養護下のこどもの人数 → 一時保護中（一時保護委託を含む）のこども、里親・ファミリーホームに委託されているこども、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、乳児院に措置されているこども、指定発達医療機関に委託されているこどもを指す。</p> <p>・現在の意見表明等支援事業を利用できるこどもの人数 （現行で同様事業を実施している場合） →事業を導入している施設等に措置されているこどもの人数</p> <p>・現在の意見表明等支援事業を利用したこども数（<u>実人数</u>）（現行で同様事業を実施している場合） →こども数については、<u>一人</u></p>	<p>・見込み数は、生活場所別（一時保護所、施設（施設種別ごと）、里親・FH）、こどもの状態別（一時保護中、措置中）で算出することが有用。</p> <p>・年度ごとに対象こども数を段階的に見込んでいく →各自治体の実情に応じて、徐々に対象こども数を拡大していくことが考えられるため（一時保護のこどもからスタートすることや、将来的に在宅支援中の子どもも対象とすることなどが考えられる）</p>	<p>えると考えられる。</p> <p>・「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」（こども家庭庁 2023）との整合性に留意する。</p> <p>・「意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究報告書」（令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業）を参照する。</p> <p>・事業導入に当たっては、一時保護や被措置児童等のこどもの意見を取り入れた形で設計・構築していく。</p> <p>・<u>事業実施に際して、こどもへの制度説明・権利教育等を行い、関係者に対しても十分な説明を行う。</u>例えば、関係職員や意見表明等支援員が一堂に会した形での全体研修・意見交換会を実施すること等が有用。</p> <p>・定期的に訪問する形式（定期訪問型）、こどもが呼んだときに要請に応じていく形式（要請応答型）の両方が想定される。</p> <p>・第三者性等に留意した事業の担い手、人材を確保する。</p> <p>・意見表明等支援員の養成に関して</p>
--	--	--	--	---

		<p>のこどもが複数回問い合わせている場合もある点に留意して実人数とする。</p>		<p>は、こども家庭庁からの「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」（こども家庭庁 2023）に基づき実施をする。</p>
	<p>・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備</p>	<p>・児童相談所職員、本庁職員、施設職員や里親等など、実施する大人の役割ごとに確認体制に関する記載内容を検討する。また、関連する大人全てが意義を理解するなど、こどもたちの認知度や満足度を確認する共通認識を持つ。</p> <p>・権利についての啓発や権利教育と、意見箱、意見表明等支援事業、児童福祉審議会等の具体的な権利擁護の仕組みの利用方法等を知っているか、利用したことがあるか、利用しやすいか、利用してどうだったか等の定期的な確認をセットで行うことが体制整備に繋がる。</p>		
	<p>・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備</p>	<p>・こどもの認知度や満足度、理解度等はこども本人に聞かないことには把握出来ないため、一時保護や施設等措置中のこどもを対象に、定期的（2週間～1か月に1回程度）にアンケートを実施することが必要となる。</p> <p>→アンケート・聞き取り等実施の具体的な在り方は、意見表明等支援事業に関しては、「意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究報告書」（令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業）を参照する。</p>		
	<p>・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備</p>	<p>・こどもの個別性に配慮した確認体制の整備に留意する。</p> <p>→文字を書ける・書けない、年齢、障害の有無、使用する言語など。</p> <p>・確認体制の関係者として、特に里親の明記に留意する。</p> <p>→児童相談所、一時保護施設、児童養護施設等と比較して埋もれがちになるため。</p>		
	<p>・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の</p>	<p>・児童福祉審議会の構成員は、多様な背景や属性の人で構成していくことが望ましく、児童相談所経験者、弁護士のみという構成ではなく、社会的養護経験者も含め様々な人が構成員となるように配慮する。</p> <p>・こどもの権利擁護に関する専門部会の構成員については、児童相談所の措置や支援、一時保護施設や施設等での支援等について審議するため、独立性の観点から、例えば、児童相談所や施設関係者・里親、児童相</p>		

	<p>設置及び運営体制の整備</p>	<p>談所・一時保護施設に配置されている弁護士等は委員としては望ましくない。(こどもの権利擁護スタートアップマニュアル参照)</p> <p>・こどもの権利擁護機関は、児童福祉審議会によるか否かに関わらず、こどもの申立てに基づき、児童相談所や施設等の関係機関からの<u>独立性をもって関係機関に対して調査を行い、調査・審議に基づく意見具申等により関係機関に改善を求める機能を有することが必要</u>。また、そのような機関・機能についてのこどもへの周知、こどもからのアクセス手段の確保、調査の際にはこどもの意見を丁寧に聞いてくれることなど、<u>こども側からみた制度設計も重要</u>。特にアクセス手段は、手紙や意見表明等支援員を通じた申し立てのほか、SNS や専用電話の設置なども検討されるべき。一方で、権利擁護機関に対する利用経路が多いとこどもたちは混乱するので、利用方法と利用経路をわかりやすく整理する。また、相談窓口の利用時間の配慮や、人員体制を整備することも重要である。</p> <p>・権利擁護機関は、こどもからの申立てのみによって動くのではなく、何らかの形で一時保護所や施設等で不適切な環境や対応があったとの情報があった場合には、必要に応じて申立てなく調査、意見具申できるような制度設計も有用。</p>
	<p>・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども(社会的養護経験者を含む。)の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備</p>	<p>・社会的養護施策策定の際の検討委員会のメンバーに、社会的養護経験者等を含めるべきである。また、一時保護児童や被措置児童の「当事者」を対象としたヒアリングやアンケートの実施に関しても積極的に行うべきであり、その際に社会的養護経験者等の検討委員が実際のアンケートやヒアリングに参画することでこどもの声をより丁寧に聞くことが可能となり、社会的養護施策策定にこどもの声を反映することができる。</p> <p>・ヒアリングやアンケートに協力してもらったこどもに対しては、丁寧なフィードバックを行うことが必要であり(令和4年11月14日内閣官房こども家庭庁設立準備室「こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映について」(Q11)参照)、必要に応じてそれに対するさらなる意見聴取をも行いつつ、施策策定の際に正当に重視すべき。</p> <p>・意見を記入し、封をして、誰にも見られないような、安心してアンケートやヒアリングに応えられる実施体制が必要。</p>

図表V-2 項目3「市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」

項目名		資源の必要量等 (赤字：定量的資源①～③、青字：定性的資源：③のみ記載)	①「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標	②算出する際の留意事項	③各自治体が整備を進める上での留意事項
(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターの設置数 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内市区町村数 →こども家庭センターの設置数は市区町村数がベースになる。 ・管内市区町村内のヤングケアラーの数 	<ul style="list-style-type: none"> ・一市区町村内にセンターを複数設置する場合がある(政令市等)ため、留意が必要。センターがカバーする人口や地理的条件も踏まえる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所が設置されていない、小規模や児童人口が少ない市町村では複数の市町村が共同で設置することも考えられる。
		<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員数 ・現行の研修の実施回数、受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協関係機関との合同研修や外部研修から学ぶことも多い。こども家庭ソーシャルワーカーの受講者数や他分野の研修への参加もカウントすべき。あわせて、民間団体が研修に参加できるスキームの構築が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村で質にばらつきがあるところ、都道府県が主導できる仕組みが望ましい。 ・研修内容については、パーマネンシー保障の観点からの研修、サポートプランの作成にあたり、アセスメント力向上のための研修等が重要。 ・児童福祉司の指定講習会の実施も重要。 ・児家セン等の研修実施機関に市区町村が任せきりにせず、一緒に質の向上を図る必

					<p>要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童福祉部門と母子保健部門の合同研修がどの程度進んでいるかは重要。</u>
		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の支援に関わる現場レベルでの人事交流が求められる。 ・都道府県が積極的に人材育成を担う必要がある。都道府県からの派遣によって市区町村におけるキーパーソンを育成していくことも考えられる。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護・要支援児童数などのサポートプラン策定対象児童数を分母として実際の策定したこども数を分子とした策定割合を把握することによって、支援のアウトカムを評価する一つの指標になると考えられる。 ・<u>サポートプランは家庭支援事業等を活用することによって、内容が充実すると考えられる。そのためにも、支援メニューとして提供できる家庭支援事業等の量の確保も重要となる。</u> ・地域の関係機関でニーズをキャッチした後にこども家庭センターにつないでもらうことが重要であり、そのための周知が必要。 ・児相から市区町村に主担当が移るケースについては、サポートプランの作成も含め適切なバトンタッチが必要。 		
②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の子ども・子育て支援事業支援計画(政令市の場合には、子ども・子育て支援事業計画)における市区町村の家庭支援事業(6事業)の確保方策の合計値 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養育推進計画と子ども・子育て支援事業計画の連動は非常に重要だが、<u>事業計画内のメニューの拡充だけでは不十分。それ以外の各市区町村で実施している類似事業も含め、支援ニーズに応じた地域資源の整備が重要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が市区町村の地域診断を支援しながら、都道府県内市区町村の標準化を図る必要がある。 ・<u>家庭支援事業がいずれも整備されていない市区町村には都道府県からの働きかけが必要。市区町村単独で家庭支援</u> 	

			<p>・<u>市町村として見直しを求める際には、都道府県として確保方策に活用できる施設・里親等の社会資源を提案する。(都道府県は、施設やフォスタリング機関等による受け皿確保を促す。)</u></p> <p>・<u>確保方策自体が十分な見込み量に基づいた数値となっているのか都道府県等として確認し(見込み量を要支援・要保護児童数で割り、一人当たりの見込み量を算出)、必要に応じて市町村に対して、見込み量と確保方策の見直しを求めることも有用である。</u></p> <p>→令和元年の利用実績では、子育て短期支援事業で一人当たり年間 0.39 件、養育支援訪問事業で一人当たり年間 0.72 件にとどまっており、必要な人に必要な支援を届けるため、特に量的な拡充が必須である。(策定要領 p.4 を参照)</p>	<p>事業の整備が難しい場合は、<u>広域での事業実施</u>も考えられる。</p> <p>・家庭支援事業を担える事業者がいるという情報自体が市区町村に入っていない場合もあるため、都道府県が市区町村に情報を伝えることも重要。</p> <p>・親子関係形成支援事業と親子再統合支援事業の役割分担や必要に応じた接続を検討することが適当。</p> <p>・施設(乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等)の多機能化で家庭支援事業の必要量を補っていく。特に児童養護施設が多機能化として児童育成支援拠点事業を実施することで、市区町村で不足する予防的対応や家庭復帰後支援等を補うことも有効と考えられる。</p>
--	--	--	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数 	<ul style="list-style-type: none"> ・項目8①における里親・FH数の見込み ・項目2③における児童家庭支援センターの見込み数 ・市区町村における子育て短期支援事業の事業量の見込み →「市町村子ども・子育て支援事業計画」を参照。 ・子ども・子育て支援交付金実績報告における、子育て短期支援事業を実施している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数に、地域の実情を加味した係数等を乗じて算出する 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親等への委託について、市区町村からの委託（直接委託）だけではなく、市町村からの委託を受けた児童家庭支援センターや児童養護施設等が、さらに里親等へ行う委託（間接委託）があり、どちらも計上する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用に関する具体的方法は、「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について（令和6年3月12日付け成環第75号・こ支家第108号こども家庭庁成育局成育環境課長・こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）」を参照。
③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組		<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センターの設置数 	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の虐待相談対応件数 →児童虐待のおそれのある子ども数も踏まえて、必要量を見込む。 ・市区町村における要保護・要支援児童数、特定妊婦数等 →要対協の名簿に掲載されている児童数 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の数値は数年単位で見えていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児相のランチ機能だけではなく、市区町村をバックアップする機関として児家センを位置づけることが重要。そのため児相が所在する市区町村であっても児家センの設置は必要。 ・児家セン設置にあたってのスタートアップの支援（助成

		<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護実施件数 →一時保護実施件数から3号措置児童数（里親委託・施設措置）を引いた数が、在宅支援が必要な子どもの数になる。 ・里親委託解除後及び施設退所後の子どもの数 →児家センは措置解除後の児童の支援も担っている。 ・乳幼児の健康診査等で支援が必要と判断された子ども数 →母子保健部門で児童福祉部門と協働して支援が必要と判断したこども数・親子数。アセスメントの際に、支援が必要と判断された子ども数（こども家庭センターガイドラインを参照） ・不登校児童生徒数 ・里親登録（認定）数 →児家センでは里親支援も行っている。未委託、未委託里親も含む里親登録者数が必要。 		<p>や研修等）を都道府県が行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等に附置する方法だけでなく、単独で設置するあり方も想定される。宿泊機能がない場合には、里親やFHとの連携により宿泊機能を補う取組も考えられる。 ・市区町村と連携して児童家庭支援センターの設置・運営を検討する。 ・支援対象児童等見守り強化事業、児童育成支援拠点事業、子育て短期支援事業など、有効な家庭支援事業を積極的に児童家庭支援センターへ委託して支援体制を整備する。
	・児童相談所からの在	・児童家庭支援センターの設	・措置解除後の子どもがいきな	

		<p>宅指導措置委託件数</p>	<p>置数、職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護数 →一時保護数から里親委託または施設措置となった子どもを引いた数が在宅支援が必要な子どもの数になる。また、一時保護に至らず潜在化しているニーズがあることにも留意して必要数を見込む。 ・里親委託解除後及び施設退所後の子どもの数 →児家センは措置解除後の児童の支援も担っている。 ・市町村への在宅指導委託件数 →他の指導委託も含めて件数を考える。 ・サポートプランの策定数 	<p>り地域に出ていくのではなく、指導委託等（児童相談所による継続指導や在宅指導措置、市区町村・児童家庭支援センターによる在宅指導措置委託等）の形で支援していくことが重要。里親委託解除・施設退所児童数が在宅指導等件数と一致していくとよい。</p>	
		<p>・市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数</p>	<p>・児童家庭支援センターの設置数</p> <p>・市区町村における家庭支援事業の事業量の見込み</p>		<p>・児家セン以外の活用も含めて、ショートステイの提供量全体を増やすことが重要。</p> <p>・施設の多機能化での対応分を考慮。</p>

図表V-3 項目4「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」

項目名	資源の必要量等 (赤字:定量的資源① ~③、青字:定性的資源: ③のみ記載)	①「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標	②算出する際の留意事項	③各自治体が整備を進める上での留意事項
(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	<p>・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数</p>	<p>・妊娠相談窓口における相談件数 →市町村が捕捉している対象者以外の潜在的なニーズを把握するためには民間の妊娠相談窓口における相談件数の把握が必要。</p> <p>・要対協に登録されている特定妊婦の数</p> <p>・居場所事業の部屋数</p> <p>・妊娠の届出時期が後半の妊婦数</p> <p>・産後ケア事業、産前・産後ヘルパー派遣事業の利用者数 →自治体によって設定している週数は異なると考えられるが、届出時期が後期に近い場合はリスクが高い。同様に、産後ケア、産前・産後ヘルパー事業の利用者は周囲からのサポートが少ないと言える。</p> <p>・児童相談所における対応件数(妊婦、1歳未満の子どもの相談受理件数)</p>	<p>・相談の中には、妊娠不安に関する相談や同じ相談者から複数の窓口で相談しているケース、いたずら等も含まれるため、相談件数だけに注目すると実態にそぐわない可能性もある。SNS相談は相談件数としては増えるものの、匿名の単発相談で終わり、同一人物の把握も困難で直接的な支援にはつながりにくいいため、単一的な集計には留意が必要。</p> <p>・相談窓口は365日、夕方以降や土日でも開設されていることが望ましい。週数日、数時間みの場合、相談件数は大幅に減少してしまうため、当事者のライフスタイルに合った体制をとれる窓口を設置し、相談件数</p>	<p>・事業委託先として母子生活支援施設を想定する場合、外出やスマートフォンの利用等に配慮するなど、妊産婦のニーズに沿った形で実施することが望ましい。</p> <p>・都道府県等広域で事業費を負担すべきだが、支援自体は現場の裁量に任せることも重要。</p> <p>・居場所の整備の際は、妊娠期、産後期、自立期を分けず一貫して支援を行える居場所が重要。</p> <p>・事業者間の連携ができると支援の幅が広がる。規模の小さな民間団体が一時的な居場所を相談者に提供し、中長期的な支援に向けては社会福祉法人が引き継いで支援を行う、医療職がいない団体とその他団体の助産師が連携しフォロー体制を整えるといった体制の構</p>

			<p>を把握できるとよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦等への相談・居場所支援にあたっては、若年妊婦等支援強化加算や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」による財源を支出元として支援を実施している場合があり、それを数に入れる必要がある。 ・妊産婦支援については、児童福祉、母子保健、女性支援新法等、様々な文脈から支援が提供されており、<u>複数の分野の法人による連携支援</u>も数に含める必要がある。 ・<u>相談支援のニーズ、居場所支援のニーズをそれぞれ把握し、</u>両者の最大値を考えた方がよい。相談・居場所機能を両方有する事業者がいない自治体もあるため、<u>両機能を別の事業者</u>に委託する、<u>再委託</u>等の方法がありうる。 	<p>築も考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備後は、事業所数だけではなく、利用者数(相談件数、居場所の利用者数)や利用相談件数(利用断り件数含む)の推移を把握することで、整備の必要や進捗を把握できる。<u>その際、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、産前・産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業、妊婦訪問支援事業等の利用者数を広く確認し、量的に妊婦を支援できているかを確認すべき。</u>
	<p>・助産施設の設置数</p>	<p>・助産施設の入所者数</p>	<p>・見込み量の算出にあたって</p>	<p>・ホームページ等で助産施設等の</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設の入所率・入所状況 ・助産施設の入所を断った件数 	<p>は、当該地域の既存の助産施設の設置数だけでなく、ニーズから整備すべき施設数を算出することが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の助産施設の入所率等を踏まえて設置数を見込む場合は、地域における助産施設の認知状況や、現実的に利用できる距離に施設があるか等を考慮する必要がある。 	<p>情報を適切に発信する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備にあたっては物理的に行きやすい距離に助産施設があることが重要。 ・妊娠届出時に経済的に困窮している妊婦に対し、助産制度を含む情報提供をすることは重要。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県下の産科医療機関、行政機関の職員数 <p>→医療機関と行政機関の認識の齟齬が出ないように、両者ともに研修が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の研修の実施回数、受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・講義形式の研修だけでなく、実際の支援の中で生じた疑問に答える等のSVを受ける回数も含めて見込み量を算出することが重要。 ・妊産婦等生活援助事業の活用方法、助産施設へのつなぎ、行政との連携などについて情報交換できる機会を研修に含めることも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の担当職員だけではなく、医療機関、保健師、妊娠相談窓口、生活困窮部門、居場所支援を実施している団体、ハローワーク、養護教諭等、支援に関わる全ての機関に対する研修が必要。 ・養護教諭は、若年妊娠をした生徒に接する機会も多く、包括性教育の担い手となることもあるため、研修の対象者として位置づけられるとよい。 ・都道府県の支援体制としては、人材育成に関わる財源を担保することが重要。

図表V-4 項目6「一時保護改革に向けた取組」

項目名	資源の必要量等 (赤字：定量的資源①～ ③、青字：定性的資源： ③のみ記載)	①「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標	②算出する際の留意事項	③各自治体が整備を進める上での留意事項
(6)一時保護改革に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護施設の定員数 	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護実施件数 →特に、<u>一時保護施設における一時保護対応件数</u>。人口規模を問わず自治体間の差は大きい。特に都市部では、一時保護せざるを得ない身柄付き通告件数が非常に多く、十分に数として考慮する必要がある。 一時保護施設の年間平均入所率 →自治体ごとの差が非常に大きい(100%を超える自治体が16%ほどある一方で、10%未満の自治体も6箇所ほどある)。 一時保護施設の平均入所期間 →保護が長期化している場合には、<u>社会的養護の措置先が不足しているため適切な措置先へ繋がらず、保護所に子どもが滞留している可能性も考えられる</u>。そのため、<u>社会的養護の措置に関する定員数も充分</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村における子育て支援サービス(家庭支援事業等)の実施の有無を考慮する。 →特に、<u>預かり型・宿泊型サービス</u>。ショートステイ・トワイライトステイ事業の活用により、一時保護より前の段階でのサービス利用、未然予防等を行うことが出来る。(逆に言えば、実施していない自治体では、一時保護で子ども受けざるを得ない状況もある。) <u>自治体の一時保護に対する活用の仕方も十分に考慮する</u>。特に、<u>子どもの短期入所指導や一時保護中のアセスメントなどを積極的に行う場合には、必要定員数も増える形となる</u>。 <u>一時保護の伸び率や児童人口</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>保護される子どもの生活の質を向上させることが重要</u>であり、個室化、小規模ユニット化が重要となる。通学支援の観点から、整備・建て替えの際には、<u>地域分散化も併せて重要となる</u>。 <u>意見聴取等措置・意見表明等支援など子どもの権利擁護のための体制整備を併せて行う必要がある</u>。 Ex.) 保護所職員・第三者性を担保した意見表明等支援員による意見聴取や意見表明等支援、子ども会議など 今後改訂される「一時保護ガイドライン」や「一時保護施設の設備・運営基準」などの内容を十分に踏まえる。 →施設内の子どもの権利擁護の

		<p>に考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設、委託保護(里親・FH、民間の一時保護専用施設など)の実施割合 	<p><u>の変化等も見込む必要がある。</u></p> <p>一方で、過去の数値等の<u>顕在化された数値のみならず潜在的なニーズを十分に考慮する必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の一時保護施設の整備に関しては、設備・運営基準に沿った個室化・ユニット化の検討を進める。 <p>→取組評価の際には、個室ケアを受けられる子どもの割合を参考にする。</p>	<p>推進、ルール・規則の見直し等</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護実施件数 →特に、委託先ごとの、<u>委託一時保護件数(委託解除件数)</u>。 ・里親・ファミリーホーム数 ・一時保護専用施設数 ・一時保護を行う児童福祉施設等数 ・一時保護施設、委託保護(里親・FH、民間の一時保護専用施設など)の実施割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親への一時保護委託は受け入れ可能な児童に限られることが多く、一時保護が必要な児童数に対してより多くの里親数を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託一時保護は、地域分散化の観点からも重要である。<u>社会資源の偏在化に十分に留意する。</u> ・開放的環境として委託一時保護を活用し、<u>特に個別ケアの推進の観点から里親等への委託を推進する。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設の職員数 ・現行の研修の実施回数、受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に職員が配属された際に、研修を実施することが必要とな 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容については、日本総合研究所(2023)「一時保護所職員

	<p>講者数</p>		<p>る。また、研修は正規の職員のみならず、臨時職員に対しても必要な研修が行われる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、一時保護が行われるこどもに対する権利擁護や適切なケアを実施するために必要な事項についての研修の機会を確保する必要がある。 ・一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受ける必要がある。 	<p>に対して効果的な研修を行うための調査研究 報告書」、日本総合研究所(2022)「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック」等が参考となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設職員は、児童指導員の任用資格、または保育士資格を満たしていることが前提となる。 ・<u>丁寧な職員育成のため、新任の期間等はメンター等による OJT が重要</u>となる。
	<p>・第三者評価を実施している一時保護施設数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設数 ・既に第三者評価を実施している一時保護施設数 ・第三者評価の実施頻度 →例として、児童福祉施設の3年に1回など 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設は、自ら業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る必要がある。 ・一時保護施設職員による自己評価については毎年度実施し、外部評価については、3か年度毎に1回以上受審することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>評価を受けた後に PDCA を回していくことが必要</u>。評価を出発点として課題が浮き彫りになるため、受審するだけでなく、評価をどのように活用するのかを検討することが必要。

図表V-5 項目7「代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組」

項目名	資源の必要量等 (赤字：定量的資源①～ ③、青字：定性的資源：③ のみ記載)	①「資源の必要量等」の見込 みを算出するに当たって参 考となる指標	②算出する際の留意事項	③各自治体が整備を進める 上での留意事項	
(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの家庭復帰が難しい場合の親族養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための体制整備に関しては、<u>人員のみならず、先進自治体で使用している支援方針の検討様式の活用や、支援方針の見直し(進行管理)会議の開催など、ケースに関わる進行管理を丁寧に行う体制や仕組みが含まれるべき。</u> ・専門チームの設置の有無だけでなく、専門チームの具体的な役割がポイントとなる。施設入所児童や里親等委託児童のケースワークを一定数直接担当する形か、それとも各ケースの副担当的な立場で間接的に進行管理に関わる形か、それとも両方か、専門チームの定義づけもある程度行うべき。 ・全く無い状況から専門チームの体制整備を行う自治体に向けて、ステップ1、2など整備の段階を示すことも必要。整備初期には間接支援の形式で関わりつつ、人員が充実するにつれて、直接支援(子ども本人や家族・親族の面接・訪問等のケースワーク)を担当する形などが、挙げられる。 ・早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための専門チームを設置している自治体もあり、そのような自治体を参考に、各児童相談所の既存の係(措置係、親子支援チーム、再統合支援チーム等)の役割・目的を再編して、体制の移行を行う方法も考えられる。 ・措置児童全体について措置当初からパーマネンシーを目的とした進行管理を重視するチームを作るためには、まず人材確保が重要であり、対象ケース数を増やしていくための体制充実が必要となる。前述の直接支援を通じて家族との困難なケースワークを直接担当すること、家 		

		<p>庭復帰や里親等委託、養子縁組など子どもの人生を左右する重大な判断に関わることから、正規職員での配置が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための検討対象児童としては、基本的には措置・委託児童の全員が考えられる。子どもの措置後に支援計画をしっかりと作成し、この計画に基づいた親子交流を促す児相側、施設側などからの具体的な親子へのアプローチなどの取組を記載する必要がある。そういった取組により、実親との面会回数の増加や家庭復帰件数の増加が結果として見込まれる。 ・各自治体で既に実施している親子再統合プログラムと、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐケースマネジメント（措置ケース全体）の位置づけや手順の整理も求められる。支援計画の検討様式や現状把握、評価に関しても、具体的に指標を示すことが有効である。 ・支援計画を考える際に十分にパーマネンシー保障を検討したのかを確認するためには、具体的にパーマネンシー保障のための支援の選択肢を推進計画等において明示しておくことが重要である。家庭復帰支援、親族等養育支援、養子縁組成立支援、家族交流や親子関係再構築を支援しながらの里親等養育など、児童相談所運営指針の相談援助の原則等も参考に、網羅的に記載がなされるべきである。 ・取組を推進するに当たっては、支援方針見直し(進行管理)会議の開催回数、地区担当ケースワーカーとの協議回数、実親と子どもの交流回数（面会、外出、一時帰宅）、子ども・家族・親族と児童福祉司の面会回数、措置・委託児童の家庭復帰率(措置解除数全体のうち家庭復帰した児童数の割合)、再措置率、各措置・委託先ごとの平均措置期間などを把握しておくことも重要である。 <p>→例えば、施設の平均措置期間と退所理由に関する入力フォーマット等を用いることは、現状を把握し、職員間で問題意識を共有するために有効と考えられる。(第Ⅶ章「資料編」の1「措置解除統計シート」を参照)</p>
--	--	--

②親子関係再構築に向けた取組	<p>・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数</p>	<p>・新規の一時保護実施件数及び措置・委託件数</p> <p>・一時保護及び、措置・委託中のこども数</p> <p>・既存の親子再統合支援に関わる事業・プログラムの実施件数、対象児童数</p> <p>→親子のニーズ・課題に応じて、多様な支援メニューを組み合わせ、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築することが必要。</p>	<p>・親子関係再構築支援は施設等で生活している親子のみを対象として家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とした支援を含む、家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援を指すもの。</p> <p>・こうした親子関係再構築支援を行うにあたり、<u>親子のニーズ・課題に応じて多様な支援メニューを組み合わせ提供できるよう、親子再統合支援事業による各種支援を積極的に活用・実施することを想定して必要量の見込みを算出すること。</u></p>	<p>・親子再統合支援事業＝保護者支援プログラムの実施・委託ではない。あくまで親子関係の改善に向けたソーシャルワーク支援の一環として、十分なアセスメントを前提として、必要な保護者支援プログラムや心理療法等の支援メニューが選択されるべきであることに留意する必要がある。</p> <p>・予算を確保して保護者支援プログラムを実施するだけでなく、専門チームの配置によりソーシャルワーク全体の質・考え方を変える。</p> <p>→「<u>専門職主導から家族主体へ</u>」、「<u>支援から協働へ</u>」、「<u>親の変容だけでなく、安全のネットワーク・仕組みを作る</u>」</p>
	<p>・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数</p>	<p>・児童相談所の職員数</p> <p>・現行の研修の年間実施回数、受講者数</p>		<p>・保護者支援プログラムの研修だけでなく、親子関係構築支援のソーシャルワーク全体の意識が変わるような研修を行なうことが重要。研修で学</p>

					びを得るだけでなく、実際のケース検討など、外部の専門家によるSVなども含めて行うことでより効果的となる。
		・親子関係再構築支援の専門職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・役割として、例えば、通常の地区担当など支援チームに伴走する形で関わり、家族ミーティングのファシリテーションや保護者支援プログラムなどが行われることが考えられる。 ・必要量を見込む場合には、実際に行った支援ケース数から算出するのではなく、あくまで支援が必要な子どもに確実に支援を届ける前提で考えることが必要。 ・各児童相談所の職員数や規模を十分に考慮し、親子関係再構築支援を推進する中心的職員の配置のあり方を検討する。 ・親子関係再構築支援に関しては、市区町村や里親・ファミリーホーム・施設、民間団体等の関係機関と協働し取組を進めていく。 		
		・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各プログラムに関しては、将来的には民間、施設、児相など誰が中心となって実施していくのか役割分担が今後出来てくると思われるが、児相の中でも一定量は必要。 ・各児相で関心のある職員が繋がりを持ち、親支援チーム連絡会などを通じて、異動した際にも各所にノウハウが蓄積していくような形をとる等、児童相談所内でノウハウが共有され、組織としてそれが蓄積されるよう工夫を行うことが重要。 ・他自治体・児童相談所が行なっている取組や先駆的に行なっているプログラムを参考にすることも考えられ、児童相談所同士で積極的に交流して取組を共有することも有効。 ・なお、プログラムによっては専用の部屋を整備する必要もあり、実施する際の場所（面接室等）の確保が課題となるため、児童相談所の職場環境に関しても併せて必要な整備を進めることが適当。 		

		<p>・保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備</p>	<p>・支援の選択肢を増やしたり、多様な立場からサポートできる体制づくり、児童相談所だけでは難しい専門的な支援の実施などのため、保護者支援プログラムを実施する民間団体等への委託・協働は有効。ただし、地方部と都市部で社会資源量も大きく異なり、児相が自前で実施しなければならない状況も一定考えられることにも留意。</p> <p>・民間機関との連携・協働を行っていく際には、地域資源を開拓することも取組として必要である（地域の様々な機関への訪問・相談等）。また、民間団体だけでなく、大学と共同調査研究のような形式で協働し、プログラムの実施、検証、効果測定など実施することも考えられる。</p>		
	<p>③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組</p>	<p>・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数</p>	<p>・措置・委託中のこども数のうち、親の死亡・行方不明、交流が途絶えているなど、再統合困難なケース数 →全てに特別養子縁組が必要とは限らないが、<u>少なくとも検討すべきケース。</u></p> <p>・これまでの児童相談所を通じた特別養子縁組成立件数 →過去数年間の統計をもとに算出することも必要だが、実際には児童相談所にパーマネンシー保障の発想がなければ、里親等・施設への措置児童数が多くなってしまう。<u>今までの特別養子</u></p>	<p>・再統合困難なケースに対して、<u>パーマネンシー保障の理念に基づくアセスメント、ケースマネジメントを行なった結果、特別養子縁組が必要な子どもの人数が出てくる。</u> →実親との関係を残さないケースは特別養子縁組、残すケースは普通養子縁組。</p>	<p>・親の死亡や行方不明等になっているにも関わらず、<u>里親等・施設養育を続けているケースを改めて検討し、家庭復帰や親族養育が難しい場合には、特別養子縁組を検討する必要がある。</u> →検討した上で、児童相談所から、こども、実親、里親、施設などへの積極的な働きかけが重要。</p> <p>・両親の親の死亡・行方不明、交流が途絶えているなど、再統合困難なケースについて、<u>措置開始時点から、特別養子縁組を前提とした里親への委託等を行っていくことが必</u></p>

			<p>縁組成立数から算出される見込みに加えて、改めて養子縁組が必要な子ども数を把握することが必要。</p>		<p>要。</p>
		<p>・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数</p>	<p>・【上記と同様】措置・委託中のこども数のうち、親の死亡・行方不明、交流が途絶えているなど、再統合困難なケース数 →全てに特別養子縁組が必要とは限らないが、<u>少なくとも検討すべきケース。</u></p> <p>・これまでの民間あっせん機関を通じた特別養子縁組成立件数 →同居児童の届出等から児童相談所が把握することが可能とも考えられるが、転出・転入等もあり正確に把握することは困難と考えられる。</p>	<p>・【上記と同様】再統合困難なケースの中で、<u>パーマネンシー保障の理念に基づくアセスメント、ケースマネジメントを行なった結果、特別養子縁組が必要な子どもの人数が出てくる。</u> →実親との関係を残さないケースは特別養子縁組、残すケースは普通養子縁組。</p>	<p>・【上記と同様】親の死亡や行方不明等になっているにも関わらず、里親等・施設養育を続けているケースを改めて検討し、家庭復帰や親族養育が難しい場合には、特別養子縁組を検討する必要がある。 →検討した上で、児童相談所から、こども、実親、里親、施設などへの積極的な働きかけが重要。</p> <p>・【上記と同様】両親の親の死亡・行方不明、交流が途絶えているなど、再統合困難なケースについて、措置開始時点から、特別養子縁組を前提とした里親への委託等を行っていくことが必要。</p>

		<p>・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数</p>	<p>・児童相談所の職員数 ・現行の研修の年間実施回数、受講者数</p>		<p>・上記留意事項の内容を取り扱う研修の実施。</p>
		<p>・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備</p>	<p>・各ケースについて適格審判の申立を十分に検討されるべき。 ・策定要領の項目⑦の1(児童相談所のケースマネジメント体制の構築)が十分に行われていれば、自ずと必要なケースについて、特別養子縁組の検討や実親等への相談・情報提供が行うことが出来る。その観点からは、<u>項目⑦の1の発想が児童相談所に十分に定着しているのかが重要。</u></p>		
		<p>・里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による養子縁組の相談支援体制の整備</p>	<p>・<u>成立後のどの段階においても、必要に応じて養子・養親を支援していくことは重要であり、特に年長で養子縁組が成立した場合には、里親委託中と同程度の十分な支援が必要になり得る。</u>また、自分の親を十分に認識出来ていない乳幼児の段階で養子縁組が成立した子どもには、ライフストーリーワーク、真実告知等の出自を知る権利に関する丁寧な支援が必要となることも考えられる。こういった半年経過後以降の支援の充実のためには、児童相談所の職員体制の整備も併せて行っていくことが望ましい。 ・養子縁組包括支援事業を活用し里親支援センターやフォスタリング機関等民間機関による縁組後支援の充実も検討する必要がある。 ・各自治体で行なっている支援内容及び状況を把握することが必要である。その上で、相談支援の量としては、過去5、10年間に成立した養子縁組件数の分、養子・養親への支援・情報提供を児童相談所もしくは民間機関が担っていくことが望ましい。</p>		

図表V-6 項目8「里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」

項目名	資源の必要量等 (赤字：定量的資源①～③、青字：定性的資源：③のみ記載)	①「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標	②算出する際の留意事項	③各自治体が整備を進める上での留意事項	
(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率 (策定要領で算出方法が示されているため、留意事項のみ記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・里親等委託率の設定に当たっては、策定要領に記載しているとおりに、代替養育を必要とする全てのこどもについて、養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討する必要がある。特に乳幼児については養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする必要がある。(施設入所が長期化しているこどもについても里親等委託を検討する必要がある、特に乳幼児については原則として里親等委託への措置変更を行う必要がある。) ・以上を踏まえて、全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%の里親等委託率となるよう設定する。 ・目標とする里親等委託率を達成するために、必要な里親登録(認定)数、FHの確保数を検討の上、具体的な登録率、稼働率の目標を設定する。 ・稼働率を上げていくためには、里親登録のアセスメント段階で、実際の委託可能性が十分に検討されることが必要。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・養育里親・専門里親・養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数 	<ul style="list-style-type: none"> ■全体の里親登録(認定)数の見込み ・里親等委託が必要な子ども数 ・里親1人(家庭)当たりの平均受託児童数 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親等委託が必要なこども数から、里親・FHの確保数をそれぞれ見込む必要がある。 ・一人の子どもに対して、複数の里親数が必要 →年齢、障がい、発達特性、外国籍、保護の緊急性など、多様な子どもに対応できる多種多様な里 	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ、レスパイト、一時保護等の短期里親は今後より活用されるべき。 →里親としての入りやすさや、長期委託のイメージを持ちやすいため。(養子縁組里親にも、養育里親へ考え方が変わるケースもあり、候補として検討す

			<p><u>親を確保する</u>。その上で、マッチングの際に、<u>一人の子どもに対して複数の里親の選択肢できる形で、十分な里親数を確保する必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理的観点からは、1つの中学校区に2、3人の里親が目安となる。 ・<u>ショートステイ・レスパイト・一時保護里親の必要数も考慮して、全体の里親数を見込む。</u> ・<u>親族里親数も考慮して数を見込む。</u> ・<u>未委託里親数(稼働率)も考慮して、数を見込む。</u> ・里親登録(認定)数純増を考える際には、未委託率も加味する。 ・<u>養育里親と養子縁組里親等の重複登録に注意する。</u> ・<u>里親数の数え方について、家庭数なのか里親数なのか十分に注意する。</u> ・乳児院・児童養護施設等の施設に措置されている子どもから里 	<p>る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未委託里親に対しても、定期的なアセスメントや委託されない理由の説明等を行う。 ・項目7の①(パーマネンシー保障を踏まえた児童相談所のケースマネジメント)を推進するなかで、必要とされる里親数は変化するため、年度ごと(または中間年度)に必要な数の再検討・修正を行う。 ・里親数をただ増やすだけでなく、里親を支援するための機関(里親支援センター、民間フォスタリング機関等)の整備も併せて行い、里親家庭で暮らす子どもの生活の質の向上や委託不調の予防・対応する取組を行う。
--	--	--	---	--

				<p>親等への措置変更数を見込む →特に、障害を持つ子どもについて、専門里親の活用が見込まれる。</p> <p>・今後里親を辞めていく方（高齢の方など）の数を考慮する。</p>	
			<p>■種別ごとの里親数</p> <p>*養育里親数 全体の里親登録（認定）数から、「養子縁組里親数（重複していない）」「親族里親数」を引いた数</p> <p>*専門里親数 ・新規及び措置中の児童のうち、専門里親による養育が必要な子ども数 →各自治体の活用基準等を踏まえる。特に、児童自立支援施設、心理治療施設、障害児入所施設における里親委託が可能な子ども数を参考にする。</p> <p>*養子縁組里親数 ・新規及び措置中の児童のうち、養子縁組が必要な子ども数</p>	<p>・重複登録に注意する。 ・親族里親も入れた中で里親数を検討することが必要。</p>	<p>・専門里親に関して、各自治体で活用方法を整理・再検討し、より活用されることが必要。またそのために、専門里親の養成（専門性の向上も含めて）も併せて行う。 →特に、心理治療施設や障害児入所施設に入所しており、長期に渡って家庭復帰が難しい子どもについて。また、乳幼児で障害児入所施設に入所することは難しく、専門里親の活用によりアタッチメントの課題にも対応できる。 ・親族里親が今後より積極的に活用されるための取組を推進する。 →児童相談所のケースワーカー</p>

		<p>→項目7の3における数の見込みを参考に算出。</p> <p>・目標とする養子縁組成立件数(もしくは養子縁組里親委託数)</p>		<p>一等の現状認識に基づいて目標値として見込むだけでなく、あくまで親族里親が必要な子どもを再検討して活用を推進する。結果として親族里親の活用数を増やす。また、親族里親には積極的な家庭支援、サポート体制の整備が必要である。</p>
	・ファミリーホーム数	<p>・里親等委託が必要な子ども数から、里親養育ができない子ども数を引いた子ども数</p>	<p>・里親等委託が必要な子ども数から、里親・FHの確保数をそれぞれ見込む必要がある。</p> <p>・ファミリーホームに関して、その目的、他の里親種別との棲み分けを踏まえて、数を見込んでいくことが必要。</p> <p>→家庭養育の保障のための確保方策として</p>	<p>・特に、里親等養育が必要なきょうだい児の委託を進めていく</p>
	・里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	<p>・年間の里親登録数 →もしくは登録希望者数</p> <p>・開催1回当たりの審議件数</p> <p>・里親の登録待機状況(登録を待っている里親数) →里親登録を待っている里親数が多ければ、より開催件数を</p>	<p>・地域の実情に応じて、開催を行う。</p> <p>→毎月開催や年間3、4回の開催など、速やかに里親登録が可能となる開催回数を目指す。また、差し戻されて再度認定を目指すケースも開催回数に考慮す</p>	<p>・児童相談所から提出された調査書を確認し、内容を精査した上で、必要であれば差し戻せるような審議会の体制作りが必要。調査書の書式から検討することも必要であり、何段階かに分けて里親として社会的養護</p>

			増やす必要がある。登録待機期間は具体的に検討。	る。	の一端を担うことの適格性を確認できる仕組みが必要。
②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	・里親支援センターの設置数	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄人口 →児童相談所設置基準に準拠した50万人、中核市の20万人に1箇所など、児童相談所数に合わせた設置も考えられる。 ・管轄面積 →目安としては、1時間圏内のアクセス ・里親支援センターの職員数 ・管轄区域における里親登録数 →もしくは登録希望者数 ・職員一人あたりの担当里親数 →未委託・委託家庭の割合にもよるが30～40家庭程度が目安。(委託家庭ベースでは、20家庭程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置数よりも職員数を考慮して数を見込む。 		
	・民間フォスタリング機関の設置数	<ul style="list-style-type: none"> ・上の指標と同様であり、里親支援センターの設置数を踏まえて算出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置数よりも職員数を考慮して数を見込む。 ・行う事業内容を考慮して、数を見込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と密な連携を図る →あくまで対等な立場として、意見を言う関係性を両者が心がける。 	

				→特に広報・リクルート業務について、管轄人口・面接の影響を大きく受けるため留意する。	・特に新設される際には、児童相談所における積極的なサポートを行う。
		・基礎研修、登録前研修、更新研修など必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	・対象となる里親登録（認定）数 ・現在の研修の実施回数、受講者数	・地域の規模にもよるが、目安として一つの里親支援センターで年間5～6回程度。 →未委託里親向け、子どもの年齢（乳幼児、学齡児）、その他発達課題等に対応する研修を実施。	・里親の要望、課題状況を踏まえた研修を実施する。 →里親会等と連携して要望、課題状況の聞き取り、研修実施時のアンケートを参考にするなど。 ・委託された子どもの問題に合わせた研修を受講できる体制を整える。
		・児童相談所における里親支援体制の整備	・担当係を配置し、里親等委託推進に係る業務にしっかりと従事させる必要がある。 ・民間機関が里親支援センターを担う場合であっても、児童相談所において里親担当者の配置は必要と考えられる。人口規模にもよるが、複数名の十分な常勤配置が必要となる。また、児童相談所が里親支援センターを担う場合には、里親担当者の異動について配慮が必要であり、里親担当者が複数名配置されることによって、異動の時期をずらすことも可能である。		

図表V-7 項目9「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」

項目名		資源の必要量等 (赤字：定量的資源①～ ③、青字：定性的資源： ③のみ記載)	①「資源の必要量等」の見込み を算出するに当たって参考と なる指標	②算出する際の留意事項	③各自治体が整備を進める上 での留意事項
(9)施設の 小規模かつ 地域分散化、 高機能化及 び多機能化・ 機能転換に 向けた取組	①施設で養育 が必要なこども 数の見込み				
	②施設の小規模 かつ地域分散化、高機能 化及び多機能 化・機能転換 に向けた取組	・小規模かつ地域分散化 した施設数、入所児童数	<p>■施設数</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設で養育が必要なこども数の見込み(項目9の①) 現在地域小規模児童養護施設を持つ施設数 <p>→1、2箇所持つ、もしくは全て小規模に変更したなど、具体的に示す必要がある。</p> <p>■入所児童数</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設で養育が必要なこども数の見込み(項目9の①) 現在施設へ入所している児童数 現在小規模化した施設、地域小規模児童養護施設へ入所している児童数 	<ul style="list-style-type: none"> 策定要領上、概ね5年程度を目標に、確実に小規模かつ地域分散化を行うための計画を立てる必要があることに留意する。 小規模・地域分散化の例外は、ケアニーズが非常に高いこどもに専門的なケアを行うため、…生活単位が集合する場合もあり得る(策定要領P44)となっていることに留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> パーマネンシー保障の観点から、長期入所を防ぐ取組と併せて検討していく。

			・小規模化した施設、地域小規模児童養護施設の各定員数		
		・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数	・都道府県として推進計画で見込むべき、多機能化、機能転換を目指す加配施設数 →加配施設とは、家庭支援専門相談員を2人以上、心理療法担当職員を2人以上、自立支援担当職員を1名配置している施設数である。	・全ての養育機能強化のための専門職が揃っている施設数、もしくは複数配置(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員)を行なっている施設数など、具体的に見込んでいく必要がある。 ・パーマネンシー保障の観点から、特に家庭支援専門相談員の複数配置が重要となる。	
		・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	・都道府県として推進計画で見込むべき、多機能化、機能転換を目指す実施施設数 →親子支援事業は、施設機能強化加算によるものである。	・各事業に分けて算出。	
		・一時保護専用施設の整備施設数 (項目6に同様の資源有り)		・一時保護改革の項目と併せて検討。	
		・児童家庭支援センターの設置数 (項目3に同様の資源有り)		・特に、宿泊機能を持つ施設の設置数を数として見込む。	

		り)		
		・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施設数 （項目 8 に同様の資源有り）		・各フォスタリング事業に分けて施設数を算出する。
		・妊産婦等生活援助事業の実施設数 （項目 4 に同様の資源有り）		・要対協に登録されている特定妊婦の数を踏まえて算出する。 →市区町村ごとに特定妊婦の捉え方が様々であり、特に、 <u>積極的に特定妊婦への支援を展開している市区町村における登録数・割合</u> （要保護児童対策地域協議会の台帳に掲載されている）を参考にして、 <u>見込み数を算出する。</u>
		・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと） （項目 3 の資源と関連）	・各市区町村における家庭支援事業の見込み量 →事業ごとに記載。 ・管内の乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等に対し、家庭支援事業を委託できる施設数	・各市区町村で必要とされる具体的な事業を列挙して、事業ごとに委託する施設数の見込みを算出。 ・各自治体に足りない資源を検討し、それを補う形で計画に記載する。 ・子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業など、特に施設等に委託することが有効な事業を検討する。

図表V-8 項目10「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」

項目名		資源の必要量等 (赤字：定量的資源①～③、青字：定性的資源：③のみ記載)	①「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標	②算出する際の留意事項	③各自治体が整備を進める上での留意事項
(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握				
	②社会的養護経験者等の自立に向けた取組	<p>・児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）</p> <p>Ⅰ型：自立援助ホーム</p> <p>Ⅱ型：児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設</p> <p>Ⅲ型：里親、ファミリーホーム</p>	<p>・自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み（項目10の①）</p> <p>→自治体内の16歳以上で社会的養護を受けている人数 + 他自治体からの社会的養護経験者等の転居者数</p> <p>・各施設類型それぞれの入所定員数</p> <p>→Ⅰ型：5人～20人、Ⅱ型：5人以下、Ⅲ型：里親4人以下</p> <p>・措置延長を利用する児童数</p>	<p>・特に人口の多い自治体では、<u>他自治体からの社会的養護経験者の転居が多い</u>ことを踏まえて、数を見込む。</p> <p>・公共交通機関の有無、進学先や就職先となる学校・企業等へのアクセスのしやすさを踏まえて、<u>都市部に重点的に整備</u>する。</p> <p>・年度ごとの新規入居人数に加えて、<u>年齢制限の撤廃により、現在児童自立生活援助事業を利用して生活を続ける人数</u>を考慮する。</p>	<p>・措置を途切れさせないという観点から、措置延長を活用し、さらに児童自立生活援助事業の活用も積極的に検討する。</p> <p>→高校中退等による措置解除は原則行わない。何らかの理由で早期に退所する際にも、自立援助ホーム等の適切な関係機関へ繋げる。</p>

			<p>・現行の社会的養護自立支援事業の利用者数</p>	<p>・自立援助ホームでは、<u>入居人数の半数ほどが社会的養護を経由しない入居</u>であることを考慮し、数を見込む。</p> <p>・高校中退等で18歳を迎える前に措置解除となった社会的養護経験者の人数も踏まえて、数を見込む。</p>	
		<p>・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数</p>	<p>・自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み（項目10の①）</p> <p>→自治体内の16歳以上で社会的養護を受けている人数 + <u>他自治体からの社会的養護経験者等の転居者数</u></p> <p>・社会的養護自立支援拠点事業を利用する実人数・相談対応件数（前年度数値等を踏まえて）</p> <p>→実人数・相談対応件数について、本質的には<u>人数・件数に依らない支援ニーズの質的な重さ・心理的負担</u>を考慮する。</p>	<p>・特に人口の多い自治体では、<u>他自治体からの社会的養護経験者の転居が多い</u>ことを踏まえて、数を見込む。</p> <p>・公共交通機関の有無、役所等へのアクセスのしやすさを踏まえて、<u>都市部に重点的に整備</u>する。</p> <p>・児童養護施設等が設置するものに加えて、NPO法人など多様な機関の設置を促す。</p> <p>→施設が運営する際には、退所児童以外の児童が利用しづらい・疎外感を感じることも想定されるため。</p>	<p>・施設が実施する際にも、施設に敷設する形ではなく、できる限り独立させて設置する。</p> <p>→施設退所以外の児童も利用しやすい形式とするため</p> <p>・拠点事業について、対象児童に十分に周知を行う。特に里親家庭には重点的に行う。（ケアリーバー調査結果より）</p>

		<p>・社会的養護自立支援拠点事業の配置職員数 →配置基準では、支援コーディネーター1名、生活相談支援員1名、就労相談支援員1名 計3名+加算職員等</p>	<p>・社会的養護自立支援拠点事業の配置職員数 →配置基準では、支援コーディネーター1名、生活相談支援員1名、就労相談支援員1名 計3名+加算職員等</p>	<p>・高校中退等で18歳を迎える前に措置解除となった社会的養護経験者の人数も踏まえて、数を見込む。 ・<u>社会的養護を経験していないが困難を抱える児童(虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等)の支援ニーズも踏まえて、数を見込む。</u> →前年度実績における相談件数の割合も参考にする ・認知度が低い状況での実績等を踏まえるのではなく、認知度が上がった際に掘り起こされる潜在的ニーズも踏まえて整備を行う。</p>	
		<p>・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備</p>			

図表V-9 項目11「児童相談所の強化等に向けた取組」

項目名	資源の必要量等 (赤字：定量的資源①～③、青字：定性的資源：③のみ記載)	①「資源の必要量等」の見込みを算出するに当たって参考となる指標	②算出する際の留意事項	③各自治体が整備を進める上での留意事項	
(11) 児童相談所の強化等に向けた取組	①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市・特別区における児童相談所設置状況及び今後の設置見込み（検討中のものを含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市、特別区のうち児童相談所設置の意向を持っている自治体数 ・児童相談所の相談対応件数 ・人口当たりの児童福祉司・児童心理司数 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在設置されている児童相談所における超過勤務時間数、年休消化率、退職職員数など労働状況を十分に考慮して設置を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の際には、従来の市区町村の子育て支援と都道府県等が担ってきた要保護児童支援を整理しつつ、シームレスで切れ目のない支援体制の構築を行う。 ・新たな設置においては、児相業務を熟知する職員・SV・管理職等の確保が必要。 ・なお、児相設置に関わらず、基礎自治体において、社会福祉専門職を一定数確保することが必要。 →前提となる、市区町村の子ども家庭相談・地域子育て支援の充実のため。
	② 都道府県（児童相談所）における	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の管轄人口 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における相談対応件数 ・人口当たりの児童福祉司・児 	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄人口については、特に児童人口を踏まえる。 →こども家庭庁の示す設置基 	

	人材確保・育成等に向けた取組		<p>童心理司数</p>	<p>準(管轄人口をおおむね50万人以下とするよう検討)のほか、人口30万人当たり1箇所が適切という意見もあった。</p> <p>・利用者の交通利便性、公共交通機関の有無を踏まえる。</p>	
	<p>・児童福祉司、児童心理司の配置数</p>	<p>・児童相談所の相談対応件数</p> <p>・児童相談所の管轄人口</p> <p>・人口当たりの児童福祉司・児童心理司数</p> <p>→配置基準(人口3万人当たり児童福祉司1人+虐待相談対応件数による加算、児童福祉司2人に児童心理司1人)</p> <p>・常勤、非常勤職員数および割合</p> <p>・支援ケースを直接担当する職員数および割合</p> <p>→配置基準では、実際のケースを持たない管理職、並行支援を行う職員等も含まれており、本来であれば直接支援ケースを担当する職員数で見込むべき。</p>	<p>・超過勤務時間数、年休消化率、退職職員数など労働状況を十分に考慮する。</p>	<p>・異動によってベテラン職員が育たない状況があり、児童相談所間での異動を行うことも有用。</p> <p>・職員の人材育成計画・キャリアパスを十分に検討する。</p> <p>・現在いる職員を大切にする、サポート体制を構築する。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村支援児童福祉司の配置数 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所数 ・児童相談所管内の担当する市区町村数 <p>→ 要対協の実務者会議への参加、訪問等が容易となる程度の市区町村数を検討する。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司スーパーバイザーの配置数 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司数 ・児童福祉司としての勤務年数 <p>→ こども家庭庁が示す設置基準を参照（児童福祉司 5 人につき 1 人、概ね 5 年以上の児童福祉司勤務経験）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務時間数、年休消化率、退職職員数など労働状況を十分に考慮する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価を実施している児童相談所数 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所数 ・既に第三者評価を実施している児童相談所数 ・第三者評価の実施頻度 <p>→ 例として、児童福祉施設の 3 年に 1 回など</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札等を行う際、児童相談所業務への理解等評価者の基準を明確に定めることが適当。
	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員数 ・こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の年間受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭ソーシャルワーカーの研修受講者数は、認定機関が居住地毎の数値を公表予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、市区町村との合同研修の実施が重要。 ・OJT と OFF-JT の両方を行うことが重要であり、虐待防止のみならず、法律・外国籍・未成年後見制度など、多様な研修プ

		研修等)の受講者数			プログラムがあることが有用である。
		・専門職採用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の各専門職の採用者数 →社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保育士、保健師、看護師、医師など ・各専門職の正規・非正規割合 ・児童相談所の相談対応件数 ・児童相談所の管轄人口 ・人口当たりの児童福祉司数、児童心理司数 	<ul style="list-style-type: none"> ・各専門職に分けて算出する。 ・こども家庭ソーシャルワーカー資格の採用者数についても今後の計画上で考慮する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士数 ・医師数 ・保健師数 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、医師については、正規・非正規・委託契約それぞれの割合もしくは勤務時間数 ・児童相談所の相談対応件数 ・児童相談所の管轄人口 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる配置を行うことが必要。 ・本来であれば、常勤で弁護士が配置され、常に法律相談が行える体制整備が必要。 	

				→法律的なバックアップが日常的に受けられることは、児相職員の専門性、安心・メンタルヘルスの向上や、判断の迅速化にも繋がる。	
--	--	--	--	---	--

第VI章 総合考察³

1. 本調査研究の結果を各自治体の社会的養育推進計画策定に活かすために

本調査研究は、次期都道府県社会的養育推進計画策定において、整備方針を定めるために必要となる地域の実態把握や資源の必要量を見込むにあたっての参考指標や留意事項について、有識者へのインタビュー（第II章）、現行計画に基づく取り組み状況の調査（第III章）、自治体担当者による情報共有と意見交換（第IV章）で得られた結果をもとに有識者委員会での検討を進めた。その結果は第V章に項目別にまとめて示している。

今後各自治体において実際に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」をもとに令和7年度から11年度までの新たな計画を策定するにあたっては、まず令和6年度までの現行計画の達成状況を把握し、不十分な場合にはその要因を分析の上で次期計画策定に活かす必要がある。その際、第III章で示された全国の自治体の令和4年度の状況調査結果を参照することで、他自治体の状況や自由記述回答をもとに、より客観的に現状を把握・分析し、具体的な示唆を得ることができる。

また、今回発出された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」は内容がより広範に詳細に記載され、子どもの最善の利益を保障するためパーマネンシー保障の考えを軸に現行の社会的養育推進計画で不足していた項目や内容を補い、体系的にまとめ直されたものとなっている。これについては第IV章（実際の提示資料は第VII章に掲載）で示された意見交換会での説明内容、特に福岡市や山梨県における具体事例を用いた社会的養育推進計画の全体像の説明とパーマネンシー保障をどう実践し、その経験を他自治体でどう活かすのかについて知ることで、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の理解を深められ各自治体の計画策定に役立つと考えられる。第VII章に掲載した措置解除統計シートは、福岡市、山梨県でパーマネンシー保障の取り組みを始めるにあたって、実態把握のため使用されたものである。その結果の共有が関係者の気づきを促し新たな動きを生み出している。他の自治体においても利用可能なように、福井氏より提供いただき本報告書へ掲載するとともに、ダウンロードして実際にデータ入力することで図表として見える化できるようにした。まずは現状を把握した上で、そこに示された課題を具体的に解決する方法を求めて「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」や本報告書を参照することで、より多くの具体的示唆を得られると考える。

さらに計画を策定する上で、資源の必要量を見込むにあたっては第V章の各項目の記載が参考になるが、これについては第II章の有識者インタビューも参照することで、より具体的で全体的な理解が得られるであろう。本報告書は上記のように活用することで、当初調査研究の目的とした計画策定における地域の実態把握や必要量を見込むにあたっての参考指標や留意事項を示すにとどまらず、社会的養育推進計画の全体をより体系的、具体的に理解することにも役立つものとなり関係者の活用を期待する。

なお、本調査研究は「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」がこども家庭庁より発出された令和6年3月12日より前に開始された。したがって、インタビュー等各調査時点において確認できる資料（こども家庭庁「社会的養育・家庭支援部会」第3回資料1、第4回資料4、「社会的養育推進計画の

³ 第6回 FLEC フォーラム・メインシンポジウム(2024.3.9)基調講演資料(上鹿渡)も参考にまとめた。

策定要領」等)を参照しながら、可能な限り新しい資料に基づいて実施した。一部調査内容が最終的に発出された「社会的養育推進計画の策定要領」と異なる点もあることに留意する必要がある。

2. 社会的養育推進計画の軸となるパーマネンシー保障について

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」において、項目1で基本的考え方としてパーマネンシー保障と家庭養育優先原則が取り上げられ、項目7においてパーマネンシー保障に向けた取組として具体的にどう計画すべきか説明されている。計画全体としてもパーマネンシー保障を軸に整理した形で提示されており、それぞれの項目が相互に影響していることも考慮して計画を策定する必要があることが本調査研究の結果としても随所に示されている。特に第IV章の福井氏による「新たな策定要領の構造」についての図を用いての説明は、計画の全体像と各項目の関係をわかりやすく示している。また、福岡市における現行計画と今後に向けた取り組みの具体的な説明は、実際の策定要領の説明と合わせて理解することで、計画によって実現される課題解決の具体的なイメージを持つことができる。さらに福岡市で実践されてきたパーマネンシー保障の方法を他自治体の取り組みに活かすために開発されたパーマネンシープランニングモデルの山梨県における導入について安留氏による説明は、策定要領「項目7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組」を具体的に検討するにあたって参考になる。

当研究所が昨年度取りまとめた令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「社会的養育推進計画の適切な指標設定に関する調査研究報告書」(要旨2頁)に以下の記載がある。

- 新たな推進計画においてはパーマネンシー保障に関わる対応を優先した上で、必要な代替養育における里親委託率の向上が求められるものであることを明示している。これまで不十分だったパーマネンシー保障の考え方を社会全体で共有する必要がある。
- これまで都道府県等が担う社会的養護と市区町村が担う子ども・子育て支援いわば家庭支援が、接続しなかったことを、都道府県等及び市区町村、関係する民間機関の間で認識する必要がある。新たな推進計画の策定にあたっては、都道府県等・市区町村や関係機関が社会的養育におけるパーマネンシー保障の考え方や認識を共有しつつ、それぞれの実施主体が必要な対応を計画に落とし込んでいけるような連携や協働が必要と考えられる。
- 障害児入所施設の措置入所児童についても、新たな社会的養育推進計画の対象として含める必要があるとの意見もあり検討された。
- 推進計画の進捗管理についても各自治体は毎年自己評価と報告を実施する必要がある、国は具体的な評価指標や方法を提示し、外部評価の機会も準備し各自治体に提示する必要があると考えた。
- 新たな社会的養育推進計画によって「子どもとともにある社会」が実現できるよう、国は子どもの声を聴き反映させる仕組みや、計画策定後の定期的な評価・報告、関係者ネットワーク構築、コンサルテーションの体制等についても計画策定時から準備し整備する必要がある。

「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書や上記の調査研究結果も踏ま

え、こども家庭庁「社会的養育・家庭支援部会」での検討を経て、令和6年3月12日にこども家庭庁から新たな「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が発出された。令和7年度から5年間の各自治体の計画はパーマネンシー保障を念頭に、新たな社会的養育を構築するものとなっている。現行計画については、既存の社会的養護の資源や体制をもとに家庭養育優先原則をどう実現するか、特に代替養育における施設養護から家庭養護への移行に焦点化された取り組みが進められた。家族維持・予防的対応の必要性も指摘されていたが、都道府県と市区町村の接続は十分に進まず結果は不十分なものであった。これら残されていた課題を解決すべく現行計画期間中の令和4年に児童福祉法が改正され、令和7年度から5年間の計画を全面的に見直すべく令和6年3月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が発出された。こどものニーズをもとに、パーマネンシー保障の考えと家庭養育優先原則をこれからの社会的養育の中でどう実現するか考え、家族維持・予防的対応を十分なものとするべく、都道府県と市区町村の接続についても、項目3で具体的な計画を検討することになる。社会的養護当事者からの「いっしょに生きてくれる人が見つかる場所であってほしい」「親も助けて欲しかった」との声に応えられる計画が求められている。

ところで、次期社会的養育推進計画の策定要領について検討が続いていた2023年12月に「こども大綱」が閣議決定された。「社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援」の項目(21-22頁)で以下のように記載されている。

社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障をめざして、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育(親族等による里親養育・普通養子縁組含む)への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善を行うとともに、その人材確保に努める。あわせて、児童養護施設等については多機能化・高機能化を図る。また、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図る。これらの際、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネジメントを推進する。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよう支援する。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組む。

こども大綱は政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるものであり、今後の社会的養育につい

てパーマネンシー保障の考えを軸にした説明が示されている。各自治体における社会的養育推進計画を策定するにあたってこの国の方針を十分理解しておく必要がある。その際、特に重要な「パーマネンシー保障」の理解については、今後より多くの関係者に理解を広め、概念としての理解だけでなく個別ケースにおいて具体的な検討を進める必要がある。

上記こども大綱にある「家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障をめざして、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら・・・」の部分については、パーマネンシー保障のために、親子分離された子どもの意向を確認せず、安全・安心が確保されていない状況で無理に家庭復帰させるようなことが生じないように、関係者には以下のような理解も必要と考える。

市区町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所が中心となって、こどもと家族の意向や状況を踏まえ、安全で安心な家庭復帰に向けた最大限の支援を行う必要がある。それが困難と判断された場合は、こどもが信頼できる親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討する。

さらにパーマネンシー保障についてはこのような理解だけでは不十分であり、措置が長期化しているこどもや若者が多く存在する現状においては特に、個々のこどもにおけるパーマネンシー保障について検討する必要がある。その際に重要な理解として、畠山⁴による以下の説明が参考になる。

永続的な解決で達成できるのは、子どもに対する法的な位置づけのみである。それはその他の情緒的な結びつきを助けるものであるかもしれないが、必ずしもどちらもが保障できているとは限らない。アウトプットである「特別養子縁組」と「家庭復帰」ではなく、「パーマネンシー」というアウトカムを保障するような実践のあり方を、あらゆる子ども家庭福祉施策の中で創出していくべきだろう。(16頁)

パーマネンシーとは「子どもがこれからずっと続くと感じられる、将来の見通しを持った育ちの保障である。子どもが自分に対してコミットしてくれていると感じられる存在であり、そこに所属していると感じられ、いつでも戻れる場所であり、いつでも頼ることができる信頼できる1人以上の人との『つながり』である。それは周りの大人ではなく、子ども自身が定義するものであり、社会的・制度的に認められたものである。それはすべての子どもに対して社会が保障すべきものである」(37-38頁)

今後、全国の自治体の社会的養育推進計画策定過程で、パーマネンシー保障に関する議論が活発になると考えられるが、上記内容を踏まえて、こどもの視点で具体的な検討を進める必要がある。

⁴ 畠山由佳子・福井充編(2023)『パーマネンシーを目指す子ども家庭支援』岩崎学術出版社

3. 社会的養育推進計画各項目に関連したパーマネンシー保障についての留意事項

(1) 項目1について、「パーマネンシー保障」理解を広め深めること

「パーマネンシー保障」について、都道府県、市区町村、民間機関など関係者への周知が必要である。それぞれがこどものパーマネンシー保障のどの部分を担っており、何を目指しているのか共有できれば、それぞれの動きがそのまま良い連携につながる。パーマネンシー保障の理解については、原則的な理解に加えて、特に長期委託や自立間近のこどもについては、こどもの意向を第一に、「こどもが大事にしている・したい繋がり」をその後の人生においても継続できるよう、「関係性のパーマネンシー」についても十分留意する必要がある。まずは原則をしっかり理解した上で、個別のこどもの状況、意向に合わせてこどもにとって大事な関係性が保たれるよう判断することが重要である。パーマネンシー保障については、これまで実践レベルでの積み上げが不足・欠如しており、今後その知見を集積し共有していく必要がある。

(2) 項目3について、地域における包括的な支援体制の構築・強化

パーマネンシー保障の考えを軸に施設多機能化を進め、家庭維持や予防的対応、家族関係再構築等のために必要な支援メニューが増えると、それらを活用して子どもの最善の利益をどう保障するか、ケースマネジメントに関わる課題が明らかになる。これに対して、子ども・家族のための支援メニュー増加に伴い、その活用についてパーマネンシー保障の考えに基づいたケースマネジメントが可能となるよう人員を配置する必要もある。

(3) 項目7について、パーマネンシープランニングモデルの普及

児童相談所を中心に項目7の内容を実現することで計画全体が動くと考えられる。福岡市の実践がパーマネンシープランニングモデルとして山梨県で取り入れられ、児童相談所の考え方が変わり、里親委託だけでなく、家庭復帰や親族委託、養子縁組、自立についての判断が変化し始めたことが示されている。今回の調査研究で実施した大阪、福岡、東京での自治体関係者意見交換会においても、パーマネンシープランニングモデルについての理解が得られた。本来自分たちがやらなければならないこと、やりたかったことだったとの気づきもあり、参加者からはパーマネンシー保障の重要性を理解できたとの感想も多くあった。計画策定過程においても、自治体関係者が集まり進捗を共有し、それぞれの計画策定に生かす機会を設定する必要がある。

(4) 項目3・7・8・9について、パーマネンシー保障実現に向けた体制の強化

項目7で示されている「パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを実施するための体制」がまず必要である。市区町村が求められるパーマネンシー保障における重要な役割を果たすため、児童家庭支援センターのさらなる発展・連携と、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設の多機能化の動きと合わせた地域における支援の充実を図る必要がある。また、市区町村のパーマネンシー保障の理解を高めると同時に、実現する方法としての社会的養護資源との連携について、都道府県はその可能性を積極的に知らせ、つなげる必要がある。項目8の里親ショートステイ推進や項目9の施設の多機能化推進に関連して、都道府県が市区町村と民間双方に働きかけ、計画策定の段階から実践展開まで必要なサポートを続け協働を促す必要がある。

4. 社会的養育推進計画を「こどものために」で終わらず「こどもとともに」へ繋げる

パーマネンシー保障について、都道府県、市区町村、民間機関はもちろんのこと、地域の全て人に理解を広める必要がある。パーマネンシー保障は、社会的養育推進計画の軸となる考え方であり、今後都道府県や民間機関関係者に一層の理解が求められ、さらに個別ケースにおける検討の機会も増えると考えられる。パーマネンシー保障の第一は家族維持であり、家庭復帰後にも市区町村の支援が必須であり、都道府県と市区町村が、パーマネンシー保障を軸にそれぞれの役割を考えることで、こどもにとって切れ目のない支援が可能となる。したがって市区町村関係者においてもパーマネンシー保障について十分な理解が必須である。パーマネンシー保障について、こども大綱や社会的養育推進計画の策定要領で示された、具体的な内容をまず理解する必要があるが、こどもの年齢、それまでの対応、こどもの意向や家族の状況（十分な支援により安全・安心な環境・関係を提供できるか）について個別に検討が必要なことにも十分留意しなければならない。

これから各自治体で策定される社会的養育推進計画を「こどものために」で終わらず「こどもとともに」へ繋げる必要がある。そのためには、こどもの声を聴き反映させることと、成果を客観的に評価することが必要だが、これについても都道府県社会的養育推進計画の策定要領に記載されている。こどもの置かれている状況に大きな変化をもたらすことができる次期社会的養育推進計画策定のこの機会を「チャンス」と捉えて、全ての関係者、当事者が計画策定過程だけでなく、実施後の評価や中間見直しにおいても状況を共有し、協力して先に進められることを願う。